

## 基本目標

「誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市」

|        |                     |     |       |
|--------|---------------------|-----|-------|
| 施策 1   | 地域福祉の推進             | ・・・ | 1     |
| 施策 2   | 援護を必要とする人の生活安定と自立支援 | ・・・ | 7     |
| 施策 3   | 子どもを生きやすい環境の整備      | ・・・ | 1 2   |
| 施策 4   | 子育て環境の充実            | ・・・ | 1 9   |
| 施策 5   | 青少年の健全育成            | ・・・ | 2 7   |
| 施策 6   | 高齢者の社会参加の推進         | ・・・ | 3 2   |
| 施策 7   | 高齢者を支える地域ケア体制の推進    | ・・・ | 3 8   |
| 施策 8   | 障害者の自立支援と社会参加       | ・・・ | 5 1   |
| 施策 9   | 障害児の支援              | ・・・ | 5 7   |
| 施策 1 0 | 健康づくりの推進            | ・・・ | 6 2   |
| 施策 1 1 | 医療体制の充実             | ・・・ | 7 1   |
| 施策 1 2 | 保健衛生体制の充実           | ・・・ | 7 7   |
| 施策 1 3 | 市民生活の安全・安心の確保       | ・・・ | 8 6   |
| 施策 1 4 | 災害対策の推進             | ・・・ | 9 3   |
| 施策 1 5 | 消防力の強化              | ・・・ | 1 0 1 |

1 新・相模原市総合計画での位置付け

|           |    |       |                        |
|-----------|----|-------|------------------------|
| 基本目標      | NO |       | 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市 |
| 政策の基本方向   | NO | 1     | あたたかい地域福祉社会をつくれます      |
| 施策名       | NO | 1     | 地域福祉の推進                |
| 総合戦略の基本目標 |    | 基本目標  | 「定住促進、安全で安心な暮らしの確保」    |
|           |    | 施策所管局 | 健康福祉局                  |
|           |    | 局・区長名 | 小林 和明                  |

2 施策の目的・概要

|       |  |
|-------|--|
| めざす姿  | 住民がともに地域で支えあっている。  |
| 取組の方向 | <p><b>1 地域福祉活動の推進</b><br/>福祉への理解と意識の向上を図るとともに、地域の課題解決に向けて、参加と連携により地域全体で支えあふ福祉コミュニティづくりを進めます。</p> <p><b>2 バリアフリーによる福祉のまちづくりの推進</b><br/>誰もが公共施設・公共交通を快適に利用できるよう、道路・公園や駅などのバリアフリー化を進めることにより、福祉のまちづくりの推進に取り組みます。</p> |

3 「施策」、「成果指標」、「事務事業」及び「総合戦略の位置付け」の体系

| 施策名     | 取組の方向 | 成果指標                                 | 業績評価指標                                  | 施策を構成する主な事業                     | 総合戦略の重点プロジェクト |
|---------|-------|--------------------------------------|---|---------------------------------|---------------|
| 地域福祉の推進 | 1     | 【指標 1】<br>地域で、住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合 | 【業績評価指標 1-1】<br>ボランティア登録制度（いるかバンク）の登録者数 | 地域福祉活動推進事業（市民福祉の集い開催費）          |               |
|         |       |                                      |   | 地域福祉活動推進事業（社会福祉功労者、福祉作文等入賞者表彰費） |               |
|         |       |                                      |   | 地域福祉活動推進事業（社会福祉協議会運営助成金）        |               |
|         |       |                                      |   | 地域福祉活動推進事業（福祉コミュニティ形成事業）        |               |
|         |       |                                      |   | 地域福祉活動推進事業（地域福祉推進経費）            |               |
|         |       |                                      |   | 地域福祉活動推進事業（地域福祉支援体制推進事業）        |               |
|         |       |                                      |   | 民生（児童）委員活動推進事業                  |               |
|         | 2     |                                      | 【業績評価指標 1-2】<br>ノンステップバスの導入率            | ノンステップバス導入促進事業                  |               |

指標番号の右に「1」が記載された指標は総合戦略で設定した指標となる。

4 施策推進のための経費(決算額) H30年度は見込額

[単位:千円]

|                            | H26年度   | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度   | 総事業費の増減分析                                 |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---|
| 事業費                        | 576,422 | 592,179 | 660,510 | 605,868 | 629,290 | 市社会福祉協議会固有職員の昇給、給与改定等に伴う職員給与費の増加が主な要因である。 |
| 人件費                        | 22,240  | 21,792  | 22,176  | 22,048  | 22,140  |   |
| 総事業費                       | 598,662 | 613,971 | 682,686 | 627,916 | 651,430 |   |
| 施策に対する市民1人あたりコスト<br>[単位:円] | 828     | 852     | 946     | 870     | 901     |   |

職員1人あたりの人件費は、H26年度695万円、H27年度681万円、H28年度693万円、H29年度689万円、H30年度692万円として計算(人口は、10月1日現在の人口統計数値を使用)

5 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

|            |   |       |       |       |       |           |   |   |
|------------|---|-------|-------|-------|-------|-----------|---|---|
| 指標と説明      | 【指標 1】地域で、住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合<br>住民が福祉活動で互いに支えあっているかを見る指標<br>【単位： %】           |       |       |       |       |           | 結果の分析   |   |
|            | 地域の人たちの支えあい活動の場の一つであるサロンの設置増加数(目標設置箇所数400に対する設置割合と市民アンケートの結果)の割合を参考に、目標として設定しました。 |       |       |       |       |           | 達成率については、昨年度と比較し減少したため、目標値には届かなかった。<br>しかし、サロンの数は、平成29年度の296箇所から平成30年度は309箇所に増加しており、身近な地域での支え合い活動は着実に進んでいることから、今回の結果は、支え合い活動を知る、理解する機会が不足していることが要因と考えられる。<br>サロンが増え、身近な場所での支え合いの場が広がっていることを広報、ホームページ、市民講座などを通じて、積極的に周知を行う必要がある。 |   |
| 目標設定の考え方   | 基準値(H20年)   | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31(R1)年度 | 評価  | B |
| 目標値(a)     | 29.2  | 39.8  | 41.3  | 42.8  | 44.3  | 45.8      |   |   |
| 実績値(b)     |   | 30.3  | 30.6  | 40.3  | 36.5  |           |   |   |
| 達成率(b/a) % |   | 76.1% | 74.1% | 94.2% | 82.4% |           |   |   |

6 基本計画で定めている指標を補完する指標(業績評価指標)と各年度の目標及び実績

【業績評価指標1】

|            |   |       |       |       |       |           |   |   |
|------------|---|-------|-------|-------|-------|-----------|---|---|
| 指標と説明      | 【業績評価指標 1-1】ボランティア登録制度(いるかバンク)の登録者数<br>ボランティア意識の高まりを測る指標<br>【単位： 人】 |       |       |       |       |           | 結果の分析   |   |
|            | 住民同士の支えあい活動の一形態として、ボランティア活動に取り組んでいる人数を増加させることを目標として指標を設定しました。       |       |       |       |       |           | 達成率については、昨年度と比較し減少し、目標値に届かなかった。<br>いるかバンクの登録者数は昨年度よりも50人減少している。この結果の要因としては、高齢化等によりボランティア活動が困難となっている方が増えていることや、有償ボランティアの活動にシフトする方、地区ボランティアセンターでの活動にシフトする方など、ボランティア活動が多様化していることが原因と考えられる。<br>ボランティア活動希望者のニーズにあった活動先の開拓及びボランティア養成講座の開催を通じた担い手発掘に積極的に取り組む必要がある。 |   |
| 目標設定の考え方   | 基準値(H25年)   | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31(R1)年度 | 評価  | C |
| 目標値(a)     | 788   | 858   | 894   | 929   | 964   | 1,000     |   |   |
| 実績値(b)     |   | 701   | 700   | 745   | 695   |           |   |   |
| 達成率(b/a) % |   | 81.7% | 78.3% | 80.2% | 72.1% |           |   |   |

【業績評価指標2】

|            |  |             |             |             |             |             |   |   |
|------------|--|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|---|
| 指標と説明      | 【業績評価指標 1-2】ノンステップバスの導入率<br>相模原市内の営業所が保有する全バス車両に占めるノンステップバス車両の割合を見る指標<br>【単位： %】 |             |             |             |             |             | 結果の分析   |   |
|            | 車いす利用者等の移動に制約のある方の利便性の向上を図ることを目標として指標を設定しました。                                    |             |             |             |             |             | 交通事業者に対する本市の補助制度により、5台のノンステップバスを導入することができたが、バス全体の台数が増えたこと、ノンステップバスからノンステップバスの更新があったことから、目標値を下回る結果となった。今後も補助制度を継続し、導入促進に取り組んでいく。 |   |
| 目標設定の考え方   | 基準値(H27年)  | H27年度       | H28年度       | H29年度       | H30年度       | H31(R1)年度   | 評価  | B |
| 目標値(a)     | 26.3   | 26.3 (20.3) | 27.1 (21.9) | 35.6 (23.6) | 44.1 (24.5) | 52.5 (26.2) |   |   |
| 実績値(b)     |  | 26.3        | 27.7        | 35.1        | 42.1        |             |   |   |
| 達成率(b/a) % |  | 100.0%      | 102.2%      | 98.6%       | 95.5%       |             |   |   |

A: 年度別目標を(上回って)達成

B: 年度別の目標の値を80%以上達成

C: 年度別の目標の値を60%以上達成

D: 年度別の目標の値が60%未満

: 今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

7 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

|   | 施策を構成する事業名【所管課名】  | 平成30年度   |   | 平成31年度(令和元年度)指標・目標(Plan)   |
|---|---|--|---|--|
|   |   | 指標・目標(Plan)  | 実績(Do)・評価等(Check)   |  |
| 1 | 地域福祉活動推進事業(市民福祉の集い開催費) 【地域福祉課】<br>市民の連携と参加による「心のふれあう福祉の輪づくり」を推進するため、福祉月間事業の一つとして「市民福祉の集い」を開催する。 | 来場者アンケート結果「満足」、「まあ満足」と回答した人の割合:89%<br>('満足'、'まあ満足'と回答/アンケート提出総数×100) | <p>実績</p> 荒天により中止したため、実績なし。(参考 前々年度82.1%)<br><p>評価</p> 事業参加者の安全確保を考えて決定したもので、中止はやむを得ないものであったと考えている。 | 来場者アンケート結果「満足」、「まあ満足」と回答した人の割合:89%<br>('満足'、'まあ満足'と回答/アンケート提出総数×100) |

|   |   |   |   |  |
|---|---|---|---|--|
| 2 | 地域福祉活動推進事業(社会福祉功勞者、福祉作文等入賞者表彰費) 【地域福祉課】   | 福祉ポスター、標語及び作文参加者数:1,000人  | 実績<br>福祉ポスター、標語及び作文参加者数:1,100人  | 福祉ポスター、標語及び作文参加者数:1,000人   |
|   | 社会福祉の増進に功勞のあった者・団体に対し、表彰又は感謝の意を表してその功をたたえ、労をねぎらい、福祉ポスター、標語及び作文の入選者にも賞状を贈り、もって心のかよいあう明るいまちづくりを進める。 |   | 評価<br>教育委員会への働きかけを行い、福祉体験の内容を作文として提出してもらうよう提案したところ、作文応募者が増えたもの。(288件 707件)  |  |
| 3 | 地域福祉活動推進事業(社会福祉協議会運営助成金) 【地域福祉課】  | H27からH31までの5年間を計画期間として新たに策定された、強化発展計画を着実に遂行し、法人運営基盤の一層の強化を図る。               | 実績<br>市社協地域福祉活動計画等推進委員会及び経営基盤強化委員会へ出た意見を踏まえ、H27年度を始期とする強化発展計画及び財政計画に基づく取組を遂行した。   | H27からH31までの5年間を計画期間として新たに策定された、強化発展計画を着実に遂行し、法人運営基盤の一層の強化を図る。                |
|   | 地域福祉活動を充実するため、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と位置付けられている相模原市社会福祉協議会に運営費等を助成する。                       |   | 評価<br>遺贈による財源を有効に活用して、こども食堂、無料塾の運営支援を図るなど、地域福祉のニーズを的確に把握した活動を行っていることは評価できる。   |  |
| 4 | 地域福祉活動推進事業(福祉コミュニティ形成事業) 【地域福祉課】  | 22地区で実施   | 実績<br>平成26年度より22地区で実施し、各地区では、交流拠点の設置や、日常的な高齢者支援の仕組づくり、見守り活動の実施、地域の中で孤立を防ぐ「たまり場」づくり、地域でのボランティア登録・調整の仕組づくり等、地域の福祉課題に応じた取組が図られた。                                     | 22地区で実施  |
|   | 福祉コミュニティの形成を支援するため、社会福祉基金の運用収益等による助成を行う。  |   | 評価<br>予定どおり22地区で実施することができた。また、福祉コミュニティ形成事業として、地区ボランティアセンターの機能を有する地区が着実に増えており、地域の困り事を地域で相談解決できる環境づくりが進んでいる。  |  |
| 5 | 地域福祉活動推進事業(地域福祉推進経費) 【地域福祉課】  | 福祉のまちづくりイベントの実施 1回<br>福祉カレンダーの作成、配布<br>福祉のまちづくり研修会の開催 1回<br>地域福祉推進協議会の開催 4回 | 実績<br>福祉カレンダーを作成、配布<br>市内の学校、福祉施設等へ3,600部<br>福祉のまちづくり研修会の開催 1回<br>福祉のまちづくりイベントは、荒天のため中止。  | 福祉のまちづくりイベントの実施 1回<br>福祉カレンダーの作成、配布<br>福祉のまちづくり研修会の開催 1回                     |
|   | 相模原市地域福祉計画に基づき、身近な地域福祉を一層進めるため、地域での福祉活動の支援などを実施するとともに、地域福祉推進協議会において地域福祉計画の実施状況の把握や意見聴取などを行う。      |   | 評価<br>福祉カレンダー作成、配布、福祉のまちづくり研修会を実施し、市民への福祉思想の普及啓発を推進することができた。  |  |
| 6 | 地域福祉活動推進事業(地域福祉支援体制推進事業) 【地域福祉課】  | 市社会福祉協議会と連携し、市内22地区にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、個別支援、地域支援に取り組む。                     | 実績<br>市内22地区に配置し、1年間で391件の個別相談に対応した。また、地域で活動する団体の支援に取り組み、地域のネットワークづくりを進めた。  | 市社会福祉協議会と連携し、市内22地区にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、個別支援、地域支援に取り組む。                      |
|   | 相模原市地域福祉計画の重点的な取組である、コミュニティソーシャルワーカーの設置による横断的な支援などを実施する。  |   | 評価<br>複合化・複雑化した課題を抱える方や世帯に対して、民生委員・児童委員や高齢者支援センターなどと連携して、アプローチを行うことで、相談窓口や地域で活動する団体などの支援に結びつけることができた。   |  |
| 7 | 民生(児童)委員活動推進事業 【地域福祉課】  | 平成31年度一斉改選に向けた準備を進めるとともに、民生委員協力員制度の利用促進など、民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりを推進する。       | 実績<br>新任民生委員との情報交換会を実施した課題の抽出を行うとともに、庁内関係機関及び民生委員児童委員協議会と活動環境についての検討を行い、行政からの依頼業務についての整理を行った。民生委員活動の補佐・協力をする民生委員協力員制度の利用促進を図り、平成30年度には、民生委員協力員を新たに2名委嘱し、計25名となった。 | 令和元年12月民生委員・児童委員の一斉改選に向け、定数の見直しや民生委員協力員制度の利用促進など、民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりを推進する。 |
|   | 社会福祉の増進に努めるため、民生委員・児童委員の活動を推進する。  |   | 評価<br>民生委員児童委員協議会及び庁内関係機関において、依頼業務等についての共通認識を図ることができ、改善すべき内容についての対応及び検討を進めることができた。  |  |
| 8 | ノンステップバス導入促進事業 【交通政策課】  | 補助予定台数7台  | 実績<br>本市の導入制度を活用し、5台を導入した。  | 補助予定台数3台   |
|   | 車椅子利用者等の利便性を向上するノンステップバスを民間事業者が導入する際に費用の一部を補助する。  |   | 評価<br>バス事業者の事情により当初の予定より少ない台数となった。  |  |

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

(単位:千円)

| 番号 | 事業名【所管課】                               | H28年度   | H29年度   | H30年度   | H30年度における財源内訳 |         |
|----|--|---------|---------|---------|---------------|---------|
|    |  |         |         |         | 特定財源          | 一般財源    |
| 1  | 地域福祉活動推進事業(市民福祉の集い開催費)【地域福祉課】          | 279     | 322     | 258     | 258           | 0       |
| 2  | 地域福祉活動推進事業(社会福祉功労者、福祉作文等入賞者表彰費)【地域福祉課】 | 550     | 722     | 733     | 733           | 0       |
| 3  | 地域福祉活動推進事業(社会福祉協議会運営助成金)【地域福祉課】        | 454,959 | 356,134 | 374,802 | 12,663        | 362,139 |
| 4  | 地域福祉活動推進事業(福祉コミュニティ形成事業)【地域福祉課】        | 8,308   | 7,437   | 7,905   | 7,905         | 0       |
| 5  | 地域福祉活動推進事業(地域福祉推進経費)【地域福祉課】            | 3,024   | 2,926   | 4,716   | 2,477         | 2,239   |
| 6  | 地域福祉活動推進事業(地域福祉支援体制推進事業)【地域福祉課】        | 18,908  | 123,573 | 129,643 | 40,144        | 89,499  |
| 7  | 民生(児童)委員活動推進事業【地域福祉課】                  | 106,428 | 106,954 | 107,033 | 600           | 106,433 |
| 8  | ノンステップバス導入促進事業【交通政策課】                  | 600     | 7,800   | 4,200   | 0             | 4,200   |

特定財源:国や県からの交付金、地方債等、使途が特定される財源(市債が含まれる場合は括弧書きにて表示) 一般財源:地方税、地方交付税等、使途が特定されない財源

8 総合戦略に係る指標等の各年度の目標及び実績

【指標1】

| 指標と説明      | 【指標 18】地域で、住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合   |       |       |       |       |           | 結果の分析   |   |
|------------|---|-------|-------|-------|-------|-----------|---|---|
|            | 住民が福祉活動で互いに支えあっているかを見る指標【単位: %】   |       |       |       |       |           | 達成率については、昨年度と比較し減少したため、目標値には届かなかった。しかし、サロンの数は、平成29年度の296箇所から平成30年度は309箇所に増加しており、身近な地域での支え合い活動は着実に進んでいることから、今回の結果は、支え合い活動を知る、理解する機会が不足していることが要因と考えられる。サロンが増え、身近な場所での支え合いの場が広がっていることを広報、ホームページ、市民講座などを通じて、積極的に周知を行う必要がある。 |   |
| 目標設定の考え方   | 地域の人たちの支えあい活動の場の一つであるサロンの設置増加数(目標設置箇所数400に対する設置割合と市民アンケートの結果)の割合を参考に、目標として設定しました。 |       |       |       |       |           |   |   |
|            | 基準値(H26年)   | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31(R1)年度 |   |   |
| 目標値(a)     | 30.5  | 39.8  | 41.3  | 42.8  | 44.3  | 45.8      |   |   |
| 実績値(b)     |   | 30.3  | 30.6  | 40.3  | 36.5  |           |   |   |
| 達成率(b/a) % |   | 76.1% | 74.1% | 94.2% | 82.4% |           | 評価  | B |

A:年度別目標を(上回って)達成

B:年度別の目標の値を80%以上達成

C:年度別の目標の値を60%以上達成

D:年度別の目標の値が60%未満

:今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

9 他の部局との庁内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を生かした取組

【他の部局との庁内横断的な取組】

ダブルケアで悩みを抱える世帯や高齢の親が障害のある子を支援している世帯など、複合化・複雑化した課題を抱える世帯への支援方策の検討等を行うため、高齢、障害、児童、保健に関する相談窓口や高齢者支援センター、基幹相談支援センター、自立支援相談窓口、市社会福祉協議会等で組織する「地域福祉ネットワーク会議」を、各区ごとに開催し、課題解決に向けた意見交換等を行った。

【民間活力を生かした取組】

【地域の独自性を生かした取組】

福祉コミュニティ形成事業では、地域の困り事を地域住民が自ら把握し、課題解決に向けて取り組んでいる。地区の取組も、要支援者への見守り、気軽に相談できる場としてのサロンの開催、地区ボランティアセンターの設置運営等、地域によって様々な手法が取り入れられている。

10 総合戦略における総合分析

(1)現状分析・課題認識

地域福祉の推進役である民生委員・児童委員の担い手が不足し、地域から候補者を選出することが困難となっており、民生委員・児童委員の欠員が生じている地区がある。こうしたことから、担い手不足を解消していくために、民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備する必要がある。

(2)今後の具体的改善策

民生委員児童委員協議会と連携し、民生委員・児童委員の活動等への理解促進を図るとともに、民生委員協力員制度の利用促進などの他、関係機関と連携し、引き続き民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりを推進する。

## 1.1 総合計画における総合分析

### (1) 現状分析・課題認識

地域福祉の推進役である民生委員・児童委員の担い手が不足し、地域から候補者を選出することが困難となっており、民生委員・児童委員の欠員が生じている地区がある。こうしたことから、担い手不足を解消していくために、民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備する必要がある。

サロンの設置数は、平成27年度が271箇所、平成28年度が277箇所、平成29年度が296箇所、平成30年度が309箇所と、毎年増加しており、地域の人々が集い支え合う環境づくりが進んでいる。

コミュニティソーシャルワーカーを市内全22地区に配置することにより、制度の狭間において、福祉サービスなどの支援が受けられずに困っている方等に対して、民生委員・児童委員やボランティア等の地域の支え手の協力を得ながら、支援に向けた調整を行った。課題を抱える方を、必要な支援に円滑に結び付けるため、今まで以上に関係機関とコミュニティソーシャルワーカーとの連携を図る必要がある。

平成30年度のノンステップバスについては、本市の補助制度の活用により5台が導入された他、交通事業者による独自の導入により12台が導入され、公共交通のバリアフリー化が促進された。

### (2) 今後の具体的改善策

民生委員児童委員協議会と連携し、民生委員・児童委員の活動等への理解促進を図るとともに、民生委員協力員制度の利用促進などの他、関係機関と連携し、引き続き民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりを推進する。

市社会福祉協議会を通じて、身近な地域での支え合い活動である、サロン活動の設置運営を支援する。

コミュニティソーシャルワーカー、高齢者支援センター、基幹相談支援センター、各福祉相談窓口職員が集まる「地域福祉ネットワーク会議」を各区で継続して開催し、福祉相談窓口の連携を深めて、複合化・複雑化した課題への対応力を高める。

## 1.2 本施策の市の自己評価(1次評価)(Check)

### 【平成30年度の取組についての総合評価】

民生委員児童委員協議会及び関係機関において、依頼業務等についての共通認識を図ることができ、改善すべき内容についての対応及び検討を進めることができた。

福祉コミュニティ形成事業については、平成26年度から市内22地区全てで事業が実施されており、地区ごとの課題解決に向けた取組が進んでいる。地区ボランティアセンターや子ども食堂の運営に取り組むなど、地域のニーズを的確に捉え、地域福祉の推進に取り組むことができた。

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられているが、コミュニティソーシャルワーカーの市内22地区への配置を実施するとともに、平成30年度から新たに「子どもの居場所創設サポート事業」に取り組み、子ども食堂や無料学習塾等の子どもの居場所の立ち上げ等を支援した。本市の地域福祉の推進を図るため、引き続き、市社会福祉協議会を支援する。

バス事業者の事情により、当初予定していた補助台数を下回る結果となった。また、ノンステップバス導入率においては、全体の台数が増えたこと、ノンステップバスからノンステップバスの更新があったことから、目標値を下回る結果となった。

成果指標は目標値を下回っていたが、サロンの数はここ数年着実に増えており、身近な地域での支え合い助け合いの活動は広がっている。このことから、地域住民が地域で支える体制づくりが着実に進んだものと捉えており、総合的に判断し、1次評価を「B」とする。

1次評価

B

## 1.3 前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

「地域福祉ネットワーク会議」を各区で年2回開催し、コミュニティソーシャルワーカーが把握した複雑化・複合化した課題について、検討、意見交換を行い、解決に向けた検討を行うとともに、参加者が抱える課題を共有し、相談しやすい環境づくりを進めた。

14 2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

【施策推進に対する意見及び改善点】

2次評価

- A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている    B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

15 【参考】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

1 新・相模原市総合計画での位置付け

|           |    |       |                        |
|-----------|----|-------|------------------------|
| 基本目標      | NO |       | 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市 |
| 政策の基本方向   | NO | 1     | あたたかい地域福祉社会をつくれます      |
| 施策名       | NO | 2     | 援護を必要とする人の生活安定と自立支援    |
| 総合戦略の基本目標 |    | 基本目標  | 「定住促進、安全で安心な暮らしの確保」    |
|           |    | 施策所管局 | 健康福祉局                  |
|           |    | 局・区長名 | 小林 和明                  |

2 施策の目的・概要

|       |  |
|-------|--|
| めざす姿  | 援護を必要としていた人が、自立して生活できるようになっている。  |
| 取組の方向 | <p><b>1 生活の安定と自立に向けた支援</b><br/>                 援護を必要とする人の生活の安定のため、生活相談や緊急援護資金の貸付けなど支援策の充実を図るほか、関係機関との連携により社会的・経済的な自立を促進します。また、ひとり親家庭などの生活の安定を図るため、自立に向けた支援を進めます。</p> <p><b>2 生活保護受給世帯の支援</b><br/>                 生活保護を必要とする世帯に対して、法に基づく適正な保護を実施するとともに、相談・支援体制の強化を図るなど、制度の充実に向け、必要な取り組みを進めます。</p> |

3 「施策」、「成果指標」、「事務事業」及び「総合戦略の位置付け」の体系

| 施策名                 | 取組の方向 | 成果指標  | 業績評価指標  | 施策を構成する主な事業    | 総合戦略の重点プロジェクト |
|---------------------|-------|---|---|----------------|---------------|
| 援護を必要とする人の生活安定と自立支援 | 1     | 【指標 2】<br>生活保護を受けている人のうち、自立支援プログラムに参加した人の割合 | 【業績評価指標 2-1】<br>生活困窮者自立相談支援事業を通じた就労支援により、就職に結びついた人の割合 | 生活困窮者の自立支援事業   |               |
|                     | 2     |   | 【業績評価指標 2-2】<br>学習支援を行った中学3年生の高校進学率                   | 生活保護受給者の自立支援事業 |               |
|                     |       | 【指標】  | 【業績評価指標】  |                |               |

指標番号の右に「」が記載された指標は総合戦略で設定した指標となる。

4 施策推進のための経費(決算額) H30年度は見込額

[単位:千円]

|                            | H26年度   | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度   | 総事業費の増減分析  |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 事業費                        | 381,738 | 405,750 | 402,433 | 401,616 | 389,615 | 生活保護受給者の自立支援と生活困窮者の自立支援を一体的に実施し効率的な事業運営に努めていることが主な減要因。 |
| 人件費                        | 31,928  | 32,076  | 33,125  | 32,934  | 33,077  |  |
| 総事業費                       | 413,666 | 437,826 | 435,558 | 434,550 | 422,692 |  |
| 施策に対する市民1人あたりコスト<br>(単位:円) | 572     | 607     | 604     | 602     | 585     |  |

職員1人あたりの人件費は、H26年度695万円、H27年度681万円、H28年度693万円、H29年度689万円、H30年度692万円として計算(人口は、10月1日現在の人口統計数値を使用)

5 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

|           |   |        |        |        |        |  |    |   |
|-----------|---|--------|--------|--------|--------|--|----|---|
| 指標と説明     | 【指標 2】生活保護を受けている人のうち、自立支援プログラムに参加した人の割合<br>生活保護受給者が自立に向けて取り組んでいる状況を見る<br>指標<br>【単位：%】 |        |        |        |        | 結果の分析  |    |   |
| 目標設定の考え方  | 本市の現状が県内平均値より低いことから、県内平均値を中間目標に、基準年次における県内先進都市の値を最終目標として設定しました。                       |        |        |        |        | 生活保護受給者が抱える様々な課題の解決に向け、個々の状況に即したきめ細かな支援を行うとともに、支援を必要としている者が確実に支援につながるよう、自立支援プログラムの活用を推進していることから、参加者の増加がみられている。 |    |   |
|           | 基準値(H20年)   | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度  | 評価 | A |
| 目標値(a)    | 7.5   | 12.0   | 12.0   | 12.0   | 22.0   | 23.0   |    |   |
| 実績値(b)    |   | 19.2   | 20.1   | 21.0   | 22.0   |  |    |   |
| 達成率(b/a)% |   | 160.0% | 167.5% | 175.0% | 100.0% |  |    |   |

6 基本計画で定めている指標を補完する指標(業績評価指標)と各年度の目標及び実績

【業績評価指標1】

|           |   |        |        |        |        |  |    |   |
|-----------|---|--------|--------|--------|--------|--|----|---|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 2-1】生活困窮者自立相談支援事業を通じた就労支援により、就職に結びついた人の割合<br>自立支援相談窓口での就労支援を受けた生活困窮者のうち、実際に就労に結びついた人の割合<br>【単位：%】 |        |        |        |        | 結果の分析  |    |   |
| 目標設定の考え方  | 自立相談支援事業を通じた就労支援により、実際に就労に結び付いた人の割合を増加させることを目標に指標を設定しました。   |        |        |        |        | ハローワークや市就職支援センター、民間企業等との連携を図りながら、入口(相談)から出口(就労)までの切れ目のない一体的な支援を実施することで、支援を必要とする者の状況に即した効果的な支援が行えたこと、雇用情勢が着実に改善されていることから多くの者を就労に結びつけることができた。前年実績は下回ったが目標値を大きく上回る結果となった。 |    |   |
|           | 基準値(H25年)   | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度  | 評価 | A |
| 目標値(a)    | 45.0  | 46.0   | 47.0   | 48.0   | 49.0   | 50.0   |    |   |
| 実績値(b)    |   | 78.2   | 47.6   | 88.8   | 70.2   |  |    |   |
| 達成率(b/a)% |   | 170.0% | 101.3% | 185.0% | 143.3% |  |    |   |

【業績評価指標2】

|           |  |        |        |        |        |  |    |   |
|-----------|--|--------|--------|--------|--------|--|----|---|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 2-2】学習支援を行った中学3年生の高校進学率<br>生活保護受給世帯の中学生を対象とした勉強会に参加した<br>中学3年生の高校進学率<br>【単位：%】 |        |        |        |        | 結果の分析  |    |   |
| 目標設定の考え方  | 学習支援を行うことにより、生活保護受給世帯の中学3年生の高校への進学を促進することを目標として指標を設定しました。                              |        |        |        |        | 個々の学力や学習意欲に即した支援により全員が進学を果たすことができ目標を達成した。学力等を確実に身につけるためには早い段階で支援を実施することが有効であることから、中学1・2年生への参加勧奨を図り事業効果を維持した。 |    |   |
|           | 基準値(H25年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度  | 評価 | A |
| 目標値(a)    | 96.0   | 96.0   | 96.0   | 96.0   | 96.0   | 96.0   |    |   |
| 実績値(b)    |  | 100.0  | 96.9   | 100.0  | 100.0  |  |    |   |
| 達成率(b/a)% |  | 104.2% | 100.9% | 104.2% | 104.2% |  |    |   |

A: 年度別目標を(上回って)達成

B: 年度別の目標の値を80%以上達成

C: 年度別の目標の値を60%以上達成

D: 年度別の目標の値が60%未満

: 今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

7 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

|   | 施策を構成する事業名【所管課名】  | 平成30年度   |  | 平成31年度<br>(令和元年度)<br>指標・目標<br>(Plan)                             |
|---|---|--|--|--|
|   |   | 指標・目標(Plan)  | 実績(Do)・評価等(Check)  |  |
| 1 | 生活保護受給者の自立支援事業 <small>【地域福祉課・各生活支援課】</small><br>生活保護受給者が抱える様々な課題を解消し自立を促進するため、自立支援相談員の配置や関係機関等との連携により、就労支援のほか、就労準備支援、子どもやニート・ひきこもり等の若者の学習支援や居場所の提供、高齢者・障害者等の日常・社会生活支援、年金受給支援による自立促進など、各種自立支援プログラムを実施する。 | 支援の充実を図るとともに、各種自立支援プログラムへの参加勧奨を行い、より多くの者の社会的経済的な自立と生活の質の向上を支援する。 | 実績<br>就労や年齢(子ども、若者、高齢者)、健康、障害、その他生活課題に応じた15の自立支援プログラムにより支援を行った。<br>評価<br>個々の状況に即した自立支援プログラムの実施により、多くの参加者の自立及び生活改善が図られ、扶助費の削減につなげることができた。 | 支援の充実を図るとともに、各種自立支援プログラムへの参加勧奨を行い、より多くの者の社会的経済的な自立と生活の質の向上を支援する。 |

|   |                                |   |    |   |    |   |
|---|--------------------------------|---|----|---|----|---|
| 2 | 生活困窮者の自立支援事業<br>[地域福祉課・各生活支援課] | 引き続き自立支援相談窓口の周知を図るとともに、生活困窮者が抱える多様な課題に対処できるよう、関係機関等との連携体制の構築を進める。また、ホームレス等の自立を促進するため、生活相談や居宅生活への移行に向けた支援等を実施する。なお、支援が必要であるにもかかわらず実際に支援につなげていない者への対応策について検討を進める。 | 実績 | 自立支援相談窓口による相談支援を核として、個々が抱える課題の把握・整理を行い、寄り添い型の支援を実施するとともに、相談窓口を有する関係課に個別に制度周知を行う等、連携体制の構築を進めた。支援プラン作成件数及び支援により就労に結びついた者は、ともに前年度を下回ったが、支援対象者の7割が就労に結びついていることから一定の成果は得られた。また、ホームレス等に対する支援として、巡回相談を毎月実施するとともに、民間団体との協働により生活の安定と居宅生活への移行を支援した。 | 評価 | 引き続き自立支援相談窓口の周知を図るとともに、生活困窮者が抱える多様な課題に対処できるよう、関係機関等との連携体制の構築を進める。また、ホームレス等の自立を促進するため、生活相談や居宅生活への移行に向けた支援等を実施する。 |
|   |                                |   |    | 生活保護に至る前の段階での支援の実施により、これまで制度の狭間にあり支援が行えなかった者に対する自立の促進が図られるとともに、ホームレス等の相談・援護事業の実施によりホームレス状態からの脱却、生活改善が図られた。  |    |   |

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額 [単位:千円]

| 番号 | 事業名【所管課】                      | H28年度   | H29年度   | H30年度   | H30年度における財源内訳 |        |
|----|-------------------------------|---------|---------|---------|---------------|--------|
|    |                               |         |         |         | 特定財源          | 一般財源   |
| 1  | 生活保護受給者の自立支援事業 [地域福祉課・各生活支援課] | 318,978 | 314,663 | 303,305 | 206,946       | 96,359 |
| 2  | 生活困窮者の自立支援事業 [地域福祉課・各生活支援課]   | 83,455  | 86,953  | 86,860  | 76,446        | 10,414 |

特定財源:国や県からの交付金、地方債等、使途が特定される財源(市債が含まれる場合は括弧書きにて表示) 一般財源:地方税、地方交付税等、使途が特定されない財源

8 総合戦略に係る指標等の各年度の目標及び実績

【指標1】

| 指標と説明      | 【指標 19】生活困窮者自立相談支援事業を通じた就労支援により、就職に結びついた人の割合              |        |        |        |        |           | 結果の分析  |   |
|------------|---|--------|--------|--------|--------|-----------|--|---|
|            | 自立支援相談窓口での就労支援を受けた生活困窮者のうち、実際に就労に結びついた人の割合<br>【単位: %】     |        |        |        |        |           |  |   |
| 目標設定の考え方   | 自立相談支援事業を通じた就労支援により、実際に就労に結びついた人の割合を増加させることを目標に指標を設定しました。 |        |        |        |        |           | ハローワークや市就職支援センター、民間企業等との連携を図りながら、入口(相談)から出口(就労)までの切れ目のない一体的な支援を実施することで、支援を必要とする者の状況に即した効果的な支援が行えたこと、雇用情勢が着実に改善されていることから、多くの者を就労に結びつけることができた。前年実績を下回ったが目標は達成した。 |   |
|            | 基準値(H25年)   | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度 |  |   |
| 目標値(a)     | 45.0  | 46.0   | 47.0   | 48.0   | 49.0   | 50.0      |  |   |
| 実績値(b)     |   | 78.2   | 47.6   | 88.8   | 70.2   |           |  |   |
| 達成率(b/a) % |   | 170.0% | 101.3% | 185.0% | 143.3% |           | 評価   | A |

A:年度別目標を(上回って)達成

B:年度別の目標の値を80%以上達成

C:年度別の目標の値を60%以上達成

D:年度別の目標の値が60%未満

:今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

9 他の部局との庁内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を生かした取組

|  |
|--|
| <p>【他の部局との庁内横断的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・若者自立支援事業については、「子ども・若者支援協議会」を通じて生活困窮世帯の子どもを支援につなげる方法や支援のあり方等について情報共有を図っている。</li> <li>市民の相談窓口を有する関係課に制度周知を図るとともに、受けた相談内容から生活困窮が窺える場合には積極的に自立支援相談窓口を案内するよう依頼しており、支援を必要としている者が確実に支援につながるよう努めている。</li> </ul> <p>【民間活力を生かした取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援にあたり民間事業者の自主的な取組である就労訓練事業を活用している。</li> <li>ホームレス等に対する支援を豊富な実績があるNPO団体との協定事業として実施し、専門的な見地を活用した効果的な事業運営を図っている。</li> </ul> <p>【地域の独自性を生かした取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校(定時制高校を含む)に立地が近い若者の居場所では、学校との連携を密にした取組(学校内でのモデル事業実施等)を進めている。</li> </ul> |
|--|

## 10 総合戦略における総合分析

### (1) 現状分析・課題認識

- ・雇用情勢の改善により就労による自立が促進。
- ・景気の回復傾向に伴い、相談者(事業参加者)が微減。
- ・就労に結びつけることが容易になる反面、解消が困難な課題を抱える者が相対的に増加。
- ・解消が困難な課題解決のために支援が長期化、短期間で支援効果を示すことの困難化。
- ・要支援者には更なる丁寧な対応が必要。

### (2) 今後の具体的改善策

- ・自立支援相談窓口による相談支援による個々の状況、ニーズの的確な把握。
- ・関係機関等との連携による支援メニューの充実、適切な支援の実施。
- ・状況やニーズに即した寄り添い型の支援、切れ目の無い支援による自立の促進。
- ・制度周知や関係機関との連携等、相談件数の増加に向けた取組の推進。

## 11 総合計画における総合分析

### (1) 現状分析・課題認識

- ・生活保護受給世帯数は近年ほぼ横ばいだが、社会経済情勢に左右され将来的な動向は不透明。今後も微増傾向で推移する見込。
- ・高齢化の進行により生活保護受給世帯に占める高齢者世帯(特に単身高齢者)の割合が増加、社会的自立支援・日常生活自立支援のニーズは増大。
- ・被保護者が抱える課題が多様化・複雑化、経済的給付だけでは課題解消は困難なため自立支援プログラムは必要不可欠。
- ・支援を必要としているが実際に支援につがっていない者が潜在化。

### (2) 今後の具体的改善策

- ・これまでに実施してきた事業の更なる推進。
- ・個々の状況に即した、きめ細かな支援策の充実。
- ・生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の自立支援プログラムの一体的実施による効果的・効率的な支援の実施。
- ・関係機関等との連携による包括的な支援体制の構築。
- ・支援につがっていない者を発見する仕組みづくりの検討。

## 12 本施策の市の自己評価(1次評価)(Check)

### 【平成30年度の取組についての総合評価】

生活保護の自立支援プログラムと生活困窮者の自立支援事業の一体的な実施により、個々の状況に即した切れ目のない効果的な支援が実施。

就労支援促進計画を策定し事業対象者の状況を把握・分析、関係機関と連携を図り適切な支援を実施し自立を促進。

年金に精通した自立支援相談員により、資格期間短縮への対応として裁定請求の手続き等を含めた確実な受給支援を実施。新たな受給につながり自立の促進が図られるとともに、収入認定額が生活保護費に反映されることにより扶助費の抑制に寄与。

子ども・若者の自立支援事業の実施により「子どもの貧困」の解消に取り組み、将来的な生活の安定と自立を支援。また、高齢者世帯に対する支援の実施により、社会的な孤立を防止するとともに生活の質を向上。

本施策については、リーマンショックによって目標設定時と大きく状況が変わり目標値にも影響を及ぼしたが、これまで事業を推進してきた中で随時実施方法等の見直し等を行い、個々のニーズに対応した支援メニューの充実及び効果的な提供を図ってきたことから、事業参加者の割合が着実に伸長して目標を達成、支援を活用した者の自立や生活の質の向上につながるとともに、扶助費を削減する効果も見られていることから、1次評価を「A」とした。

1次評価

A

13 前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

- ・従前より実施してきた事業を引き続き推進した。
- ・関係機関等との連携を進めるため、各担当者会議や各窓口職場、民生委員協議会へ事業周知等を実施。
- ・上記等により相談・支援体制の強化を図り、援護を必要とする者の自立に向けた取組を推進。

14 2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

【施策推進に対する意見及び改善点】

2次評価

- A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている    B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

15 【参考】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

1 新・相模原市総合計画での位置付け

|           |      |       |                            |
|-----------|------|-------|----------------------------|
| 基本目標      | NO   | 1     | 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市     |
| 政策の基本方向   | NO   | 2     | 次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくれます |
| 施策名       | NO   | 3     | 子どもを産みやすい環境の整備             |
| 総合戦略の基本目標 | 基本目標 |       | 「結婚・出産・子育て環境の充実」           |
|           |      | 施策所管局 | こども・若者未来局                  |
|           |      | 局・区長名 | 菅谷 貴子                      |

2 施策の目的・概要

|       |   |
|-------|---|
| めざす姿  | 子どもをほしいと思う人が増えている。  |
|       | 市民が安心して妊娠・出産に臨んでいる。   |
| 取組の方向 | <p><b>1 安心して妊娠・出産できる環境の整備</b><br/>妊娠・出産に対する不安を解消し、安心して子どもを産み育てることができるよう、家庭や職場などにおける環境づくりを進めるとともに、医療と保健の連携を一層推進し、体制の整備に取り組みます。また、不妊治療への支援策の充実を図ります。</p> <p><b>2 母子保健の充実</b><br/>親と子が心身ともに健康に過ごすことができるよう、乳幼児期の健康、発育・発達、親の育児などを支援する環境を整え、母子保健の充実を図ります。</p> |

3 「施策」、「成果指標」、「事務事業」及び「総合戦略の位置付け」の体系

| 施策名                          | 取組の方向      | 成果指標                                | 業績評価指標                      | 施策を構成する主な事業                        | 総合戦略の重点プロジェクト |
|------------------------------|------------|-------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|---------------|
| 子どもを産みやすい環境の整備               | 1          | 【指標 3】<br>合計特殊出生率                   | 【業績評価指標 3-1】<br>乳幼児の健康状況把握率 | 妊婦健康診査事業                           | 少子化           |
|                              |            |                                     |                             | こんにちは赤ちゃん事業                        | 少子化           |
|                              |            |                                     |                             | 子育て支援センター運営事業                      | 少子化           |
|                              |            |                                     |                             | 地域子育て支援活動促進事業（ふれあい親子サロン）           | 少子化           |
|                              |            |                                     |                             | 【業績評価指標 3-2】<br>妊娠届出時に保健師と面接している割合 | 保育所待機児童対策推進事業 |
|                              | 病児・病後児保育事業 | 少子化                                 |                             |                                    |               |
|                              | 小児医療費助成事業  | 少子化                                 |                             |                                    |               |
|                              | 2          | 【指標 4】<br>子どもを産みやすい環境であると感じている市民の割合 | 【業績評価指標】                    | 妊婦健康診査事業（再掲）                       | 少子化           |
|                              |            |                                     |                             | こんにちは赤ちゃん事業（再掲）                    | 少子化           |
|                              |            |                                     |                             | 子育て支援センター運営事業（再掲）                  | 少子化           |
| 地域子育て支援活動促進事業（ふれあい親子サロン）（再掲） |            |                                     |                             | 少子化                                |               |

指標番号の右に「」が記載された指標は総合戦略で設定した指標となる。

4 施策推進のための経費（決算額） H30年度は見込額

【単位：千円】

|                            | H26年度     | H27年度     | H28年度     | H29年度     | H30年度     | 総事業費の増減分析   |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| 事業費                        | 2,105,363 | 2,090,780 | 1,726,781 | 1,268,596 | 1,203,091 | 認定保育室の認可化に伴い、認定保育室に対する補助金の総額が減少したことが、総事業費の減の主な要因となった。 |
| 人件費                        | 43,280    | 42,375    | 42,771    | 42,524    | 43,059    |   |
| 総事業費                       | 2,148,643 | 2,133,155 | 1,769,552 | 1,311,120 | 1,246,150 |   |
| 施策に対する市民1人あたりコスト<br>【単位：円】 | 2,972     | 2,960     | 2,452     | 1,816     | 1,724     |   |

職員1人あたりの人件費は、H26年度695万円、H27年度681万円、H28年度693万円、H29年度689万円、H30年度692万円として計算(人口は、10月1日現在の人口統計数値を使用)

5 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

| 指標と説明      | 【指標 3】合計特殊出生率<br>1人の女性が一生に生む子どもの数を示す指標<br>【単位：】  |             |             |             |             |             | 結果の分析   |   |
|------------|--|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|---|
| 目標設定の考え方   | 出産・育児に関する福祉制度の充実だけでなく、税制の優遇、就労・景気対策等の経済的支援など様々な要因や国の施策によるところが大きいものですが、全国的な少子高齢化が進むなか、基準値を維持することを目標として設定しました。 |             |             |             |             |             | 合計特殊出生率は、婚姻率を始め、様々な要因の影響を受けるものであり、単独の施策によって実績値を上げることは難しいが、電子母子健康手帳の導入や新生児聴覚検査の費用助成など、妊産婦や乳幼児に対する支援に取り組むことにより、子どもを生まやすい環境整備を行い、前年度の実績値を維持した。 |   |
| 基準値(H19年)  | H27年度  | H28年度       | H29年度       | H30年度       | H31(R1)年度   |             |   |   |
| 目標値(a)     | 1.16   | 1.35 (1.16) | 1.33 (1.16) | 1.38 (1.16) | 1.39 (1.16) | 1.41 (1.16) |   |   |
| 実績値(b)     |  | 1.24        | 1.25        | 1.24        | 1.24        |             |   |   |
| 達成率(b/a) % |  | 91.9%       | 94.0%       | 89.9%       | 89.2%       |             | 評価  | B |

【指標2】

| 指標と説明      | 【指標 4】子どもを生まやすい環境であると感じている市民の割合<br>子どもを生まやすい環境が本市に整っているかを見る指標<br>【単位： %】 |        |        |        |           |      | 結果の分析  |   |
|------------|--|--------|--------|--------|-----------|------|--|---|
| 目標設定の考え方   | 市「母子保健計画」における、妊娠・出産に満足している母親の割合の平成15年度から平成20年度の伸び率を目標として設定しました。          |        |        |        |           |      | 妊娠初期から保健師と面接を行う等により支援体制の充実に努め目標値を上回ることにはできたが、医療体制、経済的な支援の充実についての市民のニーズは継続しているため、さらなる育児環境の整備が必要である。 |   |
| 基準値(H20年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度 |      |  |   |
| 目標値(a)     | 55.7   | 58.4   | 58.8   | 59.3   | 59.7      | 60.2 |  |   |
| 実績値(b)     |  | 60.3   | 61.0   | 59.3   | 60.1      |      |  |   |
| 達成率(b/a) % |  | 103.3% | 103.7% | 100.0% | 100.7%    |      | 評価   | A |

6 基本計画で定めている指標を補完する指標(業績評価指標)と各年度の目標及び実績

【業績評価指標1】

| 指標と説明      | 【業績評価指標 3-1】乳幼児の健康状況把握率<br>乳幼児の健康、発達、発育等の支援ができていくかを見る指標<br>【単位： %】  |        |        |             |             |       | 結果の分析   |   |
|------------|---|--------|--------|-------------|-------------|-------|---|---|
| 目標設定の考え方   | 乳幼児健康診査(4か月、1歳6か月、3歳6か月)の対象者の内、健診受診者並びに未受診者家庭に対するアンケート調査の回収及び立ち寄り訪問で状況把握できた者の割合を毎年増加させることを目標として指標を設定しました。 |        |        |             |             |       | 乳幼児健康診査の受診勧奨に加え、健診未受診者に対するアンケート調査、立寄り訪問、夜間訪問等の取組により、乳幼児の健康状況把握率は目標値を達成した。 |   |
| 基準値(H28年)  | H27年度   | H28年度  | H29年度  | H30年度       | H31(R1)年度   |       |   |   |
| 目標値(a)     | 99.3  | 98.1   | 98.5   | 99.5 (99.0) | 99.8 (99.5) | 100.0 |   |   |
| 実績値(b)     |   | 99.9   | 99.3   | 99.5        | 99.9        |       |   |   |
| 達成率(b/a) % |   | 101.8% | 100.8% | 100.0%      | 100.1%      |       | 評価  | A |

【業績評価指標2】

| 指標と説明      | 【業績評価指標 3-2】妊娠届出時に保健師と面接している割合<br>妊婦に対して、妊娠初期から早期に保健指導を行うことができているかを見る指標<br>【単位： %】 |        |        |             |             |             | 結果の分析  |   |
|------------|--|--------|--------|-------------|-------------|-------------|--|---|
| 目標設定の考え方   | 母子健康手帳交付時に、保健師が妊婦に対して保健指導を行った割合を増加させることを目標として指標を設定しました。(H30年度からは第4次母子保健計画に掲げる目標値)  |        |        |             |             |             | 保健師と面接が可能な各区子育て支援センターの利用推奨に努めたこと、また、H30年2月より開始した区民課の土曜開庁時の保健師による母子健康手帳の交付が市民へ浸透し利用者が増えてきていることにより目標を大幅に上回った。今後も、保健師からの交付の機会が増えるよう周知を継続していく。 |   |
| 基準値(H28年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度       | H31(R1)年度   |             |  |   |
| 目標値(a)     | 80.2   | 63.0   | 76.7   | 82.0 (77.0) | 85.0 (77.4) | 87.0 (77.7) |  |   |
| 実績値(b)     |  | 76.4   | 80.2   | 83.2        | 90.3        |             |  |   |
| 達成率(b/a) % |  | 121.3% | 104.6% | 101.5%      | 106.2%      |             | 評価   | A |

A: 年度別目標を(上回って)達成

B: 年度別の目標の値を80%以上達成

C: 年度別の目標の値を60%以上達成

D: 年度別の目標の値が60%未満

: 今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

7 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

|   | 施策を構成する事業名【所管課名】                                    | 平成30年度   |   | 平成31年度<br>(令和元年度)<br>指標・目標<br>(Plan)   |
|---|---|--|---|--|
|   |   | 事業の概要  | 指標・目標(Plan)   |  |
| 1 | 妊婦健康診査事業 【こども家庭課】                                   | 妊婦と胎児の健康管理の充実を図るため、妊婦健康診査の受診を促進するとともに、経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に係る経費の一部助成を行います。   | ・母子健康手帳及び妊婦健康診査費用補助券の妊娠初期(3か月以内)の交付率:96%<br>・保健師からの交付率:85%  | 母子健康手帳及び妊婦健康診査費用補助券の妊娠初期(3か月以内)の交付率:96%  |
|   | 実績  |  |   |  |
| 2 | こんにちは赤ちゃん事業 【こども家庭課、各子育て支援センター】                     | 親と子が心身ともに健康に過ごすことができるよう、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児等に関する相談や支援を行います。  | 訪問率:100%  | 訪問率:100%   |
|   | 実績  |  |   |  |
| 3 | 子育て支援センター運営事業 【各子育て支援センター】<br>施策4からの再掲              | 各区に設置した子育て支援センター(子育て世代包括支援センター)を拠点とし、妊娠期から子育て期にわたるまでの育児に関する様々な悩みや相談に対応するとともに、母子保健施策と子育て支援施策の一体的な提供を通じて、関係機関との連携を図りながら切れ目ない支援を行います。 | ・妊娠期から子育て期までの様々な相談にワンストップで対応する窓口として、市民のニーズを的確に受け止め、必要な相談・支援を行う。<br>・保健と福祉が連携し、より質の高い、妊娠期から子育て期までの様々な子育てサービスを提供する。 | ・子育て支援センターが有する機能等についての市民周知を図り、より積極的かつ効果的な利用につながるよう、子育て支援センターの認知度の向上に努める。<br>・母子健康手帳の保健師からの交付率:91%  |
|   | 実績  |  |   |  |
| 4 | 地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン) 【こども家庭課・若者支援課】<br>施策4からの再掲 | 保護者の育児不安を解消するため、保健師・保育士のほか、民生委員・児童委員、子育てサポーターなど地域のスタッフが育児や遊びのヒントを提供するほか、身体測定を行います。   | ・地域子育て支援拠点事業の実施<br>連携型:市内8か所において実施<br>・ふれあい親子サロン事業の実施<br>27会場・年間297回  | ・地域子育て支援拠点事業の実施<br>連携型:市内11か所<br>・ふれあい親子サロン事業の実施<br>27会場・年間297回  |
|   | 実績  |  |   |  |
| 5 | 保育所待機児童対策推進事業 【こども・若者政策課、保育課】<br>施策4からの再掲           | 待機児童の解消を図るため、民間保育所の整備や認定保育室の運営に対する補助制度の拡充、家庭的保育事業の実施などにより、受入枠の拡大を進めていきます。  | 子ども・子育て支援事業計画における確保必要量に基づき、567人の定員増に向けた整備を進める。  | ・認可保育所、小規模保育事業所の新設や認定保育室の認可施設への移行促進等により、595人の定員増を図った。<br>・新規保育所等の空きスペースを活用し、認可保育所等の利用が不可となった1・2歳児を1年度間の期間限定で預かる年度限定保育事業を実施し、14名が利用を開始した。<br>・次年度4月の入所に向けた利用申請の時期に、保育需要の多い南区にすくすく保育アテンダント(保育専門相談員)を1名増員し、よりきめ細やかな相談支援を実施した。 |
|   | 実績  |  |   |  |

|   |  |   |  |   |                                     |
|---|--|---|--|---|-------------------------------------|
| 6 | 病児・病後児保育事業<br>施策4からの再掲   | 【保育課】   | 利用率の向上に向け引き続き市民周知を図るなど、更なる事業の推進を図る。                      | 実績<br>・各区に1施設ずつ、市内計3施設で事業を実施した。<br>・保育所等でのパンフレットの配布や事業者と連携した施設見学会など、利用率の向上に向けて取り組んだが、年間の延べ利用児童数は昨年度と比較して減少した。<br>【利用人数】<br>平成29年度:1,851人<br>平成30年度:1,473人 | 利用率の向上に向け引き続き市民周知を図るなど、更なる事業の推進を図る。 |
|   | 保護者の子育てと就労の両立を支援するため、保育所に在園する児童などが「病気回復期に至らない」場合や「病気回復期」にあって通常の集団保育が困難な期間に、専用の施設で一時的に保育を実施します。 | 評価<br>保護者の子育てと就労の両立支援に大きく寄与しており、引き続き事業の周知と利用率の向上に努めていく。             |  |   |                                     |
| 7 | 小児医療費助成事業<br>施策4からの再掲  | 【地域医療課】   | 平成30年10月から通院に係る助成対象年齢を中学校3年生までに拡大することにより、子育て支援の更なる充実を図る。 | 実績<br>平成30年10月から通院に係る助成対象年齢を中学校3年生までに拡大することにより、子育て支援の更なる充実を図った。   | 引き続き、事業を継続していく。                     |
|   | 小児の健康の保持・増進とともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行います。   | 評価<br>目標どおり実施し、小児の健康の保持・増進を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減による子育て支援の更なる充実を図った。 |  |   |                                     |

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額 【単位:千円】

| 番号 | 事業名【所管課】  | H28年度     | H29年度     | H30年度     | H30年度における財源内訳 |           |
|----|---|-----------|-----------|-----------|---------------|-----------|
|    |   |           |           |           | 特定財源          | 一般財源      |
| 1  | 妊婦健康診査事業 <span style="float: right;">【こども家庭課】</span>                                    | 387,200   | 389,415   | 364,940   | 0             | 364,940   |
| 2  | こんには赤ちゃん事業 <span style="float: right;">【こども家庭課、各子育て支援センター】</span>                       | 21,402    | 19,371    | 20,669    | 13,779        | 6,890     |
| 3  | 子育て支援センター運営事業<br>施策4からの再掲 <span style="float: right;">【各子育て支援センター】</span>               | 0         | 80,167    | 95,818    | 25,693        | 70,125    |
| 4  | 地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン) 施策4からの再掲 <span style="float: right;">【こども家庭課・こども・若者支援課】</span> | 455       | 448       | 482       | 0             | 482       |
| 5  | 保育所待機児童対策推進事業<br>施策4からの再掲 <span style="float: right;">【こども・若者政策課、保育課】</span>            | 1,274,636 | 736,122   | 678,275   | 238,821       | 439,454   |
| 6  | 病児・病後児保育事業<br>施策4からの再掲 <span style="float: right;">【保育課】</span>                         | 43,088    | 43,073    | 42,907    | 19,827        | 23,080    |
| 7  | 小児医療費助成事業<br>施策4からの再掲 <span style="float: right;">【地域医療課】</span>                        | 2,248,187 | 2,156,105 | 2,156,054 | 259,773       | 1,896,281 |

特定財源:国や県からの交付金、地方債等、用途が特定される財源(市債が含まれる場合は括弧書きにて表示) 一般財源:地方税、地方交付税等、用途が特定されない財源

8 総合戦略に係る指標等の各年度の目標及び実績

【指標1】

|            |  |  |       |       |       |           |
|------------|--|--|-------|-------|-------|-----------|
| 指標と説明      | 【指標 12】合計特殊出生率<br>1人の女性が一生に生む子どもの数を示す指標 <span style="float: right;">【単位: -】</span> | 結果の分析  |       |       |       |           |
| 目標設定の考え方   | 人口減少を抑制するため、国の長期ビジョンで設定された出生率と本市との乖離幅を維持するよう推移した場合の目標値として設定しました。                   | 合計特殊出生率は、婚率率を始め、様々な要因の影響を受けるものであり、単独の施策によって実績値を上げることは難しいが、電子母子健康手帳の導入や新生児聴覚検査の費用助成など、妊産婦や乳幼児に対する支援に取り組むことによって、子どもを生まやすい環境整備を行い、前年度の実績値を維持した。 |       |       |       |           |
|            | 基準値(H25年)  | H27年度  | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)     | 1.24   | 1.35   | 1.33  | 1.38  | 1.39  | 1.41      |
| 実績値(b)     |  | 1.24   | 1.25  | 1.24  | 1.24  |           |
| 達成率(b/a) % |  | 91.9%  | 93.7% | 89.9% | 89.0% |           |
|            |  |  |       |       |       | 評価 B      |

【指標2】

|            |   |   |        |        |        |           |
|------------|---|---|--------|--------|--------|-----------|
| 指標と説明      | 【指標 13】子どもを生まやすい環境であると感じている市民の割合<br>子どもを生まやすい環境が本市に整っているかを見る指標 <span style="float: right;">【単位: %】</span> | 結果の分析   |        |        |        |           |
| 目標設定の考え方   | 市「母子保健計画」における、妊娠・出産に満足している母親の割合の平成15年度から平成20年度の伸び率を目標として設定しました。   | 妊娠初期から保健師と面接を行う等により支援体制の充実に向け目標値を上回ることはできたが、医療体制、経済的な支援の充実についての市民のニーズは継続しているため、さらなる育児環境の整備が必要である。 |        |        |        |           |
|            | 基準値(H26年)   | H27年度   | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)     | 59.3  | 58.4  | 58.8   | 59.3   | 59.7   | 60.2      |
| 実績値(b)     |   | 60.3  | 61.0   | 59.3   | 60.1   |           |
| 達成率(b/a) % |   | 103.3%  | 103.7% | 100.0% | 100.7% |           |
|            |   |   |        |        |        | 評価 A      |

A:年度別目標を(上回って)達成

B:年度別の目標の値を80%以上達成

C:年度別の目標の値を60%以上達成

D:年度別の目標の値が60%未満

:今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

## 9 他の部局との庁内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を生かした取組

### 〔他の部局との庁内横断的な取組〕

母子健康手帳及び妊婦健康診査費用補助券の交付は、各区子育て支援センター以外に、各区区民課の土曜開庁の際に保健師面接による交付を行っている。

小児慢性特定疾病医療費助成制度や養育医療給付、育成医療給付は、こども家庭課や各区子育て支援センターに加え、地域医療課でも申請受付を行っている。

待機児童対策を始めとした、保育全般に係る内容について協議する保育事業連絡会議を新設し、健康福祉局の関係課職員と連携することで、問題意識の共有を図ることができた。 施策4からの再掲

### 〔民間活力を生かした取組〕

保育所等の受入人数の拡大に伴う保育士確保のため、市保育連絡協議会と連携し、保育士養成校に対し、市内保育所等への就職について協力依頼を行った。 施策4からの再掲

### 〔地域の独自性を生かした取組〕

## 10 総合戦略における総合分析

### (1)現状分析・課題認識

妊婦健康診査事業については、区民課の土曜開庁時の保健師による母子健康手帳交付により、面接率の大幅な増加につながったが、妊娠に不安を抱える妊婦に対して妊娠早期からの支援が必要であり、要支援妊婦を早期に把握するためには、全ての妊婦に対して保健師との面接による交付を行うことが重要となることから、今後、交付場所について更なる検討が必要である。

子育て支援センターの設置から2年が経過する中で、「相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」における、子育て支援センターの役割に関する市民の認知度が82.1%となっており、一定の周知が図れていると考えられる。また、新たにスタートした子育て支援に関する情報提供も周知することができた。保健と福祉の適切な連携を通じて、きめ細やかで、質の高いサービスを提供することができた。

妊婦と保健師が面接しながら母子健康手帳交付を行うことで、妊娠期から出産・子育てのイメージを持ちやすく、自分の相談先を知る機会となっている。母子健康手帳交付時の保健師との面接率は90.3%であり今後も面接率アップに努めていく。

総合戦略の少子化対策プロジェクトにおける重点的な取組として、保育所等や児童クラブの待機児童解消のため、定員拡大などの総合的な取組により、子育て環境の充実を図ることができた。 施策4からの再掲

### (2)今後の具体的改善策

区民課の土曜開庁時に、母子健康手帳を交付する際の保健師面接を実施する体制を整えたことで、面接率の増加につながった。今後も交付場所・交付方法等を検討し保健師の面接率アップに努める。

子ども・子育て支援事業計画による確保必要量に基づきながら、引き続き保育需要の動向を見極めつつ、認可保育所、小規模保育事業所の新設、認定保育室の認可化、保育士の確保等による定員拡大を行うとともに、保育の質の更なる向上のため、教育・保育関係団体からの意見・要望を取り入れ、「保育者ステップアップ研修」の内容を充実させる。 施策4からの再掲

## 11 総合計画における総合分析

### (1)現状分析・課題認識

妊婦健康診査事業については、区民課の土曜開庁時の保健師による母子健康手帳交付により、面接率の大幅な増加につながったが、妊娠に不安を抱える妊婦に対して妊娠早期からの支援が必要であり、要支援妊婦を早期に把握するためには、全ての妊婦に対して保健師との面接による交付を行うことが重要となることから、今後、交付場所について更なる検討が必要である。

こんにちは赤ちゃん事業については、里帰り出産後に実家で過ごす期間が長期化する世帯、医療機関での入院が長期化するケースなど、訪問が困難な場合もあるが、4か月児健康診査の活用や夜間訪問等を行うことにより、すべての母子の状況把握に努め、育児に関する相談・支援を行っている。

市民が子育て支援センターの機能等を理解し、より効果的な利用につながるよう、母子健康手帳交付の際などに子育て支援センターの案内を行うことにより、認知度向上に努める。

就学前児童数は前年から減少しているものの、女性の就労率の増加や、保育所等の定員の増加による利用への期待感の高まりから、利用申込者数、利用児童数はともに増加しており、この保育需要の増加傾向は当面続くものと考えられる。 施策4からの再掲

### (2)今後の具体的改善策

妊婦と保健師が面接しながら母子健康手帳交付を行うことで、妊娠期から出産・子育てのイメージを持ちやすくすると同時に、自分の相談先を知る機会となる。母子健康手帳の交付場所・交付方法等を検討し保健師の面接率アップに努める。

保育所等の待機児童対策については、子ども・子育て支援事業計画による確保必要量に基づきながら、引き続き保育需要の動向を見極めつつ、待機児童や保留児童の多い地域を中心に、認可保育所、小規模保育事業所の新設、認定保育室の認可化、保育士の確保等による定員拡大を図るとともに、各区に配置したすくすく保育アテンダント(保育専門相談員)によるきめ細かな相談対応を行い、ニーズに合致した施設の紹介・利用案内を行いながら待機児童の解消に努める。 施策4からの再掲

## 12 本施策の市の自己評価(1次評価)(Check)

### 【平成30年度の取組についての総合評価】

妊婦健康診査事業については、母子健康手帳および妊婦健康診査費用補助券の区民課での土曜開庁時の保健師による交付により、妊娠初期の交付率はさらに増加した。また、妊婦に適切な保健指導を行うため、保健師が常駐する各区子育て支援センターでの交付を推奨したことにより、保健師との面接による交付率も増加し、妊娠早期からの支援へつなげることができた。

母子健康手帳について、従来の紙媒体の手帳に加え、平成30年7月から電子母子健康手帳アプリケーション「さがプリコ」を導入し、災害時におけるデータの復元のみならず、日常的な健診記録のグラフ化、予防接種のスケジューリング、家族との情報共有、市からの情報発信等により、妊産婦の不安解消や母子の健康管理の支援に取り組んだ。

子育て支援センターの設置から2年が経過する中で、「相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」における、子育て支援センターの役割に関する市民の認知度が82.1%となっており、一定の周知が図れていると考えられる。また、新たにスタートした子育て支援に関する情報提供や、保健と福祉の適切な連携を通じて、きめ細やかで、質の高いサービスを提供することができた。

平成30年10月から新生児聴覚検査費用の一部助成を開始し、聴覚障害の早期発見、適切な治療や支援につなげることで、音声言語発達等への影響を最小限に抑えるとともに、安心して出産・育児ができる環境を整えた。

保育所待機児童対策推進事業については、保留児童の多い地域への認可保育所、小規模保育事業所の新設や、認定保育室から認可保育所への移行促進を実施し、595人の保育の受け皿拡大を図るとともに、すくすく保育アテンダント(保育専門相談員)による相談支援を実施したが、女性の就労増加や、保育所定員の増加による利用への期待感の高まりなどに伴い、利用申込数は過去最大となったため、待機児童ゼロを達成することができなかったが、待機児童数は、前年と比べ大幅に減少した。 施策4からの再掲

病児・病後児保育事業については、病中・病後の児童に対し保育の場を提供することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するための重要な役割を果たしている。 施策4からの再掲

平成30年8月から、4か月児健康診査時の絵本の配布(ブックスタート事業)及び2歳6か月児歯科健康診査通知に図書館での絵本の引換券の同封(セカンドブック事業)を開始し、親子の愛着形成や家庭における読書習慣の定着につなげた。

○多くの社会的要因から複合的な影響を受ける合計特殊出生率を除き、指標は目標値を達成することができた。母子保健事業については、母子健康手帳の交付時に保健師が関わる機会を充実することによって、出産や育児に対する不安を抱えた妊婦への早期支援を行うとともに、母子の健康管理に関する啓発を行っている。また、こんにちは赤ちゃん事業や乳幼児健康診査の受診勧奨を行うことにより、乳児の健康状況を把握できている。さらに、電子母子健康手帳アプリケーション「さがプリコ」の導入や新生児聴覚検査事業、ブックスタート・セカンドブック事業などの新たな事業を展開し、妊娠期から子育て期にかかる支援の充実を図った。これらの実績を勘案し、1次評価を「A」とした。

1次評価

A

## 13 前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

妊婦健康診査事業については、妊婦健康診査費用の助成や交付場所について引き続き周知を実施。保健師による交付率の増加につながった。

こんにちは赤ちゃん事業については、面会・連絡がとれない家庭に対して、立ち寄り訪問を実施し、前年度より訪問率は増加した。未訪問家庭においては、4か月児健診時の面接等により児の発育発達、育児状況等の把握に努めている。また、夜間訪問等によりすべての母子の状況把握に努め、児童虐待が疑われる児を発見した場合には、各区子育て支援センターにおいて母子保健と福祉部門の連携を図り支援を実施した。

子育て支援センターの設置から2年が経過する中で、「相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」における、子育て支援センターの役割に関する市民の認知度が82.1%となっており、一定の周知が図れていると考えられる。また、新たにスタートした子育て支援に関する情報提供も周知することができた。保健と福祉の適切な連携を通じて、きめ細やかで、質の高いサービスを提供することができた。

子ども・子育て支援事業計画による確保必要量に基づきながら、引き続き保育需要の動向を見極めつつ、認可保育所、小規模保育事業所の新設、認定保育室の認可化、年度限定保育事業の実施等により受入枠の拡大を図るとともに、必要な保育士の確保に努めた。また、保育の資の向上を図るため、保育者向けの新たな研修を実施した。 施策4からの再掲

## 【施策推進に対する意見及び改善点】

・成果指標「合計特殊出生率」は、施策の最終的な成果として「こども・若者未来局」が自ら設定し、その達成を市民と約束したものであり、また人口減少のペースを遅らせるためにも目標達成は重要である。現在の実績値1.24は、現在の全国値1.42、あるいは国の目標とする希望出生率1.80を考慮すると低水準にあり、しかもこれまで9年間1.2台のあまりにも低い実績値で推移している。実施するさまざまな事業は、成果達成のための手段という位置づけにあり、事業実施の結果としてどれだけ成果を達成したかが問われるということを十分に留意されたい。子育てなど保育分野にとどまらず、優れた学習環境を提供する教育、若者世代を呼び込む産業、快適な暮らしを提供する都市計画分野など、庁内横断的に連携して出生率を向上させるための抜本的な支援・改革、新たな事業展開を検討し、その目標達成を図られたい。

・施策を構成する事業が多数あり、問題を抱えた人がどのサービスを使うとよいのか分かりにくいいため、市民の視点に立った情報伝達を図られたい。

・成果指標「子どもを生みやすい環境であると感じている市民の割合」及び業績評価指標「乳幼児の健康状況把握率」、業績評価指標「妊婦届出時に保健師と面接している割合」はいずれも目標達成されているが、達成率が低下傾向にあり、目標値の達成を維持するように努められたい。

・子どもを生み育てやすい環境にはなりつつあると思うが、今後、夜間保育の確保にも取り組まれたい。

・依然として「子育ては母親の仕事」という考え方が残っており、現状を打開するためには、既存の枠組みに囚われない工夫が必要である。“母子保健を”親子保健と改名するなど、意識の改善に向けた取組を検討するとともに、父子家庭に対する支援も推進されたい。

・病児・病後児を受け入れる施設の利用状況の把握を引き続き行い、計画的な対応を図られたい。

・医学的なチェックと子育て支援の両方を行う必要があることから、行政や医療機関、関係機関の連携による支援体制の整備を検討されたい。

・保育の無償化に伴い、質の高い保育提供をするため、民間企業などを利用し保育士のスキルを高める事業展開を期待する。

・施策を構成する主な事業が重複しているため、削除あるいは再掲とするなど、目的・手段の関係を明確にされたい。

2次評価

A

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

## 15 【参考】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

1 新・相模原市総合計画での位置付け

|           |       |                            |
|-----------|-------|----------------------------|
| 基本目標      | NO    | 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市     |
| 政策の基本方向   | NO 2  | 次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります |
| 施策名       | NO 4  | 子育て環境の充実                   |
| 総合戦略の基本目標 | 基本目標  | 「結婚・出産・子育て環境の充実」           |
|           | 施策所管局 | こども・若者未来局                  |
|           | 局・区長名 | 菅谷 貴子                      |

2 施策の目的・概要

|      |   |
|------|---|
| めざす姿 | 安心して子育てができている。<br>子どもを必要なときに預けることができる。  |
| 取組の向 | <p><b>1 子育て家庭への支援</b><br/>保育所や児童クラブの待機児童の解消に向けた環境の整備や、保育所の延長保育、一時保育、病児・病後児保育などの拡充を図るとともに、子どもたちの安全な活動場所の確保と健全な育成を図ります。また、乳幼児医療費の助成や子ども手当の支給などにより、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。</p> <p><b>2 地域で子育てを支える取り組みの推進</b><br/>地域で子育てを支援する人材の育成や地域の子どもの支援するネットワークの充実を図るとともに、保育所や幼稚園、こどもセンターなどの機能を生かした子育て・子育て家庭への支援に取り組みます。また、子どもが、放課後に安全に過ごすことができる居場所づくりに向けた取り組みを推進します。</p> <p><b>3 子どもを守る取り組みの推進</b><br/>子どもの人権に関する教育・啓発活動を推進するとともに、地域や関係機関が連携し、育児不安を抱える家庭を支援するネットワーク体制の充実を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。</p> |

3 「施策」、「成果指標」、「事務事業」及び「総合戦略の位置付け」の体系

| 施策名      | 取組の方向 | 成果指標                                    | 業績評価指標  | 施策を構成する主な事業                             | 総合戦略の重点プロジェクト                           |                                |                            |     |
|----------|-------|---|---|---|---|--------------------------------|----------------------------|-----|
| 子育て環境の充実 | 1     | 【指標 5】<br>子どもを育てやすい環境であると<br>感じている市民の割合 | 【業績評価指標 4-1】<br>保育を必要とする児童が、<br>保育を受けることができる割合<br>(保育所) | 3 放課後子どもプラン推進事業(放課後子ども教室事業の実施)          | 少子化                                     |                                |                            |     |
|          |       |   |   | 4 放課後子どもプラン推進事業(児童クラブの再整備・改修)           | 少子化                                     |                                |                            |     |
|          |       |   |   | 5 放課後子どもプラン推進事業(児童厚生施設整備)               | 少子化                                     |                                |                            |     |
|          |       |   |   | 6 老朽化した児童館の建替                           |   |                                |                            |     |
|          |       |   |   | 7 こどもセンター改修事業                           |   |                                |                            |     |
|          |       |   |   | 8 保育所待機児童対策推進事業                         | 少子化                                     |                                |                            |     |
|          |       |   |   | 9 保育所待機児童対策推進事業(津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進) |   |                                |                            |     |
|          |       |   |   | 10 病児・病後児保育事業                           |   |                                |                            |     |
|          |       |   |   | 11 小児医療費助成事業                            | 少子化                                     |                                |                            |     |
|          |       |   |   | 12 子育て支援センター運営事業                        | 少子化                                     |                                |                            |     |
|          |       |   |   | 2                                       | 【指標 6】<br>子どもを必要なときに預けられる場(人・場所)がある親の割合 | 【業績評価指標 4-2】<br>子育てサポーターの登録者数  | 1 地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン) | 少子化 |
|          |       |   |   | 3                                       | 【指標】                                    | 【業績評価指標 4-3】<br>子どもの安全確認を行った割合 | 2 児童虐待防止事業                 |     |

指標番号の右に「」が記載された指標は総合戦略で設定した指標となる。

4 施策推進のための経費(決算額) H30年度は見込額

[単位:千円]

|                            | H26年度     | H27年度     | H28年度     | H29年度     | H30年度     | 総事業費の増減分析  |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| 事業費                        | 4,186,734 | 4,004,940 | 3,698,799 | 3,055,992 | 2,997,680 | 認定保育室の認可化に伴い、認定保育室に対する補助金の総額が減少したことや、こどもセンターの改修費用の減少が、総事業費の減の主な要因となった。 |
| 人件費                        | 69,500    | 68,160    | 71,025    | 70,615    | 70,922    |  |
| 総事業費                       | 4,256,234 | 4,073,100 | 3,769,824 | 3,126,607 | 3,068,602 |  |
| 施策に対する市民1人あたりコスト<br>(単位:円) | 5,887     | 5,651     | 5,225     | 4,330     | 4,244     |  |

職員1人あたりの人件費は、H26年度695万円、H27年度681万円、H28年度693万円、H29年度689万円、H30年度692万円として計算(人口は、10月1日現在の人口統計数値を使用)

5 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

|            |   |   |       |       |       |       |           |
|------------|---|---|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 指標と説明      | 【指標 5】 子どもを育てやすい環境であると感じている市民の割合<br>子どもを育てていく上での環境が本市に整っているかどうかを見る指標<br>【単位： %】 | 結果の分析   |       |       |       |       |           |
| 目標設定の考え方   | 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(厚生労働省)における、第1子出産前後の女性の継続就業率の数値目標の伸び率を参考に、目標を設定しました。        | 保育所等の整備等を推進し、受入枠の拡大を行った結果、待機児童数は前年度の83人から8人に減少したが、保育需要は年々増加しており、整備を行ってもなお、待機児童が発生していることから、目標値を下回る結果となった。今後も、保育所等の待機児童対策のみならず、子どもの居場所づくりや子育てに関する情報の提供等、市民に実感してもらえるような子育て支援施策を実施していく。 |       |       |       |       |           |
|            | 基準値(H20年)   |   | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)     | 47.3  |   | 58.5  | 61.0  | 63.5  | 66.0  | 68.4      |
| 実績値(b)     |   |   | 57.1  | 58.8  | 56.2  | 55.5  |           |
| 達成率(b/a) % |   |   | 97.6% | 96.4% | 88.5% | 84.1% |           |
|            |   |   |       |       |       |       | 評価        |

【指標2】

|            |  |   |        |       |       |       |           |
|------------|--|---|--------|-------|-------|-------|-----------|
| 指標と説明      | 【指標 6】 子どもを必要ときに預けられる場(人・場所)がある親の割合<br>子どもを預けられる人や場所が、確保されているかを見る指標<br>【単位： %】 | 結果の分析   |        |       |       |       |           |
| 目標設定の考え方   | 市民アンケート調査で「預ける場がない」と回答したうちの約2割の人が、「預ける場がある」へ移行することを目標として設定しました。                | 増加傾向が続く保育及び児童クラブへのニーズに対応するため、保育所及び児童クラブの定員拡大を図ったが、目標値を下回る結果となった。引き続き、地域の実情に応じた待機児童対策に取り組む必要がある。 |        |       |       |       |           |
|            | 基準値(H20年)  |   | H27年度  | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)     | 68.7   |   | 72.5   | 73.2  | 73.8  | 74.5  | 75.1      |
| 実績値(b)     |  |   | 77.7   | 70.6  | 70.8  | 70.3  |           |
| 達成率(b/a) % |  |   | 107.2% | 96.4% | 95.9% | 94.4% |           |
|            |  |   |        |       |       |       | 評価        |

6 基本計画で定めている指標を補完する指標(業績評価指標)と各年度の目標及び実績

【業績評価指標1】

|            |  |   |        |        |       |       |           |
|------------|--|---|--------|--------|-------|-------|-----------|
| 指標と説明      | 【業績評価指標 4-1】 保育を必要とする児童が、保育を受けることができる割合(保育所)<br>本市の保育環境が整えられているかを示す指標<br>【単位： %】 | 結果の分析   |        |        |       |       |           |
| 目標設定の考え方   | 保育所の待機児童の解消を目標として指標を設定しました。目標値及び実績値は、翌年度の4月1日現在としています。                           | 保育需要の高い地域で重点的に保育所等の整備を進めたこと等により、待機児童数が昨年に比べ大幅に減少し、本市の保育環境は大幅に改善した。今後も引き続き保育需要の動向について分析を進め、待機児童の解消に向けた取り組みを実施していく。 |        |        |       |       |           |
|            | 基準値(H25年)  |   | H27年度  | H28年度  | H29年度 | H30年度 | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)     | 99.1   |   | 100.0  | 100.0  | 100.0 | 100.0 | 100.0     |
| 実績値(b)     |  |   | 100.0  | 100.0  | 99.4  | 99.9  |           |
| 達成率(b/a) % |  |   | 100.0% | 100.0% | 99.4% | 99.9% |           |
|            |  |   |        |        |       |       | 評価        |

【業績評価指標2】

|            |   |   |       |       |        |        |           |
|------------|---|---|-------|-------|--------|--------|-----------|
| 指標と説明      | 【業績評価指標 4-2】 子育てサポーターの登録者数<br>地域の子育て支援が推進されているかを見る指標<br>【単位： 人】 | 結果の分析   |       |       |        |        |           |
| 目標設定の考え方   | ふれあい親子サロンなどで活動する子育てサポーターを育成し、登録者数が毎年増加することを目標に指標を設定しました。        | 子育てサポーターの活動について、広報やホームページ等で周知を行い、より広く市民の理解を得られたことにより、新規登録者数は29名となり、目標を達成した。 |       |       |        |        |           |
|            | 基準値(H25年)   |   | H27年度 | H28年度 | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)     | 209   |   | 209   | 219   | 229    | 239    | 248       |
| 実績値(b)     |   |   | 189   | 200   | 234    | 260    |           |
| 達成率(b/a) % |   |   | 90.4% | 91.3% | 102.2% | 108.8% |           |
|            |   |   |       |       |        |        | 評価        |

【業績評価指標3】

|            |  |   |        |        |        |        |           |
|------------|--|---|--------|--------|--------|--------|-----------|
| 指標と説明      | 【業績評価指標 4-3】 子どもの安全確認を行った割合<br>虐待相談として把握した子どもについて、直接目視による安全確認を行ったかを示す指標<br>【単位： %】         | 結果の分析   |        |        |        |        |           |
| 目標設定の考え方   | 市民や関係機関等から、虐待相談を受けた場合において、対象となる子どもの生命・身体の安全を確認するために、直接目視による状況の確認を、48時間以内に行うことを目標として設定しました。 | 虐待の通告相談件数が年々増加する中で、虐待による死亡など重篤な事件の発生を防止するため、各区の子育て支援センター及び児童相談所において、通告相談を受けた後、対象児童の安全確認を48時間以内に行う初動対応を徹底したことにより目標を達成した。 |        |        |        |        |           |
|            | 基準値(H25年)  |   | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)     | 100.0  |   | 100.0  | 100.0  | 100.0  | 100.0  | 100.0     |
| 実績値(b)     |  |   | 100.0  | 100.0  | 100.0  | 100.0  |           |
| 達成率(b/a) % |  |   | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |           |
|            |  |   |        |        |        |        | 評価        |

A: 年度別目標を(上回って)達成

B: 年度別の目標の値を80%以上達成

C: 年度別の目標の値を60%以上達成

D: 年度別の目標の値が60%未満

: 今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

7 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

|   | 施策を構成する事業名【所管課名】  | 平成30年度  |   | 平成31年度<br>(令和元年度)<br>指標・目標<br>(Plan)   |
|---|---|---|---|--|
|   |   | 事業の概要   | 指標・目標 (Plan)  |  |
| 1 | 地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン)<br><small>【こども家庭課・こども若者支援課】</small>  | 保護者の育児不安を解消するため、保健師・保育士のほか、民生委員・児童委員、子育てサポーターなど地域のスタッフが育児や遊びのヒントを提供するほか、身体測定を行います。  | 実績<br>・地域子育て支援拠点事業の実施<br>連携型：市内8か所において実施<br>・ふれあい親子サロン事業の実施<br>27会場、年間297回  | ・地域子育て支援拠点事業の実施<br>連携型：市内11か所<br>・ふれあい親子サロン事業の実施<br>27会場、年間297回  |
|   | 評価<br>・目標どおり実施した。乳幼児と保護者が集える場を提供し、保護者の育児不安の軽減を図ることができた。今後も地域子育て支援拠点事業の拡大実施に取り組んでいく。   |   |   |  |
| 2 | 児童虐待防止啓発事業<br><small>【こども家庭課】</small>   | 要保護児童の早期発見、早期対応を図るため「相模原市要保護児童対策地域協議会」を運営するとともに児童虐待の未然防止のための諸事業を実施します。  | 実績<br>11月の児童虐待防止推進月間に各種広報啓発活動を行った。  | 11月の児童虐待防止推進月間において、集中的な広報・啓発活動を行う。   |
|   | 評価<br>・目標どおり実施した。産・学・官の連携により、ウェルネスさがみはらのライトアップ、児童虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンとメッセージカードの配布、講演会の開催、さがみはらフェスタへの出展による啓発活動、パネル展示及び横断幕・懸垂幕・のぼり旗の掲示の実施などにより、児童虐待の未然防止等について意識啓発を図ることができた。 |   |   |  |
| 3 | 放課後子どもプラン推進事業(放課後子ども教室事業の実施)<br><small>【こども・若者支援課】</small>  | 放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、小学校の余裕教室等を活用し、全学年の児童を対象に、地域の人たち等との遊びなどを通して様々な体験の場を提供します。                                    | 実績<br>事業実施型<br>・平成30年度の拡大実施<br>こどもセンター4館<br>(横山、大野南、大野台、陽光台)<br>こどもセンター24館全て実施済<br>児童館3館(青葉、御園、相武台第2)<br>・平成31年度の実施に向けた運営体制の確立<br>児童館1館(相南)<br>参考：教室実施型：4か所(平成30年度の新規開設はなし) | 平成31年度に実施を拡大する施設数：1か所<br>また、次年度の実施拡大に向けた運営体制の確立等を検討する。   |
|   | 評価<br>・目標どおり実施した。今後も放課後子ども教室事業の拡大実施に取り組んでいく。  |   |   |  |
| 4 | 放課後子どもプラン推進事業(児童クラブの再整備・改修)<br><small>【こども・若者支援課】</small>   | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、老朽化した児童クラブを再整備するとともに、待機児童数の多い児童クラブの受入人数を拡大するため、施設を改修します。                                | 実績<br>・児童クラブの定員を拡大するために、学校の余裕教室を活用した改修等に取り組んだ。また、人材確保のため、職員募集や試験回数を増やすなど積極的な採用活動を行った。<br>・民間児童クラブ情報交換会を実施し、意見や課題などを踏まえながら、支援施策の充実に努め、連携を進めることができた。                          | 待機児童解消を図るため、市立の児童クラブについては、余裕教室改修等により定員拡大を行うとともに、育成支援の質の向上方策の検討を行う。また、民間児童クラブについても、安定的な運営が行われるよう運営費助成など支援策の充実を図り、受入児童数の拡大に取り組む。 |
|   | 評価<br>・児童クラブの定員拡大と人材確保を行うことができた。<br>・民間児童クラブとの連携を進めるとともに新規参入を促進することができた。  |   |   |  |
| 5 | 放課後子どもプラン推進事業(児童厚生施設整備)<br><small>【こども・若者支援課】</small>   | 子どもたちが自由に過ごすことができる居場所をつくるために、「さがみはら児童厚生施設計画」に基づき、こどもセンターや児童館のない小学校区において、地域の実情や地理的状況等を踏まえ、学校周辺等の公共施設や市有地を活用した児童館機能のある施設を整備します。 | 実績<br>津久井中央児童室事業の検証を踏まえ、引き続き、事業を実施した。   | 児童館機能のない地域の整備のあり方について検討を行い、方針を決める。   |
|   | 評価<br>放課後の児童の健全な遊びの場、居場所が確保され、また施設の有効活用が図られた。   |   |   |  |
| 6 | 老朽化した児童館の建替<br><small>【こども・若者支援課】</small>   | 老朽化が進み、補強等の対応が必要な児童館について建替を行います。  | 実績<br>地域や関係機関との間で、老朽化した児童館の整備について検討した。  | 老朽化が進んでいる児童館の改修方策の検討を行う。   |
|   | 評価<br>公共施設マネジメント推進プランや長寿命化計画との整合を図りながら、検討を進めることができた。  |   |   |  |

|    |   |  |  |   |   |
|----|---|--|--|---|---|
| 7  | こどもセンター改修事業<br>【こども・若者支援課】                  | 空調機更新:1館(大沼)   | 実績   | 大沼こどもセンターの空調機更新を実施した。   | 空調機更新:2館(大島、鶴園中和田)  |
|    | 評価  |  | 目標どおり実施した。今後も安全・安心な子どもの遊び場、居場所づくりに取り組んでいく。   |   |   |
| 8  | 保育所待機児童対策推進事業<br>【こども・若者政策課、保育課】            | 子ども・子育て支援事業計画における確保必要量に基づき、567人の定員増に向けた整備を進める。   | 実績   | ・認可保育所、小規模保育事業所の新設や認定保育室の認可施設への移行促進等により、595人の定員増を図った。<br>・新規保育所等の空きスペースを活用し、認可保育所等の利用が不可となった1・2歳児を1年度間の期間限定で預かる年度限定保育事業を実施し、14名が利用を開始した。<br>・次年度4月の入所に向けた利用申請の時期に、保育需要の多い南区にすくすく保育アテンダントを1名増員し、よりきめ細やかな相談支援を実施した。 | 保育需要の高い地域を重点的に、新規整備を含めた550人の受入枠の拡大を進める。   |
|    | 評価  |  | 本市の待機児童は、前年の83人から8人へと大きく減少し、本市の保育環境は大幅に改善した。今後も引き続き保育需要の動向について分析を進め、待機児童の解消に向けた取組を実施していく。  |   |   |
| 9  | 保育所待機児童対策推進事業(津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進) 【保育課】 | 津久井地域の施設の再配置や、旧市域の公立施設の役割・機能、配置等について個別・具体的な検討を行う。  | 実績   | 「公立特定教育・保育施設等のあり方に関する基本方針」に基づき、施設の実情に沿って地域への影響を踏まえた検討を進め、千木良保育園については、今後の方向性を決定した。また、陽光台保育園については、市立療育センター再整備に併せ、医療的ケア児の受入拠点機能を持たせて複合施設化することを検討した。  | 津久井地域の施設の再配置や、旧市域の公立施設の役割・機能、配置等について検討を行う。  |
|    | 評価  |  | 一部の施設について、基本方針に基づく具体的な方向性が定まった。  |   |   |
| 10 | 病児・病後児保育事業 【保育課】                            | 利用率の向上に向け引き続き市民周知を図るなど、更なる事業の推進を図る。  | 実績   | ・各区に1施設ずつ、市内計3施設で事業を実施した。<br>・保育所等でのパンフレットの配布や事業者と連携した施設見学会など、利用率の向上に向けて取り組んだが、年間の延べ利用児童数は昨年度と比較して減少した。<br>【利用人数】<br>平成29年度:1,851人<br>平成30年度:1,473人   | 利用率の向上に向け引き続き市民周知を図るなど、更なる事業の推進を図る。   |
|    | 評価  |  | 保護者の子育てと就労の両立支援に大きく寄与しており、引き続き事業の周知と利用率の向上に努めていく。  |   |   |
| 11 | 小児医療費助成事業 【地域医療課】                           | 平成30年10月から通院に係る助成対象年齢を中学校3年生までに拡大することにより、子育て支援の更なる充実を図る。   | 実績   | 平成30年10月から通院に係る助成対象年齢を中学校3年生までに拡大した(拡大対象の中学校1年生以上については、通院1回あたり500円を超える額を助成)。  | 引き続き、事業を継続していく。   |
|    | 評価  |  | 目標どおり実施し、小児の健康の保持・増進を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減による子育て支援の更なる充実を図った。  |   |   |
| 12 | 子育て支援センター運営事業 【各子育て支援センター】                  | 各区に設置した子育て支援センター(子育て世代包括支援センター)を拠点とし、妊娠期から子育て期にわたるまでの育児に関する様々な悩みや相談に対応するとともに、母子保健施策と子育て支援施策の一体的な提供を通じて、関係機関との連携を図りながら切れ目ない支援を行います。 | 実績   | ・妊娠期から子育て期までの様々な相談に関する拠点として、適切な相談・支援の実施を含め、各種サービスの充実を図りながら各区子育て支援センターを運営した。   | ・子育て支援センターが有する機能等についての市民周知を図り、より積極的かつ効果的な利用につながるよう、子育て支援センターの認知度の向上に努める。<br>・母子健康手帳の保健師からの交付率:91% |
|    | 評価  |  | ・子育て支援センターの設置から2年が経過する中で、「相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」における、子育て支援センターの役割に関する市民の認知度が82.1%となっており、一定の周知が図れていると考えられる。また、新たにスタートした子育て支援に関する情報提供も周知することができた。<br>・保健と福祉の適切な連携を通じて、きめ細やかで、質の高いサービスを提供することが出来た。 |   |   |

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

[単位:千円]

| 番号 | 事業名【所管課】                                    | H28年度     | H29年度     | H30年度     | H30年度における財源内訳 |           |
|----|---|-----------|-----------|-----------|---------------|-----------|
|    |   |           |           |           | 特定財源          | 一般財源      |
| 1  | 地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン) 【子ども家庭課・子ども若者支援課】  | 455       | 448       | 482       | 0             | 482       |
| 2  | 児童虐待防止啓発事業 【子ども家庭課】                         | 1,140     | 1,055     | 1,270     | 577           | 693       |
| 3  | 放課後子どもプラン推進事業(放課後子ども教室事業の実施) 【子ども・若者支援課】    | 20,563    | 22,256    | 23,688    | 4,813         | 18,875    |
| 4  | 放課後子どもプラン推進事業(児童クラブの再整備・改修) 【子ども・若者支援課】     | 27,679    | 28,294    | 28,082    | 16,889        | 11,193    |
| 5  | 放課後子どもプラン推進事業(児童厚生施設整備) 【子ども・若者支援課】         | 1,087     | 0         | 0         | 0             | 0         |
| 6  | 老朽化した児童館の建替 【子ども・若者支援課】                     | 0         | 0         | 0         | 0             | 0         |
| 7  | 子どもセンター改修事業 【子ども・若者支援課】                     | 35,770    | 25,704    | 24,084    | 8,028         | 16,056    |
| 8  | 保育所待機児童対策推進事業 【子ども・若者政策課、保育課】               | 1,274,636 | 736,122   | 678,275   | 238,821       | 439,454   |
| 9  | 保育所待機児童対策推進事業(津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進) 【保育課】 | 43,059    | 42,935    | 42,838    | 0             | 42,838    |
| 10 | 病児・病後児保育事業 【保育課】                            | 43,088    | 43,073    | 42,907    | 19,827        | 23,080    |
| 11 | 小児医療費助成事業 【地域医療課】                           | 2,248,187 | 2,156,105 | 2,156,054 | 259,773       | 1,896,281 |
| 12 | 子育て支援センター運営事業 【各子育て支援センター】                  | 0         | 80,167    | 95,818    | 25,693        | 70,125    |

特定財源:国や県からの交付金、地方債等、使途が特定される財源(市債が含まれる場合は括弧書きにて表示) 一般財源:地方税、地方交付税等、使途が特定されない財源

8 総合戦略に係る指標等の各年度の目標及び実績

【指標1】

| 指標と説明      | 【指標 14】子どもを育てやすい環境であると感じている市民の割合   |       |       |       |       |           | 結果の分析   |  |
|------------|--|-------|-------|-------|-------|-----------|---|--|
|            | 子どもを育てていく上での環境が本市に整っているかどうかを見る指標 【単位: %】                                 |       |       |       |       |           | 保育所等の整備等を推進し、受入枠の拡大を行った結果、待機児童数は前年度の83人から8人に減少したが、保育需要は年々増加しており、整備を行ってもなお、待機児童が発生していることから、目標値を下回る結果となった。今後も、保育所等の待機児童対策のみならず、子どもの居場所づくりや子育てに関する情報の提供等、市民に実感してもらえるような子育て支援施策を実施していく。 |  |
| 目標設定の考え方   | 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(厚生労働省)における、第1子出産前後の女性の継続就業率の数値目標の伸び率を参考に、目標を設定しました。 |       |       |       |       |           | 評価 B  |  |
|            | 基準値(H26年)  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31(R1)年度 |   |  |
| 目標値(a)     | 51.0   | 58.5  | 61.0  | 63.5  | 66.0  | 68.4      |   |  |
| 実績値(b)     |  | 57.1  | 58.8  | 56.2  | 55.5  |           |   |  |
| 達成率(b/a) % |  | 97.6% | 96.4% | 88.5% | 84.1% |           |   |  |

A:年度別目標を(上回って)達成  
D:年度別の目標の値が60%未満

B:年度別の目標の値を80%以上達成  
:今年度は成果指標の測定ができないもの

C:年度別の目標の値を60%以上達成

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

9 他の部局との庁内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を生かした取組

【他の部局との庁内横断的な取組】

児童虐待の早期発見・早期対応のために、福祉部門(高齢・障害)、教育部門、外部機関を構成員として要保護児童対策地域協議会を設置しており、児童虐待の対応にあたった。

待機児童対策を始めとした、保育全般に係る内容について協議する保育事業連絡会議を新設し、健康福祉局の関係課職員と連携することで、問題意識の共有を図ることができた。

放課後児童クラブの定員拡大を図るため、学校や教育委員会と連携し、学校施設を活用して整備した。

【民間活力を生かした取組】

相模原市印刷広告協同組合、包括連携協定を締結している和泉女子短期大学の協力により、オレンジリボン及び同リボンのPRカードを作成し、各種イベントや街頭啓発等において、市民生委員児童委員協議会やホームタウンチーム等の協力により市民等に配布し、啓発を図った。

市電設協会の協力により、ウェルネスさがみはらをオレンジ色にライトアップし、児童虐待防止の啓発を図った。

妊娠や子育てに関する様々な情報を掲載した子育てガイドについて、市印刷広告協同組合との協定の締結により、市の監修のもと同組合が広告主の募集から発行までを行うことで、歳出を抑えながら、全面カラー印刷の読みやすい紙面で子育て家庭等に配布した。

保育所等の受入人数の拡大に伴う保育士確保のため、市保育連絡協議会と連携し、保育士養成校に対し、市内保育所等への就職について協力依頼を行った。

民間企業が所有している建物の一画を借用し、放課後児童クラブを運営することにより、大野台中央小地区の待機児童を解消することができた。

民間児童クラブについて、新規参入を促し、新たに民間児童クラブが9か所開設したことで、受入枠を拡大した。

【地域の独自性を生かした取組】

「公立特定教育・保育施設等のあり方に関する基本方針」に基づき、課題を整理・検討してきた津久井地域における公立施設の再配置について、施設の実情や地域への影響を踏まえつつ、一部の施設について具体的な方向性を定めた。

## (1) 現状分析・課題認識

ふれあい親子サロンについては、少子化や核家族化により、子育て家庭の孤立化や育児不安を抱える家庭の増加など、子育て家庭のニーズが多様化していることに伴い、地域で乳幼児とその保護者が気軽に集え、育児相談などできる場の提供がより一層求められているため、継続的に実施していく必要がある。また、会場によりばらつきはあるものの、全体的な来所者数は減少傾向にあるため、存在を知らずに利用できないことのないよう、周知していく。

総合戦略の少子化対策プロジェクトにおける重点的な取組として、保育所等や児童クラブの待機児童解消のため、定員拡大などの総合的な取組により、子育て環境の充実を図ることができた。

## (2) 今後の具体的改善策

子ども・子育て支援事業計画による確保必要量に基づきながら、引き続き保育需要の動向を見極めつつ、認可保育所、小規模保育事業所の新設、認定保育室の認可化、保育士の確保等による定員拡大を行うとともに、保育の質の更なる向上のため、教育・保育関係団体からの意見・要望を取り入れ、「保育者ステップアップ研修」の内容を充実させる。

## 11 総合計画における総合分析

## (1) 現状分析・課題認識

ふれあい親子サロンについては、少子化や核家族化により、子育て家庭の孤立化や育児不安を抱える家庭の増加など、子育て家庭のニーズが多様化していることに伴い、地域で乳幼児とその保護者が気軽に集え、育児相談などできる場の提供がより一層求められているため、継続的に実施していく必要がある。また、会場によりばらつきはあるものの、全体的な来所者数は減少傾向にあるため、存在を知らずに利用できないことのないよう、周知していく。

津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進については、市立幼稚園を含めた公立施設全体のあり方や役割を踏まえるとともに、児童数の減少や施設の老朽化などの津久井地域の実情を踏まえて進める必要がある。

就学前児童数は前年から減少しているものの、女性の就労率の増加や、保育所等の定員の増加による利用への期待感の高まりから、利用申込者数、利用児童数はともに増加しており、この保育需要の増加傾向は当面続くものと考えられる。

放課後の子どもたちの安全な居場所づくりについては、児童福祉法の改正による児童クラブの対象年齢の拡大や「放課後子ども総合プラン」に基づく総合的な放課後児童対策への対応などが求められており、児童の健全育成事業を取り巻く環境が大きく変化している。

## (2) 今後の具体的改善策

「相模原市公立特定教育・保育施設等のあり方に関する基本方針」に基づき、公立施設の役割や機能、配置等について個別・具体的な検討を引き続き行う。

保育所待機児童対策推進事業については、子ども・子育て支援事業計画による確保必要量に基づきながら、引き続き保育需要の動向を見極めつつ、待機児童や保留児童の多い地域を中心に、認可保育所、小規模保育事業所の新設、認定保育室の認可化、保育士の確保等による定員拡大を図るとともに、各区に配置したすくすく保育アテンダント(保育専門相談員)によるきめ細かな相談対応を行い、ニーズに合致した施設の紹介・利用案内を行いながら待機児童の解消に努める。

放課後の子どもたちの安全な居場所づくりについては、高まる利用ニーズに対応するため、「さがみはら児童厚生施設計画」に基づき、平成30年度から市立児童クラブの対象年齢拡大のモデル実施を各区1か所、計3か所で行っており、検証等を踏まえ段階的な対象年齢の拡大を検討する。

12 本施策の市の自己評価(1次評価)(Check)

【平成30年度の取組についての総合評価】

施設の実情や地域への影響を踏まえつつ、津久井地域における一部の施設について段階的な集約化の方向性を定めることにより、子どもの集団維持の確保や施設の老朽化・自然災害への対策を推進した。

保育所待機児童対策推進事業については、保留児童の多い地域への認可保育所、小規模保育事業所の新設や、認定保育室から認可保育所への移行促進を実施し、595人の保育の受け皿拡大を図るとともに、すくすく保育アテンダント(保育専門相談員)による相談支援を実施したが、女性の就労増加や、保育所定員の増加による利用への期待感の高まりなどに伴い、利用申込数は過去最大となったため、待機児童ゼロを達成することができなかったが、待機児童数は、前年と比べ大幅に減少した。

病児・病後児保育事業については、病中・病後の児童に対し保育の場を提供することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するための重要な役割を果たしている。

子育て広場事業について、地域子育て支援拠点事業連携型の実施箇所を5か所増やし、計8か所で実施した。

放課後の子どもたちの安全な居場所づくりについては、放課後子ども教室事業を実施する施設や児童クラブの受入枠を拡大した。

民間児童クラブとの連携を進め、受入枠を拡大した。

市附属機関である「子ども・子育て会議」において議論を重ね、教育・保育施設において、よりよい幼児教育・保育のための指針とするとともに、すべての市民が、相模原市の子育ての目指す方向を分かち合うための「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」を平成31年3月に策定した。また、平成30年度から「保育者ステップアップ研修」を実施し、保育の質のさらなる向上に取り組んだ。

成果指標において、「子どもを育てやすい環境であると感じている市民の割合」や「子どもを必要ときに預けられる人や場所がある親の割合」は、昨年度よりも実績値が下回っている。しかしながら、利用申込者数が年々増加している保育所や児童クラブについては、施設の整備等により受入枠を拡大することで、待機児童数が減少しており、また、幼児教育・保育ガイドラインの策定や研修の充実などにより、保育の質の向上にも取り組んでいる。さらに、子育てサポーター数の増加や、子どもの居場所づくりを推進するなど、地域での子育て支援に関する施策の充実や児童虐待への対応状況についても目標値を達成することができているため、1次評価を「A」とした。

1次評価

A

13 前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

「公立特定教育・保育施設等のあり方に関する基本方針」に基づき、課題を整理・検討してきた津久井地域における公立施設の再配置において、施設の実情や地域への影響を踏まえつつ、一部の施設について具体的な方向性を定めた。

子ども・子育て支援事業計画による確保必要量に基づきながら、引き続き保育需要の動向を見極めつつ、認可保育所、小規模保育事業所の新設、認定保育室の認可化、年度限定保育事業の実施等により受入枠の拡大を図るとともに、必要な保育士の確保に努めた。また、保育の質の向上を図るため、保育者向けの新たな研修を実施した。

病児・病後児保育事業については、各施設の利用率向上のため、保育所等へのパンフレットの配布や事業者と連携した施設見学会など、事業の更なる市民周知を図った。

子育て広場事業について、地域子育て支援拠点事業連携型の実施箇所を5箇所増やし、地域で乳幼児とその保護者が気軽に集える場を提供することにより、子育て環境の充実を図ることができた。

放課後の子どもたちの安全な居場所づくりについては、高まる利用ニーズに対応するため、「さがみはら児童厚生施設計画」に基づき、検証等を踏まえ段階的な対象年齢の拡大を検討するため、平成30年度から市立児童クラブの対象年齢拡大のモデル実施を各区1箇所、計3箇所で行った。

14 2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

【施策推進に対する意見及び改善点】

2次評価

- A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている
- B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要
- C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

|  |
|--|
|  |
|--|

1 新・相模原市総合計画での位置付け

|           |       |                            |
|-----------|-------|----------------------------|
| 基本目標      | NO    | 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市     |
| 政策の基本方向   | NO 2  | 次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります |
| 施策名       | NO 5  | 青少年の健全育成                   |
| 総合戦略の基本目標 | 基本目標  | 「結婚・出産・子育て環境の充実」           |
|           | 施策所管局 | 子ども・若者未来局                  |
|           | 局・区長名 | 菅谷 貴子                      |

2 施策の目的・概要

|       |   |
|-------|---|
| めざす姿  | 青少年が健全に過ごしている。  |
| 取組の方向 | <p><b>1 青少年の健全育成に向けた活動の推進</b><br/>                     青少年の交流・体験の機会や場の充実を図るなど青少年活動を促進します。<br/>                     また、青少年指導者などの人材育成を推進するとともに、青少年関係団体の活動の活性化を促進します。</p> <p><b>2 青少年を取り巻く健全な環境づくりの推進</b><br/>                     地域や青少年健全育成組織など関係団体と連携を図り、青少年を取り巻く健全な社会環境づくりに向けた啓発・情報提供を進めます。</p> <p><b>3 相談体制の充実</b><br/>                     ひきこもりなどの悩みや課題を持つ青少年やその家族が、気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。</p> |

3 「施策」、「成果指標」、「事務事業」及び「総合戦略の位置付け」の体系

| 施策名      | 取組の方向 | 成果指標                 | 業績評価指標   | 施策を構成する主な事業        | 総合戦略の重点プロジェクト |
|----------|-------|----------------------|--|--------------------|---------------|
| 青少年の健全育成 | 1     | 【指標 7】<br>不良行為少年補導人数 | 【業績評価指標 5-1】<br>地域・子どもふれあい事業の参加者の青少年人口に対する割合   | 青少年活動支援事業          | 少子化           |
|          |       |                      |  | 青少年健全育成環境づくり事業     | 少子化           |
|          | 2     |                      | 【業績評価指標 5-2】<br>青少年健全育成組織の構成員数                 | 青少年活動支援事業（再掲）      | 少子化           |
|          |       |                      |  | 青少年健全育成環境づくり事業（再掲） | 少子化           |
|          | 3     |                      | 【業績評価指標 5-3】<br>若年無業者・フリーターの相談者数に対する就学・就職者数の割合 | 子ども・若者育成支援推進事業     |               |
|          |       |                      |  |                    |               |

指標番号の右に「」が記載された指標は総合戦略で設定した指標となる。

4 施策推進のための経費(決算額) H30年度は見込額

[単位:千円]

|                            | H26年度  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | 総事業費の増減分析  |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 事業費                        | 31,954 | 32,835 | 31,004 | 32,555 | 29,835 | 冒険あそび場の開催日程調整等により、青少年活動支援事業費が減少したことにより、総事業費が減となった。 |
| 人件費                        | 32,665 | 32,007 | 32,571 | 32,383 | 32,524 |  |
| 総事業費                       | 64,619 | 64,842 | 63,575 | 64,938 | 62,359 |  |
| 施策に対する市民1人あたりコスト<br>[単位:円] | 89     | 90     | 88     | 90     | 86     |  |

職員1人あたりの人件費は、H26年度695万円、H27年度681万円、H28年度693万円、H29年度689万円、H30年度692万円として計算(人口は、10月1日現在の人口統計数値を使用)

5 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

| 指標と説明     | 【指標 7】不良行為少年補導人数                               |        |        |        |        |           | 結果の分析  |   |
|-----------|--|--------|--------|--------|--------|-----------|--|---|
|           | 青少年が健全に生活できているかを見る指標<br>【単位：人】                 |        |        |        |        |           | 青少年をとりまく社会環境の変化等により、目標値を上回り、最終目標値まで達成した。<br>しかし、特殊詐欺や薬物乱用など一部の犯罪・非行行為が上昇傾向にあるため、今後も引き続き、地域の青少年健全育成協議会や街頭指導員等と連携し、街頭パトロールやポスターによる啓発などを通じて、不良行為少年補導人数のより一層の減少に努めていく。 |   |
| 目標設定の考え方  | 通過点である中間目標では20%削減、最終目標では30%削減することを目標として設定しました。 |        |        |        |        |           |  |   |
|           | 基準値(H29年)                                      | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度 |  |   |
| 目標値(a)    | 2,814(20,070)                                  | 16,552 | 15,889 | 15,253 | 2,352  | 2,352     |  |   |
| 実績値(b)    |  | 3,942  | 3,276  | 2,814  | 2,352  |           |  |   |
| 達成率(b/a)% |  | 419.9% | 485.0% | 542.0% | 100.0% |           | 評価   | A |

6 基本計画で定めている指標を補完する指標(業績評価指標)と各年度の目標及び実績

【業績評価指標1】

| 指標と説明     | 【業績評価指標 5-1】地域・子どもふれあい事業の参加者の青少年人口に対する割合                                |          |          |          |          |           | 結果の分析   |   |
|-----------|---|----------|----------|----------|----------|-----------|---|---|
|           | 青少年の世代間交流活動や生活体験活動などを行う「地域・子どもふれあい事業」の参加者数の青少年人口(0-18歳)に対する割合<br>【単位：%】 |          |          |          |          |           | 一回当たりのイベントの参加人数の増加により、実績値及び達成率は昨年度よりも上昇した。しかしながら、雨天により中止となった事業があったため、目標達成は実現しなかった。今後も引き続き、イベントの告知等や、魅力的なイベントの企画に資する支援を継続していく。 |   |
| 目標設定の考え方  | 少子化が進行する中、青少年人口に対する「地域・子どもふれあい事業」の参加者の割合を増加させることを目標として指標を設定しました。        |          |          |          |          |           |   |   |
|           | 基準値(H25年)   | H27年度    | H28年度    | H29年度    | H30年度    | H31(R1)年度 |   |   |
| 目標値(a)    | 6.4   | 6.5(6.4) | 6.7(6.5) | 8.5(6.9) | 8.6(7.1) | 8.7(7.3)  |   |   |
| 実績値(b)    |   | 8.4      | 8.4      | 6.9      | 7.1      |           |   |   |
| 達成率(b/a)% |   | 129.2%   | 125.4%   | 81.2%    | 83.0%    |           | 評価  | B |

【業績評価指標2】

| 指標と説明     | 【業績評価指標 5-2】青少年健全育成組織の構成員数   |       |       |       |       |           | 結果の分析  |   |
|-----------|--|-------|-------|-------|-------|-----------|--|---|
|           | 青少年関係団体や青少年指導者団体等の代表により構成され、地域において青少年の健全育成のための啓発活動や青少年を取り巻く社会環境の健全化活動を行っている青少年健全育成組織の構成員数を見る指標<br>【単位：人】 |       |       |       |       |           | 組織の役員職を退いた後も、継続して組織に関わる構成員が増え、前年よりも構成員数は上回り、達成率も維持することはできたが、地域におけるつながりの希薄化や、担い手の高齢化などにより、目標を下回った。今後も、支援の充実を図り、地域の青少年健全育成組織の活動の目的や必要性を広く周知し、新たな担い手を発掘などによって、活動の活性化に努めていく。 |   |
| 目標設定の考え方  | 青少年の健全な育成に向けた協議と活動を推進する青少年健全育成組織の構成員を増加させることを目標として指標を設定しました。   |       |       |       |       |           |  |   |
|           | 基準値(H25年)  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31(R1)年度 |  |   |
| 目標値(a)    | 1,171  | 1,177 | 1,181 | 1,186 | 1,191 | 1,196     |  |   |
| 実績値(b)    |  | 1,174 | 1,087 | 1,013 | 1,017 |           |  |   |
| 達成率(b/a)% |  | 99.7% | 92.0% | 85.4% | 85.4% |           | 評価   | B |

【業績評価指標3】

| 指標と説明     | 【業績評価指標 5-3】若年無業者・フリーターの相談者数に対する就学・就職者数の割合                                   |        |        |        |       |           | 結果の分析  |   |
|-----------|--|--------|--------|--------|-------|-----------|--|---|
|           | ひきこもりや不登校を含むニート・フリーター等が、社会的自立を目的に就学・就職が出来るようにさまざまな支援を受け入れているかを見る指標<br>【単位：%】 |        |        |        |       |           | 企業とのマッチングなど市の支援や本人の努力のみでは達成できない部分もあり、結果的に目標未達となったが、引き続き、子ども若者支援協議会における関係団体の連携を深め、より重層的な支援により若者の社会的自立を促進する。 |   |
| 目標設定の考え方  | 平成21年から開始した相談・支援において、相談者数に対する就学・就職者数の割合が最も高かった平成25年度の実績を維持することを目標として設定しました。  |        |        |        |       |           |  |   |
|           | 基準値(H25年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度 | H31(R1)年度 |  |   |
| 目標値(a)    | 42.7   | 42.7   | 42.7   | 42.7   | 42.7  | 42.7      |  |   |
| 実績値(b)    |  | 46.6   | 66.9   | 49.3   | 38.1  |           |  |   |
| 達成率(b/a)% |  | 109.1% | 156.7% | 115.5% | 89.2% |           | 評価   | B |

A: 年度別目標を(上回って)達成

B: 年度別の目標の値を80%以上達成

C: 年度別の目標の値を60%以上達成

D: 年度別の目標の値が60%未満

: 今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

7 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

| 事業の概要   | 平成30年度   |   | 平成31年度<br>(令和元年度)<br>指標・目標<br>(Plan)  |
|---|--|---|---|
|   | 指標・目標 (Plan)   | 実績 (Do)・評価等 (Check)   |   |
| <p>1 青少年健全育成等推進事業<br/>(青少年活動支援事業) 【こども・若者支援課】</p> <p>青少年の自主性及び社会性を育てるため、青少年学習センターでの主催事業を通し、青少年への体験、活動の機会の充実と参加の促進を図るとともに、青少年指導者の養成や青少年育成団体を支援します。</p> | <p>委託事業内容等の充実により、青少年の参加の促進を図る。<br/>・委託事業等参加者: 47,000人</p>  | <p>実績<br/>青少年関係団体への各種委託事業を実施し、青少年へ体験、活動の機会を提供した。また、青少年指導者の養成・育成及び関係団体の育成・支援を行った。<br/>・委託事業参加者数: 64,754人</p> <p>評価<br/>関係団体等との連携や事業周知に努め、多くの方が参加した。今後も引き続き、青少年指導者の養成・育成、青少年団体の支援等を通じて、青少年の健全育成に取り組む。</p>   | <p>委託事業内容等の充実により、青少年の参加の促進を図る。また、「家庭の日」及び「青少年健全育成啓発」の作品を募集する。<br/>・委託事業等参加者: 47,000人</p>  |
| <p>2 青少年健全育成等推進事業<br/>(青少年健全育成環境づくり事業) 【こども・若者支援課】</p> <p>地域社会における青少年を取り巻く健全な社会環境づくりをめざすため、社会環境健全化活動や啓発・情報提供活動を行うとともに、青少年健全育成組織等の活動を支援します。</p>        | <p>「家庭の日」及び「青少年健全育成啓発」の作品を募集する。<br/>・写真・標語、絵画の延べ応募件数750点</p>   | <p>実績<br/>写真・標語、絵画の延べ応募件数758点(内訳)<br/>「家庭の日」写真606点<br/>「健全育成啓発作品」絵画72点、標語80点</p> <p>評価<br/>作品募集については広報紙や各小中学校へチラシを配布するなど広く周知を図るとともに、入選作品については巡回展示により広く普及啓発したことにより、前年を上回る応募があり、青少年の健全育成を促進することができた。</p>  | <p>「家庭の日」の実施において、テーマや作品による啓発の内容を工夫し、効果的な啓発を行う。<br/>・写真・標語、絵画の延べ応募件数: 750点</p>   |
| <p>3 子ども・若者育成支援推進事業 【こども・若者支援課】</p> <p>社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者の問題に対応するため、「子ども・若者支援協議会」を設置し、発達段階に応じた支援を行う。</p>                                       | <p>「子ども・若者支援協議会」の運営を継続し、関係機関からの情報の収集及び共有、支援・相談機関の窓口の更なる市民周知、関係機関との連携の強化等に取り組む、支援の充実を図る。<br/>また、無料学習塾、子ども食堂を運営する団体との情報交換会等により連携を充実させるとともに、子どもの居場所に関する総合窓口を開設するなど、団体が活動しやすい環境づくりを進める。<br/>会議等開催予定<br/>・子ども・若者支援協議会(代表者会議:1回、実務者会議:2回、講演会:1回)<br/>・「子どもの居場所創設サポート事業」(居場所づくりに関するセミナー:3回)<br/>・支援団体情報交換会:5回</p> | <p>実績<br/>子ども・若者支援協議会において、各構成機関の実施内容の情報共有や、困難な状況に陥らないための未然防止の取組として、若者への消費者教育等についても取り上げることとした。<br/>また、子どもの貧困対策の一環として、子どもの居場所づくりに取り組み、無料学習支援や子ども食堂などの理解と機運を高めることなどを目的に各区で「子どもの居場所づくりセミナー」を開催したほか、居場所づくりの立ち上げや、運営の相談を受け付ける総合相談窓口を設置した。<br/>・新たに活動をはじめた子どもの居場所の箇所数: 10箇所(合計42箇所)<br/>(内訳)<br/>無料学習支援: 6箇所(合計17箇所)<br/>子ども食堂: 4箇所(合計25箇所)</p> <p>評価<br/>関係機関による代表者会議及び実務者会議を開催し、相談・支援窓口の連携を図ることができたことから、今後もさらに支援の窓口の連携強化の充実に努めていく。<br/>また、無料学習支援や子ども食堂を運営する団体との情報交換会等によりニーズを把握しながら、団体が活動しやすい環境づくりを進めることができた。</p> | <p>「子ども・若者支援協議会」の運営を継続し、関係機関からの情報の収集及び共有、支援・相談機関の窓口の更なる市民周知、関係機関との連携の強化等に取り組む、支援の充実を図る。<br/>また、無料学習支援、子ども食堂を運営する団体との情報交換会等による連携の充実とともに、子どもの居場所に関する総合窓口の運営や、若者の参画の促進等ニーズに応じたセミナーの開催等により、団体が活動しやすい環境づくりを進める。<br/>会議等開催予定<br/>・子ども・若者支援協議会代表者会議1回、同実務者会議2回、講演会1回開催<br/>・子ども居場所づくりセミナー3回開催<br/>・総合相談窓口の通年化<br/>・無料学習支援、子ども食堂運営団体情報交換会5回</p> |

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

【単位:千円】

| 番号 | 事業名【所管課】                                     | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H30年度における財源内訳 |        |
|----|--|--------|--------|--------|---------------|--------|
|    |  |        |        |        | 特定財源          | 一般財源   |
| 1  | 青少年健全育成等推進事業<br>(青少年活動支援事業) 【こども・若者支援課】      | 26,259 | 24,064 | 21,584 | 505           | 21,079 |
| 2  | 青少年健全育成等推進事業<br>(青少年健全育成環境づくり事業) 【こども・若者支援課】 | 4,574  | 3,965  | 3,870  | 823           | 3,047  |
| 3  | 子ども・若者育成支援推進事業 【こども・若者支援課】                   | 171    | 4,526  | 4,381  | 2,500         | 1,881  |

特定財源:国や県からの交付金、地方債等、使途が特定される財源(市債が含まれる場合は括弧書きにて表示) 一般財源:地方税、地方交付税等、使途が特定されない財源

8 総合戦略に係る指標等の各年度の目標及び実績

【指標1】

| 指標と説明     | 【指標 15】 地域・子どもふれあい事業の参加者の青少年人口に対する割合                                    |          |          |          |          |           | 結果の分析 |   |
|-----------|---|----------|----------|----------|----------|-----------|-------|---|
|           | 青少年の世代間交流活動や生活体験活動などを行う「地域・子どもふれあい事業」の参加者数の青少年人口(0-18歳)に対する割合<br>【単位：％】 |          |          |          |          |           |       | 一回当たりのイベントの参加人数の増加により、実績値及び達成率は昨年度よりも上昇した。しかしながら、担い手不足による回数減少や、雨天により中止となった事業があったため、目標達成は実現しなかった。今後も引き続き、イベントの告知等や、魅力的なイベントの企画に資する支援を継続していく。 |
| 目標設定の考え方  | 少子化が進行する中、青少年人口に対する「地域・子どもふれあい事業」の参加者の割合を増加させることを目標として指標を設定しました。        |          |          |          |          |           |       |   |
|           | 基準値(H26年)   | H27年度    | H28年度    | H29年度    | H30年度    | H31(R1)年度 |       |   |
| 目標値(a)    | 6.8   | 6.5(6.4) | 6.7(6.5) | 8.5(6.9) | 8.6(7.1) | 8.7(7.3)  |       |   |
| 実績値(b)    |   | 8.4      | 8.4      | 6.9      | 7.1      |           |       |   |
| 達成率(b/a)％ |   | 129.2%   | 125.4%   | 81.2%    | 83.0%    |           | 評価    | B   |

A：年度別目標を(上回って)達成

B：年度別の目標の値を80%以上達成

C：年度別の目標の値を60%以上達成

D：年度別の目標の値が60%未満

：今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

9 他の部局との庁内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を生かした取組

【他の部局との庁内横断的な取組】

「子ども・若者支援協議会」において、教育委員会や福祉・雇用の部局等と連携を図っている。

子どもの貧困対策について、こども・若者未来局と教育局における密接な連携と役割分担を図るため、「子どもの貧困対策連絡調整会議」を3回開催した。また、平成29年12月に設置した「子ども・若者未来基金」を、平成30年度から実施している子どもの貧困対策・学力保障の施策に活用している。

【民間活力を生かした取組】

地域住民が主体となった、子ども食堂や無料学習支援などの取組について、各団体との情報交換会を通じて連携体制を構築し、地域における子どもの居場所づくりを官民が連携して取り組んでいる。

【地域の独自性を生かした取組】

10 総合戦略における総合分析

(1) 現状分析・課題認識

「地域・子どもふれあい事業の参加者の青少年人口に対する割合」は、担い手不足による回数減少や天候の影響等により、目標を下回ったが、工作体験やスポーツ教室などニーズを捉えた様々な事業の実施によって、事業1回当たりの参加人数は増加した。

社会生活を円滑に営む上で、困難を抱える子ども・若者の支援を効果的に実施するためには、関係機関との連携体制の構築、維持が必要である。

(2) 今後の具体的改善策

市青少年健全育成協議会を通じて、地区健全育成協議会に対し必要な情報の提供等の支援や、冒険遊び場事業におけるプレイパークの周知などにより、青少年の健全な育成に必要な体験や交流の機会の確保していく。

「子ども・若者支援協議会」を通じて教育委員会や福祉・雇用の部局等との連携を図ることにより、安心して子どもを育てることができ、地域社会全体で子育てを支えることができる環境づくりを推進していく。

11 総合計画における総合分析

(1) 現状分析・課題認識

保護者の就労環境の多様化や、核家族化の進行する今日において、地域社会で子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境づくり・支援体制の充実に向け、今後も青少年の健全育成や青少年指導者の養成・育成、青少年団体の支援が必要である。

近年特に問題とされている若年無業者・ひきこもり対策を始めとする若者の自立支援施策や「子どもの貧困」等の複合的な課題に対応するためには、「子ども・若者支援協議会」による更なる連携が必要である。

(2) 今後の具体的改善策

青少年活動支援事業については、今後とも、引き続き委託事業等を計画どおり実施し、青少年関係団体等の活動支援および広報活動の強化を進めていく。

市青少年健全育成協議会を通じて、地区健全育成協議会に対し必要な情報を提供する等、活動の支援をし、地域社会における青少年の健全な環境づくりを推進していく。

「子ども・若者支援協議会」において、子ども・若者が困難を抱える前の未然防止策の検討や、若者の社会参画など新たな取組を位置づけるとともに、教育委員会や福祉・雇用の部局等の更なる連携強化を図る。

12 本施策の市の自己評価(1次評価)(Check)

【平成30年度の取組についての総合評価】

青少年学習センターで実施している青少年活動支援事業については、関係団体等との連携や事業周知に努めたことで、目標を達成することができた。今後も引き続き、青少年指導者の養成・育成、青少年団体の支援等を通じて、青少年の健全育成に取り組む。

「家庭の日」写真募集、健全育成啓発作品(絵画・標語)については、相模原市青少年健全育成組織連絡協議会での情報提供や児童館、こどもセンター等様々なチャンネルで周知を行い昨年度実績と目標値を上回り、一定の成果があがった。

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題に対応するために設置した「子ども・若者支援協議会」において、代表者会議1回・実務者会議2回を開催し、教育委員会や福祉・雇用の部局等の連携を図ったほか、子どもの居場所創設サポート事業として、地域の無料学習支援や子どもの食堂の取組を支援した。

指標については、目標値を達成していないものもあるが、青少年活動支援事業の参加者の割合は、前年度と比較して増加している。また、困難を抱える子ども・若者を支援するための子ども・若者支援協議会の開催や、子ども食堂や無料学習塾などの地域での取組への支援に加え、平成29年12月に設置した「子ども・若者未来基金」を平成30年度から教育委員会で実施している給付型奨学金などの青少年健全育成に資する施策に活用し、取組を着実に推進していることから、1次評価を「A」とした。

1次評価

A

13 前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

市青少年健全育成組織連絡協議会総会や代表者会議において、子どもが参画する事業をはじめとする各地区の取組を情報交換する時間をとり、各地区協議会の活動を支援した。

地域が主体となって取り組んでいる子ども食堂や無料学習支援などの子どもの居場所づくりの取組を青少年健全育成組織連絡協議会等へ情報提供し、各地区の協議会において周知した。

子どもの貧困対策については、より緊密に教育委員会と連携して取り組む必要があることから、子ども若者支援協議会の実務者会議の委員について、平成29年度に教育委員会の所管課を増やすとともに、子どもの貧困対策の関係所属で構成する「(仮称)子どもの貧困対策部会」を今後設置し、各所属の取組状況に関する情報交換や連携を強化していくことについて確認した。

14 2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

【施策推進に対する意見及び改善点】

2次評価

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要 C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

15 【参考】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

1 新・相模原市総合計画での位置付け

|           |    |       |                        |
|-----------|----|-------|------------------------|
| 基本目標      | NO |       | 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市 |
| 政策の基本方向   | NO | 3     | 高齢者がいきいきと暮らせる社会をつくれます  |
| 施策名       | NO | 6     | 高齢者の社会参加の推進            |
| 総合戦略の基本目標 |    | 基本目標  | 「定住促進、安全で安心な暮らしの確保」    |
|           |    | 施策所管局 | 健康福祉局                  |
|           |    | 局・区長名 | 小林 和明                  |

2 施策の目的・概要

|       |  |
|-------|--|
| めざす姿  | 高齢者が生きがいを持って社会とかがわっている。  |
| 取組の方向 | <p><b>1 高齢者の就労機会の充実</b><br/>ハローワークとの連携による就労相談体制の充実を図るとともに、シルバー人材センターによる就労支援や各種情報提供を図ります。</p> <p><b>2 高齢者の地域活動の推進</b><br/>地域における高齢者のボランティア活動の支援や、高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かすことができる環境づくりを進めます。<br/>また、高齢者と子どもなどの幅広い世代間交流や伝統文化伝承活動を推進します。</p> |

3 「施策」、「成果指標」、「事務事業」及び「総合戦略の位置付け」の体系

| 施策名         | 取組の方向 | 成果指標                          | 業績評価指標                           | 施策を構成する主な事業    | 総合戦略の重点プロジェクト |
|-------------|-------|-------------------------------|----------------------------------|----------------|---------------|
| 高齢者の社会参加の推進 | 1     | 【指標 8】<br>活動の場がある高齢者の割合       | 【業績評価指標 6-1】<br>シルバー人材センターの就業延人員 | シルバー人材センター支援事業 |               |
|             |       |                               | 【業績評価指標 6-2】<br>社会参加を行う高齢者の割合    | 高齢者の地域活動支援事業   |               |
|             | 2     | 【業績評価指標 6-3】<br>高齢者大学 受講生の満足度 | 高齢者大学運営事業                        |                |               |

指標番号の右に「」が記載された指標は総合戦略で設定した指標となる。

4 施策推進のための経費(決算額) H30年度は見込額

[単位:千円]

|                            | H26年度   | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度   | 総事業費の増減分析   |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---|
| 事業費                        | 124,792 | 101,507 | 126,834 | 122,059 | 119,085 | シルバー人材センター支援事業について、センター職員の人件費が市補助金の対象経費であるが、平成29年度中にセンターの中堅職員が2名退職したため、平成30年度に新たに若手職員2名を採用した。結果としてセンターの人件費が減少し、市補助金額が減額となったことが総事業費の主な減要因。 |
| 人件費                        | 25,020  | 24,516  | 24,948  | 20,164  | 20,242  |   |
| 総事業費                       | 149,812 | 126,023 | 151,782 | 142,223 | 139,327 |   |
| 施策に対する市民1人あたりコスト<br>【単位:円】 | 207     | 175     | 210     | 197     | 193     |   |

職員1人あたりの人件費は、H26年度695万円、H27年度681万円、H28年度693万円、H29年度689万円、H30年度692万円として計算(人口は、10月1日現在の人口統計数値を使用)

5 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

|           |   |       |       |       |       |           |   |   |
|-----------|---|-------|-------|-------|-------|-----------|---|---|
| 指標と説明     | 【指標 8】活動の場がある高齢者の割合<br>高齢者が仕事や地域などでの活動を通じて社会とかわっているかを見る指標<br>【単位：％】 |       |       |       |       |           | 結果の分析   |   |
| 目標設定の考え方  | 65歳以上の高齢者人口推移に、過去の就労者人口の推移や今後の施策展開による活動人口の伸びを見込み、目標として設定しました。       |       |       |       |       |           | 高齢者等実態調査の結果を目標値としているが、この調査は3年1回実施しており、次回は令和元年度のため評価も3年に1回行うこととしている。 |   |
|           | 基準値(H19年)   | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31(R1)年度 |   |   |
| 目標値(a)    | 43.2  | 48.7  | 49.6  | 50.5  | 51.4  | 52.4      |   |   |
| 実績値(b)    |   | -     | 49.3  | -     | -     |           |   |   |
| 達成率(b/a)％ |   |       | 99.4% | -     | -     |           |   |   |
|           |   |       |       |       |       |           | 評価  | - |

6 基本計画で定めている指標を補完する指標(業績評価指標)と各年度の目標及び実績

【業績評価指標1】

|           |   |         |         |         |         |           |  |   |
|-----------|---|---------|---------|---------|---------|-----------|--|---|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 6-1】シルバー人材センターの就業延人員<br>シルバー人材センターで実際に就業した市民がどれだけいるかを見る指標<br>【単位：人】 |         |         |         |         |           | 結果の分析  |   |
| 目標設定の考え方  | シルバー人材センターにおいて実際に就業した人数(延)を毎年増加させることを目標に指標を設定しました。                          |         |         |         |         |           | 60歳以降の雇用延長など社会情勢の変化による会員数の減少や、大型スーパーの継続的な受注の就業の終了、発注があっても会員の希望職種に合わず就業に結びつかないなどの現状もあり、目標値を下回った。<br>今後は、引き続きシルバー人材センターの就業機会創出に関する取組への指導・助言を行い、目標達成を目指す。 |   |
|           | 基準値(H25年)   | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度   | H31(R1)年度 |  |   |
| 目標値(a)    | 307,632   | 311,000 | 313,000 | 315,000 | 319,000 | 321,000   |  |   |
| 実績値(b)    |   | 303,430 | 302,893 | 293,750 | 283,280 |           |  |   |
| 達成率(b/a)％ |   | 97.6%   | 96.8%   | 93.3%   | 88.8%   |           |  |   |
|           |   |         |         |         |         |           | 評価   | B |

【業績評価指標2】

|           |  |       |       |        |        |           |   |   |
|-----------|--|-------|-------|--------|--------|-----------|---|---|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 6-2】社会参加を行う高齢者の割合<br>ボランティア・まちづくり活動のほか、趣味のサークル活動や就業等、広く社会に参加している高齢者の割合<br>【単位：％】 |       |       |        |        |           | 結果の分析   |   |
| 目標設定の考え方  | 社会参加を行う高齢者の割合を増加させることを目標として指標を設定しました。  |       |       |        |        |           | 高齢者大学運営事業や地域デビュー支援のための講座・イベントの実施、介護支援ボランティア事業の普及などに努めた結果、目標を上回った。<br>引き続き、上記事業等のより効果的な事業展開に努めるとともに、マッチング事業については、参加団体の拡充や効果的なPR方法の検討、参加者が参加しやすい工夫など、事業内容の見直し及び充実に努む。 |   |
|           | 基準値(H25年)  | H27年度 | H28年度 | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度 |   |   |
| 目標値(a)    | 61.0   | 63.0  | 64.0  | 65.0   | 66.0   | 67.1      |   |   |
| 実績値(b)    |  | 58.0  | 58.2  | 76.2   | 78.5   |           |   |   |
| 達成率(b/a)％ |  | 92.1% | 90.9% | 117.2% | 118.9% |           |   |   |
|           |  |       |       |        |        |           | 評価  | A |

【業績評価指標3】

|           |   |        |        |        |        |           |  |   |
|-----------|---|--------|--------|--------|--------|-----------|--|---|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 6-3】高齢者大学 受講生の満足度<br>講座を修了した受講生の事業内容への満足度<br>【単位：％】 |        |        |        |        |           | 結果の分析  |   |
| 目標設定の考え方  | 高齢者大学事業が受講生の生きがいや仲間づくりにどれだけ貢献しているかを表す指標として設定しました。           |        |        |        |        |           | 継続して魅力的な学科編成に努めたことにより、目標を達成することができた。<br>今後も受講生へのアンケートなどによるニーズ把握を行い、運営委員会の意見を伺いながら、魅力的な学科の編成に努め、満足度の向上に努めていく。 |   |
|           | 基準値(H25年)   | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度 |  |   |
| 目標値(a)    | 83.9  | 86.0   | 87.0   | 88.0   | 89.0   | 90.0      |  |   |
| 実績値(b)    |   | 87.3   | 87.6   | 91.0   | 90.3   |           |  |   |
| 達成率(b/a)％ |   | 101.5% | 100.7% | 103.4% | 101.5% |           |  |   |
|           |   |        |        |        |        |           | 評価   | A |

A: 年度別目標を(上回って)達成

B: 年度別の目標の値を80%以上達成

C: 年度別の目標の値を60%以上達成

D: 年度別の目標の値が60%未満

: 今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

7 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

|   | 施策を構成する事業名【所管課名】              | 平成30年度   |   | 平成31年度<br>(令和元年度)<br>指標・目標<br>(Plan)   |  |
|---|-------------------------------|--|---|--|--|
|   |                               | 事業の概要  | 指標・目標(Plan)   |  | 実績(Do)・評価等(Check)  |
| 1 | 高齢者大学運営事業<br>【地域包括ケア推進課】      | 高齢者の生きがいづくりと仲間づくりを促進するため、多様な学習ニーズにあった講座を開催します。   | 通年講座<br>修了率92%<br>満足度89%<br>類似事業との整理に向けた庁内調整の実施   | 通年講座<br>(入学者:930人、修了者:860人)<br>修了率:92.5%<br>満足度:90.3%<br>生涯学習課と「市民大学・あじさい大学・公民館事業等将来構想検討会」を実施した。 | 通年講座修了者の<br>修了率:92%<br>満足度:90%<br>類似事業との整理に向けた庁内調整の実施                                    |
|   | 実績<br>評価                      |  | 修了率、満足度ともに目標を上回った。<br>効率的な施策の実施に係る方向性について共通理解を深めた。  |  |  |
| 2 | シルバー人材センター支援事業<br>【地域包括ケア推進課】 | 高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを進めるため、シルバー人材センターの運営を支援します。  | 会員数3,500人<br>受託件数27,500件<br>就業率87%<br>就業延べ人員319,000人  | 会員数 3,284人<br>受託件数 25,155件<br>(ともに平成31年3月末日現在)<br>就業率 83.9%<br>就業延べ人員 283,280人                   | 会員数3,550人<br>受託件数27,500件<br>就業率87%<br>就業延べ人員321,000人                                     |
|   | 実績<br>評価                      |  | 平成30年度目標値を下回る結果となった。会員数の減少は民間企業の60歳以降の雇用延長など社会情勢の変化による影響もあるものと考えられる。<br>受託件数、就業率、就業延べ人員については、会員が複数期間就業するような就業規模の大きい契約が減少したことなどもあり、目標値を下回った。<br>引き続き受注機会の創出、会員の確保、事務費率の見直し、組織・人員体制の効率化等、定期的に経営計画に沿った運営がなされているか確認・指導を行い、団体の自立化を促すとともに、補助金の抑制に努める。 |  |  |
| 3 | 高齢者の地域活動支援事業<br>【地域包括ケア推進課】   | 高齢者が長年培ってきた知識や経験を社会貢献活動に生かすため、必要な知識や技能の習得に向けた養成・育成講座を開催するほか、地域活動への橋渡しとして地域活動団体とのマッチング事業を実施します。 | 地域活動入門講座のアンケートによる、今後の社会貢献活動参加への意欲度:85%以上<br><br>地域活動への橋渡しとなるよう地域団体とのマッチングに向けた相談会等の開催及び充実  | 社会貢献活動参加への意欲度<br>入門講座 意欲度89.7%<br><br>「50代から始めるセカンドライフマッチング相談会」の実施<br>参加者:25名<br>参加団体:11団体       | 地域活動入門講座のアンケートによる、今後の社会貢献活動参加への意欲度:85%以上<br><br>地域活動への橋渡しとなるよう地域団体とのマッチングに向けた相談会等の開催及び充実 |
|   | 実績<br>評価                      |  | 目標を上回った。今後も引き続き意欲度向上に向けた講座編成に努めていく。<br>標記相談会を実施することができた。今後は、PR不足等により参加者が少数であったことから、平成30年度の取組・実施結果を踏まえた事業内容の見直し及び充実を図る。  |  |  |

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

【単位:千円】

| 番号 | 事業名【所管課】                      | H28年度   | H29年度  | H30年度  | H30年度における財源内訳 |        |
|----|-------------------------------|---------|--------|--------|---------------|--------|
|    |                               |         |        |        | 特定財源          | 一般財源   |
| 1  | 高齢者大学運営事業<br>【地域包括ケア推進課】      | 23,978  | 24,998 | 25,633 | 9,926         | 15,706 |
| 2  | シルバー人材センター支援事業<br>【地域包括ケア推進課】 | 102,087 | 96,679 | 92,799 | 28,000        | 64,799 |
| 3  | 高齢者の地域活動支援事業<br>【地域包括ケア推進課】   | 769     | 382    | 653    | 0             | 653    |

特定財源:国や県からの交付金、地方債等、使途が特定される財源(市債が含まれる場合は括弧書きにて表示) 一般財源:地方税、地方交付税等、使途が特定されない財源

8 総合戦略に係る指標等の各年度の目標及び実績

【指標1】

|            |  |       |       |       |       |           |   |   |
|------------|--|-------|-------|-------|-------|-----------|---|---|
| 指標と説明      | 【指標 20】活動の場がある高齢者の割合<br>高齢者が仕事や地域などでの活動を通じて社会とかわっているかを見る指標<br>【単位：％】 |       |       |       |       |           | 結果の分析   |   |
| 目標設定の考え方   | 65歳以上の高齢者人口推移に、過去の就労者人口の推移や今後の施策展開による活動人口の伸びを見込み、目標として設定しました。        |       |       |       |       |           | 高齢者等実態調査の結果を目標値としているが、この調査は3年1回実施しており、次回は令和元年度のため評価も3年に1回行うこととしている。 |   |
|            | 基準値(H26年)  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31(R1)年度 |   |   |
| 目標値(a)     | 41.4   | 48.7  | 49.6  | 50.5  | 51.4  | 52.4      |   |   |
| 実績値(b)     |  | -     | 49.3  | -     | -     | -         |   |   |
| 達成率(b/a) % |  |       | 99.4% | -     | -     | -         |   |   |
|            |  |       |       |       |       |           | 評価  | - |

【指標2】

|            |   |       |       |        |        |           |   |   |
|------------|---|-------|-------|--------|--------|-----------|---|---|
| 指標と説明      | 【指標 21】社会参加を行う高齢者の割合<br>ボランティア・まちづくり活動のほか、趣味のサークル活動や就業等、広く社会に参加している高齢者の割合<br>【単位：％】 |       |       |        |        |           | 結果の分析   |   |
| 目標設定の考え方   | 社会参加を行う高齢者の割合を増加させることを目標として指標を設定しました。   |       |       |        |        |           | 高齢者大学運営事業や地域デビュー支援のための講座・イベントの実施、介護支援ボランティア事業の普及などに努めた結果、目標を上回った。<br>引き続き、上記事業等のより効果的な事業展開に努めるとともに、マッチング事業については、参加団体の拡充や効果的なPR方法の検討、参加者が参加しやすい工夫など、事業内容の見直し及び充実を図る。 |   |
|            | 基準値(H25年)   | H27年度 | H28年度 | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度 |   |   |
| 目標値(a)     | 61.0  | 63.0  | 64.0  | 65.0   | 66.0   | 67.1      |   |   |
| 実績値(b)     |   | 58.5  | 58.2  | 76.2   | 78.5   |           |   |   |
| 達成率(b/a) % |   | 92.9% | 90.9% | 117.2% | 118.9% |           |   |   |
|            |   |       |       |        |        |           | 評価  | A |

A：年度別目標を(上回って)達成  
D：年度別の目標の値が60%未満

B：年度別の目標の値を80%以上達成  
：今年度は成果指標の測定ができないもの

C：年度別の目標の値を60%以上達成

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

9 他の部局との庁内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を生かした取組

【他の部局との庁内横断的な取組】

高齢者大学運営事業について、当該事業を「高齢者の生涯学習活動への足掛かりに」という視点から、大学の事務局を生涯学習部とともに担っている。また、類似事業との整理に向けた庁内調整として、生涯学習課と「市民大学・あじさい大学・公民館事業等将来構想検討会」を実施している。

【民間活力を生かした取組】

高齢者大学運営事業について、事業をシルバー人材センターへ委託している(受講料の出納事務等を除く)ほか、短期講座講師の一部をOBサークルに依頼するなど、高齢者が参加するだけでなく、運営にも参画する仕組みとしている。

【地域の独自性を生かした取組】

10 総合戦略における総合分析

(1) 現状分析・課題認識

高齢化などにより地域活動や地域団体の担い手が不足している状況がある中、互いに支え合う地域福祉社会づくりの取組として、地域における高齢者のボランティア活動を支援。

高齢化などにより地域活動や地域団体の担い手が不足している状況がある中、高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かすことができる環境づくりを進めるため、いわゆる団塊の世代も含めた高齢者の地域デビュー支援の「地域活動入門講座」や地域活動団体と地域活動を希望する方との橋渡しを行う事業として「50代から始めるセカンドライフマッチング相談会」などを開催した。

多くの参加者を募るため、「地域活動入門講座」については内容の変更、土曜日の開催、「50代から始めるセカンドライフマッチング相談会」については、地域活動団体との打ち合わせを通じて参加しやすいような会場の設定や、広報さがみはら2月15日号の1面への掲載、中小企業勤労者へのPRなど事業周知に努めたが、参加者は想定を下回った。

高齢者の地域参加のきっかけづくりに取り組んでいるが、ライフスタイルも多様化し、参加者が少数であることから、事業内容の更なる見直しが必要。

## (2) 今後の具体的改善策

2回目となる「50代から始めるセカンドライフマッチング相談会」については、前年度と比べ様々な事業周知を図ったものの参加者が伸び悩んだことから、平成30年度の取組・実施結果を踏まえ、参加団体の拡充や更なる効果的なPR方法の検討、駅周辺会場での開催、他事業との共同開催など多くの市民が参加しやすい工夫など、事業の見直し及び充実を図る。

定年後の円滑な地域活動参加を促すため、50代を事業参加者のメインターゲットに据え、市内中小企業への支援などを行う関係機関等に事業の周知協力を依頼するなど、事業がより効果的に周知される方法を検討。

## 11 総合計画における総合分析

### (1) 現状分析・課題認識

#### 高齢者大学

・ここ数年応募者が減少傾向の中、受講料の引上げに伴う影響により、平成30年度は応募倍率0.81倍となり、前年度と比較して0.12ポイント減少した。

・団塊の世代が高齢者となる中、ライフスタイルも多様化してきており、学科によって倍率に差があることなどから、応募状況等を踏まえ、課題整理が必要。

・高齢者大学の受講者の満足度は高いことから(90.3%)、一定の成果を上げている。

#### シルバー人材センター

・会員数について、民間企業等の定年延長などにより60歳以降の雇用環境が近年変化しており、会員は減少傾向にある。

・個人で趣味活動を楽しむなど、高齢者のライフスタイルが多様化し、社会参加の意識も変化してきている。

・法人運営にかかる人件費について、団体の性質上、会費や自主財源等で全てを賄うには不足しており、行政による補助が必要。

・より効率的な運営に向けた助言等を通じて、更なる自立化を促進する必要がある。

#### 高齢者の地域活動

・高齢化などにより地域活動や地域団体の担い手が不足している状況がある中、いわゆる団塊の世代も含めた高齢者の地域デビュー支援の「地域活動入門講座」や地域活動団体と地域活動を希望する方との橋渡しを行う事業として「50代から始めるセカンドライフマッチング相談会」などを開催し、高齢者の地域参加のきっかけづくりに取り組んでいるものの、参加者は少数。

・ライフスタイルも多様化し、参加者が少数であることから、事業内容の見直し・整理が必要。

### (2) 今後の具体的改善策

#### 高齢者大学

・受講者の満足度の高さの維持に加え、応募者数が減少傾向にあることから、魅力ある学科編成などの改善策を検討。

#### シルバー人材センター

・就業延人員の増加に向けては、シルバー人材センターの就業機会創出に関する取組への指導・助言を行う。

・ハローワークや公民館等、市内各施設への入会案内書の配布や、地域活動支援事業、あじさい大学等の事業内にてシルバー人材センターのPRを行うなど、会員確保に向けた支援を引き続き行う。

・平成29年度に新たに策定された、自主的・効率的な運営をめざす経営計画について、受注機会の創出、会員の確保、事務費率の見直し、組織・人員体制の効率化等、定期的に経営計画に沿った運営がなされているか確認・指導を行い、団体の自立化を促すとともに、補助金の抑制を図る。

#### 高齢者の地域活動

・「50代から始めるセカンドライフマッチング相談会」を実施したが、参加者が少数であったことから、平成30年度の取組・実施結果を踏まえ、参加団体の拡充や効果的なPR方法の検討、参加者が参加しやすい工夫など、事業内容の見直し及び充実を図る。

・定年後の円滑な地域活動参加を促すため50代を事業参加者のメインターゲットに据え、市内中小企業への支援などを行う関係機関等に事業の周知協力を依頼するなど、事業がより効果的に周知される方法を検討。

12 本施策の市の自己評価(1次評価)(Check)

【平成30年度の取組についての総合評価】

高齢者大学

・継続して魅力的な学科編成に努めたことにより、目標を達成することができた。  
 ・今後も受講生へのアンケートなどによるニーズ把握を行い、運営委員会に意見を伺いながら、魅力的な学科の編成に努め、満足度の向上に努めていく。

シルバー人材センター

・平成30年から令和4年までの5か年を対象に、自主的・効率的な運営をめざし策定された経営計画(中期計画)に沿った運営がなされるよう支援を行った  
 ・民間企業の60歳以降の雇用延長など社会情勢の変化による影響や、会員が複数期間就業するような就業規模の大きい契約が減少したことなどから、会員数など全ての指標において目標を下回る結果となった。  
 ・就業機会の開拓に努めるよう、より一層指導・助言等を行うなど、会員数・受託件数・就業率等が増加するよう支援する。

地域活動団体と地域活動を希望する方との橋渡しを行うマッチング相談会を実施した(H31.3.参加者25名)。今後は、参加団体の拡充やPR不足、参加者が参加しやすい工夫など、事業内容の見直し及び充実が課題。

業績評価指標が目標を下回ったものの、地域活動団体と地域活動を希望する方をつなげるマッチング相談会などの高齢者の社会参加を促す事業を着実に実施していることを総合的に判断し、一次評価を「B」とする。

1次評価

B

13 前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

「シニアの地域活動マッチング相談会」については、平成29年度の取組・実施結果を踏まえ、関係団体と話し合いを進め、参加者が参加しやすい会場を設定するとともに、広報さがみはら1面への掲載などをはじめ、効果的なPRに努めた。

定年後の円滑な地域活動参加を促すため50代を事業参加者のメインターゲットに据えることとし、事業名称について「50代から始めるセカンドライフマッチング相談会」と改称し、50代の参加を促した。また、市内中小企業への支援などを行う関係機関に事業の周知協力を依頼し、団体ホームページへの掲載や所管する施設でのPRに努めた。

14 2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

【施策推進に対する意見及び改善点】

2次評価

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
 C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

15 【参考】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

平成 31 年度 総合計画及び総合戦略 施策進行管理シート

(令和 元 年度)

施策コード 10307

1 新・相模原市総合計画での位置付け

|           |    |       |                        |
|-----------|----|-------|------------------------|
| 基本目標      | NO |       | 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市 |
| 政策の基本方向   | NO | 3     | 高齢者がいきいきと暮らせる社会をつくります  |
| 施策名       | NO | 7     | 高齢者を支える地域ケア体制の推進       |
| 総合戦略の基本目標 |    | 基本目標  | 「定住促進、安全で安心な暮らしの確保」    |
|           |    | 施策所管局 | 健康福祉局                  |
|           |    | 局・区長名 | 小林 和明                  |

2 施策の目的・概要

|       |   |
|-------|---|
| めざす姿  | 高齢者ができる限り介護を必要とせず、地域で見守られ、支えられて暮らしている。  |
|       | 介護や支援を必要とする高齢者が、必要などきに必要なサービスを受けることができる。  |
| 取組の方向 | <b>1 介護予防の推進</b><br>高齢者の心身の状態や生活環境等に応じた総合的な介護予防を推進するため、専門的・科学的な介護予防プログラムや身近な地域での介護予防の体験・実践機会の普及を図ります。   |
|       | <b>2 地域ケアサービス・介護サービスの推進</b><br>地域包括支援センターを中心とした地域全体で高齢者を見守り、支えるネットワークを充実し、ひとり暮らし高齢者などや介護家族への支援の強化を図ります。<br>また、高齢者虐待防止対策や高齢者認知症対策の取り組みを進めます。<br>さらに、身近な地域でサービスを受けることができる介護サービス提供体制の充実や在宅で生活が困難な高齢者等のための施設の整備促進を図ります。 |
|       | <b>3 介護保険制度・国民年金制度の充実</b><br>高齢者が住み慣れた地域で安定した生活が継続できるよう、介護保険制度及び国民年金制度の普及啓発を図るなど、制度の充実に向けた取り組みを進めます。  |

3 「施策」、「成果指標」、「事務事業」及び「総合戦略の位置付け」の体系

| 施策名              | 取組の方向 | 成果指標   | 業績評価指標                          | 施策を構成する主な事業      | 総合戦略の重点プロジェクト |
|------------------|-------|--|---------------------------------|------------------|---------------|
| 高齢者を支える地域ケア体制の推進 | 1     | 【指標 9】<br>健康と感じている高齢者の割合                     | 【業績評価指標 7-1】<br>いきいき百歳体操の団体数    | 介護予防・生活支援サービス事業  |               |
|                  |       |  | 【業績評価指標 7-2】<br>介護支援ボランティア数     | 一般介護予防事業         |               |
|                  |       |  |                                 | 一般介護予防事業         |               |
|                  | 2     | 【指標 10】<br>高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じている人の割合 | 【業績評価指標 7-3】<br>認知症サポーターの養成数    | ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業 |               |
|                  |       |  |                                 | 生活支援体制整備事業       |               |
|                  |       |  |                                 | 市民後見人養成・支援事業     |               |
|                  |       |  |                                 | 在宅医療・介護連携推進事業    |               |
|                  |       |  |                                 | 認知症対策事業          |               |
|                  | 3     | 【指標 11】<br>介護サービス利用者の満足度                     | 【業績評価指標 7-4】<br>小規模多機能型居宅介護の整備数 | 地域包括支援センター運営事業   |               |
| 介護人材の確保・定着・育成事業  |       |  |                                 |                  |               |
|                  |       |  |                                 | 特別養護老人ホームの整備促進   |               |
|                  |       |  |                                 | 居宅介護サービス促進事業     |               |

指標番号の右に「」が記載された指標は総合戦略で設定した指標となる。

4 施策推進のための経費(決算額) H30年度は見込額

[単位:千円]

|                            | H26年度     | H27年度     | H28年度     | H29年度     | H30年度     | 総事業費の増減分析                                       |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| 事業費                        | 2,264,569 | 1,468,908 | 1,680,051 | 2,567,851 | 2,510,510 | 地域介護予防事業(一般介護予防事業)委託費の実施体制の見直しと経費の精査による減額が主な減要因 |
| 人件費                        | 93,130    | 91,254    | 92,862    | 198,777   | 193,831   |   |
| 総事業費                       | 2,357,699 | 1,560,162 | 1,772,913 | 2,766,628 | 2,704,341 |   |
| 施策に対する市民1人あたりコスト<br>(単位:円) | 3,261     | 2,165     | 2,457     | 3,831     | 3,740     |   |

職員1人あたりの人件費は、H26年度695万円、H27年度681万円、H28年度693万円、H29年度689万円、H30年度692万円として計算(人口は、10月1日現在の人口統計数値を使用)

5 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

|           |   |       |        |       |       |  |           |   |
|-----------|---|-------|--------|-------|-------|--|-----------|---|
| 指標と説明     | 【指標 9】健康と感じている高齢者の割合<br>高齢者が健康に過ごしていると感じているかを見る指標<br>【単位：％】 |       |        |       |       | 結果の分析  |           |   |
| 目標設定の考え方  | 介護予防・疾病予防の取組により、「健康と感じている人」の割合が増加することを目標として設定しました。          |       |        |       |       | 3年に1回実施している高齢者実態調査の結果を目標値としているため、次回は令和元年度に評価を行う。 |           |   |
|           | 基準値(H20年)   | H27年度 | H28年度  | H29年度 | H30年度 |  | H31(R1)年度 |   |
| 目標値(a)    | 78.9  | 79.8  | 79.9   | 80.1  | 80.2  |  | 80.3      |   |
| 実績値(b)    |   | -     | 83.5   | -     | -     |  |           |   |
| 達成率(b/a)％ |   |       | 104.5% | -     | -     |  | 評価        | - |

【指標2】

|           |   |       |       |        |       |   |           |   |
|-----------|---|-------|-------|--------|-------|---|-----------|---|
| 指標と説明     | 【指標 10】高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じている人の割合<br>高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じているかを見る指標<br>【単位：％】                   |       |       |        |       | 結果の分析   |           |   |
| 目標設定の考え方  | 市「高齢者等実態調査」において、健康や福祉の相談先を「地域の関係機関や人々」とした人の割合が、平成16年度から平成19年度でマイナス3.6%となったことから、毎年0.4%ずつ増加させることを目標として設定しました。 |       |       |        |       | 民生委員等によるひとり暮らし高齢者等への戸別訪問に、70歳以上の人と40歳以上の子の2人のみの世帯も対象とし、見守りや支援の強化を図った。昨年度は新たに民間事業者1者と「地域の見守り活動」に関する協定を締結するなど、見守り体制の強化・充実に努めたものの、昨年度よりマイナス2.6ポイントとなり、目標を達成することができなかった。<br>引き続き重層的な高齢者の見守り体制の強化に努めていく。 |           |   |
|           | 基準値(H20年)   | H27年度 | H28年度 | H29年度  | H30年度 |   | H31(R1)年度 |   |
| 目標値(a)    | 35.2  | 38.4  | 38.8  | 39.2   | 39.6  |   | 40.0      |   |
| 実績値(b)    |   | 38.1  | 38.6  | 40.9   | 38.3  |   |           |   |
| 達成率(b/a)％ |   | 99.2% | 99.5% | 104.3% | 96.7% |   | 評価        | B |

【指標3】

|           |   |       |        |       |       |  |           |   |
|-----------|---|-------|--------|-------|-------|--|-----------|---|
| 指標と説明     | 【指標 11】介護サービス利用者の満足度<br>介護サービスを受けている人の介護サービス全般の満足度<br>を見る指標<br>【単位：％】 |       |        |       |       | 結果の分析  |           |   |
| 目標設定の考え方  | 各介護サービス利用者の平均満足度を平成31年度までに75%（4人に3人が満足している状態）とすることを目標として設定しました。       |       |        |       |       | 3年に1回実施している高齢者実態調査の結果を目標値としているため、次回は令和元年度に評価を行う。 |           |   |
|           | 基準値(H20年)   | H27年度 | H28年度  | H29年度 | H30年度 |  | H31(R1)年度 |   |
| 目標値(a)    | 68.8  | 73.0  | 73.5   | 74.0  | 74.5  |  | 75.0      |   |
| 実績値(b)    |   | -     | 89.8   | -     | -     |  |           |   |
| 達成率(b/a)％ |   |       | 122.2% | -     | -     |  | 評価        | - |

6 基本計画で定めている指標を補完する指標（業績評価指標）と各年度の目標及び実績

【業績評価指標1】

|           |  |       |       |        |        |  |           |   |
|-----------|--|-------|-------|--------|--------|--|-----------|---|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 7-1】いきいき百歳体操の団体数<br>平成28年度より、本人の自発的な参加意欲に基づく、継続性のある効果的な介護予防を推進するため、住民自身が運営する通いの場の創設に主眼をおいた事業展開を行っている。国は介護予防に資する住民主体の通いの場を、週1回以上の開催を基本としているため、その定義を満たすいきいき百歳体操の団体数を指標とするもの。<br>【単位：人】 |       |       |        |        | 結果の分析  |           |   |
| 目標設定の考え方  | いきいき百歳体操は、平成27年から事業を開始しており、この2年間での開設は82団体であったことから、今後においても毎年40団体の開設を目標とするもの。  |       |       |        |        | 新規実施団体の拡充を図るために体験会、交流会等の普及・啓発活動を行った。<br>また、既存団体への定期的な支援を行うことで、活動の継続と参加者からの口コミ等により新規団体数の目標達成につながった。 |           |   |
|           | 基準値(H28年)  | H27年度 | H28年度 | H29年度  | H30年度  |  | H31(R1)年度 |   |
| 目標値(a)    | 82   |       |       | 122    | 162    |  | 202       |   |
| 実績値(b)    |  |       |       | 158    | 218    |  |           |   |
| 達成率(b/a)％ |  |       |       | 129.5% | 134.6% |  | 評価        | A |

【業績評価指標2】

|           |  |       |       |       |       |   |           |   |
|-----------|--|-------|-------|-------|-------|---|-----------|---|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 7-2】介護支援ボランティア数<br>さがみはら・ふれあいハートポイント事業のボランティア登録者数を見る指標<br>【単位：人】 |       |       |       |       | 結果の分析   |           |   |
| 目標設定の考え方  | 社会参加を通じて介護予防を促進した高齢者を増加させることを目標として指標を設定しました。                             |       |       |       |       | ポスター掲示による事業周知やシニアサポート活動団体の増加により、新規のボランティア登録者数は増えたが、一方で、高齢等を理由に辞退者が増えたため、目標を達成することができなかった。 |           |   |
|           | 基準値(H25年)  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |   | H31(R1)年度 |   |
| 目標値(a)    | 769  | 1,000 | 1,217 | 1,435 | 1,651 |   | 1,870     |   |
| 実績値(b)    |  | 958   | 1,136 | 1,358 | 1,549 |   |           |   |
| 達成率(b/a)％ |  | 95.8% | 93.3% | 94.6% | 93.8% |   | 評価        | B |

【業績評価指標3】

|           |   |        |        |                |           |  |    |           |
|-----------|---|--------|--------|----------------|-----------|--|----|-----------|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 7-3】 認知症サポーターの養成数<br>認知症サポーターの養成講座などによる認知症サポーターの養成数を見る指標<br>【単位：人】                      |        |        |                |           | 結果の分析  |    |           |
| 目標設定の考え方  | 認知症の人の地域における見守りを推進する認知症サポーターの養成数を平成35年度末までに、段階的に総人口の10%に増加させることを目標として指標を設定しました(平成32年度末に総人口の7%)。 |        |        |                |           | 市キャラバン・メイト連絡会と協力し、積極的に認知症サポーターの養成を進めたことで、目標を達成できた。 |    |           |
|           | 基準値(H28年)   | H27年度  | H28年度  | H29年度          | H30年度     |  |    | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    | 30,117  | 18,100 | 20,600 | 35,117(23,000) | 40,117(-) | 45,117(-)  | 評価 | A         |
| 実績値(b)    |   | 23,131 | 30,117 | 37,837         | 44,488    |  |    |           |
| 達成率(b/a)% |   | 127.8% | 146.2% | 107.7%         | 110.9%    |  |    |           |

【業績評価指標4】

|           |  |        |       |        |        |  |    |           |
|-----------|--|--------|-------|--------|--------|--|----|-----------|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 7-4】 小規模多機能型居宅介護の整備数<br>地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護整備数を見る指標<br>【単位：箇所】   |        |       |        |        | 結果の分析  |    |           |
| 目標設定の考え方  | 顔なじみのスタッフによるサービス提供が可能となるよう、日常生活圏域ごとの高齢者人口や整備状況を踏まえ、未整備の圏域や整備数の少ない圏域を中心に整備を促進することを目標として設定しました。(H29から31は第7期高齢者保健福祉計画に掲げる目標整備数) |        |       |        |        | 高齢者保健福祉計画において、平成30年度の整備目標を1施設としているが、目標値を上回る2施設を整備することができた。 |    |           |
|           | 基準値(H25年)  | H27年度  | H28年度 | H29年度  | H30年度  |  |    | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    | 15   | 23     | 27    | 27     | 28     | 30   | 評価 | A         |
| 実績値(b)    |  | 24     | 26    | 27     | 29     |  |    |           |
| 達成率(b/a)% |  | 104.3% | 96.3% | 100.0% | 103.6% |  |    |           |

A: 年度別目標を(上回って)達成  
D: 年度別の目標の値が60%未満  
目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

B: 年度別の目標の値を80%以上達成  
: 今年度は成果指標の測定ができないもの

C: 年度別の目標の値を60%以上達成

7 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

|   | 施策を構成する事業名【所管課名】   | 平成30年度  |  | 平成31年度<br>(令和元年度)<br>指標・目標<br>(Plan)  |
|---|--|---|--|---|
|   |  | 事業の概要   | 指標・目標 (Plan)   | 実績 (Do)・評価等 (Check)   |
| 1 | <p>介護予防・生活支援サービス事業</p> <p>【高齢政策課】<br/>【地域包括ケア推進】<br/>【介護保険課】<br/>【各高齢者相談課】</p>   | <p>基準緩和サービス事業の介護サービス事業者の参入促進<br/>住民主体サービス団体の立ち上げ支援(38団体)<br/>短期集中予防サービス事業：通所型・訪問型ともに周知を図り、参加者の拡大を図る。</p>                    | <p>基準緩和サービス事業者数は微増であった。<br/>基準緩和サービス事業の課題について事業者と意見交換した。<br/>住民主体サービス団体数 36団体数(訪問型：4団体、通所型32団体)<br/>短期集中予防サービス<br/>・より効果的・効率的に事業を実施する体制の構築を図るため、訪問型サービスを地域リハビリ相談に集約することとした。<br/>(通所型)<br/>・高齢者筋力向上トレーニング<br/>実人数54名 延人数1,096名<br/>・地域版高齢者筋力向上トレーニング<br/>実人数4名 延人数47名<br/>・口腔機能向上[歯っぴー健口セミナー]2コース 実人数10名 延人数45名(訪問型)<br/>運動機能向上、生活行為向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり・認知・うつ予防<br/>実人数14名 延人数54名</p>                      | <p>基準緩和サービス事業の介護サービス事業者の参入促進<br/>高齢者の身近な地域で実施するシニアサポート活動団体の立ち上げ支援を行うことにより、高齢者の介護予防と日常生活の自立を図ることができる。シニアサポート活動(旧名称：住民主体サービス)団体の立ち上げ・運営支援(48団体)<br/>短期集中予防サービス事業<br/>・口腔機能向上事業については、モデル事業を新たに開始し、口腔に関する普及啓発とともにモデル事業から利用者獲得を図る。</p> |
|   | <p>介護サービス事業者やボランティア団体等の様々な主体が市独自の基準により多様なサービスを提供する総合事業を推進し、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援します。</p>   |   | <p>基準緩和サービス<br/>訪問介護事業所及び通所介護事業所に対して基準緩和サービス事業への参入を呼びかけることにより、増加につなげることができた。<br/>住民主体サービス<br/>目標に達しなかったものの、団体の活動や運営の安定化が図られ、団体の運営の考え方に基づくサービス提供が可能となるよう補助制度の見直しを行った。<br/>短期集中予防サービス<br/>・口腔機能向上事業については、例年参加者減少が続いており、事業形態や参加者の募集方法について検討していく。<br/>・栄養改善、閉じこもり・認知・うつ予防支援については、コース形式ではなく利用しやすい形態を検討していく必要がある。<br/>・筋力向上トレーニング事業については、他事業で対象者の把握や事業の利用動向に努めたことで、参加者は、訪問型は横ばいであったが、通所型については、増加につなげることができた。</p> |   |
| 2 | <p>一般介護予防事業</p> <p>【地域包括ケア推進課】</p>   | <p>いきいき百歳体操の普及<br/>新規実施団体数：40団体<br/>地域介護予防事業の実施、及び自主グループ化の支援。<br/>住民が身近な地域で主体的に介護予防活動を支援するための生き生きシニアのための活動補助金事業の実施：60団体</p> | <p>いきいき百歳体操<br/>団体数：新規 60団体、延 218団体<br/>参加者数：新規 1,014人、延 3,660人<br/>地域介護予防事業：630回、実人数 6,860人、延べ9,903人、自主グループ数56<br/>生き生きシニアのための活動補助金事業(支援団体28団体 実施回数501回 実人数718人 延べ参加7,626人 )</p>  | <p>いきいき百歳体操の普及 新規実施団体数：40団体<br/>地域介護予防事業の実施、及び自主グループ化の支援。<br/>生き生きシニアのための活動補助金事業の活用促進による自主グループの育成支援</p>   |
|   | <p>地域におけるすべての高齢者を対象に、地域の中の介護予防関わる人材の発掘と育成、地域活動団体の育成支援を行い、住民の主体的な通いの場の充実に図ります。<br/>また、人と人とのつながりを通じて、高齢者の生きがいや役割をもって生活できる地域づくりを進めます。</p> |   | <p>体験会、交流会等の普及・啓発活動を行うことで、新規実施団体の大幅な増加につながった。<br/>地域介護予防事業を実施することにより、自主グループ化につながった。<br/>支援団体数が減少したため、新規支援団体の拡大に向けて、補助要件の見直しを行った。</p>   |   |

|   |   |   |    |  |  |
|---|---|---|----|--|--|
| 3 | ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業<br>【中央高齢者相談課】  | ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業を通じ、必要な支援につなげる。   | 実績 | 民生委員等により市内全地区で13,306人(その内、70歳以上の人と40歳以上の子の2人のみの1,277人)のひとり暮らし高齢者等への訪問を実施した。  | ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業を通じ、必要な支援につなげる。  |
|   | ひとり暮らし高齢者等の支援を強化するため、行政情報を活用し、民生委員と地域包括支援センターの連携による戸別訪問を実施します。また、民間事業者等との協力により、地域における重層的な見守り体制の構築を推進します。  |   | 評価 | 目標どおり実施し、対象者のうち支援が必要であると判断した高齢者101人(その内、70歳以上の人と40歳以上の子の2人のみの13人)について、高齢者支援センター(地域包括支援センター)が必要なサービス等につなげることができた。   |  |
| 4 | 生活支援体制整備事業<br>【地域包括ケア推進課】   | 地域ケア会議地域づくり部会の開催(各地区年4回以上)  | 実績 | 地域ケア会議地域づくり部会の開催151回   | 地域ケア会議地域づくり部会の開催(各地区年4回以上)   |
|   | 高齢者を支える地域の体制づくりを推進するため、すべての日常生活圏域ごとに配置している生活支援コーディネーターにより、高齢者のニーズに応じた介護予防・生活支援サービスの開発、担い手の育成等を行います。<br>また、高齢者支援センターと連携し、地域ケア会議地域づくり部会の運営支援を行います。  |   | 評価 | 地域ケア会議地域づくり部会は目標を上回る回数を開催することができた。   |  |
| 5 | 市民後見人養成・支援事業<br>【中央高齢者相談課】  | ・家庭裁判所から選任された市民後見人の活動支援<br>・市民後見人養成研修3期生への現場研修の実施、4期生の募集及び研修の実施(対象者:3期生8名,4期生15名程度)   | 実績 | 養成研修において15名が受講した。また、昨年度受講した5名が研修を修了し、後見人候補者が32名となった。昨年度7名が市民後見人を受任し、活動を開始した。合計10人の市民後見人に対して相談に乗るなど活動を支援した。   | 15名程度の受講生を募集し市民後見人養成研修を実施する。<br>選任された市民後見人の活動を支援する。                          |
|   | 認知症などにより成年後見制度の利用が必要となる高齢者の増加に対応するため、地域で高齢者を支える地域包括ケアシステムの一環として、同じ市民としての目線や立場で活動ができる市民後見人を養成し、その活動を支援します。   |   | 評価 | 養成研修の受講者数は、目標数に達した。また、市民後見人の活動に対し支援をすることができた。  |  |
| 6 | 認知症対策事業<br>【地域包括ケア推進課】  | 認知症の医療と介護の連携強化のため、認知症地域連携バス(支え手帳)を全市での活用を広げるために、普及、啓発を図り、関係者への認知度を高める。<br>認知症地域連携バス(支え手帳)発行数:35冊<br>「認知症初期集中支援チーム」の実施件数の増加等による効果的な支援と多職種連携を推進する。<br>認知症サポーターを養成する。:目標5,000人 | 実績 | 高齢者支援センターからも発行の協力を得た。支え手帳平成30年度発行数:62件<br>チラス自治会回覧を行う。平成30年度の支援依頼件数 26件<br>認知症サポーター養成数 6,651人  | 支え手帳発行数50冊<br>チーム員会議による早期介入、地域での効果的な支援と多職種連携を推進する。<br>認知症サポーターを養成する。目標5,000人 |
|   | 認知症に対する総合的な取組を進めるため、地域の連携の拠点となる認知症疾患医療センターを中心として、医療と介護の連携を強化するとともに、早期発見と適切な介護サービス等を提供する。また、情報の共有を図るために認知症地域連携バスの普及に努めます。<br>市民の認知症に対する知識の普及の促進のため認知症サポーター養成講座や講演会の開催や認知症の人やその家族の支援のため徘徊検索サービス等を提供します。 |   | 評価 | 発行に協力する高齢者支援センターを増やすとともに、市民・支援者への普及啓発を行う。<br>適切な時期に医療や介護サービス、地域での見守り等のネットワークができるなど、支援が充実した。さらに事例の分析を行うなど効果の検証をしていく必要がある。<br>市キャラバン・メイト連絡会と協力し、積極的に認知症サポーターの養成を進めたことで、目標を達成できた。 |  |

|   |   |  |   |  |
|---|---|--|---|--|
| 7 | <p>在宅医療・介護連携推進事業</p> <p style="text-align: right;">〔地域包括ケア推進課〕</p> <p>高齢者ができる限り自宅等の住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、在宅医療・介護を一体的に提供することができる連携体制の構築を推進します。</p> | <p>医療機関と介護支援専門員相互の連絡情報を集約したあんしんリンクのデータベース化による連携の推進</p> <p>あんしんリンクの新規登録機関・事業所数35か所<br/>(第7期高齢者保健福祉計画目標:平成32年度500か所)<br/>(仮称)在宅医療・介護連携支援センターの設置の検討</p> <p>本人や家族、医療と介護従事者間で情報を共有する仕組みづくり</p> <p>高齢者福祉施設等における「救急連絡シート」の活用の促進</p> | <p>7月の「電子版あんしんリンク」運用開始時、351か所であった登録件数が、3月末時点では372か所となった。</p> <p>在宅医療・介護連携推進会議に「連携体制等に関する部会」を設置し、(仮称)在宅医療・介護連携支援センターの有すべき機能について、意見を聴取した。また、市医師会と設置後の運営体制等の検討を行った。</p> <p>大野中地区において相模原市在宅療養連携ケース「支え手帳」のモデル事業を10月から開始した。</p> <p>市在宅医療・介護連携推進会議に「高齢者救急等に関する部会」を設置し、「救急連絡シート」の活用の検討を行った。</p> | <p>医療機関と介護支援専門員相互の連絡情報を集約したあんしんリンクのデータベース化による連携の推進</p> <p>あんしんリンクの新規登録機関・事業所数65か所<br/>(第7期高齢者保健福祉計画目標:平成32年度500か所)<br/>(仮称)在宅医療・介護連携支援センターの設置の検討</p> <p>本人や家族、医療と介護従事者間で情報を共有する仕組みづくり</p> <p>高齢者福祉施設等における「救急連絡シート」の活用の促進</p> |
|   |   |  | <p>実績</p> <p>未登録の事業所に対する勧奨に取組んだ。登録機関・事業所数を増やすためにはさらなる取組みが必要である。</p> <p>センターの有すべき機能等については検討が進んだ。引き続き関係機関・団体等との協力及び連携関係を整理し、本市に相応しいセンターの設置に向けて検討を進める必要がある。</p> <p>関係機関の協力を得て、「支え手帳」のモデル事業に着手することができた。</p> <p>「高齢者救急等に関する部会」において「救急連絡シート」の活用の検討が進んだ。</p> <p>評価</p>                         |  |

|    |   |  |  |  |  |
|----|---|--|--|--|--|
| 8  | 介護人材確保定着育成事業 【高齢政策課】  |  | <p>新任介護職員等応援交流会、次代を担う介護職員等勤続表彰及び介護・福祉のしごと就職相談会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任介護職員等応援交流会 参加者48名</li> <li>・次代を担う介護職員等勤続表彰 被表彰者数92名</li> <li>・介護・福祉のしごと就職相談会 35法人出展 来場者50名(就労実績6名)</li> </ul> <p>介護職員等のキャリアアップ支援(キャリアアップ支援事業費補助金231件)をはじめ、喀痰吸引等研修や訪問介護員研修等の各種研修事業を実施した。</p> <p>冊子について、小中学校や介護サービス事業所への配布、職場体験での活用を図ったほか、橋本図書館「介護に関する特集コーナー」での配架等、様々な機会を活用した。動画については、公共施設内をはじめ、路線バス車内や商業施設等で放映を行った。また、市高齢者福祉施設協議会及び市介護老人保健施設協議会と共催で介護の日大会(イメージアップ事業)を実施した。</p> <p>(仮称)介護人材センターの設置を含め、介護人材の確保等に向けた現状やニーズを把握するため、関係機関や介護事業者と意見交換を実施したほか、介護・障害・保育分野と情報交換を行い、効果的・効率的な(仮称)介護人材センターの体制の構築や取組を検討した。</p> | <p>就職相談会や新任介護職員等応援交流会、介護職員等勤続表彰の実施</p> <p>介護のしごとPR冊子・動画の活用やイメージアップ事業の実施</p> <p>(仮称)介護人材センターの設置の検討</p>  | <p>就職相談会や新任介護職員等応援交流会、介護職員等勤続表彰の実施</p> <p>介護のしごとPR冊子・動画の活用や介護イメージアップ事業の実施</p> <p>(仮称)介護人材支援センターの設置の検討</p>                              |
|    | <p>介護人材の確保・定着・育成を図るため、採用後のキャリアアップ支援や職員を対象とした階層別研修を実施するとともに、介護のイメージアップを図る事業や就職相談会、若手職員に着目した勤続表彰を実施します。</p> | <p>就職相談会や新任介護職員等応援交流会、次代を担う介護職員等勤続表彰の実施</p> <p>キャリアアップ支援や階層別研修など各種研修の実施</p> <p>介護のしごとPR冊子・動画の活用やイメージアップ事業の実施</p> <p>(仮称)介護人材センターの設置の検討</p> | <p>就職相談会を通じて介護人材の確保に繋がったほか、新任介護職員等応援交流会や介護職員等勤続表彰の実施により職場定着を促進することができた。</p> <p>キャリアアップ支援や各種研修事業を実施することで、介護人材の育成を図ることができた。</p> <p>介護のしごとPR冊子・動画の活用や市高齢者福祉施設協議会及び市介護老人保健施設協議会と共催で介護の日大会(イメージアップ事業)を実施することで、介護のイメージ向上を図ることができた。</p> <p>効果的・効率的な(仮称)介護人材センターの体制や取組の検討を行うことができた。</p>  |  |  |
| 9  | 特別養護老人ホームの整備促進 【高齢政策課】  |  | <p>地域密着型特別養護老人ホームの整備に対し、建設費及び開設準備経費を補助した。</p> <p>国有地を活用した公募を実施し、整備する施設を選考した。</p>   | <p>特別養護老人ホーム(地域密着型を含む)の計画的な整備を図る。</p> <p>H30年度 29床</p>   | <p>特別養護老人ホーム(地域密着型を含む)の計画的な整備を図る。</p> <p>R元年度 地域密着型特別養護老人ホームの公募、短期入所生活介護からの転換の公募</p>   |
|    | <p>在宅での生活が困難な中重度の高齢者に対応するため、特別養護老人ホームの整備を促進します。</p>   | <p>在宅での生活が困難な中重度の高齢者に対応するための特別養護老人ホームの計画的な整備促進を図った。</p>  |  |  |  |
| 10 | 居宅介護サービス促進事業 【高齢政策課】  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム 2施設(36床)</li> <li>・小規模多機能型居宅介護 2施設</li> </ul>  | <p>グループホームなど地域密着型介護サービス事業所等の計画的な整備促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム 36床(計画上は54床)</li> <li>・小規模多機能型居宅介護 1事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護 1事業所</li> </ul> | <p>グループホームなど地域密着型介護サービス事業所等の計画的な整備促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム 90床</li> <li>・小規模多機能型居宅介護 2事業所</li> </ul> |
|    | <p>要介護高齢者が住み慣れた環境の下で生活を継続できるよう、居宅介護サービス等の充実を図ります。</p>   | <p>計画的な施設整備により、安定的な介護サービスの供給体制の確保を図ることができた。</p>  |  |  |  |

|    |  |  |          |   |   |
|----|--|--|----------|---|---|
| 11 | 地域包括支援センター運営事業 <small>【地域包括ケア推進課】</small>  | 職員体制(定数)の拡充<br>187人<br>地域ケア会議(個別事例部<br>会・地域づくり部会)の開催<br>(個別事例部会:87回・地域づ<br>くり部会:96回)                             | 実績<br>評価 | 地域包括支援センター職員187人<br>地域ケア会議開催234回(地域づ<br>くり部会151回、個別事例部会83回) | 職員体制(定数)<br>の拡充 189人<br>地域ケア会議(個<br>別事例部会・地域づ<br>くり部会)の開催<br>(個別事例部会:87<br>回・地域づくり部会:<br>96回) |
|    | 地域包括ケアシステムの中核的機関としての役割を担う地域包括支援センターの充実を図るため、職員体制を強化するとともに、総合相談体制の充実を図ります。<br>また、自立支援、介護予防・重度化防止に向け、医療・介護等の専門職や地域の様々な関係者による地域ケア会議(個別事例部会及び地域づくり部会)を開催します。 | 目標どおり職員の拡充を行い、高齢者の総合相談体制の強化を図った。<br>地域ケア会議は目標を上回る開催ができた。地域の関係者や医療・介護の専門職の参加により、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた内容を検討することができた。 |          |   |   |

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

【単位:千円】

| 番号 | 事業名【所管課】   | H28年度   | H29年度     | H30年度     | H30年度における財源内訳 |        |
|----|--|---------|-----------|-----------|---------------|--------|
|    |  |         |           |           | 特定財源          | 一般財源   |
| 1  | 介護予防・生活支援サービス事業 <small>【高齢政策課】<br/>【地域包括ケア推進課】<br/>【介護保険課】<br/>【若高齢者相談課】</small> | 616,678 | 1,245,799 | 1,272,920 | 1,269,513     | 3,407  |
| 2  | 一般介護予防事業 <small>【地域包括ケア推進課】</small>  | 103,504 | 115,048   | 69,043    | 68,808        | 235    |
| 3  | ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業 <small>【中央高齢者相談課】</small>                                       | 3,268   | 3,944     | 3,831     | 3,831         | 0      |
| 4  | 生活支援体制整備事業 <small>【地域包括ケア推進課】</small>  | 72,438  | 89,004    | 86,599    | 86,599        | 0      |
| 5  | 市民後見人養成・支援事業 <small>【中央高齢者相談課】</small>   | 5,418   | 7,870     | 9,834     | 9,834         | 0      |
| 6  | 認知症対策事業 <small>【地域包括ケア推進課】</small>   | 34,350  | 32,334    | 34,201    | 28,180        | 6,021  |
| 7  | 在宅医療・介護連携推進事業 <small>【地域包括ケア推進課】</small>   | 10,748  | 20,532    | 16,056    | 16,056        | 0      |
| 8  | 介護人材確保定着育成事業 <small>【高齢政策課】</small>  | 11,508  | 15,988    | 17,685    | 0             | 17,685 |
| 9  | 特別養護老人ホームの整備促進 <small>【高齢政策課】</small>  | 448,000 | 0         | 153,207   | 153,207       | 0      |
| 10 | 居宅介護サービス促進事業 <small>【高齢政策課】</small>  | 138,562 | 83,064    | 75,200    | 75,200        | 0      |
| 11 | 地域包括支援センター運営事業 <small>【地域包括ケア推進課】</small>  | 950,234 | 954,268   | 1,021,858 | 1,021,858     | 0      |

特定財源:国や県からの交付金、地方債等、使途が特定される財源(市債が含まれる場合は括弧書きにて表示) 一般財源:地方税、地方交付税等、使途が特定されない財源

8 総合戦略に係る指標等の各年度の目標及び実績

【指標1】

| 指標と説明      | 【指標 22】 高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じている人の割合<br>高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じているかを見る指標 <small>【単位: %】</small>     | 結果の分析  |       |        |       |           |
|------------|---|--|-------|--------|-------|-----------|
| 目標設定の考え方   | 市「高齢者等実態調査」において、健康や福祉の相談先を「地域の関係機関や人々」とした人の割合が、平成16年度から平成19年度でマイナス3.6%となったことから、毎年0.4%ずつ増加させることを目標として設定しました。 | 昨年度は新たに民間事業者1者と「地域の見守り活動に関する協定」を締結したものの、昨年度よりマイナス2.6ポイントとなり、目標を達成することができなかった。<br>引き続き重層的な高齢者の見守り体制の構築に努めていく。 |       |        |       |           |
|            | 基準値(H20年)   | H27年度  | H28年度 | H29年度  | H30年度 | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)     | 35.2  | 38.4   | 38.8  | 39.2   | 39.6  | 40.0      |
| 実績値(b)     |   | 38.1   | 38.6  | 40.9   | 38.3  |           |
| 達成率(b/a) % |   | 99.2%  | 99.5% | 104.3% | 96.7% |           |
|            |   |  |       |        | 評価    | B         |

【指標2】

| 指標と説明      | 【指標 23】 認知症サポーターの養成数<br>認知症サポーターの養成講座などによる認知症サポーターの養成数を見る指標 <small>【単位: 人】</small>              | 結果の分析  |        |        |        |           |
|------------|---|--|--------|--------|--------|-----------|
| 目標設定の考え方   | 認知症の人の地域における見守りを推進する認知症サポーターの養成数を平成35年度末までに、段階的に総人口の10%に増加させることを目標として指標を設定しました(平成32年度末に総人口の7%)。 | 市キャラバン・メイト連絡会と協力し、積極的に認知症サポーターの養成を進めたことで、目標を達成できた。 |        |        |        |           |
|            | 基準値(H26年)   | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)     | 17,423  | 18,100   | 20,600 | 35,117 | 40,117 | 45,117    |
| 実績値(b)     |   | 23,131   | 30,117 | 37,837 | 44,488 |           |
| 達成率(b/a) % |   | 127.8%   | 146.2% | 107.7% | 110.9% |           |
|            |   |  |        |        | 評価     | A         |

A:年度別目標を(上回って)達成

B:年度別の目標の値を80%以上達成

C:年度別の目標の値を60%以上達成

D:年度別の目標の値が60%未満

:今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

## 9 他の部局との庁内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を生かした取組

### 【他の部局との庁内横断的な取組】

医療・介護従事者による在宅医療・介護連携推進会議の開催など、福祉部・保険高齢部・保健所が横断的に連携し、在宅医療・介護連携の推進に取り組んでいる。

福祉人材は、質・量の両面において一層の充実が求められていることから、介護と障害福祉に関わる人材の確保・定着に向けた就職相談会を障害施策担当部局との連携により開催するとともに、市就職支援センターとの連携による個別支援にもつなげた。

### 【民間活力を生かした取組】

居場所づくりと相談支援が受けられる場「認知症カフェ」の継続と立上げの支援について、経験の豊富なNPO法人に業務委託し支援の充実を図った。

民間事業者と「地域の見守り活動に関する協定」を締結し、重層的な高齢者の見守り体制の整備を図った。

認知症サポーター養成講座の円滑な実施を行うためのネットワークの構築のため、NPO法人に「市キャラバン・メイト連絡会」の運営を委託し、認知症の人やその家族に対する理解及び支援の推進を図った。

高齢者の体力維持・増進、地域での交流を図ることを目的とした「元気倶楽部」事業を、「相模原市健康づくり普及員連絡会」に委託し、実施した。

### 【地域の独自性を生かした取組】

各高齢者支援センターが開催する地域ケア会議において地域づくり部会を開催し、各地域の関係者が参加し、地域の支え合い体制などの高齢者福祉に関する事項を検討し、第7期高齢者保健福祉計画に基づき、計画的に取り組んでいる。

## 10 総合戦略における総合分析

### (1) 現状分析・課題認識

#### 市民後見人養成・支援事業

市民後見人養成研修の応募者は減少傾向であった。平成30年度においては、市の広報誌の特集記事により「市民後見人養成研修」の応募者数が、昨年比、増加となったが引き続き制度の普及・啓発が必要な状況である。

#### ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業

地域コミュニティの希薄化、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯数の増加や親一人子一人のいわゆる8050世帯など、地域で孤立している高齢者等に対する見守りや支援を充実する必要がある。

・地域ケア会議地域づくり部会の設置及び開催を通じて、地域での課題解決や地域資源の発掘等を行い、地域づくりを推進していく必要がある。

#### 認知症サポーターの養成

・市キャラバン・メイト連絡会の活動の充実と連動し、「認知症サポーター」が増えてきたことは認知症の人に対する理解が深まったことにつながっている。

・認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、単に見守る応援者を増やすだけでなく、認知症の人の生活を支えるインフォーマルなサービスや認知症の人が活躍できる場も必要。

### (2) 今後の具体的改善策

#### 市民後見人養成・支援事業

市の広報紙だけでなく、様々な媒体の活用等により同事業の普及・啓発を図る。

#### ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業・生活支援体制整備事業

・平成29年度から実施している70歳以上の人と40歳以上の子の2人のみの世帯に対し、引き続き訪問対象とし、見守りや支援の充実を図る。

・第7期高齢者保健福祉計画に基づき、各地区で年4回以上開催する地域ケア会議地域づくり部会において、見守りに係る取組について検討し、地域の実情にあった取組を進める。

#### 認知症サポーターの養成

・認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう更なる認知症サポーターを養成。

・認知症の人とその家族のニーズ調査を踏まえ、ニーズと認知症サポーターの活動のマッチングを検討し、認知症サポーターの活動支援。

・認知症の人が活躍できる場を検討。

## 11 総合計画における総合分析

### (1) 現状分析・課題認識

- 介護予防・生活支援サービス事業
  - ・現行相当及び基準緩和サービス  
高齢化の急速な進行に伴い、今後においても要支援認定者数や事業対象者数の大幅な増加が見込まれ、地域支援事業費の給付額についても増加していくことが見込まれる。
  - ・住民主体サービス(平成31年4月から「シニアサポート活動」と名称変更)  
高齢者のより一層の介護予防と日常生活の自立を図るためには、日常生活圏域におけるサービスの提供体制の構築を進める必要がある。
  - ・短期集中予防サービス  
事業参加者については、運動機能の向上等が図られたが、事業の事業参加者数は漸減。事業のニーズや開催方法等のさらなる見直しが必要である。
- 一般介護予防事業
  - ・介護予防の推進  
総合事業への移行に伴い、介護予防に資する住民主体の通いの場の充実や介護予防に関わる人材育成に重点を置いて、介護予防を進めている。  
高齢者支援センターの支援等により、いきいき百歳体操の団体や地域介護予防事業終了後の自主グループをはじめ、介護予防に資する住民主体の通いの場も徐々に増加。  
介護予防サポーターや介護支援ボランティアといった担い手も増加。  
今後、さらなる高齢人口の増加を見据え、身近な地域で介護予防に資する住民主体の通いの場や介護予防に関わる人材が、さらに充実していくような地域づくりが必要。
- 市民後見人養成・支援事業  
平成30年度においては、市の広報誌の特集記事により「市民後見人養成研修」の応募者数が、昨年比、増加となったが、引き続き制度の普及・啓発が必要な状況である。
- ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業・生活支援体制整備事業
  - ・地域コミュニティの希薄化、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯数の増加や親一人子一人のいわゆる8050世帯など、地域で孤立している高齢者等に対する見守りや支援を充実する必要がある。
  - ・第7期計画高齢者保健福祉計画に基づき、各地区で年4回以上開催する地域ケア会議地域づくり部会において、地域の実情にあった地域における支え合い体制の構築や検討を進める。
- 認知症対策事業
  - ・市キャラバン・メイト連絡会の活動の充実と連動し、「認知症サポーター」を順調に養成。
  - ・単に見守る応援者を増やすだけでなく、認知症の人の生活を支えるインフォーマルなサービスや認知症の人が活躍できる場も必要。
  - ・認知症の早期対応の必要性を自治会等を通じて広く市民に周知し、さらに適時適切な相談へつなげる必要がある。
  - ・医療と介護の従事者の認知症対応力の向上と、認知症地域連携パス等を活用した多職種連携の推進を促進する取組が必要。
- 在宅医療・介護連携事業
  - ・あんしんリンクの賛同機関増加に向けた取組が必要。
  - ・在宅医療・介護連携の推進のため、在宅医療・介護連携推進会議を開催し、関係課・機関とのさらなる協議が必要。
  - ・医療・介護連携について支援等を行う機関の充実のため、市民や医療・介護従事者からの相談への支援などの中核的な役割を担う(仮称)在宅医療・介護連携支援センターについて具体化するため、検討が必要。
- 介護人材確保・定着・育成事業  
高齢化の急速な進行等に伴い、今後増大する介護サービスのさまざまなニーズに的確に対応し、質の高いサービスを安定的に確保するため、介護人材の確保・定着・育成に向けた取組をさらに推進する必要がある。
- 特別養護老人ホームの整備促進
  - ・居宅サービスや在宅福祉サービス等を利用しても、身体の状態や家族の状況等により在宅での生活を継続することが困難な高齢者等の増加に対応するため、特別養護老人ホーム(地域密着型を含む。)等の今後の需要を精査したうえで、計画的に整備を促進していく必要がある。
- 居宅介護サービス促進事業
  - ・地域密着型サービス事業所については、未整備圏域や整備数の少ない圏域の解消に向けて取り組んでいるが、未だに整備されていない圏域も存在していることから、必要性の高い圏域に対して、引き続き、第7期高齢者保健福祉計画に基づいて整備を行っていく必要がある。

## (2) 今後の具体的改善策

### 介護予防・生活支援サービス事業

#### ・基準緩和サービス

利用者の状態像に合った適切なサービス提供に向けて、集団指導講習会などにおいて、事業者の積極的な参入を呼びかけるとともに、適切かつ効果的な介護予防ケアマネジメントを実施する。

#### ・シニアサポート活動(旧名称:住民主体サービス)

団体の活動や運営の安定化が図られ、団体の運営の考え方に基づくサービス提供が可能となるよう補助制度を見直すことにより、団体立ち上げ支援を促進していく。

#### ・短期集中予防サービス事業

より効果的・効率的に事業を実施する体制の構築を図るため、訪問型サービスを地域リハビリ相談に集約することとした。

### 一般介護予防事業

#### ・介護予防の推進

引き続き、高齢者支援センターと連携し、いきいき百歳体操の普及や介護予防サポーターの育成や活動支援を行い、住民自身が主体的に介護予防に取り組む自主グループの創設・育成支援の充実を図る。

#### ・いきいき百歳体操

引き続き実施団体の拡大を図るため、体験会や交流会等による普及啓発を行うとともに、既存団体への支援を継続する。増加する団体へ効率的な支援を行うため、実施団体におけるリーダーの養成と地域のりハ職との連携の方法について検討する。

#### ・さがみはら・ふれあいハートポイント事業

今後、多くの高齢者の登録を進めるため、市社会福祉協議会や高齢者支援センターとより一層の連携を図ることや民間事業所等へポスターの掲示、介護予防団体への案内などにより、より一層の事業の普及啓発活動を実施。

新規の受入協力機関の開拓を行い、活動場所の拡充に努める。

シニアサポート活動(旧名称:住民主体サービス)の担い手としてのボランティア登録の促進を進めるため、担い手養成研修(シニアサポート講座)の出前講座の開催を推進。

### 市民後見人養成・支援事業

平成30年度においては、市の広報紙の特集記事により「市民後見人養成研修」の応募者数が、昨年比、増加となったが引き続き制度の普及・啓発を図る。

#### ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業・生活支援体制整備事業

・地域コミュニティの希薄化、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯数の増加や親一人子一人のいわゆる8050世帯など、地域で孤立している高齢者等に対する見守りや支援を充実を図る。

・各地区で年4回以上開催する地域ケア会議地域づくり部会において、見守りに係る取組について検討し、地域の実情にあった取組を進める。

### 認知症対策事業

認知症サポーターの活動支援や認知症の人が活躍できる場を検討する。

認知症の早期対応の重要性について普及啓発を継続。医療と介護の従事者の対応力の向上を図る。

認知症初期集中支援事業の充実や認知症地域連携パスの普及啓発を継続する。

### 在宅医療・介護連携事業

あんしんリンクの賛同機関増加に向けた周知等の取組の実施や事業所範囲の拡大について検討する。

在宅医療・介護連携推進会議を開催し、引き続き、本市に相応しい(仮称)在宅医療・介護連携支援センターの設置に向けて検討を進める。

### 介護人材確保・定着・育成事業

・既存の事業を着実に実施するとともに、求職者を対象に介護の導入的研修である「介護職員初任者研修の受講」から「介護サービス事業所への就労支援」までを実施する。

・介護人材の確保・定着・育成に向けた取組を一元的に担う、(仮称)介護人材センター機能を検討する。

### 特別養護老人ホームの整備促進及び居宅介護サービスの促進事業

特別養護老人ホームについては、要介護3、4及び5の中重度待機者の解消を目指し、計画的に整備する。

小規模多機能型居宅介護の整備に当たっては、公募制の導入により必要性の高い圏域への整備を促進する。

## 12 本施策の市の自己評価(1次評価)(Check)

### 【平成30年度の取組についての総合評価】

#### 介護予防・生活支援サービス事業

##### ・基準緩和サービス

訪問介護事業所及び通所介護事業所に対して、参入を呼びかけたが事業所数は微増に留まった。利用者数の増加を図るためにもサービス提供事業所の更なる参入は不可欠であることから、引き続き、課題等を整理し、工夫しながら、参入促進に向けて取り組んでいく。

##### ・住民主体サービス

目標には、わずかに達しなかったものの、実施団体数は36団体となり、多くの生活圏域で団体が立ち上がった。引き続き、シニアサポート活動の担い手確保に向け、地域団体向けの説明会・スタッフ研修を実施することにより、団体の立ち上げ及び団体運営の支援を行っていく。

また、団体の活動や運営の安定化が図られ、団体の運営の考え方に基づくサービス提供が可能となるよう補助制度を見直すことにより、団体立ち上げ支援を促進していく。

##### ・短期集中予防サービス

より効果的・効率的に事業を実施する体制の構築を図るため、訪問型サービスを地域リハビリ相談に集約することとした。

事業参加者については、運動機能の向上等が図られ、自立支援、介護予防・重度化防止に寄与した。しかし、参加者数は漸減しているため、今後はその要因分析と対応方法について検討を実施する。

#### 一般介護予防事業

##### ・介護予防の推進

いきいき百歳体操実施団体を含め、住民の自主グループや介護支援ボランティアなど介護予防に関わる人材が増加しており、高齢者支援センターとの連携した住民主体の通いの場の創設に重点を置いた取組が有効に機能した。また、体験会や交流会等による普及啓発の効果が見られた。

##### ・さがみはら・ふれあいハートポイント事業

住民主体サービス活動用の登録者数については、住民主体サービス活動団体の増加に合わせて登録者数の増加が図られた。高齢者施設活動用については、市民への周知・啓発活動を行いポスター掲示や住民主体サービスの担い手養成研修での制度周知など登録者数の増加を図った。

登録者の増加により、介護予防が促進されるとともに、高齢者の社会参加が図られた。

#### 市民後見人養成・支援事業

平成30年5月の市の広報紙において「市民後見人制度」の特集記事を掲載したことにより、「市民後見人養成研修」の応募者数が昨年度に比べ増加となった。

#### ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業・生活支援体制整備事業

ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業を市内の全29地区で実施し、民生委員等の戸別訪問を通じて必要な介護や福祉サービスにつなげたり、地域の福祉情報等の提供を行うことができた。

#### 認知症対策事業

認知症地域連携パスの発行数は目標を達成した。認知症サポーターの養成については目標を大幅に超えた。認知症対応力向上研修の対象を広げた。よって、市民や医療と介護の従事者等の認知症への理解を深めるための取組の充実が図られた。認知症初期集中支援事業の件数は横ばいである。

#### 在宅医療・介護連携事業

在宅医療・介護連携推進会議に「連携体制等に関する部会」と「高齢者救急に関する部会」を設置し、(仮称)在宅医療・介護連携支援センターの有すべき機能についてや「救急連絡シート」の活用についての検討を進めることができた。また、あんしんリンクのWeb化や「支え手帳」のモデル事業の実施に取組むなど連携体制の構築を推進した。

#### 介護人材確保・定着・育成事業

就職相談会を通じて介護人材の確保に繋がったほか、新任介護職員等応援交流会や介護職員等勤続表彰の実施による職場定着促進、さらに、キャリアアップ支援や各種研修事業を実施することで、介護人材の育成を図ることができた。

また、介護のしごとPR冊子・動画の活用や市高齢者福祉施設協議会及び市介護老人保健施設協議会と共催で介護の日大会(イメージアップ事業)を実施することで、介護のイメージ向上を図ることができた。

#### 特別養護老人ホームの整備促進及び居宅介護サービスの促進事業

利用所のニーズや日常生活圏域ごとの整備状況を踏まえ、中重度の要介護認定になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、予定どおり整備することができた。

○成果指標は目標を下回ったものの、認知症サポーター養成数の着実な増加や、住民の自主グループなどの介護予防に関する人材が増加していることに加え、民生委員と地域包括支援センターの連携による戸別訪問の実施、民間事業者等との協力による地域の重層的な見守り体制の構築が進められたことなどを総合的に判断し、一次評価を「A」とする。

1次評価

A

13 前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

介護予防・生活支援サービス事業  
 ・現行相当サービス  
 利用者の利用実態に合わせた適切な報酬額の設定に見直しを行った。

・基準緩和サービス  
 利用者の状態像に合った適切なサービス提供に向けて、集団指導講習会などにおいて、事業者の積極的な参入を呼びかけるとともに、適切かつ効果的な介護予防ケアマネジメントを実施した。

・住民主体サービス  
 団体の活動や運営の安定化が図られ、団体の運営の考え方に基づくサービス提供が可能となるよう補助制度の見直しを行い、団体立ち上げ支援を促進することとした。

・短期集中予防サービス事業  
 より効果的・効率的に事業を実施する体制の構築を図るため、訪問型サービスを地域リハビリ相談に集約することとした。

一般介護予防事業  
 ・介護予防の推進  
 高齢者支援センターと連携し、百歳体操の普及や介護予防サポーターの育成や活動支援に努め、住民自身が主体的に介護予防に取り組む自主グループの創設・育成支援の充実を図った。

・さがみはら・ふれあいハートポイント事業  
 市社会福祉協議会や高齢者支援センターとより一層の連携を図るとともに、ハートポイント受入協力機関以外の施設を始め、民間事業所等へポスターの掲示、介護予防団体への案内など、より一層の事業の普及啓発活動を実施した。  
 多くの高齢者の登録を進めるため、ハートポイントの対象となる活動場所の拡充を行い、介護保険の指定を受けている事業所、届出のある高齢者福祉施設、市が依頼する介護予防事業等、認知症カフェを追加することとした。対象となる活動場所の拡大により、高齢者のボランティア活動が活性化され、より一層の介護予防の促進が期待される。  
 住民主体サービスの担い手としてのボランティア登録の促進を進めるため、担い手養成研修(シニアサポート講座)の出前講座の周知に努めたが、団体からのニーズは少なく1回の開催に留まった。今後は、団体が参加しやすいような研修日程を検討することにより担い手の確保を進める。

(地域ケア体制推進事業)：ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業・生活支援体制整備事業  
 ・各地区の地域ケア会議地域づくり部会において、見守りに係る取組について検討し、地域の実情にあった取組を進めた。

認知症対策事業  
 認知症地域連携パスの発行数については、高齢者支援センターからの交付の協力を得たことにより、目標数を上回ることができた。認知症サポーターの養成は目標を達成することができた。また認知症の早期対応の重要性や認知症初期集中支援事業に関する普及啓発の継続と世界アルツハイマーデーイベントにあわせ図書館等での啓発を実施し、市民の認知症の理解を深めるための取組の充実を図った。

在宅医療・介護連携事業  
 在宅医療・介護連携推進会議を定期的開催し、(仮称)在宅医療・介護連携支援センターの設置に向けた検討とあんしんリンクのweb化の実施と賛同機関の増加に向けた周知を実施し、連携体制の充実を推進した。

介護人材確保・定着・育成事業  
 就職相談会の開催や介護の魅力発信等を通じて、介護への関心を広く喚起した。

特別養護老人ホームの整備促進及び在宅介護サービスの促進  
 特別養護老人ホームについて、国有地を活用した整備について公募を実施し、運営法人を選定した。  
 小規模多機能型居宅介護の整備に当たっては、令和2年度整備分から公募制を導入することとし、必要性の高い圏域への整備を促進する。

14 2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

【施策推進に対する意見及び改善点】

|  |      |
|--|------|
|  | 2次評価 |
|--|------|

A：施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B：施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
 C：施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

15 【参考】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

|  |
|--|
|  |
|--|

1 新・相模原市総合計画での位置付け

|           |    |       |                        |
|-----------|----|-------|------------------------|
| 基本目標      | NO |       | 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市 |
| 政策の基本方向   | NO | 4     | 障害者がいきいきと暮らせる社会をつくれます  |
| 施策名       | NO | 8     | 障害者の自立支援と社会参加          |
| 総合戦略の基本目標 |    | 基本目標  | 「定住促進、安全で安心な暮らしの確保」    |
|           |    | 施策所管局 | 健康福祉局                  |
|           |    | 局・区長名 | 小林 和明                  |

2 施策の目的・概要

|       |  |
|-------|--|
| めざす姿  | 障害者が地域でいきいきと安心して暮らしている。  |
| 取組の方向 | <p><b>1 障害者の相談体制の充実</b><br/>障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、誰でも気軽に相談できる環境や、きめ細かな情報提供など、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p><b>2 障害者の就労支援と社会参加の促進</b><br/>障害者が生きがいを持って生活できるよう、企業への雇用促進に向けた取り組みや、一人ひとりに適した就労に向けて職業訓練体制・職業相談体制の充実を図るとともに、障害者の地域でのスポーツ・レクリエーション活動や文化活動への参加に向けた取り組みを進めます。</p> <p><b>3 障害福祉サービスの推進</b><br/>障害者の自立と日常生活の安定を支援する障害福祉サービスが受けられる体制づくりを進めるため、計画的な施設整備の促進や運営の安定化に向けた支援を進めます。<br/>また、精神保健福祉体制の整備・充実を図ります。</p> |

3 「施策」、「成果指標」、「事務事業」及び「総合戦略の位置付け」の体系

| 施策名           | 取組の方向                    | 成果指標                              | 業績評価指標  | 施策を構成する主な事業                                | 総合戦略の重点プロジェクト                   |
|---------------|--------------------------|-----------------------------------|---|--|---------------------------------|
| 障害者の自立支援と社会参加 | 1                        | 【指標 14】<br>相談支援を受けている件数           | 【業績評価指標 8-1】<br>障害者総合支援法に基づき、市が指定する特定相談支援事業所数 | 障害福祉相談事業<br>発達障害者支援事業                      | 少子化                             |
|               |                          | 2                                 | 【指標 12】<br>一般就労をした障害者の数                       | 【業績評価指標 8-2】<br>就労移行率が3割以上の事業所数            | 発達障害者支援事業【再掲】<br>障害児者への介護給付【再掲】 |
|               | 【指標 13】<br>日中活動系事業所の利用者数 |                                   |   |  |                                 |
|               | 3                        | 【指標 15】<br>障害福祉サービスなどに満足している市民の割合 | 【業績評価指標 8-3】<br>共同生活援助の利用者数                   | 障害児者への介護給付<br>障害者福祉施設等支援事業                 |                                 |
|               |                          |                                   |   | 【業績評価指標 8-4】<br>市内6箇所の障害者支援施設に満足している利用者の割合 | 障害児者への介護給付【再掲】                  |

指標番号の右に「」が記載された指標は総合戦略で設定した指標となる。

4 施策推進のための経費(決算額) H30年度は見込額

[単位:千円]

|                            | H26年度      | H27年度      | H28年度      | H29年度      | H30年度      | 総事業費の増減分析   |
|----------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|---|
| 事業費                        | 10,089,395 | 11,008,159 | 11,876,910 | 12,731,337 | 13,568,704 | 障害福祉サービスを利用する障害者及び当該サービスを提供する事業所の増加に伴い、介護給付費等が増加したことが主な増要因。 |
| 人件費                        | 41,700     | 40,860     | 41,580     | 41,340     | 63,964     |   |
| 総事業費                       | 10,131,095 | 11,049,019 | 11,918,490 | 12,772,677 | 13,632,668 |   |
| 施策に対する市民1人あたりコスト<br>[単位:円] | 14,014     | 15,329     | 16,518     | 17,687     | 18,855     |   |

職員1人あたりの人件費は、H26年度695万円、H27年度681万円、H28年度693万円、H29年度689万円、H30年度692万円として計算(人口は、10月1日現在の人口統計数値を使用)

5 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

|           |  |       |        |        |        |  |           |
|-----------|--|-------|--------|--------|--------|--|-----------|
| 指標と説明     | 【指標 12】一般就労をした障害者の数<br>福祉施設等から一般就労をした人の数を見る指標<br>【単位：人】    |       |        |        |        | 結果の分析  |           |
| 目標設定の考え方  | 平成18年度から平成20年度の就労実績と、今後の日中活動系事業所の利用者数の伸び率を参考に、目標として設定しました。 |       |        |        |        | 就労系事業所数の増加のほか、公共職業安定所等関係機関との連携や、事業所・養護学校との情報交換会を開催しながら、障害者雇用に向けた働きかけを行ったことにより、一般就労した障害者が増加し、目標を上回った。 |           |
|           | 基準値(H20年)  | H27年度 | H28年度  | H29年度  | H30年度  |  | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    | 44   | 102   | 104    | 106    | 108    |  | 109       |
| 実績値(b)    |  | 96    | 113    | 115    | 143    |  |           |
| 達成率(b/a)% |  | 94.1% | 108.7% | 108.5% | 132.4% |  |           |
|           |  |       |        |        |        | 評価   | A         |

【指標2】

|           |  |               |               |               |               |   |               |
|-----------|--|---------------|---------------|---------------|---------------|---|---------------|
| 指標と説明     | 【指標 13】日中活動系事業所の利用者数<br>入所施設や病院等以外の障害福祉サービス事業所を利用している人の数を見る指標<br>【単位：人】  |               |               |               |               | 結果の分析   |               |
| 目標設定の考え方  | 障害者自立支援法の施行により、平成20年度から平成23年度の利用者数を算出し、その毎年度の伸び率を目標として設定しました。平成27年度から平成29年度については、第4期障害者福祉計画に基づき指標を再設定し、また、平成30年度以降は、第5期障害者計画に基づき指標を再設定しています。 |               |               |               |               | 制度の充実が図られてきたことに伴い、利用者数は引き続き増加傾向となっているが、平成30年度からの障害福祉サービス等の制度改正で創設された就労定着支援の利用者が見込より低かったことなどから目標を下回った。 |               |
|           | 基準値(H20年)  | H27年度         | H28年度         | H29年度         | H30年度         |   | H31(R1)年度     |
| 目標値(a)    | 1,351  | 3,161 (3,161) | 3,209 (3,209) | 3,318 (3,248) | 3,891 (3,278) |   | 3,976 (3,302) |
| 実績値(b)    |  | 3,250         | 3,267         | 3,432         | 3,661         |   |               |
| 達成率(b/a)% |  | 102.8%        | 101.8%        | 103.4%        | 94.1%         |   |               |
|           |  |               |               |               |               | 評価  | B             |

【指標3】

|           |  |        |        |        |        |   |           |
|-----------|--|--------|--------|--------|--------|---|-----------|
| 指標と説明     | 【指標 14】相談支援を受けている件数<br>相談支援に関する実績件数を見る指標<br>【単位：件】                             |        |        |        |        | 結果の分析   |           |
| 目標設定の考え方  | 平成18年度から平成20年度の各種の相談実績と、今後の相談支援体制の充実を見込み、各種相談実績がそれぞれ毎年約3%ずつ増加することを目標として設定しました。 |        |        |        |        | 緑及び南障害者相談支援キーテーションの認知度が向上するとともに、各相談支援事業所との連携強化により、相談件数が増加し、目標を上回った。 |           |
|           | 基準値(H20年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  |   | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    | 11,600   | 14,500 | 15,000 | 15,400 | 15,900 |   | 16,300    |
| 実績値(b)    |  | 14,403 | 15,536 | 16,670 | 21,120 |   |           |
| 達成率(b/a)% |  | 99.3%  | 103.6% | 108.2% | 132.8% |   |           |
|           |  |        |        |        |        | 評価  | A         |

【指標4】

|           |   |       |        |       |       |  |           |
|-----------|---|-------|--------|-------|-------|--|-----------|
| 指標と説明     | 【指標 15】障害福祉サービスなどに満足している市民の割合<br>障害福祉サービスなどを利用している人のサービス全般の満足度を見る指標<br>【単位：%】 |       |        |       |       | 結果の分析  |           |
| 目標設定の考え方  | 各障害福祉サービスなどの利用の満足度を平成31年度までに66.7% (3件に2件のサービスを満足と感じている状態)とすることを目標として設定しました。   |       |        |       |       | 障害福祉サービスなどに満足している市民の割合については、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定に係る基礎調査において調査するものであり、次回の調査は令和元年度に行う予定である。 |           |
|           | 基準値(H20年)   | H27年度 | H28年度  | H29年度 | H30年度 |  | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    | 54.9  | 62.0  | 63.2   | 64.3  | 65.6  |  | 66.7      |
| 実績値(b)    |   | -     | 63.8   | -     | -     |  |           |
| 達成率(b/a)% |   |       | 100.9% | -     | -     |  |           |
|           |   |       |        |       |       | 評価   | -         |

6 基本計画で定めている指標を補完する指標(業績評価指標)と各年度の目標及び実績

【業績評価指標1】

|           |  |        |        |        |        |  |           |
|-----------|--|--------|--------|--------|--------|--|-----------|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 8-1】障害者総合支援法に基づき、市が指定する特定相談支援事業所数<br>障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援する事業所の状況を見る指標<br>【単位：事業所】 |        |        |        |        | 結果の分析  |           |
| 目標設定の考え方  | 相談体制の充実を図るため、相談を受ける事業所の数を増加させることを目標として設定しました。  |        |        |        |        | 自立支援協議会において、相談支援事業の課題について議論を行うとともに、相談支援専門員の技術向上を図るための研修を開催することにより、事業所の安定的運営などにつながり、前年度同様目標を上回った。 |           |
|           | 基準値(H25年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  |  | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    | 29   | 36     | 38     | 40     | 42     |  | 44        |
| 実績値(b)    |  | 37     | 42     | 51     | 52     |  |           |
| 達成率(b/a)% |  | 102.8% | 110.5% | 127.5% | 123.8% |  |           |
|           |  |        |        |        |        | 評価   | A         |

【業績評価指標2】

|           |  |       |       |       |       |   |    |   |
|-----------|--|-------|-------|-------|-------|---|----|---|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 8-2】 就労移行率が3割以上の事業所数<br>就労した障害者の割合が3割以上となる障害者就労移行支援事業所の状況を見る指標<br>【単位：事業所】         |       |       |       |       | 結果の分析   |    |   |
| 目標設定の考え方  | 相模原市障害福祉計画における就労移行に向けた目標値である。障害者就労移行支援事業所のうち一般就労した障害者の割合が3割以上となる事業者所数を増加させることを目標として設定しました。 |       |       |       |       | 事業所数及び利用者数は増加傾向にあり、就労した障害者数は増加しているものの、一般就労につながるには、障害者の希望や適性判断、適性に合った企業開拓に時間を要するため、新規事業所における就労移行支援は低い率となり、実績値は前年度を上回ったものの目標は下回った。今後は、引き続き公共職業安定所等と連携し、企業に対して障害等に関する知識・情報や障害者と一緒に働く際の接し方のポイント等についての講座の開催等による支援の充実をはじめ、事業者間で情報共有などを目的とした会議を継続的に実施するとともに、支援技術向上のための研修の開催により、事業者の育成を図って行く。 |    |   |
|           | 基準値(H25年)  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31(R1)年度   | 評価 | B |
| 目標値(a)    | 5  | 7     | 8     | 9     | 10    | 11  |    |   |
| 実績値(b)    |  | 3     | 5     | 7     | 8     |   |    |   |
| 達成率(b/a)% |  | 42.9% | 62.5% | 77.8% | 80.0% |   |    |   |

【業績評価指標3】

|           |  |        |        |        |        |  |    |   |
|-----------|--|--------|--------|--------|--------|--|----|---|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 8-3】 共同生活援助の利用者数<br>グループホームの入居者数の推移を見る指標<br>【単位：人/月】 |        |        |        |        | 結果の分析  |    |   |
| 目標設定の考え方  | 障害者の地域生活への移行について、グループホームに入居している人の数を、増加させることを目標として指標を設定しました。  |        |        |        |        | 地域生活移行を図るグループホーム利用のニーズが高まっていることや市単独の給付により事業所の確保を行ったことで、目標値を上回った。 |    |   |
|           | 基準値(H25年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度  | 評価 | A |
| 目標値(a)    | 495  | 592    | 627    | 663    | 687    | 711  |    |   |
| 実績値(b)    |  | 604    | 636    | 679    | 742    |  |    |   |
| 達成率(b/a)% |  | 102.0% | 101.4% | 102.4% | 108.0% |  |    |   |

【業績評価指標3】

|           |   |        |        |       |        |   |    |   |
|-----------|---|--------|--------|-------|--------|---|----|---|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 8-4】 市内6箇所の障害者支援施設に満足している利用者の割合<br>指定管理者制度を導入6施設を利用している障害者及び保護者等の施設満足度を見る指標<br>【単位：%】 |        |        |       |        | 結果の分析   |    |   |
| 目標設定の考え方  | 6施設の利用の満足度を目標最終年度までに92.3%（満足していないと回答した利用者の解消）とすることを目標として設定しました。                               |        |        |       |        | 住民サービスを確認するモニタリングの結果などを受け、指定管理者が満足度の高いサービス提供に向けて、利用者の状態の変化を適切に把握し支援していくことを心掛けるなどの取組が図られたため、目標を上回ったと考える。 |    |   |
|           | 基準値(H25年)   | H27年度  | H28年度  | H29年度 | H30年度  | H31(R1)年度   | 評価 | A |
| 目標値(a)    | 88.9  | 90.0   | 90.6   | 91.1  | 91.7   | 92.3  |    |   |
| 実績値(b)    |   | 90.8   | 90.8   | -     | 96.6   |   |    |   |
| 達成率(b/a)% |   | 100.9% | 100.2% | -     | 105.3% |   |    |   |

A：年度別目標を(上回って)達成

B：年度別の目標の値を80%以上達成

C：年度別の目標の値を60%以上達成

D：年度別の目標の値が60%未満

：今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

7 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

|   | 施策を構成する事業名【所管課名】   | 平成30年度   |   | 平成31年度(令和元年度) 指標・目標 (Plan)   |
|---|--|--|---|--|
|   |  | 指標・目標 (Plan)   | 実績 (Do)・評価等 (Check)   |  |
| 1 | 障害児者への介護給付 【障害政策課】   | 障害児者の地域生活を支援するため、障害者総合支援法の規定に基づき介護給付費等を支給する。                                 | 訪問系サービス 延532,520時間<br>短期入所事業 延 24,781日<br>日中活動系サービス 延 679,299日<br>施設支援サービス 延 131,698日<br>居住系サービス 延 245,658日 | 障害児者の地域生活を支援するため、障害者総合支援法の規定に基づき介護給付費等を支給する。                                 |
|   | 障害児者が社会参加し、自立した生活を送ることができるよう、支給決定を受けた障害児者が障害福祉サービスを利用した際に介護給付費等を支給します。   |  | サービス利用に係る給付を規定に基づき支給することで、利用者の望むサービスが適切に実施されたことにより、障害児者の地域生活を支援した。  |  |
| 2 | 障害福祉相談事業 【障害政策課】   | 障害福祉相談員及び相談支援専門員を対象に研修を実施し、資質向上を図る。<br>研修開催 25回<br>研修延べ参加者 350人<br>事例検討会 48回 | 研修開催 22回<br>研修延べ参加者 350人<br>事例検討会 48回   | 障害福祉相談員及び相談支援専門員を対象に研修を実施し、資質向上を図る。<br>研修開催 25回<br>研修延べ参加者 350人<br>事例検討会 48回 |
|   | 身近な地域においてきめ細やかな相談に対応するため、障害福祉相談員を設置するとともに、基幹相談支援センターの運営など相談支援体制の充実を図ります。 |  | 福祉研修センターにおける研修や基幹相談支援センター・障害者相談セッションにおける事例検討会の定期開催などにより、相談支援従事者の技術向上を図った。                                   |  |

|   |                         |   |   |   |  |
|---|-------------------------|---|---|---|--|
| 3 | 発達障害者支援事業<br>【陽光園】      | 相談支援や就労支援などの実施によって、発達障害者等を支援するとともに、発達障害の理解を促進するため、市民等に対する普及啓発の充実を図る。  | 実績  | 発達障害者支援法第14条に規定する事業を実施した。<br>相談支援 1,253件、発達支援 1,015件、就労支援 1,169件、普及啓発・研修 58件、関係機関等との連携 258回             | 相談支援や就労支援などの実施によって、発達障害者等を支援するとともに、発達障害の理解を促進するため、市民等に対する普及啓発の充実を図る。 |
|   | 評価                      |   | 発達障害に関する専門機関として、発達障害児者とその家族等への支援や、支援者の育成等に取り組んだ。事業については、制度に基づき適正に実施した。  |   |  |
| 4 | 障害者福祉施設等支援事業<br>【障害政策課】 | 開設施設に対する運営支援<br>地域生活支援拠点等の体制充実<br><br>定員拡大などサービス水準の向上を図るため、第三陽光園の民営化を促進するとともに、施設の安全・安心に向け、老朽化した施設の建替など障害者福祉施設の整備を促進します。 | 実績  | 施設整備に係る借入償還金に対する支援を行った。<br>地域の社会資源を活用し、複数の機関が分担して機能を担う面的整備型の地域生活支援拠点等における緊急時の受入機能の強化のため、施設整備に対する支援を行った。 | 開設施設に対する運営支援<br>地域生活支援拠点等の体制充実                                       |
|   | 評価                      |   | 施設整備に係る借入償還金に対する支援は、基準に基づき適正な給付を行い、事業者の経営安定に繋がった。<br>障害のある人の緊急時の受入機能を強化するため、短期入所事業所の施設整備に対する補助により、緊急時の受入先を拡充した。 |   |  |

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

【単位:千円】

| 番号 | 事業名【所管課】            | H28年度      | H29年度      | H30年度      | H30年度における財源内訳 |           |
|----|---------------------|------------|------------|------------|---------------|-----------|
|    |                     |            |            |            | 特定財源          | 一般財源      |
| 1  | 障害児者への介護給付【障害政策課】   | 11,769,199 | 12,619,900 | 13,453,808 | 9,433,423     | 4,020,385 |
| 2  | 障害福祉相談事業【障害政策課】     | 62,459     | 65,806     | 68,326     | 56,145        | 12,181    |
| 3  | 発達障害者支援事業【陽光園】      | 19,182     | 19,367     | 19,330     | 14,494        | 4,836     |
| 4  | 障害者福祉施設等支援事業【障害政策課】 | 26,070     | 26,264     | 27,240     | 0             | 27,240    |

特定財源:国や県からの交付金、地方債等、用途が特定される財源(市債が含まれる場合は括弧書きにて表示) 一般財源:地方税、地方交付税等、用途が特定されない財源

8 総合戦略に係る指標等の各年度の目標及び実績

【指標1】

| 指標と説明      | 【指標 24】日中活動系事業所の利用者数<br>入所施設や病院等以外の障害福祉サービス事業所を利用している人の数を見る指標<br>【単位:人】 |  |               |               |               |               | 結果の分析 |   |
|------------|---|--|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|---|
|            | 目標設定の考え方  | 平成27年度から平成29年度については、第4期障害者福祉計画に基づき指標を再設定し、また、平成30年度以降は、第5期障害者計画に基づき指標を再設定している。 |               |               |               |               |       | 制度の充実が図られてきたことに伴い、利用者数は引き続き増加傾向となっているが、平成30年度からの障害福祉サービス等の制度改正で創設された就労定着支援の利用者が見込より低かったことなどから目標を下回った。 |
|            | 基準値(H26年)   | H27年度  | H28年度         | H29年度         | H30年度         | H31(R1)年度     |       |   |
| 目標値(a)     | 3,020   | 3,161 (3,161)  | 3,209 (3,209) | 3,318 (3,248) | 3,891 (3,278) | 3,976 (3,302) |       |   |
| 実績値(b)     |   | 3,250  | 3,267         | 3,432         | 3,661         |               |       |   |
| 達成率(b/a) % |   | 102.8%   | 101.8%        | 103.4%        | 94.1%         |               | 評価    | B   |

A:年度別目標を(上回って)達成

B:年度別の目標の値を80%以上達成

C:年度別の目標の値を60%以上達成

D:年度別の目標の値が60%未満

:今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

## 9 他の部局との庁内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を生かした取組

### 【他の部局との庁内横断的な取組】

経済部局と連携した精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催など障害者雇用促進に向けた取組や、オリンピック・パラリンピック推進課と連携して、障害者スポーツの普及・啓発を通じた障害等の理解促進事業に取り組んだ。

障害者就労施設等からの物品調達を効果的に推進していくため、物品調達を適用する庁内の各課等により構成される障害者優先調達推進会議において、連絡調整及び推進策の検討等を行った。

障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会において、相談事例等の情報共有を図った。

福祉人材は、質・量の両面において一層の充実が求められていることから、介護職員と障害福祉に関わる人材の確保・定着に向けた就職相談会を高齢政策課と連携し、介護保険事業者と障害福祉関係事業者を相互に参加する相談会するとともに、市就職支援センターとの連携により個別支援にもつなげた。

### 【民間活力を生かした取組】

障害者団体との協働により、ことばの道案内提供事業や、中途失聴・難聴者向けのコミュニケーション教室を実施した。

障害者の視点を生かした障害への理解促進に関する情報発信サイトを障害者団体と連携しながら運営することができた。

障害のある方やそのご家族などが障害福祉相談員として、日常生活の中での悩みなどの相談に対応していただいた。

市内商業施設や大学のイベントなどにおいて、バラスポーツや義足の体験、手話の紹介等を通して障害等に関する理解啓発を行った。

### 【地域の独自性を生かした取組】

広く市民に対して障害に関する理解啓発を進めていくため策定したキャッチフレーズ「共にささえあい生きる社会」をイメージデザインとして活用したラッピングバスの運行や啓発動画の放映など、様々な機会を捉えて幅広い啓発を実施した。

## 10 総合戦略における総合分析

### (1) 現状分析・課題認識

障害福祉施設の運営支援など総合的な取組により、事業所数が着実に増加しており、障害福祉サービスを必要とする障害者が安心して暮らせる環境の充実が図られているものと考えている。

### (2) 今後の具体的改善策

国における平成30年度の制度改正や報酬改定による利用者や事業者への影響等を的確に捉え、適切に対応していく必要がある。

## 11 総合計画における総合分析

### (1) 現状分析・課題認識

障害者の増加が見込まれており、障害等に関する理解促進をはじめ、福祉、保健・医療、教育、労働、まちづくりなど諸施策との更なる連携を図りながら、障害者施策を推進する必要がある。

身近な地域できめ細やかな相談が受けられるよう障害福祉相談員を配置しているほか、総合的かつ専門的な相談は基幹相談支援センターや障害者相談支援キーステーションで対応しているが、今後も相談支援体制の一層の充実や障害者の地域生活を支える体制が求められている。

重度の障害のある人などが地域で安心して暮らせる環境の整備が必要である。

障害者雇用は年々増加の傾向にある中、引き続き公共職業安定所など関係機関等と連携しながら、一般企業などに対して障害者雇用に向けた理解促進を図る必要がある。

障害福祉サービス利用者の増加に伴い、障害福祉分野の人材確保が課題となっているほか、障害者のニーズに対応した専門性を持つ人材の育成が必要である。

(2) 今後の具体的改善策

障害者を取り巻く環境の変化に対応し、障害等に関する理解促進の取組により一層の推進を図るため、平成30年3月に策定した「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン(第3期障害者計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画を一体的に策定したもの)」に基づき、障害のある方の自立及び社会参加の支援等を総合的かつ計画的に推進していく。  
障害者の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据え、障害者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障害特性に応じた支援の充実を図るほか、本人の意見を尊重した支援を提供する。  
公共職業安定所等と連携し、一般企業に対して障害等に関する知識・情報や障害者と一緒に働く際の接し方のポイント等についての講座開催等による支援の充実を図る。  
障害福祉分野の人材確保・定着・育成について、平成27年度から実施している「福祉のしごと相談会」の継続実施のほか、障害福祉サービス事業所従事者への研修の実施など関係機関と連携しながら事業展開を図る。

12 本施策の市の自己評価(1次評価)(Check)

【平成30年度の取組についての総合評価】  
障害児者の地域生活を支援するため、障害者総合支援法の規定に基づき、介護給付費等を適正に支給した。  
障害福祉相談員は生活に関する相談に応じるなど本人に寄り添った援助活動を行った。また、基幹相談支援センターや障害者相談支援キーテーションでは、地域の相談支援の拠点として、総合的かつ専門的な相談に対する支援のほか、人材育成や指定相談事業所など関係機関との連携を図った。  
障害者支援センター松が丘園では公共職業安定所の求人情報を活用した事業所開拓、求職者のマッチング機会の拡大に向けた取組を行うとともに、就労支援に係る支援計画の作成を行い、障害のある方がより長く働ける就労支援を行った。  
障害者スポーツでは、けやき体育館等でスポーツ講座等の開催や神奈川県との共催による障害者スポーツ大会を開催したほか、さがみはら潤水フェスタ会場等で障害者スポーツ体験会などを実施した。また、障害者ふれあい文化講座や障害者作品展の開催、障害福祉団体の自主活動に対する支援など障害者の社会参加を促進した。  
平成30年4月に改正障害者総合支援法が施行され、障害者施策の更なる推進が求められる中、総合計画や平成30年3月に策定した「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」に基づき、市社会福祉事業団、障害福祉サービス事業所や公共職業安定所等関係機関と連携しつつ、生活支援・就労支援・相談支援等の充実を着実に図ったことから、一次評価を「A」とした。

|      |
|------|
| 1次評価 |
| A    |

13 前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

障害や障害者に対する理解促進のため、キャッチフレーズ「共にささえあい生きる社会」をイメージデザインとして活用したラッピングバスの運行や啓発動画の放映などの様々な機会を捉えた啓発や関係機関と連携したパラスポーツの普及啓発など、広く市民に対して理解促進の取組を実施するとともに、基幹相談支援センター、緑・南障害者相談支援キーテーションと各相談支援事業所との連携が強化されたことにより、相談件数が増加し、障害者の自立に向けた支援がより充実した。  
障害のある人の緊急時の受入機能を強化するため、短期入所事業所の施設整備に対する補助により、緊急時の受入先を拡充した。  
障害福祉分野の人材確保・定着・育成について、「福祉のしごと相談会」の継続実施のほか、障害福祉サービス事業所従事者への研修の実施など関係機関と連携しながら事業展開を図った。

14 2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

【施策推進に対する意見及び改善点】

|      |
|------|
| 2次評価 |
|------|

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

15 【参考】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

1 新・相模原市総合計画での位置付け

|           |    |       |                        |
|-----------|----|-------|------------------------|
| 基本目標      | NO |       | 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市 |
| 政策の基本方向   | NO | 4     | 障害者がいきいきと暮らせる社会をつくれます  |
| 施策名       | NO | 9     | 障害児の支援                 |
| 総合戦略の基本目標 |    | 基本目標  | 「定住促進、安全で安心な暮らしの確保」    |
|           |    | 施策所管局 | 健康福祉局                  |
|           |    | 局・区長名 | 小林 和明                  |

2 施策の目的・概要

|       |  |
|-------|--|
| めざす姿  | 障害児とその家族が、地域で安定した生活ができている。   |
| 取組の方向 | <p><b>1 障害児の療育体制などの充実</b><br/>                 障害児に対するサービス支援体制・相談支援機能の強化を図るとともに、障害の早期発見からリハビリテーションなどによる一貫した療育の充実や、保育所や幼稚園において、子どもどうしの交流を通じて生活能力の向上や理解の促進を図る統合保育の充実、小・中学校における特別支援教育や放課後支援策との連携を図ります。</p> <p><b>2 障害児やその家族を支援する人材の育成</b><br/>                 障害児やその家族が身近な地域で安定した生活を送ることができるよう、サポートする人材の養成や、その人材の技術向上の支援を進めます。</p> |

3 「施策」、「成果指標」、「事務事業」及び「総合戦略の位置付け」の体系

| 施策名    | 取組の方向 | 成果指標                                       | 業績評価指標                          | 施策を構成する主な事業  | 総合戦略の重点プロジェクト |
|--------|-------|--|---------------------------------|--|---------------|
| 障害児の支援 | 1     | 【指標 16】<br>療育相談やリハビリテーションを行っている障害児の数（利用者数） | 【業績評価指標 9-1】<br>障害児通所支援の利用者数    | 障害児の療育・支援施設運営事業<br>障害児福祉施設整備促進事業<br>障害児への通所・入所給付<br>要医療ケア障害児在宅支援事業 | 少子化           |
|        |       |  | 【業績評価指標 9-2】<br>ペアレントトレーニング参加者数 | 障害児の療育・支援施設運営事業【再掲】<br>障害児福祉施設整備促進事業【再掲】<br>障害児への通所・入所給付【再掲】       | 少子化           |
|        |       | 【指標】                                       | 【業績評価指標】                        |  |               |

指標番号の右に「」が記載された指標は総合戦略で設定した指標となる。

4 施策推進のための経費(決算額) H30年度は見込額

[単位:千円]

|                            | H26年度     | H27年度     | H28年度     | H29年度     | H30年度     | 総事業費の増減分析   |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| 事業費                        | 1,445,006 | 1,675,243 | 2,153,044 | 2,724,490 | 2,971,908 | 障害児通所支援における児童発達支援や放課後等デイサービス事業の利用者数及び利用日数の増加に伴い、障害児への通所・入所給付費が増加したことが主な増要因。 |
| 人件費                        | 530,511   | 540,507   | 550,112   | 546,929   | 452,174   |   |
| 総事業費                       | 1,975,517 | 2,215,750 | 2,703,156 | 3,271,419 | 3,424,082 |   |
| 施策に対する市民1人あたりコスト<br>(単位:円) | 2,733     | 3,074     | 3,746     | 4,530     | 4,736     |   |

職員1人あたりの人件費は、H26年度695万円、H27年度681万円、H28年度693万円、H29年度689万円、H30年度692万円として計算(人口は、10月1日現在の人口統計数値を使用)

5 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

|            |  |        |       |       |        |  |    |   |
|------------|--|--------|-------|-------|--------|--|----|---|
| 指標と説明      | 【指標 16】療育相談やリハビリテーションを行っている障害児の数(利用者数)<br>身近な地域で療育相談やリハビリテーションを行っている障害児がどれくらいいるかを見る指標<br>【単位: 人】 |        |       |       |        | 結果の分析  |    |   |
| 目標設定の考え方   | 平成19年度と平成20年度との利用者数の比較から、平均伸び率を3.8%と見込み、目標値を設定しました。  |        |       |       |        | 療育センター再整備計画による第一陽光園の休園及び医療機関等への移行によって、リハビリテーション利用人数が減少しているが、利便性の向上による身近な地域として、各区に設置された民設児童発達支援センターの通所児へのリハビリテーション実施分を加算したことにより大幅に増加し、目標値を上回った。 |    |   |
|            | 基準値(H20年)  | H27年度  | H28年度 | H29年度 | H30年度  | H31(R1)年度  | 評価 | A |
| 目標値(a)     | 3,609  | 4,686  | 4,864 | 5,048 | 5,240  | 5,439  |    |   |
| 実績値(b)     |  | 5,511  | 4,636 | 4,022 | 13,680 |  |    |   |
| 達成率(b/a) % |  | 117.6% | 95.3% | 79.7% | 261.1% |  |    |   |

6 基本計画で定めている指標を補完する指標(業績評価指標)と各年度の目標及び実績

【業績評価指標1】

|            |   |        |        |        |        |   |    |   |
|------------|---|--------|--------|--------|--------|---|----|---|
| 指標と説明      | 【業績評価指標 9-1】障害児通所支援の利用者数<br>児童発達支援・放課後等デイサービス等の利用者数の推移を見る指標<br>【単位: 人/月】                          |        |        |        |        | 結果の分析   |    |   |
| 目標設定の考え方   | 障害児の能力や可能性を伸ばし、障害児とその家族が地域での安定した生活を送れるよう、障害児通所支援のサービス利用量を、平成25年度の実績値を基準に毎年増加させることを目標として指標を設定しました。 |        |        |        |        | 平成24年4月の児童福祉法の改正により障害児に対する支援の強化(障害児通所支援及び放課後等デイサービス事業の創設、送迎加算の設定等)以降、潜在的な需要が掘り起こされ、大幅な増加が続いている。また、需要の増加に伴い、事業所数も増加し、受入体制が確保されたことから、放課後等デイサービス利用者数及び利用日数が増加し、前年度、目標値ともに上回った。 |    |   |
|            | 基準値(H25年)   | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度   | 評価 | A |
| 目標値(a)     | 6,983   | 9,642  | 10,969 | 12,296 | 13,027 | 13,758  |    |   |
| 実績値(b)     |   | 13,772 | 12,943 | 19,848 | 23,075 |   |    |   |
| 達成率(b/a) % |   | 142.8% | 118.0% | 161.4% | 177.1% |   |    |   |

【業績評価指標2】

|            |  |        |       |       |       |   |    |   |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|---|----|---|
| 指標と説明      | 【業績評価指標 9-2】ペアレントトレーニング参加者数<br>発達に遅れのある児の支援の充実を図るため、保護者等に対し、行動療法の理論に基づいて、より適切な子育ての方法を学び身につけるためのペアレントトレーニングを行った人数を見る指標<br>【単位: 人】 |        |       |       |       | 結果の分析   |    |   |
| 目標設定の考え方   | 発達に遅れのある児の増加に伴い、その支援者である保護者等への支援が重要なことから、保護者等に対しペアレントトレーニングを行った人数を増加させることを目標として指標を設定しました。  |        |       |       |       | 療育センター再整備計画により各区へ設置された民設児童発達支援センターで実施したペアレントトレーニング及び保護者支援を目的とした本市独自の支援プログラムの参加者を加算した。なお、緑区では、技術支援によりペアレントトレーニングを実施できたが、中央・南区では実施できなかったこと等により目標値を下回った。令和元年度は、中央・南区でも技術支援を行い、ペアレントトレーニングを実施できる環境が整ってきており、また本市独自の保護者支援プログラムも各区で進めることとしている。 |    |   |
|            | 基準値(H25年)  | H27年度  | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31(R1)年度   | 評価 | B |
| 目標値(a)     | 33   | 82     | 100   | 136   | 154   | 172   |    |   |
| 実績値(b)     |  | 142    | 65    | 61    | 143   |   |    |   |
| 達成率(b/a) % |  | 173.2% | 65.0% | 44.9% | 92.9% |   |    |   |

A: 年度別目標を(上回って)達成

B: 年度別の目標の値を80%以上達成

C: 年度別の目標の値を60%以上達成

D: 年度別の目標の値が60%未満

: 今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

7 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

| 施策を構成する事業名【所管課名】       | 事業の概要   | 平成30年度  |  | 平成31年度<br>(令和元年度)<br>指標・目標<br>(Plan)  |
|------------------------|---|---|--|---|
|                        |   | 指標・目標(Plan)   | 実績(Do)・評価等(Check)  |   |
| 1 障害児の療育・支援施設運営事業【陽光園】 | 障害の軽減や生活能力の向上、早期発見・早期療育の推進及び社会的自立をめざすとともに、保護者への療育に必要な指導・助言をするため、第一・第二陽光園及び療育相談室の運営を行うほか、多様化する療育ニーズに対応するため、療育センター再整備方針に基づき陽光園再整備基本計画の策定を進める。 | ・療育ニーズが多様化する中で、3区での療育支援を実施するとともに、重度化する通園児及び家族への支援を実施する。<br>・療育センター再整備基本計画に基づき、各区療育窓口の充実や施設再整備に向けた検討等を進める。 | 実績<br>・療育支援件数(初回面接及び地域生活支援件数) 1,546件<br>・児童発達支援延べ利用件数 1,408件<br>・リハビリテーション実施回数 2,083件<br>・児童発達支援センターの延べ通園人数: 第一陽光園 0人(休園)、第二陽光園 375人<br>・施設の複合化整備の方向性について定めるとともに総括機関や窓口の充実について検討を進めた。相談窓口については、平成31年度から小学生、令和2年度から中学生の相談を身近な各区子育て支援センターで行うこととした。 | ・療育ニーズが多様化する中で、3区での療育支援を実施するとともに、重度化する通園児及び家族への支援を実施する。<br>・療育センター再整備基本計画に基づき、各区療育窓口の充実や施設再整備に向けた検討等を進める。 |
|                        |   |   | 評価<br>・療育支援については、市民ニーズに対応することができた。<br>・療育センター再整備基本計画に基づく取組を今後も引き続き実施していく。  |   |

|   |  |  |    |   |  |
|---|--|--|----|---|--|
| 2 | 障害児福祉施設整備促進事業 【障害政策課】  | 開設施設に対する運営支援を行う。                               | 実績 | 施設整備に係る借入償還金に対する支援を行った。   | 開設施設に対する運営支援を行う。                               |
|   | 民設民営による福祉型児童発達支援センターの運営を支援することにより、身近な地域において、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うほか、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行うなど、療育体制の充実を図ります。 |  | 評価 | 施設整備に係る借入償還金に対する支援は、目標どおり進めることができた。                               |  |
| 3 | 障害児への通所・入所給付 【障害政策課】   | 障害児の地域生活を支援するため、児童福祉法の規定に基づき障害児通所・入所給付費等を支給する。 | 実績 | 障害児通所支援 延251,981日<br>障害児入所支援 延 2,233日<br>障害児入所措置 延 506人           | 障害児の地域生活を支援するため、児童福祉法の規定に基づき障害児通所・入所給付費等を支給する。 |
|   | 障害児の能力や可能性を伸ばし、将来自立した生活を送ることができるよう、支給決定を受けた障害児が通所及び入所支援等を利用した際に給付費等を支給します。   |  | 評価 | サービス利用に係る給付等を適切に実施することにより、障害児の療育等の機会を確保した。                        |  |
| 4 | 要医療ケア障害児在宅支援事業 【障害政策課】   | メディカルショートステイ機能への支援                             | 実績 | 北里大学東病院小児在宅支援センターにおいて、4床の市民専用ベッドと1床の緊急時利用ベッドを確保し、延べ2,154床の利用があった。 | メディカルショートステイ機能への支援                             |
|   | 常時医療的ケアを必要とする重症心身障害児等が円滑に在宅療養に移行し、安心して在宅生活を継続できるよう、小児在宅支援センターを支援します。   |  | 評価 | 重症心身障害児など医療的ケアが必要な児童が安定した在宅生活に資することができた。                          |  |

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

【単位：千円】

| 番号 | 事業名【所管課】               | H28年度     | H29年度     | H30年度     | H30年度における財源内訳 |         |
|----|------------------------|-----------|-----------|-----------|---------------|---------|
|    |                        |           |           |           | 特定財源          | 一般財源    |
| 1  | 障害児の療育・支援施設運営事業 【陽光園】  | 49,364    | 37,194    | 38,820    | 15,524        | 23,296  |
| 2  | 障害児福祉施設整備促進事業 【障害政策課】  | 53,456    | 53,329    | 61,144    | 0             | 61,144  |
| 3  | 障害児への通所・入所給付 【障害政策課】   | 1,921,312 | 2,600,779 | 2,851,562 | 2,238,391     | 613,171 |
| 4  | 要医療ケア障害児在宅支援事業 【障害政策課】 | 20,382    | 20,382    | 20,382    | 0             | 20,382  |

特定財源：国や県からの交付金、地方債等、使途が特定される財源(市債が含まれる場合は括弧書きにて表示) 一般財源：地方税、地方交付税等、使途が特定されない財源

8 総合戦略に係る指標等の各年度の目標及び実績

【指標1】

| 指標と説明      | 【指標 25】療育相談やリハビリテーションを行っている障害児の数(利用者数)  |        |        |        |        |           | 結果の分析   |   |
|------------|---|--------|--------|--------|--------|-----------|---|---|
|            | 身近な地域で療育相談やリハビリテーションを行っている障害児がどれくらいいるかを見る指標 【単位：人】                                  |        |        |        |        |           | 療育センター再整備計画に伴い、各区に民設児童発達支援センターを設置し、身近な地域で療育相談やリハビリテーションが受けられる環境が整ってきたため、目標値を上回った。 |   |
| 目標設定の考え方   | 障害児の能力や可能性を伸ばし、障害児とその家族が地域での安定した生活を送れるよう、障害児通所支援のサービス利用量を、毎年増加させることを目標として指標を設定しました。 |        |        |        |        |           |   |   |
|            | 基準値(H26年)   | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度 |   |   |
| 目標値(a)     | 5,324   | 4,686  | 4,864  | 5,048  | 5,240  | 5,439     |   |   |
| 実績値(b)     |   | 5,511  | 10,061 | 12,523 | 13,680 |           | 評価  | A |
| 達成率(b/a) % |   | 117.6% | 206.8% | 248.1% | 261.1% |           |   |   |

A：年度別目標を(上回って)達成

B：年度別の目標の値を80%以上達成

C：年度別の目標の値を60%以上達成

D：年度別の目標の値が60%未満

：今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

9 他の部局との庁内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を生かした取組

【他の部局との庁内横断的な取組】

・障害を早期に発見し、早期療養につなげ、育児についての不安及び悩みを解消するため、療育機関と保健所、保育所・幼稚園、学校と連携し取組を進めており、各区の民間児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援事業を実施することで、保育所や学校を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行っている。

・学齢期における支援については、教育委員会の支援教育推進プランの施策とさがみはら障害者プランとの整合を図り、進行管理を行うこととしている。

【民間活力を生かした取組】

・療育センター再整備方針に基づき、民間活力により整備を進めた福祉型児童発達支援センターにおいて、障害者のより身近な場所で支援が行われている。

【地域の独自性を生かした取組】

(1) 現状分析・課題認識

療育支援

・障害児本人のみならず、その児童の保護者への支援が大変重要であるが、将来に向かって明るい見通しを持った子育てや親として安心し自信を持って生活していくことができるよう支援を行っている。

・療育ニーズが多様化している中では、今後より一層の専門性に裏づけられたきめ細やかな対応が求められる。

乳幼児期については、各区に療育相談窓口を設置し、身近な地域での療育相談が実現したため、療育支援を受ける市民が増加しており、今後もニーズは増加傾向にある。

学齢期についても乳幼児期と同様に身近な地域で療育相談を受けることができる体制づくりを進めていく必要がある。

3区に設置した福祉型児童発達支援センターにおいて、地域の中核的な療育支援施設としての支援の質の確保や、ペアレントトレーニングを含め保護者支援プログラムの充実が必要であるとともに、障害の重度化・多様化に対する支援の充実が求められている。

(2) 今後の具体的改善策

学齢期についても身近な地域で療育相談を受けることができるよう、療育センター再整備基本計画に基づき、各区療育窓口の機能強化に取り組む。

療育センター再整備基本計画に基づき設置した福祉型児童発達支援センターにおいて、地域の障害児やその家族への療育に関する相談、各種福祉サービスの情報提供を行う「障害児相談支援」、障害児を預かる施設への援助・助言を行う「保育所等訪問支援」などの充実に取り組む。

各福祉型児童発達支援センターにおける療育や保護者支援の充実に向け、第一陽光園の運営により培ったノウハウ等の技術支援に引き続き取り組む。

11 総合計画における総合分析

(1) 現状分析・課題認識

療育支援は障害児本人のみならず、その児童の保護者への支援が大変重要であるが、将来に向かって明るい見通しを持った子育てや親として安心し自信を持って生活していくことができるよう支援を行っている。療育ニーズが多様化している中では、今後より一層の専門性に裏づけられたきめ細やかな対応が求められる。

乳幼児期については、各区に療育相談窓口を設置し、身近な地域での療育相談が実現したため、療育支援を受ける市民が増加しており、今後もニーズは増加傾向にある。また、学齢期についても乳幼児期と同様に身近な地域で療育相談を受けることができる体制づくりを進めていく必要がある。

陽光園は、建築後40年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、改築や改修などの再整備について対応が必要である。

各区に設置した福祉型児童発達支援センターの地域の中核的な療育支援施設としての支援の質の確保が必要である。

常時医療的ケアが必要な重症心身障害児など重度の障害がある児童が、退院後も在宅医療や療育・レスパイト等の支援を一体的に受けられることができる在宅生活に関する支援の充実が求められている。

(2) 今後の具体的改善策

平成30年3月に策定した「共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン」に基づき、障害のある児童のライフステージに応じて、保健、医療、福祉、保育、教育、雇用などの関係機関との連携により、切れ目のない支援の実施に向けた取組を進める。

学齢期についても身近な地域で療育相談を受けることができるよう、療育センター再整備基本計画に基づき、各区療育窓口の機能強化に取り組む。

常時医療的管理を必要とする重症心身障害児等が、在宅生活に安心して移行又は継続できるよう環境を整備する。

各区の福祉型児童発達支援センターにおいて、地域の障害児やその家族への療育に関する相談、各種福祉サービスの情報提供を行う「障害児相談支援」、障害児を預かる施設への援助・助言を行う「保育所等訪問支援」などの充実に取り組む。また、各民設児童発達支援センターにおける療育や保護者支援の充実に向け、第一陽光園の運営により培ったノウハウ等の技術支援に引き続き取り組む。

12 本施策の市の自己評価(1次評価)(Check)

【平成30年度の取組についての総合評価】

療育センター再整備基本計画に基づき、施設の複合化整備の方向性について定めるとともに総括機関や窓口の充実について検討を進めた。

既設の障害児支援施設に対し運営支援を行ったほか、緑区の福祉型児童発達支援センターにおいて保護者支援の重要性とともに技術支援を行いながら、本市独自の保護者支援プログラムを実施した。

事業者に対する集団指導を実施し、運営上の留意事項等に関して、国のガイドライン等を踏まえた助言・指導を行ったことで、適正な事業の実施や支援体制の確保が図られた。

国のガイドラインに基づき、保護者からの評価とその内容を踏まえた事業者による自己評価や改善の実施、さらにその結果の公表について義務付けたことにより、サービスの質の向上が図られた。

医療的ケアを必要とする障害児への在宅支援のほか、療育センター再整備方針に基づく施設の複合化整備の方向性など着実に施策を推進している。業績評価指標が未達成なところがあるが、技術支援などに対する理解は民間施設から得られており、保護者支援プログラムなどのさらなる充実が図られる体制などの整備が着実に進んでいることから、1次評価を「A」とした。

1次評価

A

13 前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

自立支援協議会において、福祉と教育の連携のあり方を考える研修会の実施、令和元年度から自立支援協議会を多職種が参画する体制に見直したことで、関係機関での相互の制度理解や情報共有の体制を構築した。

学齢期についても身近な地域で療育相談を受けることができるよう、療育センター再整備基本計画に基づき、各区療育窓口の機能強化に取り組んだ。

療育センター再整備基本計画に基づき、各区に設置した福祉型児童発達支援センターにおいて、地域の障害児やその家族への療育に関する相談、各種福祉サービスの情報提供を行う「障害児相談支援」、障害児を預かる施設への援助・助言を行う「保育所等訪問支援」などの充実に取り組んだ。また、緑区の福祉型児童発達支援センターにおいて保護者支援の重要性とともに技術支援を行いながら、本市独自の保護者支援プログラムを実施した。

14 2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

【施策推進に対する意見及び改善点】

2次評価

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

15 【参考】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

1 新・相模原市総合計画での位置付け

|           |    |       |                        |
|-----------|----|-------|------------------------|
| 基本目標      | NO |       | 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市 |
| 政策の基本方向   | NO | 5     | 健康に暮らせる社会をつくれます        |
| 施策名       | NO | 10    | 健康づくりの推進               |
| 総合戦略の基本目標 |    | 基本目標  | 「定住促進、安全で安心なくらしの確保」    |
|           |    | 施策所管局 | 健康福祉局                  |
|           |    | 局・区長名 | 小林 和明                  |

2 施策の目的・概要

|       |   |
|-------|---|
| めざす姿  | 市民が日ごろから心身ともに健康で生活している。   |
| 取組の方向 | <p><b>1 健康づくりと生活習慣病予防対策の充実</b><br/>生活習慣病の発症と重症化の予防に向け、一人ひとりが自主的に行うことができる健康づくりや、家庭・学校・企業などと連携した効果的な健康づくりの取り組みを進めます。</p> <p><b>2 心の健康づくりの推進</b><br/>うつ病などの心の病に対する対策や、自殺の防止などを図るため、専門相談等の体制づくりなど、心の健康づくりに関する様々な支援を行います。</p> <p><b>3 食育の推進</b><br/>一人ひとりが食育の意義や必要性を理解するとともに、家庭や学校、幼稚園や保育所、地域などが一体となって食育を推進する体制づくりを進めます。</p> |

3 「施策」、「成果指標」、「事務事業」及び「総合戦略の位置付け」の体系

| 施策名      | 取組の方向 | 成果指標                               | 業績評価指標  | 施策を構成する主な事業                 | 総合戦略の重点プロジェクト |
|----------|-------|------------------------------------|---|-----------------------------|---------------|
| 健康づくりの推進 | 1     | 【指標 17】<br>自分が健康であると感じている人の割合      | 【業績評価指標 10-1】<br>65歳未満の心疾患及び脳血管疾患の死亡率(人口10万対) | 健康増進事業(健幸ポイント事業等)           |               |
|          |       | 【指標 18】<br>日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合 |   | がん施設・集団検診                   |               |
|          |       |                                    |   | 成人歯科健康診査                    |               |
|          | 2     |                                    | 【業績評価指標 10-2】<br>ゲートキーパー養成研修修了者数              | 生活保護受給者等健康診査                |               |
|          |       |                                    |   | 精神保健相談事業(精神保健福祉相談・訪問指導)     |               |
|          |       |                                    |   | 精神保健相談事業(自殺総合対策)            |               |
|          | 3     |                                    | 【業績評価指標 10-3】<br>精神医学基礎研修参加者の理解度              | 精神保健相談事業(精神保健福祉相談・訪問指導)【再掲】 |               |
|          |       |                                    |   | 精神保健相談事業(自殺総合対策)【再掲】        |               |
|          |       |                                    |   | 食育推進事業                      |               |
|          |       |                                    | 【業績評価指標 10-4】<br>野菜350g摂取について普及啓発を受けた人の数      |                             |               |

指標番号の右に「」が記載された指標は総合戦略で設定した指標となる。

4 施策推進のための経費(決算額) H30年度は見込額

[単位:千円]

|                            | H26年度     | H27年度     | H28年度     | H29年度     | H30年度     | 総事業費の増減分析               |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------------------|
| 事業費                        | 1,478,383 | 1,543,680 | 1,561,160 | 1,606,019 | 1,676,817 | がん検診の受診者数が増加したことが主な増加要因 |
| 人件費                        | 41,290    | 39,263    | 41,125    | 44,892    | 44,273    |                         |
| 総事業費                       | 1,519,673 | 1,582,943 | 1,602,285 | 1,650,911 | 1,721,090 |                         |
| 施策に対する市民1人あたりコスト<br>[単位:円] | 2,102     | 2,196     | 2,221     | 2,286     | 2,380     |                         |

職員1人あたりの人件費は、H26年度695万円、H27年度681万円、H28年度693万円、H29年度689万円、H30年度692万円として計算(人口は、10月1日現在の人口統計数値を使用)

5 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

|            |   |       |       |       |       |  |           |   |
|------------|---|-------|-------|-------|-------|--|-----------|---|
| 指標と説明      | 【指標 17】自分が健康であると感じている人の割合<br>自分が健康であると感じている市民の割合を見る指標<br>【単位：％】                                       |       |       |       |       | 結果の分析  |           |   |
| 目標設定の考え方   | 「国民生活基礎調査」(厚生労働省)の健康意識に関する結果を参考に、アンケート調査による「主観的健康感」が「健康である」「まあ健康である」を基準値の4人中3人から5人中4人とするを目標として設定しました。 |       |       |       |       | 市民の健康づくりを推進する団体と連携し、高齢者や子育て世代が健康づくり事業に参加しやすい環境としたことから、昨年度の実績を上回る結果となった。しかしながら目標値を下回っているため、引き続き、地域団体と連携し、運動習慣の定着に効果的である、地域での健康づくり活動を推進していく。 |           |   |
|            | 基準値(H20年)   | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |  | H31(R1)年度 |   |
| 目標値(a)     | 75.5  | 78.4  | 78.8  | 79.2  | 79.6  |  | 80.0      |   |
| 実績値(b)     |   | 71.4  | 73.2  | 69.9  | 72.2  |  |           |   |
| 達成率(b/a) % |   | 91.1% | 92.9% | 88.3% | 90.7% |  | 評価        | B |

【指標2】

|            |   |       |       |       |       |   |           |   |
|------------|---|-------|-------|-------|-------|---|-----------|---|
| 指標と説明      | 【指標 18】日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合<br>個人として、日常的に健康を意識した取り組みを行っている<br>市民がどれくらいいるかを見る指標<br>【単位：％】 |       |       |       |       | 結果の分析   |           |   |
| 目標設定の考え方   | 市「保健医療計画」策定時(平成12年度)と中間評価時(平成19年度)の「市民生活習慣実態調査」の伸び率を参考に、目標として設定しました。                        |       |       |       |       | 市民の健康づくり活動を支援するさがみはら健康ポイント事業等を実施した結果、実績値は増加しているが、目標値を下回っているため、インセンティブを付与する事業を実施するなど引き続き、健康づくりがしやすい環境整備に進めていく。 |           |   |
|            | 基準値(H20年)   | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |   | H31(R1)年度 |   |
| 目標値(a)     | 77.0  | 81.8  | 82.6  | 83.4  | 84.2  |   | 85.0      |   |
| 実績値(b)     |   | 78.6  | 78.0  | 77.7  | 80.3  |   |           |   |
| 達成率(b/a) % |   | 96.1% | 94.4% | 93.2% | 95.4% |   | 評価        | B |

6 基本計画で定めている指標を補完する指標(業績評価指標)と各年度の目標及び実績

【業績評価指標1】

|            |   |        |       |        |       |  |           |   |
|------------|---|--------|-------|--------|-------|--|-----------|---|
| 指標と説明      | 【業績評価指標 10-1】65歳未満の心疾患及び脳血管疾患の死亡率<br>人口10万人に対して、各年の65歳未満の心疾患及び脳血管疾患による死亡が何人あったかを示す率を見る指標<br>【単位：人口10万別】 |        |       |        |       | 結果の分析  |           |   |
| 目標設定の考え方   | 3大死因の内、生活習慣病が関係する心疾患及び脳血管疾患による65歳未満の死亡率を、平成21年度(平成20年)の実績値を基準に毎年減少させることを目標として指標を設定しました。                 |        |       |        |       | 死因の上位を占める生活習慣病の発症と重症化予防に向けた健康増進事業や各種教室、保健指導等を実施した結果、目標値を下回る結果となったが、昨年度と比べわずかな増加にとどめることができた。今後は、ハイリスク者に加え、健康増進無関心者層へのアプローチをより積極的にを行い、生活習慣病の発症と重症化予防を強化していく。 |           |   |
|            | 基準値(H25年)   | H27年度  | H28年度 | H29年度  | H30年度 |  | H31(R1)年度 |   |
| 目標値(a)     | 32.4  | 31.6   | 31.2  | 30.8   | 30.4  |  | 30.0      |   |
| 実績値(b)     |   | 31.1   | 34.7  | 30.4   | 31.1  |  |           |   |
| 達成率(a/b) % |   | 101.6% | 89.9% | 101.3% | 97.7% |  | 評価        | B |

【業績評価指標2】

|            |   |       |        |        |        |  |           |   |
|------------|---|-------|--------|--------|--------|--|-----------|---|
| 指標と説明      | 【業績評価指標 10-2】ゲートキーパー養成研修修了者数<br>目黒区民にのいて、声を聞き、話を聞き、専門家につなげ、見守る市民(ゲートキーパー)の養成研修修了者数を見る指標<br>【単位：人】 |       |        |        |        | 結果の分析  |           |   |
| 目標設定の考え方   | ゲートキーパー(気づき、話を聞き、専門家につなげ、見守る市民)の養成研修の累積修了者数について、平成25年度の実績値を基準に平成31年度にはその5倍にすることを目標として指標を設定しました。   |       |        |        |        | 一般市民をはじめ、教職員やPTA会員、団体、医師、市職員等を対象に研修を開催した。団体等の開催要請に応えることで、養成者数695人となり目標を達成した。引き続き、市民や関係団体等への積極的な働きかけを行い、養成者数を増やしていく必要がある。 |           |   |
|            | 基準値(H25年)   | H27年度 | H28年度  | H29年度  | H30年度  |  | H31(R1)年度 |   |
| 目標値(a)     | 800   | 2,200 | 2,800  | 3,300  | 3,700  |  | 4,000     |   |
| 実績値(b)     |   | 2,121 | 3,019  | 4,002  | 4,697  |  |           |   |
| 達成率(b/a) % |   | 96.4% | 107.8% | 121.3% | 126.9% |  | 評価        | A |

【業績評価指標3】

|            |  |       |        |        |        |  |           |   |
|------------|--|-------|--------|--------|--------|--|-----------|---|
| 指標と説明      | 【業績評価指標 10-3】精神医学基礎研修参加者の理解度<br>相談担当職員の技術向上を目的として実施する、精神医学基礎研修参加者の理解度を見る指標<br>【単位：％】 |       |        |        |        | 結果の分析  |           |   |
| 目標設定の考え方   | 相談担当職員の技術向上を目的として実施する、精神医学基礎研修参加者の理解度の維持、向上を目標として指標を設定しました。                          |       |        |        |        | 講義内容等について、講師との事前打合せを丁寧に行うことで、精神保健福祉以外の領域の相談支援に従事する職員にも理解しやすい内容の研修となり、目標を達成できた。引き続き、精神疾患に関して基本的な理解ができ、役に立つ内容の研修を実施していく。 |           |   |
|            | 基準値(H27年)  | H27年度 | H28年度  | H29年度  | H30年度  |  | H31(R1)年度 |   |
| 目標値(a)     | 93.3   |       | 95.0   | 95.0   | 95.0   |  | 95.0      |   |
| 実績値(b)     |  |       | 95.9   | 97.1   | 95.8   |  |           |   |
| 達成率(b/a) % |  |       | 100.9% | 102.2% | 100.8% |  | 評価        | A |

|            |   |       |       |        |       |  |    |
|------------|---|-------|-------|--------|-------|--|----|
| 指標と説明      | 【業績評価指標 10-4】野菜350g摂取について普及啓発を受けた人の数                            |       |       |        |       | 結果の分析  |    |
|            | 成人の1日あたりの野菜摂取目標350g以上について普及啓発を受けた人の数を見る指標<br>【単位：人】             |       |       |        |       | 前年に引き続き、食生活改善推進団体への委託事業の中で実施している野菜350gを量る体験や、食育フェアなど多くの人が集まるイベントでの資料配布等による啓発を行ったが目標を下回った。<br>今後は、イベントや事業での資料配布やSNSを活用した情報発信など、他課との連携も含め、より多くの市民に情報を伝達する方法を検討し、事業を推進していく。 |    |
| 目標設定の考え方   | 成人の1日あたりの野菜摂取目標350g以上について、普及啓発を受けた人の数を毎年増加させることを目標として指標を設定しました。 |       |       |        |       |  |    |
|            | 基準値(H25年)   | H27年度 | H28年度 | H29年度  | H30年度 | H31(R1)年度  |    |
| 目標値(a)     | 3,399   | 3,490 | 3,535 | 3,581  | 3,626 | 3,671  |    |
| 実績値(b)     |   | 3,339 | 3,313 | 3,665  | 3,595 |  | 評価 |
| 達成率(b/a) % |   | 95.7% | 93.7% | 102.3% | 99.1% |  |    |

A:年度別目標を(上回って)達成

B:年度別の目標の値を80%以上達成

C:年度別の目標の値を60%以上達成

D:年度別の目標の値が60%未満

:今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

7 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

|   | 施策を構成する事業名(所管課名)                                  | 平成30年度   |   | 平成31年度(令和元年度)   |
|---|---|--|---|---|
|   |   | 指標・目標(Plan)  | 実績(Do)・評価等(Check)   | 指標・目標(Plan)   |
| 1 | 健康増進事業(健幸ポイント事業等) <small>【健康増進課・中央保健センター】</small> | 生活習慣病予防運動教室参加者の終了時の運動習慣定着率:80.0%<br>生活習慣病予防運動教室の参加者のうち、生活習慣病ハイリスク者(特定保健指導対象者等)の割合:30.0%<br>企業等への事業実施回数10回<br>健幸ポイント事業の参加者:1,000人 | 実績<br>生活習慣病予防運動教室参加者の終了時の運動習慣定着率:86.8%<br>生活習慣病予防運動教室の参加者のうち、生活習慣病ハイリスク者(特定保健指導対象者等)の割合:19.9%<br>企業等への事業実施回数:8回<br>健幸ポイント事業の参加者:965人<br><br>評価<br>目標を上回った。新たな運動のメニュー(6種類)を取り入れた教室内容への変更により、集客及び運動習慣定着の動機付けに効果があったものと考えられる。<br>前年度よりは増加したが、目標を下回っているため、健診受診後の要支援者への個別案内や特定保健指導等の教室や健康相談の参加者への声かけを行い、ハイリスク者の事業参加をより一層促していく。<br>目標を下回った。<br>事業の対象を企業のみとしたが、時間の確保等の問題により実施に至らないケースが多かった。地域職域連携推進会議等の関係機関との連携を進めて、引き続き開催を促すとともに、今後は、サークルやPTAなどの団体も事業の対象とし、出張運動教室を実施していく。<br>平成28年度から抽選で選ばれた1,000人が参加したため、期間中歩数計の故障等により参加者が減少した。今後は、人数を限定せず、また万歩計等の機器を使用しなくても参加できるインセンティブ事業を実施していく。 | 生活習慣病予防運動教室参加者の終了時の運動習慣定着率:86.8%<br>生活習慣病予防運動教室の参加者のうち、生活習慣病ハイリスク者(特定保健指導対象者等)の割合:30.0%<br>出張運動教室の実施回数:10回<br>日々の健康づくりの取組に対して抽選でインセンティブを付与する「健活!チャレンジ」事業の参加人数:10,000人 |
| 2 | がん施設・集団検診 <small>【健康増進課】</small>                  | 受診率:19.2%<br>受診率の算出に用いる対象者数が、5年に1度の変更に伴い約73,000人増加したため、受診率の目標数値は前年実績より低くなっている。なお、受診者数としては平成29年度実績より628人の増加を目標としている。              | 実績<br>個別通知による受診勧奨や再勧奨のほか、ウェルネスさがみはらのピンクライトアップや乳がんセルフチェックシャワーカードの配布等による普及啓発を実施した。<br>受診率:19.4%<br>(受診者数:延べ181,321人)<br><br>評価<br>目標を上回った。受診勧奨や再勧奨、また、乳がん月間や子宮の日などの機会を捉え、様々な普及啓発活動により、目標を上回ることができた。<br>また、受診者数は前年実績より、延べ2,601人増加した。   | 受診率:19.5%   |

|   |   |  |    |  |  |
|---|---|--|----|--|--|
| 3 | 成人歯科健康診査 【健康増進課】  | 成人歯科健康診査受診後、定期的に歯科医療機関を受診するようになった人の割合: 65.0%<br>口腔がん検診受診者数: 200人   | 実績 | 成人歯科健康診査受診後、定期的に歯科医療機関を受診するようになった人の割合: 54.4% (平成29年度結果; 概ね1年後に事後調査を行うため)<br>歯科健康診査時に、保健指導を行うことにより、かかりつけ歯科医機能の定着に努めた。<br>口腔がん検診受診者数: 188人   | 成人歯科健康診査受診後、定期的に歯科医療機関を受診するようになった人の割合: 65.0% (平成30年度; 概ね1年後に事後調査を行うため)<br>口腔がん検診受診者数: 200人   |
|   | 国において提唱・推進されている「8020運動」に沿って、かかりつけ歯科医を持つきっかけづくりとして成人歯科健康診査を実施します。また、口腔がんの早期発見、早期治療を図るために「口腔がん検診」を実施します。  |  | 評価 | 目標を達成することはできなかったが、一定程度、かかりつけ歯科医機能の定着や、口腔がん予防の啓発に寄与できた。<br>今後は、歯科健康診査時に保健指導を行う歯科医療機関に対する啓発をより一層行うとともに、がん検診受診券郵送時に口腔がん検診の受診勧奨チラシの同封などを新たに実施していく。   |  |
| 4 | 生活保護受給者等健康診査 【健康増進課】  | 受診率: 6.6%  | 実績 | ケースワーカーを対象とする事業説明会を開催したほか、受診勧奨用チラシを作成し、配布を依頼するなど、ケースワーカーとの連携強化による受診率向上に取り組んだ。<br>受診率: 7.1%   | 受診率: 7.2%  |
|   | 内臓脂肪肥満型に着目し、糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群を減少させるため、健康増進法に基づき医療保険未加入者である生活保護受給者等に対し、健康診査事業を実施します。   |  | 評価 | 目標を上回った。対象者と直接接するケースワーカーの理解を深め、また受診勧奨を行うための環境整備に取り組みにより、受診率を向上することができた。  |  |
| 5 | 精神保健福祉相談事業(精神保健福祉相談・訪問指導) 【精神保健福祉課・精神保健福祉センター】  | ひきこもり支援ステーションを設置し、関係機関との連携による支援の実施<br>・精神科医師による精神保健相談の実施<br>・各区関係機関とのネットワークを活用した連絡会の開催や専門的な相談による困難事例への対応<br>・積極的な普及啓発・訪問指導活動の実施<br>・依存症相談拠点の設置検討 | 実績 | ・ひきこもり支援ステーションを設置し、支援の実施、家庭教室や研修会及び、関係機関との連絡会を開催した。<br>・各区の障害福祉相談課及び津久井保健福祉課において、精神科医による精神保健相談を実施した。<br>・各区障害福祉相談課等による関係機関との連絡会の開催や専門的な相談による複雑困難事例への対応を行った。<br>・各区の障害福祉相談課により精神保健普及講演会等を開催した。<br>・依存症相談拠点設置の検討を行い、平成31年4月に精神保健福祉センターに機能として設置することを決定した。 | ・精神科医師による精神保健相談の実施<br>・各区関係機関とのネットワークを活用した連絡会の開催や専門的な相談による困難事例への対応<br>・積極的な普及啓発・訪問指導活動の実施<br>・ひきこもり支援ステーションにおける関係機関との連携による支援の実施<br>・依存症相談拠点による依存症相談の充実 |
|   | ・各区の障害福祉相談課及び津久井保健福祉課において精神科医による精神保健相談を実施する。<br>・各区の障害福祉相談課及び津久井保健福祉課に窓口業務支援のため保健福祉相談員を配置する。<br>・地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防等のために、精神保健福祉センターが専門的な立場から相談指導を行う。 |  | 評価 | ・ひきこもり地域支援センター設置により、ひきこもりに関する相談支援の充実を図った。円滑な運営のための引続き庁内連携を推進する必要がある。<br>・各種相談事業や普及事業、連絡会の開催などについて、目標どおり実施した。今後も市民からの様々な相談等に対応するため、訪問指導活動を行うとともに、新たに依存症相談拠点としての業務を行うなど、相談事業等の充実を図る必要がある。  |  |

|   |  |   |  |   |   |
|---|--|---|--|---|---|
| 6 | 精神保健相談事業(自殺総合対策)<br>【精神保健福祉課・精神保健福祉センター】   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画」の進行管理</li> <li>・地域自殺対策推進センターの運営</li> <li>・普及啓発、人材育成、当事者支援、調査研究の各分野で事業を実施</li> </ul>   | 実績   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画」に基づく進行管理を行い、自殺対策の強化を図った。</li> <li>・地域自殺対策推進センターとして、要綱に定められた事業を実施した。</li> <li>・自殺対策街頭キャンペーンの実施等普及啓発、人材育成、当事者支援、調査研究の事業を実施した。</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画」の進行管理</li> <li>・地域自殺対策推進センターの運営</li> <li>・普及啓発、人材育成、当事者支援、調査研究の各分野で事業を実施</li> </ul> |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺総合対策庁内会議の開催</li> <li>・かながわ自殺対策会議への参画</li> <li>・自殺総合対策協議会の開催</li> <li>・地域自殺対策推進センターの運営</li> <li>・体制整備、普及啓発、人材育成、当事者支援、調査研究の各分野で事業を実施</li> </ul> | 評価  | 普及啓発、人材育成、当事者支援等を図るなど、「自殺総合対策の推進のための行動計画」に基づく取組を目標どおり実施した。今後も計画に基づく進行管理を的確に行い、自殺対策の強化を図る必要がある。   |   |   |
| 7 | 食育推進事業<br>【健康増進課】  | <p>食育フェアでは団体間の連携を推進するため、事前検討会を継続実施し、重点目標に沿ったブース内容を検討する</p> <p>地域での親子食育講座を継続実施すると同時に、イベント等での資料配布等や食育マスコットキャラクターの活用など、普及啓発を推進する</p> <p>指標: イベント等での食育に関する啓発(食育マスコットキャラクターの活用・資料配布等)の実施回数及び対象者数: 38回10,000人</p> | 実績   | <p>第9回食育フェアは、昨年度に引き続き事前検討会を実施し、テーマや他のブース内容の共有を行った。(連携団体11、従事者数69人)</p> <p>昨年度に引き続き、食生活改善推進団体わかかな会に委託し、地域の公民館等で親子食育講座を実施した(10回:参加者193人)。また、食育の啓発として、食育パネル展や保育園等での食育実施時における食育マスコットキャラクター着ぐるみの貸出などを実施し、食育の啓発を実施した。(実施回数32回、対象者4505人)</p> | <p>市民に対する幅広い食育について、効果的な実施方法についての検討を行う。</p> <p>地域での親子食育講座を継続実施すると同時に、イベント等での資料配布等や食育マスコットキャラクターの活用やSNSを通じた啓発など、普及啓発を推進する</p>                           |
|   | <p>食育の意義や必要性の理解を進めるため、家庭や学校、地域、その他の関連機関等が連携・協力が、食育講座や普及啓発等の食育の環境整備に係る事業を展開する。</p>  | 評価  | <p>第9回食育フェアは、庁内の食育関連事業担当課にも声かけを実施し、新たなブース内容の実施につながった。(食品ロス、消費生活に関するブースが増加)。また、ブース配置を工夫することで、関連する内容のブースに案内するなど、連携につながった。また、10年近く事業を実施してきたが、食育の啓発としてどのような方法が良いか、今後に向けて改めて検討する必要がある。</p> <p>食育フェアや親子食育講座等の食育関連事業を実施することで、地域での食育に関する普及啓発を推進することができた。</p> <p>指標については、実施回数及び対象者数ともに目標達成には至らなかった。マスコットキャラクターの活用にマンパワーが必要であるなど、活用が難しい場面もあるため、今後はSNSの活用など、幅広い情報提供の実施に努めていく。</p> | <p>指標: イベント等での食育に関する啓発(食育マスコットキャラクターの活用・資料配布等)の実施回数及び対象者数: 38回10,000人</p>   |   |

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

【単位:千円】

| 番号 | 事業名【所管課】  | H28年度     | H29年度     | H30年度     | H30年度における財源内訳 |           |
|----|---|-----------|-----------|-----------|---------------|-----------|
|    |   |           |           |           | 特定財源          | 一般財源      |
| 1  | 健康増進事業(健幸ポイント事業等)<br>【健康増進課・中央保健センター】             | 26,445    | 19,764    | 18,466    | 8,569         | 9,897     |
| 2  | がん施設・集団検診<br>【健康増進課】                              | 1,475,076 | 1,525,523 | 1,587,575 | 28,214        | 1,559,361 |
| 3  | 成人歯科健康診査<br>【健康増進課】                               | 26,817    | 25,669    | 24,045    | 1,638         | 22,407    |
| 4  | 生活保護受給者等健康診査<br>【健康増進課】                           | 9,024     | 9,637     | 11,204    | 8,958         | 2,246     |
| 5  | 精神保健福祉相談事業(精神保健福祉相談・訪問指導)<br>【精神保健福祉課・精神保健福祉センター】 | 17,787    | 17,655    | 27,564    | 5,674         | 21,890    |
| 6  | 精神保健相談事業(自殺総合対策)<br>【精神保健福祉課・精神保健福祉センター】          | 5,597     | 7,341     | 6,578     | 3,492         | 3,086     |
| 7  | 食育推進事業<br>【健康増進課】                                 | 963       | 917       | 1,857     | 62            | 1,795     |

特定財源:国や県からの交付金、地方債等、使途が特定される財源(市債が含まれる場合は括弧書きにて表示) 一般財源:地方税、地方交付税等、使途が特定されない財源

## 【指標1】

| 指標と説明     | 【指標 26】自分が健康であると感じている人の割合<br>自分が健康であると感じている市民の割合を見る指標<br>【単位：％】 |   |       |       |       |           | 結果の分析 |   |
|-----------|---|---|-------|-------|-------|-----------|-------|---|
|           | 目標設定の考え方  | 「国民生活基礎調査」(厚生労働省)の健康意識に関する結果を参考に、アンケート調査による「主観的健康感」が「健康である」「まあ健康である」を基準値の4人中3人から5人中4人とすることを目標として設定しました。 |       |       |       |           |       | 昨年度の実績からは増加しているものの、目標を下回る結果となった。<br>その要因としては、高齢化の進行や、運動習慣のない働き盛り及び子育て世代の増加が考えられる。<br>運動習慣は、主観的健康感の向上に関連が深いとされていることから、運動の継続に効果がある地域での健康づくり活動をより一層推進していく。 |
|           | 基準値(H26年)   | H27年度   | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31(R1)年度 |       |   |
| 目標値(a)    | 74.5  | 78.4  | 78.8  | 79.2  | 79.6  | 80.0      | 評価    | B   |
| 実績値(b)    |   | 71.4  | 73.2  | 69.9  | 72.2  |           |       |   |
| 達成率(b/a)％ |   | 91.1%   | 92.9% | 88.3% | 90.7% |           |       |   |

A:年度別目標を(上回って)達成

B:年度別の目標の値を80%以上達成

C:年度別の目標の値を60%以上達成

D:年度別の目標の値が60%未満

:今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

## 9 他の部局との庁内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を生かした取組

## 【他の部局との庁内横断的な取組】

がん検診・健康診査・成人歯科健康診査において、健康増進課、国民健康保険課及び地域医療課と連携し、各種検診の受診券について、基礎的な健康診断である国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査とともに1枚の受診券にまとめ発行することにより効率化を図るとともに、各種検診の幅広い周知に努めている。

成人歯科健康診査・食育推進事業における各分野の推進計画で、庁内関係課による検討会議やワーキングを実施している。

精神保健福祉相談におけるアルコール相談については、依存症レベルでは回復支援が困難であるため、依存症予備軍への関与が有効であることから、保健所との連携により減酒の取組を推進している。

自殺対策に係る庁内関係課・機関等で構成される「自殺総合対策に係る庁内会議(課長会議、担当者会議)」を実施している。

教育委員会と連携し、健康づくり普及員が作成した、紙芝居「けんとくとニコチン大魔王」を活用して、小学校等において喫煙防止の普及啓発に取り組んでいる。

高齢者の体力維持・増進、地域での交流を図るための介護予防事業(元気倶楽部)を健康づくり普及員に委託するなど、高齢者施策との連携を図っている。

## 【民間活力を生かした取組】

がん検診の受診啓発活動に積極的に取り組む企業及び団体として登録のある「相模原市がん検診受診促進パートナー」にご協力をいただきながらがん検診の普及啓発を実施した。

自殺対策においては、市内唯一の3次救命救急センターである北里大学病院と連携し、自殺未遂で搬送された市民のうち、同意が得られた方に対して退院後の支援を実施している。

依存症対策においては、商店会のイベントに参加し適正飲酒の啓発を実施した。また、薬物依存症等の回復を支援する一般社団法人相模原ダルクと連携し、薬物・アルコール等依存症の回復支援プログラムを行っている。

## 【地域の独自性を生かした取組】

健康づくり普及員が地域の実情を調査し、公民館区ごとの課題に応じ、ウォーキング教室や生活習慣病予防教室などを実施している。地域に密着した事業を行うことで気軽に健康づくりに参加できる環境づくりに努めている。

## 10 総合戦略における総合分析

### (1) 現状分析・課題認識

健康課題が身体的・精神的にも、さらに複雑化多様化していく中で、自分が健康であると感じる人を増やすには、行政を主体とした取組だけでは、市民のニーズに応えることが困難になってきている。

健康課題が複雑化多様化する中、ストレスへの対処や依存症を含む精神疾患、ひきこもりへの正しい知識を普及し、こころの健康の向上を図る必要がある。

既存の社会資源等との連携の強化、健康づくり普及員連絡会や食生活改善推進団体わかかな会、さがみはら市民健康づくり会議など地域団体への支援が必要である。

### (2) 今後の具体的改善策

市民の健康づくりを推進している「健康づくり普及員」「食生活改善推進団体わかかな会」等と連携し、地域の実情を把握、検証することにより市民のニーズにあった事業を展開する。また、市民一人ひとりの健康意識を醸成し、地域に根ざした健康づくりを効果的に推進している「市民健康づくり会議」においても市民の立場から健康づくりを推進する。

受診再勧奨の対象を5つのがん検診として平成29年度から拡大実施しており、引き続き継続して実施する。また、ウェルネスさがみはらピンクライトアップの実施や広報紙への特集記事の掲載など、がん予防やがん検診に関する知識の普及啓発に取り組む。

精神保健相談事業(精神保健福祉相談・訪問事業)

- ・ひきこもり支援ステーションを運営し、関係機関等との連携による切れ目のない支援を実施
- ・関係機関、医療機関等と連携し、長期入院者や措置入院者の退院後支援等を行い、地域生活定着の支援を実施
- ・依存症相談拠点として、庁内各課、医療機関、民間団体等との連携による依存症支援の実施
- ・担当職員のスキルアップのため、計画的に専門研修へ派遣
- ・疾患ごとの家族教室、心理教育プログラム及び訪問活動を行い、相談支援を充実

精神保健相談事業(自殺総合対策)

- ・「第2次自殺総合対策の推進のための行動計画」に基づく取組を着実に実施するため、計画の進行管理を実施
- ・「第2次自殺総合対策の推進のための行動計画」に基づき、精神疾患や自殺に関する正しい知識の普及啓発に資する取組及び自殺未遂者に対する支援を推進

食育マスコットキャラクターの活用やSNSを通じた啓発など普及啓発に取り組む。

## 11 総合計画における総合分析

### (1) 現状分析・課題認識

健康無関心層や壮年期の運動習慣の定着に課題があることから、引き続きターゲット層(健康無関心層や壮年期の市民)が事業参加につながるアプローチ方法の工夫が必要である。

平成28年度から平成30年度まで実施した健康ポイントモデル事業の結果を検証し、より多くの市民が事業に参加できる事業とする必要がある。

精神保健福祉相談・訪問指導については、未治療や医療中断者、ひきこもりなどの困難な事例への対応及び長期入院者や措置入院者の退院後支援等を行い、地域生活定着支援の充実が必要である。

自殺総合対策については、関係機関等と連携を図り、自殺総合対策事業を推進。平成30年3月に策定した「第2次自殺総合対策の推進のための行動計画」に基づく取組の着実な実施、市の実情に即した更なる自殺対策の推進及び民間団体等との連携強化が必要である。

食育の意義や必要性について、市民の理解を深め、食育の推進につなげるため、食育に関するイベントや情報提供及び食育事業実施課、学校や地域などの関連機関等が連携・協力し、普及啓発を実施していく必要がある。

## (2) 今後の具体的改善策

地域職域連携推進会議等の関係機関との連携により、特にターゲットとなる対象へ積極的にアプローチし事業参加につなげていく。また、企業や保育園、学校、公民館など、地域で人が集まる場所へ出向き、健康無関心層(壮年期)が自身の健康に関心をもてるよう事業の普及を行う。さらに、働き世代の方が事業に参加しやすくなるよう、引き続き休日の開催日を設けたり、出張型の運動教室の対象者を企業だけに限らず、各種団体も加え、対象の枠を広げていく。このような取組を通じ、市民自らが運動を行う習慣定着を図る。

健康ポイントモデル事業からより多くの市民が事業に参加できるよう、インセンティブの付与方法を抽選方式へ変更するとともに、参加者の取組方法を歩数計から、スマホアプリによるウォーキングの取組等に変更した「健活！チャレンジ事業」を実施する。また、インセンティブについては、市が用意する賞品のほか、市内の企業等からの協賛受入を検討していく。

受診再勧奨の対象を5つのがん検診として平成29年度から拡大実施しており、引き続き継続して実施する。また、ウェルネスさがみはらピンクライトアップの実施や広報紙への特集記事の掲載など、がん予防やがん検診に関する知識の普及啓発に取り組む。

### 精神保健福祉相談・訪問指導

- ・ひきこもり支援ステーションを運営し、関係機関等との連携により、切れ目のない支援を実施
- ・関係機関、医療機関等と連携し、長期入院者や措置入院者の退院後支援等を行い、地域生活定着の支援を実施
- ・依存症相談拠点として、庁内各課、医療機関、民間団体等との連携による依存症支援の実施
- ・担当職員のスキルアップのため、計画的に専門研修へ派遣
- ・疾患ごとの家族教室、心理教育プログラム及び訪問活動を行い、相談支援を充実

### 自殺総合対策

- ・「第2次自殺総合対策の推進のための行動計画」の進行管理を実施
- ・地域自殺対策推進センターを中心に自殺の実態について調査研究を推進
- ・自殺対策協議会、協力協定締結団体等との連携による自殺対策の取組を推進

食育マスコットキャラクターの活用や、食育に関する資料の配布・SNSを活用した食育に関する情報提供等により、効果的な食育の普及啓発を実施

## 12 本施策の市の自己評価(1次評価)(Check)

### 【平成30年度の取組についての総合評価】

平成30年度から教室形態を変更したことにより、参加者数は増加し、参加者の運動定着率も目標を上回る結果となった。目的にあったプログラムであると評価できる。

日々の健康づくりの取組に対してインセンティブを付与する事業については、参加者数も多く健康づくりに取り組む市民の拡大を図ることに寄与する事業と評価しており、今後もより多くの市民が参加できる工夫をしながら事業を実施していく。

がん検診の受診率向上を目指し、受診再勧奨の対象を5つのがん検診として前年度に引き続き実施した。また、ウェルネスさがみはらピンクライトアップの実施や広報紙への特集記事の掲載など、がん予防やがん検診に関する知識の普及啓発に努めた。受診者数が増加しており、今後も引き続き普及啓発に努めていく。

### 精神保健福祉相談・訪問指導

- ・対応が困難な事例等については、関係機関との連絡会を開催し、関係機関との連携強化を図り、解決に向けた対応を進めた。
- ・また、措置入院者等の退院後支援については、国のガイドラインを踏まえた市マニュアルを作成し、支援を充実させるための体制整備を行った。
- ・ひきこもりに関する一次相談窓口である「ひきこもり地域支援センター」について、庁内関係課と調整等を行い、平成30年4月に、「ひきこもり支援ステーション」として設置することを決定し運営している。

### 自殺総合対策

- ・「第2次自殺総合対策の推進のための行動計画」の進行管理を行うことにより、自殺対策の着実な実施を図った。
- ・地域自殺対策推進センターを中心に自殺の実態について調査研究を推進し、自殺対策の強化を図った。
- ・自殺対策協議会、協力協定締結団体等との連携等による取組を推進し、自殺対策の強化を図った。

### 施策全体の評価

がん検診受診者数の増加や精神保健相談事業における措置入院者等の退院後支援の体制整備等、心と体の健康づくりに向けた取組を着実に推進したところであるが、業績評価指標の目標の一部と成果指標の目標を下回ったことから、1次評価を「B」とした。

1次評価

B

13 前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

教室内容(参加回数や日程・プログラムの自己選択性、教室時間の短縮等)の工夫、及び広報やホームページでの周知以外にターゲット層が集まる場所に出向き普及啓発を行う等、ターゲット層の集客に努めた。

乳がん検診の受診率向上を目指し、乳がん検診の無料クーポン券送付対象者に対してリーフレットを同封して送付した。また、平成29年度に対象を5つのがん検診に拡大して実施した受診再勧奨を継続して実施した。

精神保健福祉相談・訪問指導  
 ・平成30年4月、精神保健福祉センター内に「ひきこもり支援ステーション」を設置した。

自殺総合対策  
 ・「第2次自殺総合対策の推進のための行動計画」に基づく取組の実施状況を調査するなど、進行管理を実施した。  
 ・地域自殺対策推進センターを中心に、統計分析等により、自殺の実態についての調査研究を推進した。  
 ・自殺対策協議会、協力協定締結団体等との街頭キャンペーンの実施等により自殺対策の取組を推進した。

14 2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

【施策推進に対する意見及び改善点】

- ・業績評価指標「ゲートキーパー養成研修修了者数」、「精神医学基礎研修参加者の理解度」、「野菜350g摂取の必要性について普及啓発を受けた人数」が補完、あるいは達成すべき成果指標が設定されていない。どのような成果を達成するために業績評価指標が設定されているのかが市民に分かるように目的・手段の体系の明確化を図りたい。
- ・成果指標「自分が健康であると感じている人の割合」、「日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合」及び業績評価指標「65歳未満の心疾患及び脳血栓疾患の死亡率」の3指標がB評価で目標未達成である。特に重要評価指標である2つの成果指標について、「自分が健康であると感じている人の割合」は9年連続、「日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合」は7年連続と、長期にわたり未達成で推移している。実施する様々な事業は、成果達成のための手段という位置づけにあり、事業実施の結果としてどれだけ成果を達成したかが問われるということを十分に留意してそれらの目標達成を図りたい。
- ・「無関心層や壮年期の運動習慣定着」は、これまでの方法だと大きな改善が見られないため、達成に向けた具体的な対応策を検討されたい。また、対応策の検討にあたっては、健康増進の取組における民間との役割分担を明確化し、「ウェルネスさがみはら」という保健・医療・福祉の連携拠点の有効活用を図りたい。
- ・「こんにちは赤ちゃん事業」等による出産・子育て支援施策について、これまでは庁内横断的な取組が可能な直営方式により事業を実施しているが、今後、新たな事業展開が求められた場合には、丁寧かつ素早い対応が必要とされる。他市では業務をアウトソーシングしている事例もあるため、社会需要に応じて、望ましい事業推進体制について検討されたい。
- ・食育フェアに学校給食センターが参加し、地場野菜を取り入れた、季節の食材を使った給食をアピールするような取組も検討されたい。
- ・日本の女性は、マンモグラフィ検査だけでは見つけられない高濃度乳房という乳腺の密度が高い方が半数以上という報告があるため、補完的に超音波検査も行えるような制度を検討されたい。
- ・ゲートキーパーの数は増加しているものの、自殺者数は減少していない。経済的困窮だけでなく、人間関係や心身の状態など様々な問題が複合していることから、全庁的に取り組まれない。

|      |
|------|
| 2次評価 |
| B    |

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
 C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

15 【参考】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

|  |
|--|
|  |
|--|

1 新・相模原市総合計画での位置付け

|           |    |    |                          |
|-----------|----|----|--------------------------|
| 基本目標      | NO |    | 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市   |
| 政策の基本方向   | NO | 5  | 健康に暮らせる社会をつくれます          |
| 施策名       | NO | 11 | 医療体制の充実                  |
| 総合戦略の基本目標 |    |    | 基本目標 「定住促進、安全で安心な暮らしの確保」 |
|           |    |    | 施策所管局 健康福祉局              |
|           |    |    | 局・区長名 小林 和明              |

2 施策の目的・概要

|       |   |
|-------|---|
| めざす姿  | 市民が安心して医療を受けることができる。  |
| 取組の方向 | <p><b>1 地域医療体制の充実</b><br/>身近な地域で診療や健康相談などを受けることができるよう、かかりつけ医の普及・定着に向けた取組を推進します。<br/>また、疾病の状況に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関相互の連携を促進するとともに、在宅医療への支援の充実を図ります。<br/>さらに、保健医療を支える人材確保に努めるとともに、市立診療所の円滑な運営に取り組みます。</p> <p><b>2 救急医療体制の充実</b><br/>初期救急医療機関から三次救急医療機関までの役割分担による救急医療体制の充実を図るとともに、メディカルセンターの機能強化や救急患者の救命率の向上、救急業務の高度化に努めます。<br/>また、大地震等の災害に備え、医薬品等の備蓄など、災害時医療体制の充実を図ります。</p> <p><b>3 国民健康保険制度・高齢者の医療制度の充実</b><br/>国民健康保険制度の普及啓発や、円滑な財政運営に努めるなど、制度の充実に向け、必要な取組を進めます。<br/>また、高齢者の医療制度の充実に向けた取組を進めます。</p> |

3 「施策」、「成果指標」、「事務事業」及び「総合戦略の位置付け」の体系

| 施策名     | 取組の方向 | 成果指標                                   | 業績評価指標   | 施策を構成する主な事業   | 総合戦略の重点プロジェクト |
|---------|-------|--|--|---|---------------|
| 医療体制の充実 | 1     | 【指標 19】<br>安心して医療を受けることができると感じている市民の割合 | 【業績評価指標 11-1】<br>市内で総合診療医の業務に従事する義務年限が生じる修学資金借受者及び借受者卒業生の数 | 地域医療事業(総合診療医の育成による地域医療体制の基盤づくり事業)   |               |
|         | 2     | 【指標 20】<br>収容依頼3回以内で受け入れられた救急搬送者の割合    | 【業績評価指標 11-2】<br>重症患者の市内搬送割合                               | 急病診療事業(外科系救急医療体制支援事業)<br>急病診療事業(産婦人科急病診療事業) 少子化<br>急病診療事業(津久井地域急病診療事業の充実)<br>急病診療事業(市医療対策協議会・初期救急医療小委員会の開催)<br>地域医療事業(脳神経系地域医療協力事業) |               |
|         | 3     |  | 【業績評価指標 11-3】<br>国民健康保険税の収納率                               |   |               |

指標番号の右に「」が記載された指標は総合戦略で設定した指標となる。

4 施策推進のための経費(決算額) H30年度は見込額

[単位:千円]

|                            | H26年度   | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度   | 総事業費の増減分析  |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 事業費                        | 461,261 | 482,162 | 501,611 | 486,207 | 509,585 | 脳神経系地域医療協力事業補助金に係る実施回数が増加したこと、相模原市寄附講座「地域総合医療学」に係る寄附金残金の返還が減少したことが主な増要因。 |
| 人件費                        | 13,900  | 13,620  | 13,860  | 13,780  | 13,840  |  |
| 総事業費                       | 475,161 | 495,782 | 515,471 | 499,987 | 523,425 |  |
| 施策に対する市民1人あたりコスト<br>[単位:円] | 657     | 688     | 714     | 692     | 724     |  |

職員1人あたりの人件費は、H26年度695万円、H27年度681万円、H28年度693万円、H29年度689万円、H30年度692万円として計算(人口は、10月1日現在の人口統計数値を使用)

5 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

|            |   |             |             |             |             |  |           |   |
|------------|---|-------------|-------------|-------------|-------------|--|-----------|---|
| 指標と説明      | 【指標 19】安心して医療を受けることができると感じている市民の割合<br>市民が安心して医療を受けているかどうかを見る指標<br>【単位：％】                                |             |             |             |             | 結果の分析  |           |   |
| 目標設定の考え方   | 市民アンケート調査で「感じていない」と回答した人の3割が「感じている」へ移行することを目標として設定しましたが、H26実績で目標値を達成したため、H27総合戦略の策定時に3割を5割に変更して再設定しました。 |             |             |             |             | 安心して医療を受けることができると感じていない市民の割合は、前年度よりポイントが下がったものの、どちらでもないと答えた市民の割合が増加したことにより、目標を達成できなかった。今後も、初期、二次、三次までの一貫した体制の確保のため、引き続き急病診療事業の継続的な支援等に取り組んでいく。 |           |   |
|            | 基準値(H20年)   | H27年度       | H28年度       | H29年度       | H30年度       |  | H31(R1)年度 |   |
| 目標値(a)     | 40.6  | 51.6 (45.4) | 52.1 (46.1) | 52.6 (46.8) | 53.1 (47.5) | 53.3 (48.2)  | 評価        |   |
| 実績値(b)     |   | 52.5        | 51.0        | 52.2        | 50.1        |  |           | B |
| 達成率(b/a) % |   | 101.7%      | 97.9%       | 99.2%       | 94.3%       |  |           |   |

【指標2】

|            |   |       |       |        |        |  |           |   |
|------------|---|-------|-------|--------|--------|--|-----------|---|
| 指標と説明      | 【指標 20】収容依頼3回以内で受け入れられた救急搬送者の割合<br>救急患者の状態に応じて、適切に救急搬送されたかを見る指標<br>【単位：％】 |       |       |        |        | 結果の分析  |           |   |
| 目標設定の考え方   | 中間目標時に平成18年の数値まで回復を図ることとし、その後も同様に伸びることを目標として設定しました。                       |       |       |        |        | 救急患者の状態に応じ、適切な救急搬送に努めたため、目標を達成した。今後も救急患者の状態把握に努め、医療機関と連携する必要がある。 |           |   |
|            | 基準値(H20年)   | H27年度 | H28年度 | H29年度  | H30年度  |  | H31(R1)年度 |   |
| 目標値(a)     | 92.9  | 94.2  | 94.4  | 94.6   | 94.8   | 95.1   | 評価        |   |
| 実績値(b)     |   | 93.5  | 94.1  | 94.8   | 95.3   |  |           | A |
| 達成率(b/a) % |   | 99.3% | 99.7% | 100.2% | 100.5% |  |           |   |

6 基本計画で定めている指標を補完する指標(業績評価指標)と各年度の目標及び実績

【業績評価指標1】

|            |  |        |        |        |        |                         |           |   |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|-------------------------|-----------|---|
| 指標と説明      | 【業績評価指標 11-1】市内で総合診療医の業務に従事する義務年限が生じる修学資金借受者及び借受者卒業生の数<br>制度を利用し、市内で総合診療医の業務に従事している、もしくは今後勤務する医師の数<br>【単位：人】 |        |        |        |        | 結果の分析                   |           |   |
| 目標設定の考え方   | 医師の確保により地域医療体制の基盤づくり等を推進するため、市内で総合診療医の業務に従事する義務年限が生じる相模原市地域医療医師修学資金借受者及び借受者卒業生の数を増加させることを目標として指標を設定しました。     |        |        |        |        | 制度を広く周知したことにより、目標を達成した。 |           |   |
|            | 基準値(H25年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  |                         | H31(R1)年度 |   |
| 目標値(a)     | 3  | 11     | 13     | 15     | 17     | 19                      | 評価        |   |
| 実績値(b)     |  | 11     | 13     | 15     | 17     |                         |           | A |
| 達成率(b/a) % |  | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |                         |           |   |

【業績評価指標2】

|            |   |        |       |       |       |   |           |   |
|------------|---|--------|-------|-------|-------|---|-----------|---|
| 指標と説明      | 【業績評価指標 11-2】重症患者の市内搬送割合<br>救急搬送時に、市内の医療機関に搬送された重症患者の割合<br>【単位：％】 |        |       |       |       | 結果の分析   |           |   |
| 目標設定の考え方   | 市内の救急体制について、重症患者の救急搬送時の市内搬送率を増加させることを目標として指標を設定しました。              |        |       |       |       | 重症患者の救急搬送件数が増加した中で、市外搬送件数は減少したが、目標値を達成できなかった。今後も増加が予想される救急出件数に対応するため、救急車の適正利用とあわせて、予防救急の普及啓発に努めるとともに、関係機関とさらに連携する必要がある。 |           |   |
|            | 基準値(H25年)   | H27年度  | H28年度 | H29年度 | H30年度 |   | H31(R1)年度 |   |
| 目標値(a)     | 84.7  | 86.3   | 87.2  | 88.1  | 89.0  | 90.0  | 評価        |   |
| 実績値(b)     |   | 87.0   | 84.3  | 82.8  | 86.6  |   |           | B |
| 達成率(b/a) % |   | 100.8% | 96.7% | 94.0% | 97.3% |   |           |   |

【業績評価指標3】

|            |   |        |       |       |              |   |           |   |
|------------|---|--------|-------|-------|--------------|---|-----------|---|
| 指標と説明      | 【業績評価指標 11-3】国民健康保険税の収納率<br>【説明】国民健康保険税(現年課税分)の調定額に対する収入済額の割合<br>【単位：％】                               |        |       |       |              | 結果の分析   |           |   |
| 目標設定の考え方   | 平成28年度の実績値を基準値とし、平成30年度から平成32年度までを計画期間とした相模原市国民健康保険財政健全化方針において定めた、平成32年度における目標値(91.18%)の達成に向けて設定しました。 |        |       |       |              | 収納率の向上については、口座振替の推進、市国保コールセンターを活用した初期未納者に対する納付勧奨の実施、適切な滞納処分・執行停止の実施、年金調査による資格適正化の実施、債権対策課との連携強化等の取組により、実績値が目標値を大幅に上回り目標を達成した。引き続き、収納率向上に向けた取組を推進する。 |           |   |
|            | 基準値(H25年)   | H27年度  | H28年度 | H29年度 | H30年度        |   | H31(R1)年度 |   |
| 目標値(a)     | 87.1  | 88.5   | 89.5  | 89.8  | 90.26 (90.0) | 90.72 (90.2)  | 評価        |   |
| 実績値(b)     |   | 88.7   | 88.9  | 89.2  | 90.58        |   |           | A |
| 達成率(b/a) % |   | 100.2% | 99.3% | 99.3% | 100.4%       |   |           |   |

A: 年度別目標を(上回って)達成

B: 年度別の目標の値を80%以上達成

C: 年度別の目標の値を60%以上達成

D: 年度別の目標の値が60%未満

: 今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

7 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

|   | 施策を構成する事業名【所管課名】<br>事業の概要   | 平成30年度  |  | 平成31年度<br>(令和元年度)<br>指標・目標<br>(Plan)   |
|---|---|---|--|--|
|   |   | 指標・目標 (Plan)  | 実績 (Do)・評価等 (Check)  |  |
| 1 | 地域医療事業(脳神経系地域医療協力事業)【地域医療課】<br>疾病の状況に応じて、適切な医療を受けることができるよう、医療機関相互の連携を促進し、市民が安心して医療を受けることのできる体制をつくる。   | 脳卒中患者に対応する救急医療協力医療機関への継続支援を行う。                        | 実績<br>救急医療協力医療機関(4機関)に対し支援を行い、24時間受入体制を確保した。                               | 脳卒中患者に対応する救急医療協力医療機関への継続支援を行う。<br>脳血管疾患の救急について、相模原市医療対策協議会を開催し、課題解決に向けた検討を進める。 |
|   |   |   | 評価<br>24時間受け入れ体制を確保し、市民が安全で安心して医療を受けられる医療体制の確保を図ることができた。                   |  |
| 2 | 急病診療事業(外科系救急医療体制支援事業)【地域医療課】<br>夜間及び土曜日・休日における外科系救急患者の受け入れ体制の円滑化を図る。  | 外科系救急医療体制を維持するため、対応する医療機関に継続支援を行う。                    | 実績<br>外科系の診療科目を有する病院が、輪番体制を組み実施する二次救急医療に対して支援を行った。                         | 外科系救急医療体制を維持するため、対応する医療機関に継続支援を行う。   |
|   |   |   | 評価<br>外科系救急医療体制が確保され、市民の安全・安心の確保を図ることができた。                                 |  |
| 3 | 急病診療事業(産婦人科急病診療事業)【地域医療課】<br>休日における産婦人科救急患者に対する医療の確保を図るため、産婦人科医を配置した初期救急医療機関及び二次救急医療機関を確保する。  | 産婦人科救急患者に対応する救急医療機関を確保する。                             | 実績<br>相模原南メディカルセンター及び二次救急医療機関において、産婦人科急病診療事業を実施した。                         | 産婦人科救急患者に対応する救急医療機関を確保する。  |
|   |   |   | 評価<br>産婦人科救急医療体制が確保され、市民の安全・安心の確保を図ることができた。                                |  |
| 4 | 急病診療事業(津久井地域急病診療事業の充実)【地域医療課】<br>津久井地域における初期救急患者の医療の充実を図るため、夜間及び休日における急病診療所を確保する。   | 津久井地域の初期救急に対応する相模原西メディカルセンターなどの運営について、継続支援を行う。        | 実績<br>夜間在宅当番医制度及び休日診療を行う相模原西メディカルセンターの運営のための支援を行った。                        | 津久井地域の初期救急に対応する相模原西メディカルセンターなどの運営について、継続支援を行う。                                 |
|   |   |   | 評価<br>津久井地域の初期救急医療体制が確保され、市民の安全・安心の確保を図ることができた。                            |  |
| 5 | 急病診療事業(市医療対策協議会・初期救急医療小委員会の開催)【地域医療課】<br>相模原北メディカルセンター及び相模原西メディカルセンターの具体的な諸課題の整理・検討を行うための検討委員会を開催する。  | 相模原西メディカルセンターのあり方を検討するため、医療関係団体が参画する相模原市医療対策協議会を開催する。 | 実績<br>医療対策協議会を3回開催し、これまでの意見、検討状況についてとりまとめを行った。                             | 平成31年度は 4と統合。<br>本市の初期救急医療体制の課題と対応についてとりまとめることができた。                            |
|   |   |   | 評価<br>本市の初期救急医療体制の課題と対応についてとりまとめることができた。                                   |  |
| 6 | 地域医療事業(総合診療医の育成による地域医療体制の基盤づくり事業)【地域医療課】<br>「超高齢社会に向けた対応」、「津久井地域における地域特性」、「本市行政における医師職の必要性」等の課題解決のため、医師育成機関等との協力・連携及び本市に存する貴重な医療分野資源を活用することにより、総合的な診療能力を有する医師の育成を図り、市民が安心して市民生活を送ることができる地域医療体制の基盤づくりを進める。 | 地域医療医師修学資金貸付事業の実施<br>寄附講座「地域総合医療学」開設事業の実施             | 実績<br>北里大学医学部の学生12名に対し貸付を行った。<br>北里大学において総合診療医の育成に関する教育プログラムの開発研究などを行った。   | 地域医療医師修学資金貸付事業の実施<br>寄附講座「地域総合医療学」開設事業の実施                                      |
|   |   |   | 評価<br>修学を終了した5名が、臨床研修医として勤務しており、医師の育成・確保ができた。<br>総合診療医の育成と地域医療を推進することができた。 |  |

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

【単位:千円】

| 番号 | 事業名【所管課】                                 | H28年度   | H29年度   | H30年度   | H30年度における財源内訳 |         |
|----|--|---------|---------|---------|---------------|---------|
|    |  |         |         |         | 特定財源          | 一般財源    |
| 1  | 地域医療事業(脳神経系地域医療協力事業)【地域医療課】              | 52,574  | 48,529  | 52,574  | 0             | 52,574  |
| 2  | 急病診療事業(外科系救急医療体制支援事業)【地域医療課】             | 235,615 | 239,810 | 241,003 | 0             | 241,003 |
| 3  | 急病診療事業(産婦人科急病診療事業)【地域医療課】                | 40,687  | 41,084  | 42,021  | 0             | 42,021  |
| 4  | 急病診療事業(津久井地域急病診療事業の充実)【地域医療課】            | 60,465  | 60,702  | 64,717  | 0             | 64,717  |
| 5  | 急病診療事業(市医療対策協議会・初期救急医療小委員会の開催)【地域医療課】    | 0       | 0       | 100     | 0             | 100     |
| 6  | 地域医療事業(総合診療医の育成による地域医療体制の基盤づくり事業)【地域医療課】 | 112,270 | 96,082  | 109,170 | 0             | 109,170 |

特定財源:国や県からの交付金、地方債等、使途が特定される財源(市債が含まれる場合は括弧書きにて表示) 一般財源:地方税、地方交付税等、使途が特定されない財源

8 総合戦略に係る指標等の各年度の目標及び実績

【指標1】

| 指標と説明     | 【指標 27】安心して医療を受けることができている市民の割合<br>市民が安心して医療を受けているかどうかを見る指標<br>【単位：％】 |   |             |             |             |             | 結果の分析 |  |
|-----------|--|---|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|--|
|           | 目標設定の考え方   | 市民アンケート調査で「感じていない」と回答した人の3割が「感じている」へ移行することを目標として設定しましたが、H26実績で目標値を達成したため、H27総合戦略の策定時に3割を5割に変更して再設定しました。 |             |             |             |             |       | 安心して医療を受けることができると感じていない市民の割合は、前年度よりポイントが下がったものの、どちらでもないと答えた市民の割合が増加したことにより、目標を達成できなかった。今後も、初期、二次、三次までの一貫した体制の確保のため、引き続き急病診療事業の継続的な支援等に取り組んでいく。 |
|           | 基準値(H26年)  | H27年度   | H28年度       | H29年度       | H30年度       | H31(R1)年度   |       |  |
| 目標値(a)    | 51.1   | 51.6 (45.4)   | 52.1 (46.1) | 52.6 (46.8) | 53.1 (47.5) | 53.3 (48.2) |       |  |
| 実績値(b)    |  | 52.5  | 51.0        | 52.2        | 50.1        |             |       |  |
| 達成率(b/a)％ |  | 101.7%  | 97.9%       | 99.2%       | 94.3%       |             |       |  |
|           |  |   |             |             |             |             | 評価    | B  |

A:年度別目標を(上回って)達成

B:年度別の目標の値を80%以上達成

C:年度別の目標の値を60%以上達成

D:年度別の目標の値が60%未満

:今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

9 他の部局との庁内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を生かした取組

【他の部局との庁内横断的な取組】

急病診療事業は、相模原救急医療情報センターや各メディカルセンター急病診療所の運営等を実施する医療関係団体と消防局救急課との綿密な協力関係が必要である。地域医療課は、救急課とともに、医療関係団体との調整にあたっている。

【民間活力を生かした取組】

急病診療事業は、市医師会など医療関係団体の協力なくしては、実施不可能な事業である。今後も、医療需要と医療関係団体の提供体制のバランスを保ちながら、事業の継続実施を図っていく。

地域医療事業(総合診療医の育成による地域医療体制の基盤づくり事業)では、北里大学医学部等と協力・連携し、総合的診療能力を有する医師を育成することにより、地域医療体制の基盤づくりを進めている。

【地域の独自性を生かした取組】

神奈川県が策定した「神奈川県傷病者の搬送及び受入れの実施基準」において、受入医療機関の確保に関しては、地域の実情に応じて具体的基準を定めることとされており、本市は、二次救急医療機関及び北里大学病院救命救急センターとの連携により、傷病者の受入医療機関を確保するための基準として、平成23年12月から受入医療機関確保基準「相模原ルール」を定めている。

10 総合戦略における総合分析

(1) 現状分析・課題認識

平成27年度の脳卒中患者に対する救急医療の自己完結率は74%で、二次救急医療全体(完結率約80%)に比べて低いものの、平成25年度から開始した脳神経系地域医療協力事業の実施以来、自己完結率が上昇しており、当該事業の効果が現れている。(H25:69% H26:68% H27:74%)

脳卒中患者に対する自己完結率が上昇しているものの更なる向上及び近隣医療機関との医療連携の強化が課題となっており、「脳血管疾患の救急について」の検討が必要。

今後も増加が予想される救急出場件数に対応するため、救急車の適正利用とあわせて、予防救急の普及啓発や関係機関とさらなる連携に努める必要がある。

安心して結婚・出産・子育てができる環境を提供し、切れ目のない支援をすることで、今後訪れることが予想される急激な人口減少に歯止めをかける施策が必要。

(2) 今後の具体的改善策

今後も、平成25年度から開始した脳神経系地域医療協力事業の効果測定を継続して行うとともに、事業協力医療機関(現在は4医療機関)に対して、専門医の確保など事業の充実を図るための働きかけを行っていく。

脳血管疾患の救急について、相模原市医療対策協議会を開催し、課題解決に向けた検討を進める。

増加傾向にある救急出場件数に対して、市ホームページの活用など、あらゆる機会を通じて適正利用の普及啓発を行うほか、予防救急を推進するとともに、#7119事業の広域化に向けた協議を進める。

安心して妊娠・出産ができる環境整備の一環として、かかりつけ医が休診している休日・夜間において、産婦人科救急患者に対応する救急医療機関を確保する。

## 1.1 総合計画における総合分析

### (1) 現状分析・課題認識

平成27年度の脳卒中患者に対する救急医療の自己完結率は74%で、二次救急医療全体(完結率約80%)に比べて低いものの、平成25年度から開始した脳神経系地域医療協力事業の実施以来、自己完結率が上昇しており、当該事業の効果が現れていると分析している。(H25:69% H26:68% H27:74%)

脳卒中患者に対する自己完結率が上昇しているものの更なる向上及び近隣医療機関との医療連携の強化が課題となっており、「脳血管疾患の救急について」の検討が必要。

今後も増加が予想される救急出場件数に対応するため、救急車の適正利用とあわせて、予防救急の普及啓発や関係機関とさらなる連携に努める必要がある。

国民健康保険税の口座振替利用率が県内市町村と比較して低い水準にあることから、口座振替利用率の向上が必要であるとともに、国民健康保険税を累積して滞納することで納付困難になることを未然に防ぐため、初期末納者に対する納付勧奨に積極的な取り組みが必要。

### (2) 今後の具体的改善策

今後も、平成25年度から開始した脳神経系地域医療協力事業の効果測定を継続して行うとともに、事業協力医療機関(現在は4医療機関)に対して、専門医の確保など事業の充実を図るための働きかけを行っていく。

—脳血管疾患の救急について、相模原市医療対策協議会を開催し、課題解決に向けた検討を進める。

増加傾向にある救急出場件数に対して、市ホームページの活用など、あらゆる機会を通じて適正利用の普及啓発とあわせて、予防救急を推進するほか、高齢者救急の対応について、医療・介護の関係機関と連携するとともに、#7119事業の広域化に向けた協議を進める。

引き続き、国民健康保険税の口座振替勧奨通知の送付や、キャッシュカードを利用した口座振替受付サービスによる窓口等での口座振替利用勧奨を一層推進し、口座振替利用率の向上を図る。また、市国保コールセンターを活用し、初期末納者に対する納付勧奨を積極的に行い、早期納税相談につなげ収納率向上を図る。さらに、市税申告の調査に基づき徹底した年金調査を実施し、資格の適正化を図る。

### 1.2 本施策の市の自己評価(1次評価)(Check)

#### 【平成30年度の取組についての総合評価】

急病診療事業(外科系医療体制支援事業・産婦人科急病診療事業・津久井地域急病診療事業の充実)については、継続的な支援を実施し、市民の安全・安心を確保した。

地域医療協力事業(脳神経系地域医療協力事業)については、昨年度実施回数が減少したものの、1機関において医師の確保により、実施回数が増加し、市民が安全で安心して医療を受けられる医療体制の確保をした。

相模原西メディカルセンターのあり方を検討するため、医療関係団体が参画する相模原市医療対策協議会を3回開催し、これまでの意見、検討状況についてとりまとめを行った。

地域医療事業(総合診療医の育成による地域医療体制の基盤づくり事業)については、修学資金貸付事業及び寄附講座事業を着実に実施し、地域医療体制の基盤づくりを進めた。

財産調査による担税力の見極めを行い、適切な滞納処分・執行停止の実施や、口座振替勧奨通知の送付及びキャッシュカードを利用した口座振替受付サービスの活用による口座振替の推進をするなど、更なる国民健康保険税収納率の向上に向けた取組を実施した。

地域医療事業、急病診療事業について、滞りなく事業を進め、今後さらにこれらの取組を進めることにより、市民の安心・安全、救急体制が確保できると思われることを総合的に判断し、1次評価を「A」とした。

1次評価

A

### 1.3 前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

相模原西メディカルセンターのあり方を検討するため、医療関係団体が参画する相模原市医療対策協議会を3回開催し、これまでの意見、検討状況についてとりまとめを行った。

救急車の適正利用については、パンフレットや市ホームページなどによる周知を行った。

14 2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

【施策推進に対する意見及び改善点】

2次評価

- A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている    B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

15 【参考】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

平成 31 年度 総合計画及び総合戦略 施策進行管理シート

(令和 元 年度)

施策コード 10512

1 新・相模原市総合計画での位置付け

|           |    |       |                        |
|-----------|----|-------|------------------------|
| 基本目標      | NO |       | 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市 |
| 政策の基本方向   | NO | 5     | 健康に暮らせる社会をつくれます        |
| 施策名       | NO | 12    | 保健衛生体制の充実              |
| 総合戦略の基本目標 |    | 基本目標  | 「定住促進、安全で安心な暮らしの確保」    |
|           |    | 施策所管局 | 健康福祉局                  |
|           |    | 局・区長名 | 小林 和明                  |

2 施策の目的・概要

|       |   |
|-------|---|
| めざす姿  | 市民が感染症を発症せずに過ごしている。   |
|       | 市民が食品による健康被害を受けずに過ごしている。  |
| 取組の方向 | <p><b>1 健康危機管理体制の充実</b><br/>                     感染症のまん延防止対策を推進するとともに、予期せぬ健康危機に迅速に対応するため、検査機能の強化など、被害を最小限にとどめる体制づくりを進めます。</p> <p><b>2 食品衛生体制の推進</b><br/>                     食に対する不安の解消に向け、食の安全と安心を確保するため、監視指導の徹底や食品に関する衛生知識の普及啓発及び抜き取り検査などの充実を図ります。</p> <p><b>3 生活衛生対策の推進</b><br/>                     市域の拡大に伴う市民ニーズなどを踏まえ、火葬場の適切なあり方を検討します。<br/>                     また、ペットの適正飼養に関する意識啓発など、動物愛護事業の様々な取り組みに向けて体制の構築を進めるとともに、衛生的な生活環境を確保するため、生活害虫などの相談等に引き続き取り組みます。</p> |

3 「施策」、「成果指標」、「事務事業」及び「総合戦略の位置付け」の体系

| 施策名       | 取組の方向 | 成果指標                           | 業績評価指標                              | 施策を構成する主な事業            | 総合戦略の重点プロジェクト |
|-----------|-------|--------------------------------|-------------------------------------|------------------------|---------------|
| 保健衛生体制の充実 | 1     | 【指標 21】<br>結核患者数               | 【業績評価指標 12-1】<br>麻しん風しん第1期予防接種の接種率  | 予防接種事業                 |               |
|           |       |                                |                                     | 結核対策事業                 |               |
|           |       |                                |                                     | 感染症予防対策事業              |               |
|           |       |                                |                                     | 感染症発生動向調査事業            |               |
|           | 2     | 【指標 22】<br>収去検査結果による基準値に対する違反率 | 【業績評価指標 12-2】<br>食品等取扱施設に対する立入検査実施率 | 感染症発生動向調査事業            |               |
|           |       |                                |                                     | 性感染症対策事業               |               |
|           | 3     |                                | 【業績評価指標 12-3】<br>収容した犬の返還・譲渡率       | 食の安全・安心確保対策事業          |               |
|           |       |                                |                                     | 衛生検査体制の強化              |               |
|           |       |                                |                                     | (仮称)相模原市動物愛護センター整備検討事業 |               |
|           |       | 【業績評価指標 12-4】<br>収容した猫の譲渡率     | 新たな火葬場整備事業                          |                        |               |
|           |       |                                |                                     |                        |               |
|           |       | 【業績評価指標 12-5】<br>浴槽水等検査実施率     |                                     |                        |               |

指標番号の右に「」が記載された指標は総合戦略で設定した指標となる。

4 施策推進のための経費(決算額) H30年度は見込額

[単位:千円]

|                            | H26年度     | H27年度     | H28年度     | H29年度     | H30年度     | 総事業費の増減分析  |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| 事業費                        | 1,855,606 | 1,774,098 | 1,830,585 | 1,869,665 | 1,881,198 | 市内で唯一感染症病床を有する相模原協同病院の移転に伴い、感染症病床の施設・設備整備費について、補助制度を創設し補助したことが主な増加要因 |
| 人件費                        | 329,923   | 316,903   | 320,581   | 330,512   | 359,388   |  |
| 総事業費                       | 2,185,529 | 2,091,001 | 2,151,166 | 2,200,177 | 2,240,586 |  |
| 施策に対する市民1人あたりコスト<br>[単位:円] | 3,023     | 2,901     | 2,981     | 3,047     | 3,099     |  |

職員1人あたりの人件費は、H26年度695万円、H27年度681万円、H28年度693万円、H29年度689万円、H30年度692万円として計算(人口は、10月1日現在の人口統計数値を使用)

5 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

| 指標と説明      | 【指標 21】結核患者数<br>主要な感染症である結核について、その発症数を見る指標 【単位：人】   |        |        |        |        |           | 結果の分析   |   |
|------------|---|--------|--------|--------|--------|-----------|---|---|
| 目標設定の考え方   | 「結核に関する特定感染症予防指針」(厚生労働省)で掲げる結核罹患率(人口10万人あたりの新規結核患者数)の目標値から、結核発症者を0.6程度減少することを目標として設定しました。 |        |        |        |        |           | 患者の半数以上は高齢者であり、結核の発症予防・早期発見・早期治療を目的として社会福祉施設や医療機関等に対し、積極的な啓発活動を行い、潜在性結核感染症の確実な治療支援に取り組んだ結果、患者数は減少傾向を示し、目標を達成することができた。 |   |
|            | 基準値(H20年)   | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度 |   |   |
| 目標値(a)     | 130   | 102    | 98     | 94     | 90     | 85        |   |   |
| 実績値(b)     |   | 79     | 57     | 70     | 60     |           |   |   |
| 達成率(b/a) % |   | 129.1% | 171.9% | 134.3% | 150.0% |           |   |   |
|            |   |        |        |        |        |           | 評価  | A |

【指標2】

| 指標と説明      | 【指標 22】収去検査結果による基準値に対する違反率(基準の定まった食品の抜き取り検査の違反率)<br>食品の抜き取り検査をしたもののうち、違反していたものを見る指標 【単位：%】 |        |        |        |        |           | 結果の分析   |   |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|-----------|---|---|
| 目標設定の考え方   | 食品衛生法に規定する「食品、添加物等の規格基準」に不適な違反食品がないことを目標として設定しました。   |        |        |        |        |           | 食品の収去検査等(531件)において、違反を認めた食品は0件であり、目標を達成した。今後も、食品等営業施設への監視指導の充実を図っていく。 |   |
|            | 基準値(H20年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度 |   |   |
| 目標値(a)     | 0.7  | 0.0    | 0.0    | 0.0    | 0.0    | 0.0       |   |   |
| 実績値(b)     |  | 0.0    | 0.0    | 0.0    | 0.0    |           |   |   |
| 達成率(a/b) % |  | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |           |   |   |
|            |  |        |        |        |        |           | 評価  | A |

6 基本計画で定めている指標を補完する指標(業績評価指標)と各年度の目標及び実績

【業績評価指標1】

| 指標と説明      | 【業績評価指標 12-1】麻しん風しん第1期予防接種の接種率<br>感染症の発生とまん延を防止することを目的として、麻しん風しん第1期定期予防接種の対象者が接種対象年齢中に予防接種を受ける割合を見る指標 【単位：%】 |       |        |       |        |           | 結果の分析   |   |
|------------|--|-------|--------|-------|--------|-----------|---|---|
| 目標設定の考え方   | 麻しん予防の最も重要な基盤とされる麻しん風しん第1期の定期予防接種について、麻しん風しんの発生及びまん延を防止するために必要とされる高い接種率を維持することを目標として指標を設定しました。               |       |        |       |        |           | 対象者への個別通知や医療機関向けの研修会など、機会を捉えて情報提供に努めたこと及び平成30年4月から開始した、町田市との乳幼児定期予防接種の相互乗り入れにより、一層の接種環境の向上を図ったことから計画どおり実施することができた。<br>(接種者数/5,190人) |   |
|            | 基準値(H25年)  | H27年度 | H28年度  | H29年度 | H30年度  | H31(R1)年度 |   |   |
| 目標値(a)     | 96.2   | 96.2  | 96.2   | 96.2  | 96.2   | 96.2      |   |   |
| 実績値(b)     |  | 92.0  | 97.6   | 93.9  | 99.6   |           |   |   |
| 達成率(b/a) % |  | 95.6% | 101.5% | 97.6% | 103.5% |           |   |   |
|            |  |       |        |       |        |           | 評価  | A |

【業績評価指標2】

| 指標と説明      | 【業績評価指標 12-2】食品等取扱施設に対する立入検査実施率<br>食品衛生監視指導計画に基づき実施する食品等取扱施設に対する立入検査の実施率を見る指標 【単位：%】           |       |        |       |        |           | 結果の分析  |   |
|------------|--|-------|--------|-------|--------|-----------|--|---|
| 目標設定の考え方   | 飲食に起因する健康被害の発生を未然に防止し、食の安全・安心の確保を図るため、飲食店、スーパーマーケット、食品製造工場に対する立入検査を計画通りに実施することを目標として指標を設定しました。 |       |        |       |        |           | 立入検査実施率の目標値である監視率100%に対して、監視率108.8%、9,578件の立入検査を実施した。<br>スーパーマーケット、広域流通食品大量製造施設について、重点的に監視指導を実施し、食品の安全性の確保を図ることができた。<br>今後も、食品等事業者への立入検査内容の充実や有症苦情対応の迅速化を図り、市民の食の安全・安心の更なる向上に取り組む。 |   |
|            | 基準値(H25年)  | H27年度 | H28年度  | H29年度 | H30年度  | H31(R1)年度 |  |   |
| 目標値(a)     | 108.6  | 100.0 | 100.0  | 100.0 | 100.0  | 100.0     |  |   |
| 実績値(b)     |  | 97.7  | 100.7  | 90.4  | 108.8  |           |  |   |
| 達成率(b/a) % |  | 97.7% | 100.7% | 90.4% | 108.8% |           |  |   |
|            |  |       |        |       |        |           | 評価   | A |

【業績評価指標3】

|            |  |        |        |        |        |  |    |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|--|----|
| 指標と説明      | 【業績評価指標 12-3】 収容した犬の返還・譲渡率<br>収容した犬について、返還・譲渡の占める割合を見る指標 【単位： %】 |        |        |        |        | 結果の分析  |    |
| 目標設定の考え方   | 平成25年度に改定された神奈川県動物愛護管理推進計画における数値指標を適用しました。                       |        |        |        |        | 犬鑑札装着等の所有者明示の啓発、市HPに収容情報を掲載することによる返還の促進や神奈川県動物保護センター及び動物愛護ボランティアの協力により目標を達成した。 |    |
|            | 基準値(H25年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度  | 評価 |
| 目標値(a)     | 85.4   | 86.1   | 86.4   | 86.7   | 87.0   | 87.6   |    |
| 実績値(b)     |  | 98.0   | 104.0  | 102.2  | 96.3   |  |    |
| 達成率(b/a) % |  | 113.8% | 120.4% | 117.8% | 110.7% |  |    |
|            |  |        |        |        |        |  |    |

【業績評価指標4】

|            |  |        |        |        |        |  |    |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|--|----|
| 指標と説明      | 【業績評価指標 12-4】 収容した猫の譲渡率<br>収容した猫について、譲渡の占める割合を見る指標 【単位： %】 |        |        |        |        | 結果の分析  |    |
| 目標設定の考え方   | 平成25年度に改定された神奈川県動物愛護管理推進計画における数値指標を適用しました。                 |        |        |        |        | 人と猫との共生社会支援事業を再構築し、猫の相談会、譲渡面接会に加え、新たに人と猫との共生社会支援サポーター事業を開始し、猫の収容数の削減及び収容した猫の譲渡を推進するとともに、猫を譲り受けた動物愛護ボランティアや、措置を委託した神奈川県動物保護センターの努力により目標を達成した。 |    |
|            | 基準値(H29年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度  | 評価 |
| 目標値(a)     | 62(30.3)   | 34.2   | 36.1   | 38.1   | 66.0   | 66.0   |    |
| 実績値(b)     |  | 99.1   | 100.0  | 84.3   | 89.9   |  |    |
| 達成率(b/a) % |  | 289.8% | 277.0% | 221.2% | 136.2% |  |    |
|            |  |        |        |        |        |  |    |

【業績評価指標5】

|            |  |        |       |       |       |   |    |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|---|----|
| 指標と説明      | 【業績評価指標 12-5】 浴槽水等検査実施率<br>検査計画に基づき実施する浴槽水検査について、その実施率を見る指標 【単位： %】                                    |        |       |       |       | 結果の分析   |    |
| 目標設定の考え方   | 全国では浴槽水等を原因とする感染症による死亡例も依然として報告されており、浴槽水等を原因とする感染症の発生を未然に防止するため、抜き打ちで実施する当該検査を計画通りに実施することを目標として設定しました。 |        |       |       |       | 事前通知を行わず抜き打ちで訪問し、浴槽水等を採水するため、施設の臨時休業により検査ができなかった事例もあったが、概ね計画通り実施することができた。 |    |
|            | 基準値(H25年)  | H27年度  | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31(R1)年度   | 評価 |
| 目標値(a)     | 100.0  | 100.0  | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0   |    |
| 実績値(b)     |  | 100.0  | 94.2  | 93.3  | 95.8  |   |    |
| 達成率(b/a) % |  | 100.0% | 94.2% | 93.3% | 95.8% |   |    |
|            |  |        |       |       |       |   |    |

A: 年度別目標を(上回って)達成  
D: 年度別の目標の値が60%未満

B: 年度別の目標の値を80%以上達成  
: 今年度は成果指標の測定ができないもの

C: 年度別の目標の値を60%以上達成

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

7 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

| 施策を構成する事業名【所管課名】 | 事業の概要  | 平成30年度   |   | 平成31年度<br>(令和元年度)<br>指標・目標<br>(Plan)   |
|------------------|--|--|---|--|
|                  |  | 指標・目標(Plan)  | 実績(Do)・評価等(Check)   |  |
| 1 予防接種事業         | 【疾病対策課】<br>感染症の予防と発生した場合の重症化を防止するため、予防接種法に基づく定期予防接種を実施するとともに、市民要望が高く、接種による患者数及び死亡者数の減少等につながる任意予防接種について、接種費用の一部助成を行います。 | 定期予防接種の円滑な実施<br>感染症を防ぐため、予防接種の必要性や有効性に関する正しい知識の普及・啓発活動の実施<br>風しん予防接種促進事業(無料の抗体検査及び接種費用の一部助成等)の実施 | 実績<br>予防接種協力医療機関研修会の開催などにより円滑に実施することができた。また、より一層、接種環境を向上させるため、平成30年4月から、町田市と乳幼児定期予防接種の相互乗り入れを開始した。<br>定期予防接種の対象者への個別通知及び広く市民に向け広報紙やホームページ等により最新情報を提供した。<br>風しん抗体検査 受検者数 1,660人<br>風しん予防接種助成 接種者数 610人           | 定期予防接種の円滑な実施<br>感染症を防ぐため、予防接種の必要性や有効性に関する正しい知識の普及・啓発活動の実施<br>風しん予防接種促進事業(無料の抗体検査及び接種費用の一部助成等)の実施 |
|                  |  |  | 評価<br>目標どおり実施した。<br>対象者への個別通知や医療機関向けの研修会など機会を捉え情報提供に努め、円滑に実施できた。<br>目標どおり実施した。<br>子育てガイドやきずなメール、個別通知等により、保護者等に対し予防接種制度について説明を行うなど、機会を捉えて啓発活動を行い、予防接種に関する正しい知識の普及啓発を図った。<br>目標どおり実施した。<br>風しんの流行に伴い、対象者を見直し拡充した。 |  |

|   |   |               |   |    |   |   |
|---|---|---------------|---|----|---|---|
| 2 | 結核対策事業  | 【疾病対策課】       | 健診受診率:85.0%<br>研修受講者数<br>高齢者施設向け:120人<br>医療機関向け:110人<br>結核患者服薬確認率:<br>100%  | 実績 | 健診受診率:89.7%<br>研修受講者数<br>・高齢者施設向け:76人<br>・医療機関向け:147人<br>結核患者服薬確認率 100%(治療<br>期間内2/3以上の実施率)   | 健診受診率:<br>85.0%<br>研修受講者数<br>社会福祉施設向<br>け:100人<br>医療機関向け:110<br>人<br>結核患者服薬確<br>認率:100%(治療期<br>間内2/3以上の実施<br>率) |
|   | 感染者を早期に発見するとともに、周囲への感染防止を目的として、結核患者接触者への夜間臨時健診の実施などにより健診受診率の向上を図る。また、新規発症者の多くを占める高齢者関係の施設や医療機関、発症の多い世代を対象とした啓発活動を行う。            |               |   | 評価 | 目標どおり実施した。<br>健診対象者に対して、再勧告等の受診勧奨を徹底した。<br>高齢者施設については、前年度と同様の研修テーマで実施したため目標数を下回ったが、医療機関については、研修テーマを変えた啓発活動により、受講者数は増加となった。<br>今後は、研修テーマを見直すとともに、社会福祉施設への啓発活動も実施していく。<br>目標どおり実施した。<br>服薬支援員の活用や関係機関等の連携により、目標を達成することができた。                                   |   |
| 3 | 感染症予防対策事業   | 【疾病対策課】       | 購入計画に基づく資機材等の備蓄<br>感染症予防講座の開催<br>年間10回 延べ参加者数<br>500人<br>新型インフルエンザ発生対応訓練の実施 | 実績 | 個人防護具等を購入<br>年9回、245人参加<br>疑い患者発生時の帰国者・接触者外来における診療対応及び防護具着脱訓練を1回実施、65名参加  | 購入計画に基づく<br>資機材等の備蓄<br>感染症予防講座<br>の開催<br>年間10回 延べ参加<br>者数 500人<br>新型インフルエン<br>ザ発生対応訓練の<br>実施                    |
|   | 感染症の発生予防及びまん延防止を図るため、感染症に関する知識の普及啓発や感染症患者発生時における患者・家族等に対する疫学調査、健康診断、保健指導等を行う。また、新型インフルエンザ発生時の健康被害等を最小に抑えるために必要な資機材等物品を計画的に備蓄する。 |               |   | 評価 | 目標どおり備蓄を進めた。<br>引き続き、計画に基づく目標数に達するよう備蓄を進めていく。<br>目標数を下回った。<br>主催講座の他、介護サービス事業者集団指導講習会や講師依頼を受けて社会福祉施設等へ出向いて現場の感染症対策につながる啓発活動を行うことにより、一定の成果を得ることができた。今後は、新たな機会の確保など講座開催のあり方を検討していく。<br>目標どおり実施した。<br>協力医療機関と合同訓練を実施し、疑い患者発生時の帰国者・接触者外来における診療対応の流れを確認することができた。 |   |
| 4 | 感染症発生動向調査事業   | 【疾病対策課・衛生研究所】 | 市ホームページの更新(週1回)<br>感染症情報を収集する時に、市ホームページを活用する比率 30%以上                        | 実績 | 週に1回更新(原則火曜日)<br>施設職員を対象に実施したアンケートでは21.2%(104人中22人)が市のホームページを活用<br>また、感染症情報提供業務については、平成31年1月に設置した感染症情報センターからの情報発信を開始した。   | 市ホームページの<br>更新(週1回)<br>2020東京オリン<br>ピック・パラリンピック<br>競技大会開催に向<br>けた、感染症情報セ<br>ンターの情報発信機<br>能の強化                   |
|   | 感染症の予防とまん延防止の施策を講じるため、感染症法に基づき、市内定点医療機関から感染症の発生情報を収集し、内容の解析を行い、その情報を各定点医療機関へ還元、また市民へ情報提供する。                                     |               |   | 評価 | 目標どおりホームページを更新することができ、迅速に感染症情報を発信することができた。<br>目標値を下回った。<br>今後は、ホームページ以外の広報媒体の活用や内容の充実を図り、適切な時期に市民へ情報提供を行う。<br>また、感染症情報センターの設置により感染症情報の拡充、タイムリーな情報発信が図られ、情報発信体制の強化につながった。  |   |
| 5 | 性感染症対策事業  | 【疾病対策課】       | 性感染症検査人数 500人以上<br>青少年性感染症予防講演会 30回以上                                       | 実績 | 性感染症検査人数 542人<br>青少年性感染症予防講演会 28回<br>・中学校19回、高校9回<br>・受講者:4,610人  | 性感染症検査人<br>数 500人<br>青少年性感染症<br>予防講演会25回及<br>び希望校に対し教<br>育媒体の提供   |
|   | 性感染症のまん延防止及び予防を図るため、性感染症検査や正しい知識の普及を図るため、中学・高校向けに青少年HIV(エイズ)・性感染症予防講演会や一般向けに普及啓発イベントを行う。  |               |   | 評価 | 目標を達成することができた。<br>引き続き、性感染症のまん延防止及び予防のため、検査受診勧奨等の普及啓発を行う。<br>目標を下回った。<br>開催希望日が集中し対応できなかった事例があったことから、今後は講演会の開催に加え、希望校に対し教育媒体の提供等を行い、より効率的・効果的な普及啓発を行っていく。なお、アンケート結果より、研修内容や理解度は良好であり、中高生に対する効果的な啓発が実施できた。   |   |

|   |  |   |  |   |
|---|--|---|--|---|
| 6 | 食の安全・安心確保対策事業 [生活衛生課]  | 相模原市食品衛生監視指導計画の目標値<br>・監視率100% (目標に対して、立入検査を行った割合)<br>・違反率0% (食品の抜き取り検査をしたもののうち、違反していた割合) | 実績<br>・監視率108.8% (立入検査数9,578件)<br>・違反率0% (収去検査数531件)   | 相模原市食品衛生監視指導計画の目標値<br>・監視率100% (目標に対して、立入検査を行った割合)<br>・違反率0% (食品の抜き取り検査をしたもののうち、違反していた割合)   |
|   | 食品による健康被害を受けないよう、食品関係営業施設への監視指導や食品等の抜き取り検査を実施するとともに、食品に関する衛生知識の普及・啓発を図る。 |   | 評価<br>目標を達成することができた。監視率については、スーパーマーケット、広域流通食品大量製造施設について、重点的に監視指導を実施し、安全性確保を図ることができたものと考えている。違反率についても、目標を達成でき、市民の食の安全・安心の確保に繋がったと考える。   |   |
| 7 | 衛生検査体制の強化 [衛生研究所]  | ・食品検査項目、感染症検査項目の拡大<br>・新規調査研究事業の実施<br>・感染症情報発信体制の検討<br>・職員向け研修、研究発表会等の充実                  | 実績<br>・食品検査については「アーモンド中のシアン化合物」等の検査項目整備により、感染症検査については「結核菌群培養法」の整備により、検査対象及び検査項目を拡大した。また、腸管出血性大腸菌に係る遺伝子検査において「反復配列多型解析法 (MLVA)」を整備した。<br>・国との共同研究事業「マスキザリンゲ時や新興・再興感染症の発生に備えた感染症サーベイランスの強化とリスクアセスメントに関する研究」を開始した。<br>・蚊の感染症ウイルス保有状況調査を実施し、ウイルスを持つ蚊がいなかったことを市民に情報提供した。<br>・平成31年1月に感染症情報センターを設置し、感染症情報の発信体制を強化した。<br>・関係課・機関職員向けに研究発表会 (2回) 及び研修発表会 (1回) を開催した。また、所職員向けに研修 (11回) を実施した。 | ・食品検査における対象品目 (残留農薬) 等の拡大、感染症検査における項目 (侵襲性髄膜炎菌感染症等) の拡大及び結核菌に係る遺伝子検査手法の整備<br>・国との共同研究事業の継続<br>・デング熱等媒介蚊ウイルス保有状況調査の継続<br>・2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた、検査・調査研究体制及び感染症情報発信体制の強化 |
|   | 食品の安全確保、感染症の予防、生活環境の確保及び環境の保全を進めるため、衛生研究所の検査機能の強化及び調査研究機能等の充実を図る。        |   | 評価<br>目標を達成した。<br>新たな検査項目整備、調査研究事業の実施や感染症情報センター設置による情報発信体制の強化など衛生研究所の機能強化を着実に図ることができた。   |   |
| 8 | (仮称)相模原市動物愛護センター整備検討事業 [生活衛生課]   | 基本構想・基本計画の策定に向けた体制の整備   | 実績<br>・整備手法として、PPP/PFI手法の導入 (民間活力導入の可能性) を検討するため、サウンディング型市場調査を行った。<br>・PFI手法による動物愛護センター整備実績のある新潟県の施設を視察するとともに、設置経緯等について調査した。<br>・動物愛護センター等に係る意見交換を行うため、既存の懇話会を継続設置とした。   | 基本構想の検討   |
|   | 人と動物の共生の実現を目指し、動物愛護啓発事業の拠点となる(仮称)動物愛護センターの整備について検討する。                    |   | 評価<br>各調査の実施により、基本構想・基本計画策定に向けた課題として、引き続き整備手法の検討を行う必要がある。  |   |
| 9 | 新たな火葬場整備事業 [区政支援課]   | ・地質調査等の結果について、市民や地域住民、地域団体等への説明会等を実施する。<br>・新たな火葬場の最終候補地の決定に向け取り組む。                       | 実績<br>・周辺権利者に取組状況の説明を行った。<br>・地域団体等に説明を行った。(10回 230人)<br>・地域住民等への説明会を開催した。(7回 102人)<br>・候補地「青山」を最終候補地に決定した。  | ・施設規模や機能、安全対策等を検討するため、基本計画の策定に着手する。<br>・地域住民や地域団体等の理解や協力を深めるため、取組状況等について説明会を実施する。   |
|   | 高齢化の進行などによる今後の火葬需要に対応するため、新たな火葬場の整備に向けた取組を進めます。                          |   | 評価<br>・地域団体から条件付きではあるが、候補地「青山」を最終候補地としての賛同を得られた。<br>・最終候補地を決定したことにより、基本計画の策定や地域団体等との環境整備の協議など、次の段階への検討を進めることができた。  |   |

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

[単位:千円]

| 番号 | 事業名【所管課】                      | H28年度     | H29年度     | H30年度     | H30年度における財源内訳 |           |
|----|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------------|-----------|
|    |                               |           |           |           | 特定財源          | 一般財源      |
| 1  | 予防接種事業【疾病対策課】                 | 1,712,501 | 1,710,884 | 1,730,895 | 9,390         | 1,721,505 |
| 2  | 結核対策事業【疾病対策課】                 | 23,810    | 34,026    | 23,436    | 15,099        | 8,337     |
| 3  | 感染症予防対策事業【疾病対策課】              | 8,377     | 8,510     | 22,814    | 273           | 22,541    |
| 4  | 感染症発生動向調査事業【疾病対策課・衛生研究所】      | 4,814     | 4,623     | 4,531     | 2,196         | 2,335     |
| 5  | 性感染症対策事業【疾病対策課】               | 6,657     | 6,780     | 6,352     | 2,803         | 3,549     |
| 6  | 食の安全・安心確保対策事業【生活衛生課】          | 2,683     | 2,408     | 2,814     | 874           | 1,940     |
| 7  | 衛生検査体制の強化【衛生研究所】              | 71,743    | 77,102    | 74,368    | 2,492         | 71,876    |
| 8  | (仮称)相模原市動物愛護センター整備検討事業【生活衛生課】 | -         | -         | -         | -             | -         |
| 9  | 新たな火葬場整備事業【区政支援課】             | 0         | 10,822    | 397       | 0             | 397       |

特定財源:国や県からの交付金、地方債等、使途が特定される財源(市債が含まれる場合は括弧書きにて表示) 一般財源:地方税、地方交付税等、使途が特定されない財源

8 総合戦略に係る指標等の各年度の目標及び実績

【指標1】

| 指標と説明     | 【指標 28】結核患者数<br>主要な感染症である結核について、その発症数を見る指標【単位:人】  | 結果の分析   |        |        |        |           |
|-----------|---|---|--------|--------|--------|-----------|
| 目標設定の考え方  | 「結核に関する特定感染症予防指針」(厚生労働省)で掲げる結核罹患率(人口10万人あたりの新規結核患者数)の目標値から、結核発症者を0.6程度減少することを目標として設定しました。 | 患者の半数以上は高齢者結核であり、社会福祉施設や医療機関等に対し、結核の発症予防・早期発見・早期治療を目的として積極的な啓発活動や潜在性結核感染症の確実な治療支援に取り組んだ結果、患者数は減ってきており目標を達成することができた。 |        |        |        |           |
|           | 基準値(H26年)   | H27年度   | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    | 96  | 102   | 98     | 94     | 90     | 85        |
| 実績値(b)    |   | 79  | 57     | 70     | 60     |           |
| 達成率(b/a)% |   | 129.1%  | 171.9% | 134.3% | 150.0% |           |
|           |   | 評価  |        | A      |        |           |

【指標2】

| 指標と説明     | 【指標 29】収去検査結果による基準値に対する違反率(基準の定まった食品の抜き取り検査の違反率)<br>食品の抜き取り検査をしたもののうち、違反していたものを見る指標【単位:%】 | 結果の分析   |        |        |        |       |
|-----------|---|---|--------|--------|--------|-------|
| 目標設定の考え方  | 食品衛生法に規定する「食品、添加物等の規格基準」に不適な違反食品がないことを目標として設定しました。  | 食品の収去検査等(531件)において、違反を認めた食品は0件であり、目標を達成した。今後も、食品等営業施設への監視指導の充実を図っていく。 |        |        |        |       |
|           | 基準値(H26年)   | H27年度   | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31年度 |
| 目標値(a)    | 0.4   | 0.0   | 0.0    | 0.0    | 0.0    | 0.0   |
| 実績値(b)    |   | 0.0   | 0.0    | 0.0    | 0.0    |       |
| 達成率(b/a)% |   | 100.0%  | 100.0% | 100.0% | 100.0% |       |
|           |   | 評価  |        | A      |        |       |

A:年度別目標を(上回って)達成

B:年度別の目標の値を80%以上達成

C:年度別の目標の値を60%以上達成

D:年度別の目標の値が60%未満

:今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

9 他の部局との庁内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を生かした取組

【他の部局との庁内横断的な取組】

こども若者・未来局が行う乳幼児健康診査や教育委員会が行う小学校就学前健康審査において、医師が予防接種の状況を確認できるようにしている。特に小学校就学前健診においては、保健所が作成したチラシを配布するなどにより、保護者自らも接種状況の確認ができるようにすることで確実な接種につなげている。

学校教育研究会学校保健養護部会において感染性胃腸炎の集団感染発生時の対応について研修会を実施した。社会福祉施設向け感染症研修会についても養護教諭等へ開催案内をし、参加が得られている。また、教育委員会を通じて学級閉鎖等の報告を随時受けており、必要時発生状況の確認と感染対策について指導を実施している。

【民間活力を生かした取組】

【地域の独自性を生かした取組】

## 10 総合戦略における総合分析

### (1) 現状分析・課題認識

市民が食品による健康被害を受けずに安心して過ごすことができるよう、食品衛生監視指導計画に基づき、飲食店、スーパーマーケット等、食品関係営業施設の立入検査及び食品等検査を実施している。平成30年度は食品衛生法関係法令に違反する食品は0件であり、監視指導が一定の成果を挙げている。

近年の食品を取り巻く環境の変化も含め、依然として市民の食品への関心が高いことから、引き続き監視指導の充実を図るとともに、食品衛生に関する知識の普及啓発に取り組む必要がある。

### (2) 今後の具体的改善策

施設の規模、製造・流通量、食中毒の発生状況などを考慮した食品衛生監視指導計画を策定し、計画に基づいた監視指導を実施するとともに、HACCPに沿った衛生管理手法の導入支援など、食品等事業者による自主管理の促進を図る。

また、市民からの要望に応じて衛生講習会等を開催するとともに、公共交通機関におけるモニター広告を活用するなどして、広く市民に食中毒予防の啓発に取り組む。

## 11 総合計画における総合分析

### (1) 現状分析・課題認識

予防接種法の改正により、平成25年4月から子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌が、平成26年10月からは水痘・高齢者肺炎球菌、平成28年10月からはB型肝炎がそれぞれ定期予防接種に追加され、また、成人男性を対象に風しんの追加的対策が実施されている。さらに、おたふくかぜ等の定期予防接種化が検討されるなど、予防接種が複雑多様化しているため、被接種者(保護者)が予防接種の効果や安全性、副反応等を正しく理解したうえで接種ができるよう、必要な情報を提供するために、通知や広報等を通じた継続的な啓発が必要である。

結核のまん延防止を図るため、知識の普及啓発及び健康診断を実施し、患者の早期発見・発症予防に努めるとともに、結核患者に対しては、確実な治療・早期治癒に向けた療養上の支援や抗結核薬の服薬支援をすることが必要である。

感染症の予防については、個人予防対策が重要であることから、市民が興味、関心を持ち、自ら予防対策に繋がる啓発事業を充実させる必要がある。また、社会福祉施設の職員や医療従事者の感染症対策に関する知識を高める教育についても、継続的な実施が必要である。

感染症の情報発信については、平成31年1月に感染症情報センターを設置し、情報発信体制の強化を図った。

性感染症の予防及びまん延防止のため、正しい知識の普及や受検勧奨等の普及啓発の実施、中高生を対象とした講演会及びHIV(エイズ)や梅毒等の無料・匿名検査を引き続き実施していくことが必要である。

市民が食品による健康被害を受けずに安心して過ごすことができるよう、食品衛生監視指導計画に基づき、飲食店、スーパーマーケット等、食品関係営業施設の立入検査及び食品等検査を実施している。平成30年度は食品衛生法関係法令に違反する食品は0件であり、監視指導が一定の成果を挙げている。

近年の食品を取り巻く環境の変化も含め、依然として市民の食品への関心が高いことから、引き続き監視指導の充実を図るとともに、食品衛生に関する知識の普及啓発に取り組む必要がある。

衛生検査については、着実に検査対象及び検査項目の拡大を図り、市民の安全・安心の確保に寄与している。今後も社会動向や市民ニーズの変化を把握し、検査体制を強化していく必要がある。調査研究については、デング熱等媒介蚊ウイルス保有状況調査を継続実施するとともに、国との共同研究事業「マスギャザリング時や新興・再興感染症の発生に備えた感染症サーベイランスの強化とリスクアセスメントに関する研究」を開始した。

## (2) 今後の具体的改善策

予防接種の種類が増加しているため、市民が安心・安全に接種を受けられるよう、定期・任意予防接種を問わず、引き続き必要な予防接種や接種間隔などについて広く周知・啓発を行う。また、接種環境を向上させるため、平成30年4月から開始した「町田市と乳幼児定期予防接種の相互乗り入れ」の評価を行い、より一層の接種環境の向上を図る。

結核のまん延防止を図るため、引き続き、健診受診率向上を目指し確実な受診勧奨を行うとともに、結核予防に向けた啓発活動を行う。

感染症予防講座においては、感染症発生時対応に係る実技研修やグループワークを盛り込むなど、実効性の高い事業となるよう取組んでいるところであるが、参加者数の増加を図るため、対象者や施設の拡充、受講時間を検討する。

2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間中には、より迅速に感染症情報を発信する必要があるため、感染症情報センターの情報発信機能を強化する。

より多くの中高校生へ性感染症の予防や正しい知識の普及を図るため、講演会の開催時期や教育媒体の提供等、実施体制を検討する。

施設の規模、製造・流通量、食中毒の発生状況などを考慮した食品衛生監視指導計画を策定し、計画に基づいた監視指導を実施するとともに、HACCPに沿った衛生管理手法の導入支援など、食品等事業者による自主管理の促進を図る。

また、市民からの要望に応じて衛生講習会等を開催するとともに、公共交通機関におけるモニター広告を活用するなどして、広く市民に食中毒予防の啓発に取り組む。

衛生検査については、市民ニーズ等を把握しつつ、引き続き検査対象及び検査項目の拡大を図る。調査研究については、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、デング熱等媒介蚊ウイルス保有状況調査及び国との共同研究事業を継続するとともに、神奈川県との職員交流を通じてバイオテロ・ケミカルテロ対策等に関する検査・調査研究の強化を図る。

## 1.2 本施策の市の自己評価(1次評価)(Check)

### 【平成30年度の取組についての総合評価】

感染症の発病とまん延を防止するため、予防接種法に基づき、各種予防接種を実施した。また、風しんの流行に伴い、任意予防接種等に対する助成として、対象者を拡充し、風しん予防接種促進事業(成人用に無料の風しん抗体検査及び予防接種の予防接種費用の一部助成)を実施した。

接触者健診受診率の向上を図るため、健診対象者に対して再勧告の送付や個別連絡等により受診勧奨を実施した。

また、医療従事者や高齢者施設向けの研修においては、結核患者の動向や患者発生時の対応等を踏まえて研修テーマを選定し研修内容の充実を図った。

感染症集団発生時の状況分析や対策による感染症のまん延防止を図るため、施設管理者等を対象に研修を実施した。特に、実習やグループワークによる感染対策の検討などを通じて、実効性の高い研修内容の充実を図った。また、新型インフルエンザ等対策訓練としては、協力医療機関と合同訓練を実施し、防護具着脱方法や疑い患者発生時の帰国者・接触者外来における診療対応の流れや連携体制を確認することができた。

性感染症検査受検希望者の利便性向上を図るため、南区における通常検査を実施した。また、若い世代を含めた普及啓発に努め、受検者数の増加につなげることができた。

市民が食品による健康被害を受けずに安心して過ごすことができるよう、食品衛生監視指導計画に基づき、飲食店、スーパーマーケット等、食品関係営業施設の立入検査及び食品等検査を実施している。平成30年度は食品衛生法関係法令に違反する食品は0件であり、監視指導が一定の成果を挙げている。

近年の食品を取り巻く環境の変化も含め、依然として市民の食品への関心が高いことから、引き続き監視指導の充実を図るとともに、食品衛生に関する知識の普及啓発に取り組む必要がある。

新たな火葬場整備事業については、候補地「青山」を新たな火葬場の最終候補地として決定した。

### 施策全体の評価

保健衛生体制の充実に向け、感染症のまん延防止や健康危機への対応、食の安全・安心など多様な取組を推進するとともに、基本目標を達成するための主な事業としては、結核患者への保健指導の徹底や啓発活動による結核のまん延防止対策や、食品による健康被害を受けないよう食品の抜き取り検査を実施するなど、着実な施策の推進が図られたことから、1次評価を「A」とした。

1次評価

A

### 13 前年度の1次評価で示した改善策の取組結果 (Act)

市民が安心・安全に接種を受けられるよう、協力医療機関に予防接種の間違い予防に向けた研修を実施した。また、市民に向けて、広報紙やホームページ等により最新の情報を提供するとともに、保護者等には個別通知やきずなメールなどにより、予防接種についての説明を行うなど、機会を捉えて予防接種の必要性や有効性など正しい知識の啓発活動を行った。  
また、接種環境を向上させるため、平成30年4月から、町田市と乳幼児定期予防接種の相互乗り入れを開始した。

高齢者施設に具体的な事例説明や資料提供を行い、施設職員等に対して結核に関する正しい知識の普及に寄与できた。

感染症予防講座において、感染症に対する抵抗力の弱い高齢者や乳幼児が集団で生活する施設等の職員を対象とした研修を実施するとともに、感染症の集団発生事例に基づくグループワークを取り入れ、感染症発生時の初動対応や対策の検討方法を学ぶなど、実効性の高い事業となるよう取組んだ。

HIV(エイズ)・性感染症の無料・匿名検査において、各区の会場で通常検査を実施するなど、受検希望者の利便性向上を図った。

事業者向けの衛生講習会を実施し、食中毒予防の徹底を促すとともに、食中毒予防キャンペーン、バス車内モニターを活用した広告などを通じ、家庭における食中毒予防についても広く市民へ注意喚起を行った。

また、食品の流通が広域化していることから、食中毒散発事例が発生した際には、必要に応じて食中毒原因菌の遺伝子型の情報を共有するなど、国や関係自治体と連携して食中毒調査や監視指導を行った。

大規模製造施設に対し、HACCPに沿った衛生管理手法の導入状況の確認のうえ、必要に応じて導入促進を図った。

候補地「青山」を新たな火葬場の最終候補地として決定した。

### 14 2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

#### 【施策推進に対する意見及び改善点】

・業績評価指標「収容した犬の返還・譲渡率」、「収容した猫の譲渡率」、「浴槽水等検査実施率」が補完、あるいは達成すべき成果指標が設定されていない。どのような成果を達成するために業績評価指標が設定されているのかが市民に分かるように目的・手段の体系の明確化を図られたい。

・成果指標「結核患者数」及び業績評価指標「収容した犬の返還・譲渡率」、「収容した猫の譲渡率」はいずれもA評価であるが、しかし目標値を実績値が大きく上回って推移している。市民からすれば次年度の目標値がなぜ今年度の実績値よりも低いのかという疑問が生じる。しかも、業績評価指標「収容した犬の返還・譲渡率」及び「収容した猫の譲渡率」は、これまで5年間連続で平成31年度の最終目標値を上回って推移している。設定した目標値を再検討し、その根拠、その妥当性を明らかにされたい。

・感染症に関して、市は、予防策や感染の状況などをいち早く市民へ伝えられるよう状況の把握に努められたい。

・業績評価指標「浴槽水等検査実施率」について、目標を下回っているのは問題であり改善を図られたい。

・感染症について、他市では流行期になると小学校や中学校で「感染症防止係」を決め、生徒自ら役割を持たせて予防に取り組んでいる事例があるので、本市でも教育委員会を通じた実施を検討されたい。

2次評価

A

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要

C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

### 15 【参考】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

1 新・相模原市総合計画での位置付け

|           |    |    |                          |       |       |
|-----------|----|----|--------------------------|-------|-------|
| 基本目標      | NO |    | 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市   |       |       |
| 政策の基本方向   | NO | 6  | 安全で安心して暮らせる社会をつくれます      |       |       |
| 施策名       | NO | 13 | 市民生活の安全・安心の確保            | 施策所管局 | 市民局   |
| 総合戦略の基本目標 |    |    | 基本目標 「定住促進、安全で安心な暮らしの確保」 | 局・区長名 | 樋口 一美 |

2 施策の目的・概要

|       |   |
|-------|---|
| めざす姿  | 市内の犯罪が減少している。   |
|       | 市民の交通事故が減少している。   |
| 取組の方向 | 市民が消費者として自立している。  |
|       | <b>1 防犯活動の推進</b><br>警察・関係団体・地域団体と連携を図り、犯罪に関する情報の共有や自主防犯組織によるパトロール活動・暴力追放運動の推進により、市民の防犯意識や暴力追放意識を高めます。<br>また、防犯灯の整備など、地域における防犯活動に対する支援を進めます。 |
|       | <b>2 交通安全対策の推進</b><br>子どもや高齢者などに対する交通安全教育などの啓発活動の充実を図るとともに、地域における交通安全活動団体への支援を進めるほか、ガードレールなど交通安全施設の充実を図ります。                                 |
|       | <b>3 消費者の保護と自立の支援</b><br>年々悪質巧妙化する消費者被害から消費者を救済するため、消費生活相談の充実を図るとともに、消費者教育の充実と最新の被害情報の提供を図り、市民の消費者としての自立支援と保護に向けた取り組みを進めます。                 |
|       | <b>4 基地周辺対策の推進</b><br>米軍機の騒音など基地に起因する問題の解決に向けて、国及び米軍への要請に努めます。  |

3 「施策」、「成果指標」、「事務事業」及び「総合戦略の位置付け」の体系

| 施策名           | 取組の方向                               | 成果指標                                   | 業績評価指標                                      | 施策を構成する主な事業  | 総合戦略の重点プロジェクト |
|---------------|-------------------------------------|--|---|--------------|---------------|
| 市民生活の安全・安心の確保 | 1                                   | 【指標 23】<br>市内で発生した犯罪認知件数（千人あたりの犯罪認知件数） | 【業績評価指標 13-1】<br>防犯講習会の開催回数                 | 地域防犯活動推進事業   |               |
|               |                                     |  | 【業績評価指標 13-4】<br>自治会等による防犯カメラの設置台数          | 空き家対策推進事業    |               |
|               | 2                                   | 【指標 24】<br>市内で発生した交通事故件数（千人あたりの交通事故件数） | 【業績評価指標 13-2】<br>自転車シミュレーターを活用した交通安全事業の実施回数 | 地域交通安全活動推進事業 |               |
|               |                                     |  |   | 交通安全施設の整備    |               |
| 3             | 【指標 25】<br>消費者被害に遭わないように注意している市民の割合 | 【業績評価指標 13-3】<br>消費生活に関する出前講座参加人数      | 消費者啓発・支援事業                                  |              |               |
|               |                                     |  |   |              |               |
| 4             |                                     |  | 基地対策事業                                      |              |               |

指標番号の右に「」が記載された指標は総合戦略で設定した指標となる。

4 施策推進のための経費(決算額) H30年度は見込額

[単位:千円]

|                            | H26年度   | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度   | 総事業費の増減分析   |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---|
| 事業費                        | 587,390 | 470,693 | 390,936 | 399,800 | 404,563 | 交通安全施設の整備において、道路情報板を更新したため、事業費が増額した。また、土木事務所において業務に係る人員が増加した。 |
| 人件費                        | 173,339 | 160,035 | 155,949 | 151,580 | 159,160 |   |
| 総事業費                       | 760,729 | 630,728 | 546,885 | 551,380 | 563,723 |   |
| 施策に対する市民1人あたりコスト<br>[単位:円] | 1,052   | 875     | 758     | 764     | 780     |   |

職員1人あたりの人件費は、H26年度695万円、H27年度681万円、H28年度693万円、H29年度689万円、H30年度692万円として計算(人口は、10月1日現在の人口統計数値を使用)

5 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

|           |  |            |            |            |              |   |              |
|-----------|--|------------|------------|------------|--------------|---|--------------|
| 指標と説明     | 【指標 23】市内で発生した犯罪認知件数(千人あたりの犯罪認知件数)<br>市内で発生した犯罪件数から発生状況を見る指標<br>【単位: 件】              |            |            |            |              | 結果の分析   |              |
| 目標設定の考え方  | 平成30年度実績を基準値にH27～H30までの平均減少数を維持させることを目標として設定しました。(犯罪認知件数の毎年の減少率を約1%と定め、目標として設定しました。) |            |            |            |              | 本市の犯罪認知件数は、平成15年がピークであったが、それ以降は減少傾向にあり、当初に設定した目標値よりも大幅に少ない件数となっている。防犯講習会の開催などによる防犯意識の高まりの効果などもあり、平成30年の件数も前年より減少した。 |              |
|           | 基準値(H30年)  | H27年度      | H28年度      | H29年度      | H30年度        |   | H31(R1)年度    |
| 目標値(a)    | 4,287(11,003)  | 10,250     | 10,150     | 10,050     | 4,287(9,950) |   | 3,950(9,800) |
| 実績値(b)    |  | 5,293(7.3) | 5,244(7.3) | 4,828(6.7) | 4,287(5.9)   |   |              |
| 達成率(b/a)% |  | 193.7%     | 193.6%     | 208.2%     | 100.0%       |   |              |
|           |  |            |            |            |              | 評価  | A            |

【指標2】

|           |   |              |              |              |              |   |              |
|-----------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|---|--------------|
| 指標と説明     | 【指標 24】市内で発生した交通事故件数(千人あたりの交通事故件数)<br>市内で発生した交通事故件数から発生状況を見る指標<br>【単位: 件】 |              |              |              |              | 結果の分析   |              |
| 目標設定の考え方  | 交通事故発生件数の毎年の減少率について2%と定め、目標値を設定しました。                                      |              |              |              |              | 本市の交通事故件数は、平成29年に増加したが、平成30年は、交通安全教室や自転車講習会の開催等の効果もあり、減少している。 |              |
|           | 基準値(H27年)   | H27年度        | H28年度        | H29年度        | H30年度        |   | H31(R1)年度    |
| 目標値(a)    | 2787(3,980)   | 2,787(3,460) | 2,730(3,430) | 2,680(3,390) | 2,620(3,360) |   | 2,570(3,300) |
| 実績値(b)    |   | 2,787(3.9)   | 2,638(3.7)   | 2,770(3.8)   | 2,546(3.8)   |   |              |
| 達成率(b/a)% |   | 100.0%       | 103.5%       | 96.8%        | 102.9%       |   |              |
|           |   |              |              |              |              | 評価  | A            |

【指標3】

|           |  |        |        |        |        |   |           |
|-----------|--|--------|--------|--------|--------|---|-----------|
| 指標と説明     | 【指標 25】消費者被害に遭わないように注意している市民の割合<br>消費者被害について、注意を払っている市民がどれくらいいるかを見る指標<br>【単位: %】 |        |        |        |        | 結果の分析   |           |
| 目標設定の考え方  | 消費者被害に遭わないよう具体的に対処する市民が毎年約0.5ポイント増加することを目標として設定しました。                             |        |        |        |        | 出前講座の実施回数を増やすなど、消費者被害防止のための啓発を進めた。また、市民アンケート調査の結果では、テレビやラジオ等のメディアから情報を得ている人の割合が高い。直接、市民への丁寧なアプローチによる出前講座等啓発事業と発信力の高いメディア情報により、目標を十分上回る水準で推移できている。 |           |
|           | 基準値(H20年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  |   | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    | 59.9   | 63.9   | 64.4   | 64.9   | 65.4   |   | 66.0      |
| 実績値(b)    |  | 83.7   | 88.8   | 88.7   | 90.8   |   |           |
| 達成率(b/a)% |  | 131.0% | 137.9% | 136.7% | 138.8% |   |           |
|           |  |        |        |        |        | 評価  | A         |

6 基本計画で定めている指標を補完する指標(業績評価指標)と各年度の目標及び実績

【業績評価指標1】

|           |  |        |        |        |         |   |           |
|-----------|--|--------|--------|--------|---------|---|-----------|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 13-1】防犯講習会の開催回数<br>市民の防犯意識の向上を図るため、市で実施する防犯講習会の回数を見る指標<br>【単位: 回】                  |        |        |        |         | 結果の分析   |           |
| 目標設定の考え方  | 学校や地域から申込みがあり、市で実施する防犯講習会の回数を、平成25年度の実績値(平成30年度実績に上方修正)を基準に最終年度まで毎年増加させることを目標として指標を設定しました。 |        |        |        |         | 防犯講習会は、当初の目標値を上回る回数を実施しているが、平成30年度の回数が前年度より減っている。前年度との比較では、保育園での回数は増加しているが、小学校と地域での開催回数が減少しているため、全体としての回数が減少した。 |           |
|           | 基準値(H30年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度   |   | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    | 161(56)  | 89     | 92     | 95     | 161(98) |   | 170(101)  |
| 実績値(b)    |  | 121    | 150    | 174    | 161     |   |           |
| 達成率(b/a)% |  | 136.0% | 163.0% | 183.2% | 100.0%  |   |           |
|           |  |        |        |        |         | 評価  | A         |

【業績評価指標2】

|           |   |        |        |        |        |   |           |
|-----------|---|--------|--------|--------|--------|---|-----------|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 13-2】自転車シミュレーターを活用した交通安全事業の実施回数<br>地域等での交通安全活動の支援として、自転車シミュレーターを活用した事業の実施回数を見る指標<br>【単位: 回】 |        |        |        |        | 結果の分析   |           |
| 目標設定の考え方  | 地域等の希望や交通安全イベント等で、自転車シミュレーターを活用した交通安全事業の実施回数を、平成25年度の実績値を基準に一定の回数まで増加させ、以降継続することを目標として指標を設定しました。    |        |        |        |        | 地域の行事にブースとして出展するなど、昨年度に引き続き機会を捉えシミュレーターを活用した交通安全事業を実施した。目標値には達しているが、前年度からは2回減少している。 |           |
|           | 基準値(H30年)   | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  |   | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    | 13(3)   | 9      | 10     | 10     | 13(10) |   | 14(10)    |
| 実績値(b)    |   | 12     | 10     | 15     | 13     |   |           |
| 達成率(b/a)% |   | 133.3% | 100.0% | 150.0% | 100.0% |   |           |
|           |   |        |        |        |        | 評価  | A         |

【業績評価指標3】

| 指標と説明     | 【業績評価指標 13-3】消費生活に関する出前講座参加人数<br>消費生活に関する身近な問題などについて学んだ人数を見る指標<br>【単位：人】 |   |       |        |        |           | 結果の分析 |  |
|-----------|--|---|-------|--------|--------|-----------|-------|--|
|           | 目標設定の考え方   | 消費者意識の向上や消費者被害を未然に防止するため、自治会等へ消費生活相談員を講師として派遣している出前講座に、一定以上の方に参加してもらうことを目標として指標を設定しました。 |       |        |        |           |       | 相談の多い高齢者の見守り推進を目的とした自治会や民生委員、高齢者支援センターへ事業周知に努めた。また、若年者被害の未然防止を目的とした教育機関などへ事業周知に努めた結果、参加者数が昨年比235名増え、目標を上回った。 |
|           | 基準値(H25年)  | H27年度   | H28年度 | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度 | 評価    | A  |
| 目標値(a)    | 1,780  | 1,780   | 1,780 | 1,780  | 1,780  | 1,780     |       |  |
| 実績値(b)    |  | 1,649   | 1,703 | 2,122  | 2,357  |           |       |  |
| 達成率(b/a)% |  | 92.6%   | 95.7% | 119.2% | 132.4% |           |       |  |

【業績評価指標4】

| 指標と説明     | 【業績評価指標 13-4】自治会等による防犯カメラの設置台数<br>犯罪の抑止効果を高め、犯罪を未然に防止する有効な手段として防犯カメラの設置台数を見る指標<br>【単位：台】 |   |        |        |        |           | 結果の分析 |   |
|-----------|--|---|--------|--------|--------|-----------|-------|---|
|           | 目標設定の考え方   | 防犯カメラは、犯罪の抑止効果を高め、犯罪を未然に防止する有効な手段の一つであることから、自治会等による設置を促進することを目標として指標を設定しました。(累計値) |        |        |        |           |       | 地域の防犯意識の高まりや平成28年度から運用を開始した補助制度により、目標を上回る台数の設置が進んでいる。平成30年度は36台を設置した。 |
|           | 基準値(H26年)  | H27年度   | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度 | 評価    | A   |
| 目標値(a)    | 25   | 25  | 35     | 75     | 115    | 155       |       |   |
| 実績値(b)    |  | 34  | 64     | 102    | 138    |           |       |   |
| 達成率(b/a)% |  | 136.0%  | 182.9% | 136.0% | 120.0% |           |       |   |

A：年度別目標を(上回って)達成

B：年度別の目標の値を80%以上達成

C：年度別の目標の値を60%以上達成

D：年度別の目標の値が60%未満

：今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

7 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

|   | 施策を構成する事業名【所管課名】  | 平成30年度  |   | 平成31年度(令和元年度)指標・目標(Plan)                                    |
|---|---|---|---|---|
|   |   | 指標・目標(Plan)   | 実績(Do)・評価等(Check)   |   |
| 1 | <b>地域防犯活動推進事業</b> 【交通・地域安全課】<br>警察や防犯関係団体、地域との連携により、防犯意識の高揚を図り、犯罪を防止するため、市民による防犯パトロール等の自主防犯活動を支援する。また、夜間における犯罪を未然に防止し、地域の安全を確保するため、防犯灯の設置及び維持管理を行う。 | ・青色回転灯装備車両によるパトロールの実施回数(375回)<br>・防犯灯の適切な維持管理及び自治会の設置要望への対応 | ・青パト実施回数：368回(前年比4回増)<br>・ESCO事業者による防犯灯コールセンターの運用(365日開設、受付件数243件)<br>・平成30年度末管理灯数 48,886灯(前年比373灯増)<br>・平成30年度電気料金 101,445,677円(参考)ESCO事業開始前補助制度 平成27年度電気料金 200,358,716円 | ・青色回転灯装備車両によるパトロールの実施回数(375回)<br>・防犯灯の適切な維持管理及び自治会の設置要望への対応 |
| 2 | <b>地域交通安全活動推進事業</b> 【交通・地域安全課】<br>地域と一体となって交通安全意識の高揚を図り、交通事故を防止するため、警察や関係団体と連携した交通安全啓発活動や交通安全教室などを実施するとともに、市内で多発している自転車事故の減少に向けた対策を実施する。            | 交通安全教室の開催年間280回<br>延べ参加人数26,000人                            | (交通事故)<br>30年：2,546件、29年：2,770件<br>前年比：224件減<br>(自転車事故：771件、前年比：89件減)<br>交通安全教室の開催 年間284回<br>延べ参加者数27,299人(前年比1,463人増)  | 交通安全教室の開催年間290回<br>延べ参加人数28,000人                            |
| 3 | <b>交通安全施設の整備</b> 【緑・津久井・中央・南土木事務所】<br>交通事故のないまちづくりに向け、防護柵、カーブミラー、道路照明灯、カラー舗装等の新設や維持補修を行い、交通安全施設の整備の充実を図る。   | ガードレール0.212km、カーブミラー103基、道路標識19基、道路照明灯2基                    | ガードレール0.225km、カーブミラー114基、道路標識11基、道路照明灯2基  | ガードレール0.28km、カーブミラー115基、道路標識7基、道路照明灯3基                      |

|   |  |   |   |  |   |
|---|--|---|---|--|---|
| 4 | 消費者啓発・支援事業<br>【消費生活総合センター】   | ・(独)国民生活センター等と連携して、市民が安心して暮らせる自立した消費者となるよう教育・啓発事業を実施する。<br>・講師派遣事業の開催<br>年間45回、延べ人数参加者数1,850人<br>・講座の周知をさらに推進するとともに、年代・ニーズ等に応じた内容の情報提供を行う。<br>・消費生活基本計画の見直しを行う。 | 実績<br>講師派遣事業の開催 年間61回(前年比2件増)<br>延べ参加人数 2,357人(前年比235人増)<br>・出前講座について、自治会や民生委員、高齢者支援センター、教育機関などの会議で講座の利用案内を行なったほか、市内の大学等へチラシを送付して事業を周知した。<br>・若者向け啓発資料「マルオ君の消費者ものがたり」を製作し、教育現場での講座に活用した。<br>・消費生活基本計画検討部会3回、消費生活審議会2回 | 評価<br>多様な団体機関に事業案内、周知を図った結果、新たな分野からの依頼や参加者が増加し、より広く多くの市民に消費生活における課題の意識啓発ができた。<br>統一的な啓発資料の作成により、均一的安定的な消費者教育を実施できた。<br>・消費生活基本計画改定のための検討部会を実施し、消費生活審議会に諮問した。 | 講師派遣事業の開催<br>年間50回、延べ人数参加者数2,050人<br>・講座の周知をさらに推進するとともに、受講者の年代・ニーズ等に応じた内容の情報提供を行う。<br>・次期消費生活基本計画を策定する。 |
|   | 消費者被害の未然防止及び自立した消費者の育成を図るため、啓発活動や消費生活相談を実施するとともに、各ライフステージに応じた消費者教育を推進し、市民が自立した消費者となることを支援する。 |   |   |  |   |
| 5 | 空家等対策推進事業<br>【交通・地域安全課】  | 適切に管理されていない空家等への是正措置の実施<br>特定空家等の認定・指導の実施   | 実績<br>状態改善の依頼 101件<br>解決した件数 46件<br>特定空家等への指導 3件  | 評価<br>46件解決したことは評価できるが、解決に至らなかったものは、引き続きの対応が必要である。<br>適切に管理されていない空家等の一部改善が図られ、安全で安心なまちづくりにつながった。   | 適切に管理されていない空家等への是正措置の実施<br>特定空家等の認定・指導の実施   |
|   | 適切に管理されていない空家等について、地域住民の生命や身体、財産を保護するための対策を実施する。   |   |   |  |   |
| 6 | 基地対策事業<br>【渉外課】  | 引き続き、粘り強く要請活動を行う。   | 実績<br>関係団体と連携した要請の実施<br>即時対応の要請の実施  | 評価<br>基地問題の解決に向けた要請活動を継続して実施した。  | 引き続き、粘り強く要請活動を行う。   |
|   | 市米軍基地返還促進等市民協議会や、県、関係各市と連携し、国や米軍に対して基地問題の解決に向けた要請活動等を行う。                                     |   |   |  |   |

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

【単位:千円】

| 番号 | 事業名【所管課】                       | H28年度   | H29年度   | H30年度   | H30年度における財源内訳 |         |
|----|--------------------------------|---------|---------|---------|---------------|---------|
|    |                                |         |         |         | 特定財源          | 一般財源    |
| 1  | 地域防犯活動推進事業<br>【交通・地域安全課】       | 153,927 | 230,386 | 230,005 | 4,611         | 225,394 |
| 2  | 地域交通安全活動推進事業<br>【交通・地域安全課】     | 19,259  | 19,546  | 12,939  | 11            | 12,928  |
| 3  | 交通安全施設の整備<br>【緑・津久井・中央・南土木事務所】 | 206,131 | 139,479 | 152,216 | 22,900        | 129,316 |
| 4  | 消費者啓発・支援事業<br>【消費生活総合センター】     | 2,131   | 2,126   | 1,475   | 0             | 1,475   |
| 5  | 空家等対策推進事業<br>【交通・地域安全課】        | 306     | 253     | 373     | 0             | 373     |
| 6  | 基地対策事業<br>【渉外課】                | 9,182   | 8,010   | 7,555   | 162           | 7,393   |

特定財源:国や県からの交付金、地方債等、用途が特定される財源(市債が含まれる場合は括弧書きにて表示) 一般財源:地方税、地方交付税等、用途が特定されない財源

8 総合戦略に係る指標等の各年度の目標及び実績

【指標1】

| 指標と説明     | 【業績評価指標 30】自治会等による防犯カメラの設置台数<br>犯罪の抑止効果を高め、犯罪を未然に防止する有効な手段として防犯カメラの設置台数を見る指標<br>【単位:台】 |        |        |        |        |           | 結果の分析   |   |
|-----------|--|--------|--------|--------|--------|-----------|---|---|
| 目標設定の考え方  | 防犯カメラは、犯罪の抑止効果を高め、犯罪を未然に防止する有効な手段の一つであることから、自治会等による設置を促進することを目標として指標を設定しました。(累計値)      |        |        |        |        |           | 地域の防犯意識の高まりや平成28年度から運用を開始した補助制度により、目標を上回る台数の設置が進んでいる。平成30年度は36台を設置した。 |   |
|           | 基準値(H26年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31(R1)年度 |   |   |
| 目標値(a)    | 25   | 25     | 35     | 75     | 115    | 155       |   |   |
| 実績値(b)    |  | 34     | 64     | 102    | 138    |           |   |   |
| 達成率(b/a)% |  | 136.0% | 182.9% | 136.0% | 120.0% |           | 評価  | A |

A:年度別目標を(上回って)達成

B:年度別の目標の値を80%以上達成

C:年度別の目標の値を60%以上達成

D:年度別の目標の値が60%未満

:今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

## 9 他の部局との庁内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を生かした取組

### 〔他の部局との庁内横断的な取組〕

- ・空家等対策について、相談窓口や現地調査など各区役所や都市建設局と連携して対応した。
- ・高齢者等の見守り及び若年者の消費者被害防止のため、福祉部局や教育委員会等が所管する自治会や民生・児童委員協議会、高齢者支援センター、公民館等が行う実施事業への出前講座の活用を促した。
- ・生涯学習まちかど講座メニューに出前講座を追加し、より多くの市民への事業周知及び受講機会の確保に取り組んだ。
- ・教育研究発表会において、自立した消費者の育成に係る小中学校等における消費者教育の取り組みを発表した。また、高校や中学校、小学校において、消費生活相談員を講師とした出前講座を実施した。
- ・スポーツ施設等の食堂トレーに高齢者等の消費者トラブル防止に係る見守り啓発シールを貼付した。

### 〔民間活力を生かした取組〕

- ・協働事業提案制度事業により、次の事業を実施した。
  - 交通事故の実態と原因を踏まえ、地域の具体的事例を取り入れた、より実践的な自転車安全利用講習会の実施
  - 地域や関係事業者等と連携した落書き消去キャンペーンの実施、落書きを防止するため障害のある方が描いた絵画を道路壁面に設置
- ・株式会社ホープが発行する空家情報紙を活用し、市の空家等に関する相談窓口等について情報提供を行った。
- ・みんなの消費生活展に消費者団体や大学、事業者、NPO等が出展し、消費生活に係る啓発事業を実施した。
- ・事業者による講演及び消費者との意見交換を通じて消費者と事業者相互の理解と認識を深めるため、消費者と事業者の暮らしの問題交流会を実施した。
- ・民間地域情報紙を活用して、高齢者等の消費者被害の未然防止、見守り情報の周知、啓発を実施した。

### 〔地域の独自性を生かした取組〕

- ・(独)国民生活センター相模原事務所と共催により、消費者月間記念講演会及び夏休み子ども消費者教室を同事務所を会場に実施した。
- ・各地区で独自に実施されるまつり等において、地区民生・児童委員の活動にあわせ、消費者被害未然防止啓発キャンペーンを実施した(七夕まつり等)。

## 10 総合戦略における総合分析

### (1) 現状分析・課題認識

市内の犯罪認知件数は平成15年以降減少している。個々の事業が犯罪防止や防犯意識の高揚につながり、市民生活の安全性を高めることが重要である。

自治会等による防犯カメラの設置を促進するための市補助制度は、神奈川県が2020東京オリンピック・パラリンピックに向け、800台を設置する計画で創設した補助制度との協調制度である。県は令和元年度に制度を終了する方針を示しているが、地域の防犯カメラの設置要望は高い状況にある。

### (2) 今後の具体的改善策

今後も市民生活の安全性を上げていくため、引き続き次の事業を実施する。

- ・地域団体や関係団体等と連携を図り、地域防犯活動の促進を図る。
- ・防犯講習会を開催する。
- ・落書き防止対策を実施する。

防犯カメラ設置費補助事業について、市単独での補助も視野に制度のあり方を検討する。

## 11 総合計画における総合分析

### (1) 現状分析・課題認識

本市における犯罪認知件数は減少しているが、割合として自転車盗難が多い状況にある。犯罪を未然に防ぐためには、地域主体の取組を促進し、市民総ぐるみで取り組んでいくことが重要である。

平成29年に7年ぶりに増加に転じた市内の交通事故件数は減少し、現計画中最も少ない2,546件だった。しかし、本市は依然として県内他市と比べ自転車事故件数の割合が高い傾向にあることから、引き続き、地域や警察、関係機関等との連携を強化し、交通事故防止に向けて取り組むことが重要である。また、高齢者の交通事故件数の割合も高い状況が続いており、高齢ドライバーによる交通事故が社会的問題になっていることなどから、高齢者の交通安全対策に係る一層の推進が求められている。

交通安全施設の整備は、歩行者や車両が安心して通行できるよう、市民要望や道路パトロールに基づいて新設や修繕を実施している。

消費生活相談件数は、近年ほぼ横ばいだったが、ハガキによる架空請求が高齢者を中心に多発したため、大幅に増加した。

若年者においては、引き続きパソコンやスマートフォンを介したインターネットに関するトラブルが多発している。相談内容や年代に応じた消費者被害対策が必要であり、今後は高齢化の一層の進行や成年年齢の引き下げ等に伴い、特に、高齢者等や若年者に重点をおいた消費者教育の充実がより一層求められる。

騒音被害の主な要因となっていた厚木基地の空母艦載機については、平成30年3月30日をもって岩国基地への移駐を完了したため、騒音問題の解消に向けて大きく前進したが、一方で、空母艦載機着陸訓練の際には、厚木基地が予備基地に指定され得るなど、引き続き重大な騒音が発生する懸念は完全には払しょくできないため、引き続き国・米軍の動向を注視していく必要がある。

キャンプ座間や相模総合補給廠においては、ヘリコプターによる訓練飛行が頻繁に行われており、周辺住民に騒音や振動被害が発生している。補給廠における騒音については、飛行の実態を把握するため、新たに相模原駅自動車駐車場に騒音計を設置し、騒音計測を実施している。

米軍や国に対しては、要請活動を毎年実施するほか、問題が発生する都度、市米軍基地返還促進等市民協議会や県、厚木基地周辺各市と連携して、問題の解決に向け要請している。

(2) 今後の具体的改善策

地域団体や関係団体等と連携を図り、地域防犯活動の促進を図る。  
防犯カメラの設置を促進する。  
防犯講習会を開催する。  
まちの美観を損ね、犯罪につながる恐れのある落書きの防止対策を実施する。

地域団体や関係団体等と連携を図り、地域交通安全活動の促進を図る。  
各区役所と連携し、交通安全の啓発活動を実施する。  
「安全に安心して自転車を利用しよう条例」の周知とともに、自転車損害賠償保険等への加入促進等を図る。

交通安全教室を開催する。

自転車利用者向け交通安全講習会を実施する。

交通安全施設の整備については、地域住民や道路利用者から要望、道路パトロールに基づき進めていくが、市民の安全と安心を確保する観点から、優先的に取り組むべき事業を精査し、効率的な予算の執行を図る。

部局横断による一層の連携を推し進め、既存の高齢者や障害者の見守り体制を活用した消費者被害防止の観点による見守りに取り組む。

成年年齢引き下げに備え、教育委員会や教育現場との連携を強化し、学校における消費者教育の充実を早期に推進する。また、消費者被害の未然防止及び自立した消費者の育成を図るため、各ライフステージに応じた消費者教育を一層推進する。

複雑化・多様化する悪質商法に対応するため、研修の実施による消費生活相談員の対応能力向上を図るとともに、消費生活相談員の的確な確保による相談体制を整える。

12 本施策の市の自己評価(1次評価)(Check)

【平成30年度の取組についての総合評価】

交通事故件数については、増加となった前年から減少に転じ本計画期間中最も少なくなった。しかし、自転車が関係する交通事故の割合が依然として高いことから、引き続きスケアード・ストレイト事業(スタントマンにより事故現場を再現してみせ、恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法)や自転車シミュレーターを活用した参加・体験型の交通安全教室の開催、地域のイベントへの交通安全ブースの出展のほか、協働提案事業による地域の交通事故事例等を取り入れたより実践的な自転車講習会を開催するなど、自転車事故の防止に向けた意識啓発を図った。また、自転車保険の加入促進や反射材の活用促進について啓発活動を実施するなど、自転車を安全に安心して利用できる環境づくりに向けて、警察や学校、地域や交通安全団体等と連携した取組を行った。

犯罪認知件数については、自治会や地域防犯活動団体等が青パトによる活動を実施するなど地域主体の取組が促進され、目標達成に一定の効果があった。また、警察等と連携し、振り込め詐欺の前兆電話が複数回以上かかってきた地域を中心に、ひばり放送により、注意喚起のための放送を実施し、振り込め詐欺の未然防止を図った。

治安の悪化に繋がる落書き行為については、消去活動を支援するため消去用具等の貸出を行うとともに、市民団体との協働事業による落書き消去キャンペーンや壁面絵画の設置を行い、落書きの防止に努めた。

適切に管理がなされておらず、近隣住民から相談を受けた空家等については、それぞれの状況を確認し、必要に応じて所有者等に適切な管理を依頼するとともに、地域に著しい悪影響を及ぼしている特定空家等については指導を実施した。この結果、適切に管理されていない空家等の一部改善が図られ、安全で安心なまちづくりにつながった。

消費生活に関する事業について、高齢者等に対しては、自治会や民生・児童委員、高齢者支援センター、介護事業者など、多様な見守りの主体となる団体との連携を図り出前講座の開催による参加者が増加し各世帯へチラシを配布するなどの周知啓発も広く実施できた。また、若年者に対し、教育機関などと連携し、小学校や中学校、高校などの授業で出前講座を行うほか、消費生活展や消費者月間事業にて悪質商法や相談事例を説明するなど、各ライフステージに応じた消費者教育・啓発を実施できた。

キャンプ座間や相模総合補給廠におけるヘリコプターの騒音被害の軽減、解消について、市米軍基地返還促進等市民協議会や県、厚木基地周辺各市とともに国や米軍等に要請を行った。空母艦載機が岩国基地に移駐された後においても、ジェット戦闘機の飛来が見られ、厚木基地周辺に一定の騒音が発生しており、今後についても厚木基地の運用や騒音被害の実態を注視していく。

○各種啓発活動や交通安全教室を通じて、交通ルールの遵守やマナーの向上が図り、各種事業の実施により、地域防犯力の向上を図ることができた。

消費生活についても、出前講座回数、参加者数ともに前年度と比較し増加できており、消費者被害にあわないように注意している市民の割合は9割を超えているなど、消費者被害防止のための啓発事業は一定の効果も挙げているものと考えられることから、総合評価としてはA評価とした。

|      |
|------|
| 1次評価 |
| A    |

### 1.3 前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

#### 【前年度の1次評価で示した改善策】

防犯対策については、引き続き警察や防犯関係団体等と連携し、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、地域による防犯パトロール等の自主防犯活動を促進するほか、防犯カメラ設置費補助制度により経費の一部を補助し、地域での防犯カメラの設置を促進する等、より一層、犯罪が起りにくい、誰もが安全で安心して暮らすことができるまちづくりを行った。

犯罪に繋がる恐れのある落書き行為に対し、消去用具の貸出事業や市民団体との協働による落書き消去キャンペーン等を実施した。

交通事故の減少に向けては、引き続き警察や交通安全関係団体等と連携し、各種キャンペーンなどを通じて交通安全意識の高揚を図るとともに、多様な世代を対象にスクエアード・ストレイト事業や自転車シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するなど、事故防止に向けた交通安全対策を更に推進した。

自転車の交通安全対策として、民間団体のノウハウを生かした自転車安全講習会の実施や、高齢者の交通安全対策として、高齢ドライバーを対象とした運転適性検査及び認知・判断力診断講習等、実践的な講習会を開催した。

平成30年4月に設立された各区安全・安心まちづくり推進協議会を中心として、地域の実状等に応じた事業を実施した。

交通安全施設の整備については、地域住民や道路利用者から要望、道路パトロールに基づき、優先的に取り組むべき事業を精査し、効果的に施設整備を行った。

高齢者支援センターや民生・児童委員、自治会など、従前の多様な関係者による見守り体制に、消費者被害防止の視点の重要性・必要性について理解を求め、地域における出前講座の開催や共同キャンペーンを実施した。

各ライフステージに応じた消費者教育として、小学生向けの消費者教室の開催、中学校において消費生活相談員を講師とした授業を行なったほか、高校、大学及び専門学校での出前講座を実施した。

### 1.4 2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

#### 【施策推進に対する意見及び改善点】

2次評価

- A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている    B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

### 1.5 【参考】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

#### 【空家等対策協議会からの主な意見】

・空家等対策は、個別の空家等に対する点的な対応だけでなく、住宅政策としての面的な対応が必要である。

#### 【消費生活審議会からの主な意見】

・消費者問題は暮らし全般にかかわることであり、多様な関係者と連携した取組が必要である。

#### 【意見に対する市の対応】

・住宅政策としての空家等対策については、住生活基本計画の中で対応していく。

・民生・児童委員、自治会、高齢者支援センター等の関係団体のほか、庁内の各部門と組織横断的に連携を推進している。

1 新・相模原市総合計画での位置付け

|           |    |       |                        |
|-----------|----|-------|------------------------|
| 基本目標      | NO |       | 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市 |
| 政策の基本方向   | NO | 6     | 安全で安心して暮らせる社会をつくれます    |
| 施策名       | NO | 14    | 災害対策の推進                |
| 総合戦略の基本目標 |    | 基本目標  | 「定住促進、安全で安心な暮らしの確保」    |
|           |    | 施策所管局 | 危機管理局                  |
|           |    | 局・区長名 | 古井 隆一                  |

2 施策の目的・概要

|       |  |
|-------|--|
| めざす姿  | 災害に強い都市基盤ができています。<br>市民の災害に対する備えができています。   |
| 取組の方向 | <p><b>1 災害に強い都市基盤の整備</b><br/>旧耐震基準により建てられた住宅などの耐震化を促進するとともに、延焼しにくい市街地をつくるため、道路、公園などの整備にあわせ、周辺の緑化や建築物の不燃化を促進するなど、公共施設と建築物が一体となった延焼遮断帯の形成を図ります。<br/>また、避難場所・避難路を確保するため、公園、広幅員道路などの整備や電線類の地中化を進めます。さらに、土砂災害の防止のため、急傾斜地の崩壊対策に取り組むとともに、水害に強いまちづくりのため、河川改修や雨水管の整備及び雨水流出抑制の機能を高めるなど、浸水被害を解消する取組を進めます。</p> <p><b>2 地域防災対策の充実</b><br/>一人ひとりの防災意識の高揚を図るため、様々な手法を用いた啓発活動の充実に努めます。また、自主防災組織の強化に向けた支援や災害時要援護者の把握、避難所での支援体制の充実に努めるとともに、被害想定に基づいた飲料水や非常用食料品等の備蓄を進めます。</p> |

3 「施策」、「成果指標」、「事務事業」及び「総合戦略の位置付け」の体系

| 施策名     | 取組の方向                       | 成果指標                      | 業績評価指標                                     | 施策を構成する主な事業                                | 総合戦略の重点プロジェクト |
|---------|-----------------------------|---------------------------|--|--|---------------|
| 災害対策の推進 | 1                           | 【指標 26】<br>避難路整備率         | 【業績評価指標 14-1】<br>避難路整備延長                   | 道路災害防除事業（防災カルテ点検業務）                        |               |
|         |                             | 【指標 27】<br>浸水被害警戒対象地域の解消率 | 【業績評価指標 14-2】<br>緊急雨水対策事業箇所における浸水被害の解消率    | 公共下水道（雨水）の整備<br>河川改修事業                     |               |
|         |                             | 2<br>災害対策をしている市民の割合       | 【業績評価指標 14-3】<br>災害に対する家庭での事前対策を行っている市民の割合 | 防災対策普及啓発推進事業<br>地域防災力支援事業<br>災害時要援護者避難支援事業 |               |
|         | 【業績評価指標 14-4】<br>土砂災害対策の認知度 |                           |  |  |               |
|         |                             |                           |  |  |               |

指標番号の右に「」が記載された指標は総合戦略で設定した指標となる。

4 施策推進のための経費(決算額) H30年度は見込額

[単位:千円]

|                            | H26年度     | H27年度     | H28年度     | H29年度     | H30年度     | 総事業費の増減分析   |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| 事業費                        | 4,607,556 | 3,550,039 | 1,318,811 | 1,822,624 | 2,123,755 | 「道路災害防除事業」の対策工事費を平成29年度から繰越して工事を完了したことや大口径の管きよの耐震化事業に着手したことなどにより事業費が増加した。 |
| 人件費                        | 123,650   | 121,222   | 111,337   | 105,479   | 97,341    |   |
| 総事業費                       | 4,731,206 | 3,671,261 | 1,430,148 | 1,928,103 | 2,221,096 |   |
| 施策に対する市民1人あたりコスト<br>【単位:円】 | 6,544     | 5,093     | 1,982     | 2,670     | 3,072     |   |

職員1人あたりの人件費は、H26年度695万円、H27年度681万円、H28年度693万円、H29年度689万円、H30年度692万円として計算(人口は、10月1日現在の人口統計数値を使用)

5 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

|           |   |        |        |        |        |  |           |
|-----------|---|--------|--------|--------|--------|--|-----------|
| 指標と説明     | 【指標 26】避難路整備率<br>市民が安全に避難できる道路が整備されているかどうかを見る指標<br>【単位：％】 |        |        |        |        | 結果の分析  |           |
| 目標設定の考え方  | 幅員15m以上の都市計画道路について、平成21年度の都市計画道路整備予定量をもとに、目標として設定しました。    |        |        |        |        | 幅員15m以上の都市計画道路の整備について、平成30年度は、主に道路用地取得及び測量、設計業務委託を行っており、新たに(都)鍛冶谷相模原などで供用を開始した。目標値はすでに達している。 |           |
|           | 基準値(H19年)   | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  |  | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    | 78.0  | 81.9   | 82.4   | 82.9   | 83.4   |  | 83.8      |
| 実績値(b)    |   | 85.3   | 85.3   | 85.3   | 86.2   |  |           |
| 達成率(b/a)％ |   | 104.2% | 103.5% | 102.9% | 103.4% |  |           |
|           |   |        |        |        |        | 評価   | A         |

【指標2】

|           |  |       |       |       |       |  |           |
|-----------|--|-------|-------|-------|-------|--|-----------|
| 指標と説明     | 【指標 27】浸水被害警戒対象地域の解消率<br>「雨水対策基本計画」に基づき、雨水対策事業箇所の増減を見る指標<br>【単位：％】   |       |       |       |       | 結果の分析  |           |
| 目標設定の考え方  | 市「雨水対策基本計画」に基づく整備予定量により、浸水被害が解消される地域の見込み数をもとに目標として設定しました。なお、当該計画については、平成23年度に改定を行ったため、平成24年度より目標とする雨水対策事業箇所数が増加となったため、目標値が低くなったものです。 |       |       |       |       | 平成26年度より、「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」(平成26年度策定)に基づき、雨水対策事業箇所の増減を把握しているため、指標27においては追行不可能(業績評価指標14-2で補充) |           |
|           | 基準値(H21年)  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |  | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    |  |       |       |       |       |  | 95.2      |
| 実績値(b)    |  |       |       |       |       |  |           |
| 達成率(b/a)％ |  | -     | -     | -     |       |  |           |
|           |  |       |       |       |       | 評価   | -         |

【指標3】

|           |  |        |        |        |       |  |           |
|-----------|--|--------|--------|--------|-------|--|-----------|
| 指標と説明     | 【指標 28】災害対策をしている市民の割合<br>災害に対する事前対策を行っている市民の割合<br>【単位：％】   |        |        |        |       | 結果の分析  |           |
| 目標設定の考え方  | 内閣府が実施する防災に関する世論調査の結果を参考に、最終目標に向けて約5ポイント増やすことを目標として設定しました。 |        |        |        |       | 市民アンケートにおいて、災害に対する事前対策の実施率が50％を下回る選択肢が12項目中10項目となっており、目標値を下回る要因となっているため、幅広い普及啓発が必要となる。 |           |
|           | 基準値(H20年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度 |  | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    | 11.1   | 14.6   | 15.1   | 15.6   | 16.1  |  | 16.6      |
| 実績値(b)    |  | 16.2   | 16.2   | 16.1   | 14.9  |  |           |
| 達成率(b/a)％ |  | 111.0% | 107.3% | 103.2% | 92.5% |  |           |
|           |  |        |        |        |       | 評価   | B         |

6 基本計画で定めている指標を補充する指標(業績評価指標)と各年度の目標及び実績

【業績評価指標1】

|           |   |       |       |       |        |  |           |
|-----------|---|-------|-------|-------|--------|--|-----------|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 14-1】避難路整備延長<br>市民が安全に避難できる道路が整備されているかどうかを見る指標<br>【単位：Km】                                 |       |       |       |        | 結果の分析  |           |
| 目標設定の考え方  | 「【指標26】避難路整備率」を補充し、年度ごとの実績値を明確化するため、幅員15m以上の都市計画道路について、平成26年度から平成31年度の年度ごとの整備予定量の累計を目標値として設定しました。 |       |       |       |        | (都)相模原町田線の測量及び詳細設計業務、(都)宮上横山の整備及び用地取得、津久井広域道路の用地測量業務等を行い避難路整備に向けて事業を進め、(都)宮上横山などで新たな供用開始を行うことができた。 |           |
|           | 基準値(H25年)   | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度  |  | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    | 0.0   | 3.6   | 3.9   | 4.2   | 4.5    |  | 4.8       |
| 実績値(b)    |   | 3.5   | 3.5   | 3.5   | 4.7    |  |           |
| 達成率(b/a)％ |   | 97.2% | 89.7% | 83.3% | 104.4% |  |           |
|           |   |       |       |       |        | 評価   | A         |

【業績評価指標2】

|           |  |        |        |        |        |   |           |
|-----------|--|--------|--------|--------|--------|---|-----------|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 14-2】緊急雨水対策事業箇所における浸水被害の解消率<br>「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」に基づき、雨水対策事業箇所の増減を見る指標<br>【単位：％】 |        |        |        |        | 結果の分析   |           |
| 目標設定の考え方  | 「市緊急雨水対策事業実施計画」を平成26年12月に策定したことから、同計画に基づく整備予定箇所数により、浸水被害が解消される地域の見込数を目標として設定しました。        |        |        |        |        | 「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」に基づき、平成30年度においては、目標3箇所について、計画的に浸水被害の解消を図った。 |           |
|           | 基準値(H25年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  |   | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    | 11.1   | 59.5   | 64.3   | 71.4   | 78.6   |   | 81.0      |
| 実績値(b)    |  | 59.5   | 64.3   | 71.4   | 78.6   |   |           |
| 達成率(b/a)％ |  | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |   |           |
|           |  |        |        |        |        | 評価  | A         |

【業績評価指標3】

|           |   |        |       |       |       |   |    |   |
|-----------|---|--------|-------|-------|-------|---|----|---|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 14-3】 災害に対する家庭での事前対策を行っている市民の割合<br>防災ガイドブックを基に防災知識の普及・啓発を図ることを目的として、防災マイスターを地域に派遣し、防災講座等を実施しており、その目的の達成度を測る指標<br>【単位：％】 |        |       |       |       | 結果の分析   |    |   |
|           | 目標設定の考え方<br>災害に対する事前対策を実施する市民の割合の増加に資する普及啓発は様々な実施していますが、ここでは、防災マイスターの活動により普及啓発を実施している4項目における市民の事前対策を実施している割合を指標として設定しました。       |        |       |       |       | 市民アンケート4項目のうち、食料や飲料水の備蓄と家具の転倒防止については過去5年間で最も高水準となっており、防災マイスターの講義に一定の効果が認められるが、避難場所の確認や貴重品の持ち出し準備の割合は基礎値と比較して減少しているため、一層の普及啓発が必要である。 |    |   |
|           | 基準値(H27年)   | H27年度  | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31(R1)年度   | 評価 | B |
| 目標値(a)    | 37.7  | 37.7   | 38.2  | 38.7  | 39.2  | 39.7  |    |   |
| 実績値(b)    |   | 38.8   | 37.1  | 37.6  | 38.2  |   |    |   |
| 達成率(b/a)％ |   | 102.9% | 97.1% | 97.2% | 97.4% |   |    |   |

【業績評価指標4】

|           |   |       |       |        |       |  |    |   |
|-----------|---|-------|-------|--------|-------|--|----|---|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 14-4】 土砂災害対策の認知度<br>大雨などにより土砂災害の避難勧告等が出されたときに、避難する場所と避難経路等を事前に確認するなど、災害に備えて命を守る行動の認知度を測る指標<br>【単位：％】                          |       |       |        |       | 結果の分析  |    |   |
|           | 目標設定の考え方<br>土砂災害ハザードマップの配布及び土砂災害対策訓練については、自宅及び周辺が土砂災害の危険があるか、そして土砂災害の避難勧告等が出されたときの避難場所や避難経路を知ってもらうことを目的に実施しているため、その達成度を図る指標として設定しました。 |       |       |        |       | ハザードマップの作成・配布や土砂災害対策訓練の実施により、土砂災害の危険性や避難経路の確保の必要性等について周知を行っているが、対象地区に居住する住民への周知が十分でないことが考えられる。 |    |   |
|           | 基準値(H27年)   | H27年度 | H28年度 | H29年度  | H30年度 | H31(R1)年度  | 評価 | B |
| 目標値(a)    | 35.0  |       |       | 45.0   | 55.0  | 58.0   |    |   |
| 実績値(b)    |   |       |       | 53.7   | 52.7  |  |    |   |
| 達成率(b/a)％ |   |       |       | 119.3% | 95.8% |  |    |   |

A: 年度別目標を(上回って)達成

D: 年度別の目標の値が60%未満

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

B: 年度別の目標の値を80%以上達成

: 今年度は成果指標の測定ができないもの

C: 年度別の目標の値を60%以上達成

7 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

|   | 施策を構成する事業名【所管課名】   | 平成30年度  |  | 平成31年度<br>(令和元年度)<br>指標・目標<br>(Plan)  |
|---|--|---|--|---|
|   |  | 事業の概要   | 指標・目標 (Plan)   |   |
| 1 | 道路災害防除事業(防災カルテ点検業務)<br>【路政課、緑・津久井・中央・南土木事務所】                                     | 定期点検:219箇所(危険度ランクA:213箇所、危険度ランクB:6箇所)   | 実績<br>定期点検:222箇所(危険度ランクA:217箇所、危険度ランクB:5箇所)<br>対策工事:1箇所(前年度からの繰越し)   | 定期点検:222箇所(危険度ランクA:217箇所、危険度ランクB:5箇所)<br>対策工事:15箇所  |
|   | 道路災害未然防止のため、本市が管理する道路の定期点検を実施するとともに、危険箇所について対策を講じ、事故の防止に努める。                     |   | 評価<br>定期点検については新たな点検箇所と合わせて実施することができた。   |   |
| 2 | 防災対策普及啓発推進事業<br>【危機管理課】  | 防災意識の高揚を図るため、自助及び共助の考え方についてあらゆる機会を捉え周知する。既存のマスターを対象としたスキルアップ研修を実施し、資質の向上を図る。                                | 実績<br>まちかど講座22件、防災マスター派遣73件を実施した。また、防災スクールを開催し、新たに76名の防災マスターを認証するとともに、資質の向上を図った。   | 防災意識の高揚を図るため、自助及び共助の考え方についてあらゆる機会を捉え周知する。既存のマスターを対象としたスキルアップ研修を実施し、資質の向上を図る。                                |
|   | 防災に対する市民の意識高揚を図るため、防災対策や避難時の心得など、防災ガイドブックや防災・危機管理ポータルサイトを通じて周知する。                |   | 評価<br>市民アンケート4項目の平均値は上がっており、防災マスターの講義の効果は今後も期待される。引き続き市民の防災意識高揚に資する普及啓発に努める。   |   |
| 3 | 公共下水道(雨水)の整備<br>【下水道経営課】   | 浸水被害解消箇所率78.6%<br>(業績評価指標14-2)  | 実績<br>平成30年度においては、目標3箇所について、雨水管の整備や道路排水施設を設置し、計画的に浸水被害の解消を図った。   | 浸水被害解消箇所率81.0%<br>(業績評価指標14-2)  |
|   | 浸水被害を解消するため、雨水幹線等の整備や雨水流出抑制の機能を高め、浸水被害を減少させる。                                    |   | 評価<br>目標箇所数の3箇所の対策を行い、浸水被害の解消を図った。   |   |
| 4 | 河川改修事業<br>【河川課】  | 浸水被害解消に向けた河川(姥川)の整備延長(橋りょう架け替え):19.5m   | 実績<br>入札が不調となり工事が実施できなかった。   | 浸水被害解消に向けた河川の整備延長(橋りょう架け替え):19.5m   |
|   | 河川の氾濫による浸水被害の発生の軽減と解消のため、市街化の著しい区域に位置する鳩川、八瀬川、姥川の整備を進める。                         |   | 評価<br>入札の不調により、工事に着手できなかったが、工種や工期を見直し、令和2年度以降の事業に影響を及ぼさない工期で完成を目指す。  |   |
| 5 | 地域防災力支援事業(防災資機材整備事業)<br>【危機管理課】  | 避難想定者数3日分の食料等を確保するとともに、適切な消費期限の管理を行い、備蓄品の更新や廃棄備蓄の有効活用について推進する。  | 実績<br>避難想定者数の3日分の食料等を確保できるよう更新した。地域の防災訓練やフードバンク活動を行っているNPO法人等へ賞味期限間近の備蓄食料を提供し、有効活用を図った。  | 避難想定者数3日分の食料等を確保するとともに、適切な消費期限の管理を行い、備蓄品の更新や廃棄備蓄の有効活用について推進する。  |
|   | 地域における防災力の向上のため、防災備蓄倉庫の整備、公助としての防災資機材等の整備を図り、大規模災害へ備える。                          |   | 評価<br>備蓄を維持することで、大規模災害への備えを推進した。備蓄食料の有効活用を図り、廃棄量を削減した。   |   |
| 6 | 地域防災力支援事業(自主防災組織育成支援事業)<br>【危機管理課、緑・中央・南区役所地域振興課】                                | 自主防災組織や避難所運営協議会に対し、補助金の交付や訓練方法等の周知を通して、活動を支えることにより、訓練の実施率の向上を図る。  | 実績<br>総合防災訓練を実施するとともに、平成29年度に作成した防災活動事例集に事例を追加する等、訓練方法の周知を行った。また、自主防災組織や避難所運営協議会に対し、補助制度に基づき支援を実施した。   | 自主防災組織や避難所運営協議会に対し、補助金の交付や訓練方法等の周知を通して活動を支援することにより、訓練の実施率の向上を図る。  |
|   | 自主防災組織が災害時に主体的に活動できるよう、訓練指導等の実施や活動に対する一部補助のほか、災害発生時の情報管理の充実を図るとともに総合防災訓練を連携して実施。 |   | 評価<br>防災活動事例集の配布やその後の事例の追加などにより、自主防災組織等の訓練が活発化する等の成果が現れている。  |   |
| 7 | 災害時要援護者避難支援事業<br>【地域福祉課】   | 各区役所まちづくりセンターと連携し、地域の実情にあった取組が促進されるよう、避難支援体制の構築を支援する。関係機関と連携し、各福祉施設における福祉避難所運営マニュアルの作成及び福祉避難所開設運営訓練実施を支援する。 | 実績<br>災害時要援護者支援の取組について、検討中の自治会に対して資料送付や説明を行うことで、災害時要援護者支援事業について周知を図り、市からの「同意者名簿」を提供するための協定を締結した自治会数は36となった。また、関係機関と連携し、福祉避難所開設・運営マニュアルの作成を支援するとともに、障害福祉施設において福祉避難所研修を実施した。 | 各区役所まちづくりセンターと連携し、地域の実情にあった取組が促進されるよう、避難支援体制の構築を支援する。関係機関と連携し、各福祉施設における福祉避難所運営マニュアルの作成及び福祉避難所開設運営訓練実施を支援する。 |
|   | 地域住民による高齢者や障害者などの災害時要援護者の避難支援体制づくりを支援する。   |   | 評価<br>自治会への周知を行ったことにより、次第に、地域での災害時要援護者の避難支援体制づくりの意識が浸透してきている。  | 災害時要援護者名簿の登載要件の見直しを行う。  |

|    |   |  |   |   |  |
|----|---|--|---|---|--|
| 8  | 公共下水道施設の耐震化及び長寿命化 【下水道保全課】  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管きょ耐震化実施設計：1式</li> <li>・管きょ耐震化工事(H29繰越事業)</li> <li>・2箇所(約19kmのうち、0.280km)</li> <li>・管きょ耐震化工事：5箇所(約19kmのうち、0.612km)</li> <li>・管きょ長寿命化実施設計：1式</li> <li>・ポンプ場施設長寿命化工事：3ポンプ場</li> <li>・流量中央監視盤更新工事：12箇所</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管きょ耐震化実施設計…1式</li> <li>・管きょ耐震化工事(H29繰越事業)…2箇所(280m)</li> <li>・管きょ耐震化工事(H30事業)…1箇所(50m)</li> <li>・管きょ長寿命化実施設計…1式</li> <li>・ポンプ場長寿命化工事…2ポンプ場(当麻、中和田)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管きょ耐震化実施設計等 5件</li> <li>・管きょ耐震化工事(H30繰越事業)；3箇所</li> <li>・(H30～R2継続事業)；4箇所 444m</li> <li>・(R1～R2継続事業)；1箇所 100m</li> <li>・雨水調整池ポンプ、マンホールポンプ更新事業；31箇所</li> <li>・ポンプ場施設長寿命化工事；5ポンプ場</li> <li>・流量中央監視盤更新工事；12箇所</li> </ul> |  |
|    | ポンプ場及び管路施設について大規模地震発生時の減災対策を進めるとともに、計画的な維持管理を行い、ライフサイクルコストの最小化を考慮した長寿命化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の防災意識の向上や防災関係機関との連携強化、職員の災害対応力の向上等を図るための各種訓練を実施する。</li> <li>・総合防災訓練</li> <li>・土砂災害対策訓練</li> <li>・孤立対策推進地区対応訓練等</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・流量中央監視盤更新工事12箇所、管きょ耐震化工事3箇所、ポンプ場施設長寿命化工事1箇所については繰越事業となった。</li> <li>・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、3月補正で予算を確保し、管きょ耐震化工事4箇所444mをH30～R2の継続事業として実施している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災訓練</li> <li>・風水害対策訓練</li> <li>・孤立対策推進地区対応訓練等</li> </ul>   |  |
| 9  | 防災訓練の実施 【緊急対策課】   | 市民の防災意識の向上や防災関係機関との連携強化、職員の災害対応力の向上等を図るための各種訓練を実施する。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災訓練</li> <li>・土砂災害対策訓練</li> <li>・孤立対策推進地区対応訓練等</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な防災訓練を実施したことにより、市民の防災意識の高揚や、防災関係機関との連携強化が図られた。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の防災意識の向上や防災関係機関との連携強化、職員の災害対応力の向上等を図るための各種訓練を実施する。</li> <li>・総合防災訓練</li> <li>・風水害対策訓練</li> <li>・孤立対策推進地区対応訓練等</li> </ul> |
|    | さがみはら防災・減災プログラム事業 【危機管理課】   | 今後懸念される大規模災害に備え、地域防災計画の実効性を高めるとともに、市民の避難、行政・社会機能の維持、災害に強いまちづくりを勧めるため、特に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある取り組みを「さがみはら防災・減災プロジェクト」としてまとめ、推進する。   | さがみはら防災・減災プログラムの進捗管理を適切に行う。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度の各事業の進捗管理を行った。</li> <li>・防災対策普及啓発推進事業</li> <li>・宅地耐震化推進事業</li> </ul>  | さがみはら防災・減災プログラムの進捗管理を適切に行う。  |
| 10 | さがみはら防災・減災プログラム事業 【危機管理課】   | 今後懸念される大規模災害に備え、地域防災計画の実効性を高めるとともに、市民の避難、行政・社会機能の維持、災害に強いまちづくりを勧めるため、特に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある取り組みを「さがみはら防災・減災プロジェクト」としてまとめ、推進する。   | さがみはら防災・減災プログラムの進捗管理を適切に行う。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度の各事業の進捗管理を行った。</li> <li>・防災対策普及啓発推進事業</li> <li>・宅地耐震化推進事業</li> </ul>  | さがみはら防災・減災プログラムの進捗管理を適切に行う。  |
|    | さがみはら防災・減災プログラム事業 【危機管理課】   | 今後懸念される大規模災害に備え、地域防災計画の実効性を高めるとともに、市民の避難、行政・社会機能の維持、災害に強いまちづくりを勧めるため、特に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある取り組みを「さがみはら防災・減災プロジェクト」としてまとめ、推進する。   | さがみはら防災・減災プログラムの進捗管理を適切に行う。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・減災プログラムにより、地域防災力の向上を図る事業が進んだ。</li> </ul>   | さがみはら防災・減災プログラムの進捗管理を適切に行う。  |

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

【単位：千円】

| 番号 | 事業名【所管課】                                       | H28年度   | H29年度     | H30年度     | H30年度における財源内訳 |        |
|----|--|---------|-----------|-----------|---------------|--------|
|    |  |         |           |           | 特定財源          | 一般財源   |
| 1  | 道路災害防除事業(防災カルテ点検業務) 【路政課・緑・津久井・中央・南土木事務所】      | 12,474  | 43,195    | 119,474   | 99,788        | 19,686 |
| 2  | 防災対策普及啓発推進事業 【危機管理課】                           | 704     | 680       | 1,860     | 1,476         | 384    |
| 3  | 公共下水道(雨水)の整備 【下水道経営課】                          | 267,618 | 1,092,919 | 61,959    | 61,959        | 0      |
| 4  | 河川改修事業 【河川課】                                   | 205,233 | 38,705    | 15,346    | 13,800        | 1,546  |
| 5  | 地域防災力支援事業(防災資機材整備事業) 【危機管理課】                   | 6,170   | 13,282    | 18,394    | 0             | 18,394 |
| 6  | 地域防災力支援事業(自主防災組織育成支援事業) 【危機管理課・緑・中央・南区役所地域振興課】 | 23,097  | 20,750    | 19,739    | 0             | 19,739 |
| 7  | 災害時要援護者避難支援事業 【地域福祉課】                          | 397     | 364       | 39        | 39            | 0      |
| 8  | 公共下水道施設の耐震化及び長寿命化 【下水道保全課】                     | 408,666 | 587,136   | 1,868,065 | 1,868,065     | 0      |
| 9  | 防災訓練の実施 【緊急対策課】                                | 8,666   | 11,608    | 8,642     | 1,926         | 6,716  |
| 10 | さがみはら防災・減災プログラム事業 【危機管理課】                      | 385,808 | 13,985    | 10,237    | 384           | 9,853  |

特定財源：国や県からの交付金、地方債等、使途が特定される財源(市債が含まれる場合は括弧書きにて表示) 一般財源：地方税、地方交付税等、使途が特定されない財源

8 総合戦略に係る指標等の各年度の目標及び実績

【指標1】

| 指標と説明      | 【指標 31】 災害対策をしている市民の割合<br>災害に対する事前対策を行っている市民の割合<br>【単位： %】 |  |        |        |       |           | 結果の分析 |  |
|------------|--|--|--------|--------|-------|-----------|-------|--|
|            | 目標設定の考え方   | 内閣府が実施する防災に関する世論調査の結果を参考に、最終目標に向けて約5ポイント増やすことを目標として設定しました。 |        |        |       |           |       | 市民アンケートにおいて、災害に対する事前対策の実施率が50%を下回る選択肢が12項目中10項目となっており、目標値を下回る要因となっているため、幅広い普及啓発が必要となる。 |
|            | 基準値(H26年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度 | H31(R1)年度 |       |  |
| 目標値(a)     | 15.9   | 14.6   | 15.1   | 15.6   | 16.1  | 16.6      | 評価    | B  |
| 実績値(b)     |  | 16.2   | 16.2   | 16.1   | 14.9  |           |       |  |
| 達成率(b/a) % |  | 111.0%   | 107.3% | 103.2% | 92.5% |           |       |  |

A: 年度別目標を(上回って)達成  
D: 年度別の目標の値が60%未満

B: 年度別の目標の値を80%以上達成  
: 今年度は成果指標の測定ができないもの

C: 年度別の目標の値を60%以上達成

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

9 他の部局との庁内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を生かした取組

|   |
|---|
| <p>【他の部局との庁内横断的な取組】<br/>「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」における浸水対策内容は、雨水管渠の整備、雨水ますの増設や道路改修等、土木対策を複合的に講じることで、計画的に浸水被害解消が図られるよう実施している。<br/>各区役所や消防局と連携し、自助・共助の取組の中心的な役割を担う自主防災組織や避難所運営協議会の防災活動を支援するとともに、資機材整備や訓練等に係る経費についても補助事業を実施している。<br/>庁内横断的な災害対策本部体制に基づき、総合防災訓練等を実施している。</p> <p>【民間活力を生かした取組】<br/>大規模災害に備え、民間資源を活用するため、協定を締結している。</p> <p>【地域の独自性を生かした取組】<br/>土砂災害警戒区域等や孤立対策推進地区など、災害発生時に被害が拡大するおそれがある地域に対して、各区役所及び消防局並びに防災関係機関と連携し、地域住民参加型の防災訓練を実施している。</p> |
|---|

10 総合戦略における総合分析

(1) 現状分析・課題認識

|  |
|--|
| <p>災害対策をしている市民の割合について前年度比実績値、目標値ともに下回った。</p> |
|--|

(2) 今後の具体的改善策

|   |
|---|
| <p>防災マイスターの資質向上を図るスキルアップ研修の開催。<br/>外国人市民等への防災知識の普及啓発を図るため、防災ガイドブックの多言語版(英語、中国語、韓国語)の作成。<br/>防災マイスターによる防災講座等において、より幅広い知識の周知。</p> |
|---|

## 1.1 総合計画における総合分析

### (1) 現状分析・課題認識

山間部や河岸段丘部の道路において、台風や地震などの異常な自然現象に伴い土砂災害の可能性のある箇所について、その要因の進行を把握するための防災カルテ点検を実施するとともに、のり面保護工や落石防止工などの対策が必要な箇所について、優先順位を設け、順次対策を行っている。

市の管理河川において、河川改修は下流より順次行っているが、整備の完了には相当な時間がかかる。そのため、上流部の未改修の区間において、ソフト的な治水対策を講じる検討が必要である。

災害に備え、各地域における高齢者や障害者などの災害時要援護者の情報把握や避難支援体制づくりの強化を図ることが必要である。

市民アンケートにおける災害に対する事前対策については、「携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品などを準備している」、「食料や飲料水を準備している」以外の10項目の選択肢が、50%を下回る低い実施率であった。

様々な防災訓練を実施することにより、市民への避難行動の周知の徹底、防災関係機関、医療機関、事業所等との連携強化及び市職員の災害対応力の向上が図られた。

### (2) 今後の具体的改善策

防災・安全交付金などを積極的に活用し、要対策箇所の対策工事を進めることで交通利用者の安全性を高める。

災害に対する備えができるよう、本市が管理している準用河川においても法河川と同様に、洪水浸水想定図作成の調査研究を行う。また、河川の未改修区間においては、危機管理型簡易水位計の設置を進めることで、市民の安全安心の確保を図る。

地域における災害時要援護者の取組状況を定期的に確認するとともに、災害時要援護者名簿への登載要件の見直しを行い、「災害時要援護者避難支援ガイドライン」や改訂した「取り組みの手引き・事例集」を活用し、各まちづくりセンター等と連携し、避難支援体制づくりを促進する。

防災マイスターの講義において、備蓄関係以外の防災について普及啓発を徹底する。

訓練内容をメニュー化し、訓練実施主体が地域特性等に合わせて自由に組み合わせることができる訓練スタイルを確立するとともに、年間で複数地区での実施が可能となるよう、各区役所及びまちづくりセンターとの連携をさらに強化する。

## 1.2 本施策の市の自己評価(1次評価)(Check)

### 【平成30年度の取組についての総合評価】

「道路災害防除ガイドライン」に基づき、定期点検を実施したことにより、災害に至る可能性のある斜面の変形や亀裂などの要因の進行について把握できた。また、前年度から繰り越した対策工事が完了し、交通利用者の安全性の向上が図られた。

河川改修工事について入札不調の結果、年度内に工事を発注することができなかった。次年度に予算を繰り越し、工事内容を分割して発注の細分化を図ることで、全体の工事スケジュールに影響が出ないよう調整を行なった。

避難支援体制づくりについて検討をしている自治会へ個別に説明や資料を送付するなどの働きかけを行うほか、「取り組みの手引き・事例集」の改訂を行い、市ホームページへの掲載により、周知及び普及啓発を行い、地域における災害時要援護者の体制づくりを促進できた。また、新たに2支援組織と協定を締結し、災害時要援護者の所在把握のための「同意者名簿」を提供した。

災害対策をしている市民の割合については、目標値は下回っているものの、備蓄関係の防災意識は高い水準となっており、ローリングストック等の普及啓発の効果が見られた。

土砂災害対策の認知度について目標を達成することができなかったが、様々な防災訓練を実施することにより、市民への避難行動の周知の徹底、防災関係機関、医療機関、事業所等との連携強化及び市職員の災害対応力の向上が図られた。

施策 14の「災害対策の推進」については、指標がA評価1つ、B評価1つ、業務評価指標がA評価2つ、B評価2つであった。全体としては「避難路整備延長」が昨年度と比べ大きく上昇して目標値を上回ったが、「災害対策をしている市民の割合」や「土砂災害対策の認知度」が目標値及び実績値ともに下回ったため、1次評価を「B」評価とした。

1次評価

B

## 1.3 前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

「道路災害防除ガイドライン」に基づき、道路防災カルテ点検及び対策工事を実施した。

準用河川における洪水浸水想定図の作成について、先進自治体やコンサルタントに対し作成手法等についてヒアリングを実施するなど、今後の洪水浸水想定区域図作成の調査研究を進めた。

「災害時要援護者避難支援ガイドライン」や「取り組みの手引き・事例集」を活用した周知及び普及啓発を行い、地域における災害時要援護者の避難支援体制づくりを促進した。

様々な機会を通じて、自助及び共助の考え方について普及啓発に努めるとともに、防災マイスターの講座やまちかど講座において、家具の転倒防止や貴重品の持出し等の日頃の備えを重点項目に位置づけ、効果的な普及啓発について検討を行った。

土砂災害対策訓練について、区役所及びまちづくりセンターと連携したことにより、地域特性を生かした効果的な訓練を実施することができた。訓練内容のメニュー化については、令和元年に実施する風水害対策訓練の実施結果を踏まえて、検討を進めることとする。

【施策推進に対する意見及び改善点】

・成果指標「災害対策をしている市民の割合」がA評価からB評価に落ち、目標達成されていない。A評価を維持するように取り組みたい。

・業績評価指標「災害に対する家庭での事前対策を行っている市民の割合」は3年連続でB評価であり、業績評価指標「土砂災害対策の認知度」もA評価からB評価に落ちている。実施するさまざまな事業は、成果・業績達成のための手段という位置づけにあり、事業実施の結果としてどれだけ成果・業績を達成したかが問われるということを十分に留意して目標達成を図られたい。

・今般の台風19号による災害に見られるとおり、河川災害や土砂災害は地域性に依存する割合が大きいので、災害対応改善策の推進は区別対応の必要性を認識し、地理的条件など地域に密着した検討を進められたい。

・「雨水流出抑制の機能を高める」ための具体的な取組を検討されたい。「雨水流出抑制の機能を高める」ためには流域レベルでの取組が必要であり、公有地における対策と合わせて、上流域の中山間地域における防災対策の観点から、市民の住宅建築時における対策やインセンティブを設けることについて検討されたい。

・成果指標「避難路整備率」について、「広幅員道路＝避難道路」とされているが、単に幅員が広い道路を整備すればいいというものではなく、緊急時に避難路としての機能が担保されるかという道路の質が重要である。また、達成率はH27年度以降継続して100%を超えており、施設のメンテナンスの重要性が高まっている背景を踏まえ、目標値の妥当性や、「避難道路の長さ」を継続して指標とし続けている点の妥当性が不明確であるため、見直しを検討されたい。

・成果指標「災害対策をしている市民の割合」、業績評価指標「災害に対する家庭での事前対策を行っている市民の割合」では、地域防災組織活動そのものを的確に把握することが難しいため、見直しを検討されたい。

・成果指標「災害対策をしている市民の割合」が、年々低下傾向にあることに対して、具体的な分析と課題設定を行われたい。

・防災・減災プログラムについて、災害種別やケース毎に具体的な検証を実施されたい。

・河川改修工事において入札不調であったとのことであり、将来的な労働力不足などのリスクも踏まえた、事業発注の長期プランを検討されたい。

・防災対策普及啓発推進事業について、「自助及び共助の考え方」や防災マイスター制度は市民にはあまり知られていないため、更なる周知に努められたい。また、防災マイスターについては、マイスター同士の繋がりを支援するとともに、要援護・要支援者に対する学習プログラムに取り組みたい。防災意識の普及啓発など、ソフト面での防災対策を創意工夫し、一層推進されたい。

・災害時要援護者避難支援事業について、高齢化に伴う一人暮らしの増加や外国人への支援など現状を踏まえ、要援護者支援の取組は所管だけでなく庁内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を活かした取組として更なる強化を図られたい。

・避難やケースごとの支援を伴う場面を想定した防災訓練を実施する際には、障害当事者とともに避難所や避難経路に立ち会いながら実地検証を行うなど、連携・協働しながら実態に即した視点で取り組まれたい。

|      |
|------|
| 2次評価 |
| B    |

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている    B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
 C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

15 【参考】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

1 新・相模原市総合計画での位置付け

|           |    |    |                          |
|-----------|----|----|--------------------------|
| 基本目標      | NO |    | 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市   |
| 政策の基本方向   | NO | 6  | 安全で安心して暮らせる社会をつくれます      |
| 施策名       | NO | 15 | 消防力の強化                   |
| 総合戦略の基本目標 |    |    | 基本目標 「定住促進、安全で安心な暮らしの確保」 |
|           |    |    | 施策所管局 消防局                |
|           |    |    | 局・区長名 青木 浩               |

2 施策の目的・概要

|       |   |
|-------|---|
| めざす姿  | 火災の被害が減っている。<br>救急における救命率が上がっている。   |
| 取組の方向 | <p><b>1 効果的な消防・救急体制の構築</b><br/>                     地域の特性を考慮した消防署所や消防車両等の整備、消防団組織や施設の充実、火災予防の充実、消防情報管理システムの充実強化などを図るとともに、大規模災害等に対応するため、高度救助体制を確立します。<br/>                     また、救急業務の高度化を図り、救急車の適正利用や応急手当の普及啓発を推進し、救命率の向上をめざします。</p> |

3 「施策」、「成果指標」、「事務事業」及び「総合戦略の位置付け」の体系

| 施策名    | 取組の方向 | 成果指標           | 業績評価指標                                 | 施策を構成する主な事業                            | 総合戦略の重点プロジェクト |
|--------|-------|----------------|--|--|---------------|
| 消防力の強化 | 1     | 【指標 29】<br>延焼率 | 【業績評価指標 15-1】<br>住宅用火災警報器が設置されている住宅の割合 | 火災予防推進事業<br>消防団詰所・車庫整備事業               |               |
|        |       | 【指標 30】<br>救命率 | 【業績評価指標 15-2】<br>応急手当に関する普及講習会受講者数     | 消防署所整備事業<br>救急業務の高度化推進事業<br>応急手当普及啓発事業 |               |
|        | 【指標】  | 【業績評価指標】       |  |  |               |

指標番号の右に「」が記載された指標は総合戦略で設定した指標となる。

4 施策推進のための経費(決算額) H30年度は見込額

[単位:千円]

|                            | H26年度     | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度   | 総事業費の増減分析   |
|----------------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---|
| 事業費                        | 1,609,928 | 260,573 | 212,459 | 515,220 | 76,331  | 複合施設整備事業完了に伴い、事業費が減額になった。(青根分署・青根出張所・青根公民館)<br>しかしながら、令和元年度以降は、津久井消防署整備に係る事業費増が見込まれる。 |
| 人件費                        | 135,776   | 115,021 | 116,078 | 103,350 | 49,824  |   |
| 総事業費                       | 1,745,704 | 375,594 | 328,537 | 618,570 | 126,155 |   |
| 施策に対する市民1人あたりコスト<br>【単位:円】 | 2,415     | 521     | 455     | 857     | 174     |   |

職員1人あたりの人件費は、H26年度695万円、H27年度681万円、H28年度693万円、H29年度689万円、H30年度692万円として計算(人口は、10月1日現在の人口統計数値を使用)

5 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

|           |   |       |       |       |        |   |    |           |
|-----------|---|-------|-------|-------|--------|---|----|-----------|
| 指標と説明     | 【指標 29】延焼率<br>出火した建物から他の建物への延焼を防ぎ、火災被害の減少の割合を見る指標<br>【単位：％】 |       |       |       |        | 結果の分析   |    |           |
| 目標設定の考え方  | 過去5年間(平成15年～平成19年)の平均延焼率が最も低い都道府県の数値を目標として設定しました。           |       |       |       |        | 住宅用火災警報器の普及率上昇に伴い、火災の延焼被害が軽減された。また、前年と比較して建物火災が9件増加しているものの、延焼火災件数は1件減少となり目標値の達成に繋がった。 |    |           |
|           | 基準値   | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度  |   |    | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    | 11.8  | 9.7   | 9.7   | 9.7   | 9.7    |   |    | 9.7       |
| 実績値(b)    |   | 10.3  | 11.2  | 10.4  | 8.1    |   |    |           |
| 達成率(a/b)％ |   | 94.2% | 86.6% | 93.3% | 119.8% |   | 評価 |           |
|           |   |       |       |       |        |   | A  |           |

【指標2】

|           |   |        |       |        |       |   |    |           |
|-----------|---|--------|-------|--------|-------|---|----|-----------|
| 指標と説明     | 【指標 30】救命率<br>心肺機能が停止した傷病者の生存率を見る指標<br>【単位：％】 |        |       |        |       | 結果の分析   |    |           |
| 目標設定の考え方  | 約5ポイント増加することを目標として設定しました。                     |        |       |        |       | H30は心肺機能が停止した傷病者の搬送件数が大きく増加し、高齢者の割合も増加している。心肺停止に至った原因や傷病者の背景が目標値に達しなかった要因の一つと考えられる。 |    |           |
|           | 基準値(H20年)                                     | H27年度  | H28年度 | H29年度  | H30年度 |   |    | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    | 8.5   | 14.0   | 14.0  | 14.0   | 14.0  |   |    | 14.0      |
| 実績値(b)    |   | 16.7   | 8.6   | 15.3   | 11.4  |   |    |           |
| 達成率(b/a)％ |   | 119.3% | 61.4% | 109.3% | 81.4% |   | 評価 |           |
|           |   |        |       |        |       |   | B  |           |

6 基本計画で定めている指標を補完する指標(業績評価指標)と各年度の目標及び実績

【業績評価指標1】

|           |  |        |        |       |       |   |    |           |
|-----------|--|--------|--------|-------|-------|---|----|-----------|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 15-1】住宅用火災警報器が設置されている住宅の割合<br>住宅用火災警報器が市火災予防条例に基づき設置が必要な場所にすべて設置されている住宅の割合<br>【単位：％】 |        |        |       |       | 結果の分析   |    |           |
| 目標設定の考え方  | 住宅用火災警報器を設置することが、火災の減少や被害の軽減に繋がるため、設置率を増加させることを目標として指標を設定しました。                               |        |        |       |       | 住宅用火災警報器の条例適合率については、目標値を達成できなかったが、全国平均の66.5%と比較すると高い状況である。今後も、必要な場所への設置促進を継続して取り組む。 |    |           |
|           | 基準値(H25年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度 | H30年度 |   |    | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    |  | 68.0   | 70.0   | 72.0  | 74.0  |   |    | 76.0      |
| 実績値(b)    |  | 68.0   | 70.0   | 70.0  | 73.0  |   |    |           |
| 達成率(b/a)％ |  | 100.0% | 100.0% | 97.2% | 98.6% |   | 評価 |           |
|           |  |        |        |       |       |   | B  |           |

【業績評価指標2】

|           |   |        |        |        |        |   |    |           |
|-----------|---|--------|--------|--------|--------|---|----|-----------|
| 指標と説明     | 【業績評価指標 15-2】応急手当に関する普及講習会受講者数<br>応急手当に関する普通救命講習会などの受講者数を見る指標<br>【単位：人】             |        |        |        |        | 結果の分析   |    |           |
| 目標設定の考え方  | 救命率の向上には、応急手当が実施できる人を増加させることが必要であることから、普通救命講習会などの受講者数を目標として設定し、応急手当ができる市民の養成を図りました。 |        |        |        |        | 応急手当に関する講習を978回実施し、24,869人の受講があり、応急手当に関する講習会及び広報による普及啓発を実施した結果、目標値を達成できた。 |    |           |
|           | 基準値(H25年)   | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  |   |    | H31(R1)年度 |
| 目標値(a)    | 22,488.0  | 23,000 | 23,000 | 23,000 | 23,000 |   |    | 23,000    |
| 実績値(b)    |   | 27,520 | 25,240 | 26,633 | 24,869 |   |    |           |
| 達成率(b/a)％ |   | 119.7% | 109.7% | 115.8% | 108.1% |   | 評価 |           |
|           |   |        |        |        |        |   | A  |           |

A: 年度別目標を(上回って)達成  
D: 年度別の目標の値が60%未満

B: 年度別の目標の値を80%以上達成  
: 今年度は成果指標の測定ができないもの

C: 年度別の目標の値を60%以上達成

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

7 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果(Plan・Do・Check)

|   | 施策を構成する事業名【所管課名】                                    | 平成30年度                    |                                 | 平成31年度(令和元年度)指標・目標(Plan)  |
|---|---|---------------------------|---------------------------------|---------------------------|
|   |   | 指標・目標(Plan)               | 実績(Do)・評価等(Check)               |                           |
| 1 | 消防署所整備事業【消防総務課】                                     | 津久井消防署の移転建設に向けた庁内検討を実施する。 | 実績<br>津久井消防署の移転建設に向けた庁内検討を実施した。 | 津久井消防署の移転建設に向けた基本設計を実施する。 |
|   | 評価<br>今後も市民の安全安心を図るため、計画的に消防署所の建設に向け、設計、建設工事等を実施する。 |                           |                                 |                           |

|   |   |           |  |    |   |   |
|---|---|-----------|--|----|---|---|
| 2 | 消防団詰所・車庫整備事業  | 【消防総務課】   | 南方方面隊第3分団第6部詰所・車庫の移転建設を実施する。   | 実績 | 南方方面隊第3分団第6部詰所・車庫の移転建設を実施した。  | 移転建設完了に伴い、旧詰所・車庫の解体工事を実施する。   |
|   | 消防力の強化及び消防団の活動環境を充実させるため、老朽化している消防団詰所・車庫を整備する。  |           | 藤野方面隊牧野分団第3部詰所・車庫移転予定地の用地測量及び用地の取得を実施する。                                     | 評価 | 移転建設工事の完了に伴い、消防力の強化及び消防団の活動環境の充実が図られた。<br>計画どおりに事業が完了したため、次年度は移転建設工事を実施する。  | 移転建設工事を実施する。  |
| 3 | 火災予防推進事業  | 【予防課】     | 住宅用火災警報器設置率「100%」  | 実績 | 住宅用火災警報器設置率「93%」  | 住宅用火災警報器設置率「100%」   |
|   | 火災の発生件数及び火災による人的・物的被害の減少を図るため、住宅防火対策、放火防止対策、児童に対する防火教育、火災予防広報、火災予防体制の強化などを行う。                               |           | ファイヤースクール実施校「75校」  |    | アンケート調査により警報器を1個以上設置していると回答した割合。条例に基づき、警報器の設置が必要な場所すべてに設置されている住宅の割合は「73%」   | ファイヤースクール実施校「75校」   |
|   |   |           |  | 評価 | 住宅用火災警報器の設置率については横ばいであるが、全国平均81.6%と比較しても高い状況である。今後も引き続き設置促進に取り組む。<br>ファイヤースクールについては、児童数の関係で隔年実施している学校等を除いて実施し、防火教育の推進が図られた。           |   |
| 4 | 救急業務の高度化推進事業  | 【警防課・救急課】 | ・メディカルコントロール体制の充実<br>・気管挿管・薬剤投与資格者、新たな処置範囲拡大に対応できる救急救命士の養成<br>・高度救命処置用資器材の整備 | 実績 | ・東北・関東地区メディカルコントロール協議会を開催した。<br>・気管挿管資格者7名、薬剤投与資格者9名、新たな処置範囲拡大に対応できる救急救命士24名を養成した。(前年度実績は気管挿管資格者7名、薬剤投与資格者9名、新たな処置範囲拡大に対応できる救急救命士23名) | ・メディカルコントロール体制の充実<br>・気管挿管、ビデオ喉頭鏡気管挿管及び薬剤投与資格者の救急救命士を養成<br>・高度救命処置用資器材の整備 |
|   | 救急業務の高度化を推進するため、メディカルコントロール体制の充実を図るとともに、高度な救急研修の実施や気管挿管、薬剤投与及び新たな処置範囲拡大に対応できる救急救命士を養成するほか、高度救命処置用資器材の整備を図る。 |           |  |    | 評価  | 救急高度化に対応できる救急救命士を計画通り養成し、救急高度化への的確な対応が図られた。                               |
| 5 | 応急手当普及啓発事業  | 【救急課】     | 応急手当の普及啓発活動の推進。(目標値23,000人)  | 実績 | 応急手当に関する講習を978回実施し、24,869人が受講した。  | 応急手当の普及啓発活動の推進。(目標値23,000人)   |
|   | 応急手当普及員の養成、普及講習会の開催及び消防訓練・自主防災訓練の機会を捉え、積極的に救急講習を実施し、応急手当ができる市民の養成を図るとともに、応急手当を実施したバイスタンダーへサンキューカードを配布する。    |           |  |    | 評価  | 応急手当に係る講習会の拡充等により、多くの市民に応急手当を普及したため、応急手当の普及啓発活動の推進が図られた。                  |

施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額

[単位:千円]

| 番号 | 事業名【所管課】     | H28年度  | H29年度   | H30年度  | H30年度における財源内訳 |        |
|----|--------------|--------|---------|--------|---------------|--------|
|    |              |        |         |        | 特定財源          | 一般財源   |
| 1  | 消防署所整備事業     | 43,500 | 455,901 | 0      | 0             | 0      |
| 2  | 消防団詰所・車庫整備事業 | 34,820 | 5,435   | 40,808 | 37,900        | 2,908  |
| 3  | 火災予防推進事業     | 7,499  | 5,595   | 5,752  | 0             | 5,752  |
| 4  | 救急業務の高度化推進事業 | 35,462 | 41,242  | 23,018 | (11,516)      | 11,502 |
| 5  | 応急手当普及啓発事業   | 7,749  | 7,047   | 6,753  | 0             | 6,753  |

特定財源:国や県からの交付金、地方債等、用途が特定される財源(市債が含まれる場合は括弧書きにて表示) 一般財源:地方税、地方交付税等、用途が特定されない財源

8 総合戦略に係る指標等の各年度の目標及び実績

【指標1】

| 指標と説明     | 【指標 32】住宅用火災警報器が設置されている住宅の割合<br>住宅用火災警報器が市火災予防条例に基づき設置が必要な場所にすべて設置されている住宅の割合<br>【単位：％】 |  |        |       |       | 結果の分析     |   |   |
|-----------|--|--|--------|-------|-------|-----------|---|---|
|           | 目標設定の考え方   | 住宅用火災警報器を設置することが、火災の減少や被害の軽減に繋がるため、設置率を増加させることを目標として指標を設定しました。 |        |       |       |           | 住宅用火災警報器の条例適合率については、目標値を達成することができなかったが、全国平均の66.5%と比較しても高い状況である。今後も引き続き必要な場所への設置促進に取り組む。 |   |
|           | 基準値(H26年)  | H27年度  | H28年度  | H29年度 | H30年度 | H31(R1)年度 | 評価  | B |
| 目標値(a)    | 66.0   | 68.0   | 70.0   | 72.0  | 74.0  | 76.0      |   |   |
| 実績値(b)    |  | 68.0   | 70.0   | 70.0  | 73.0  |           |   |   |
| 達成率(b/a)％ |  | 100.0%   | 100.0% | 97.2% | 98.6% |           |   |   |

A: 年度別目標を(上回って)達成

B: 年度別の目標の値を80%以上達成

C: 年度別の目標の値を60%以上達成

D: 年度別の目標の値が60%未満

: 今年度は成果指標の測定ができないもの

目標値のカッコ内の値は上方修正前のもの

9 他の部局との庁内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を生かした取組

【他の部局との庁内横断的な取組】

地域包括ケア推進課が所管する「相模原市在宅・医療介護連携推進会議」に参画し、平成30年度からは「高齢者救急に関する部会」が設置され、救急搬送時における医療機関への情報伝達について検討している。

【民間活力を生かした取組】

高齢者等の火災による被害を軽減するため、(公社)相模原市防災協会に一人暮らし高齢者宅等の防火啓発訪問を委託した。

【地域の独自性を生かした取組】

神奈川県が策定した「神奈川県傷病者の搬送及び受入れの実施基準」により、受入医療機関の確保に関しては、地域の实情に応じて具体的基準を定めることとされていることから、本市では、二次救急医療機関及び北里大学病院救命救急・災害医療センターとの連携により、傷病者の受入医療機関を確保するための基準として、平成23年12月1日から受入医療機関確保基準「相模原ルール」を定め、速やかに傷病者の搬送先が決定しない場合でも、北里大学病院救命救急・災害医療センターで傷病者を一時的に受け入れることで、早期に医師の管理下におかれる体制を構築した。

10 総合戦略における総合分析

(1) 現状分析・課題認識

住宅用火災警報器については、住宅に1個以上設置されている「設置率」及び条例に基づき、設置が必要な場所すべてに設置されている「条例適合率」とともに目標値未達成(設置率:目標値100% 実績値93%、条例適合率:目標値74% 実績値73%)となった。

住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上が経過していることから、設置促進と合わせ、適正な維持管理の普及についても促進する。

(2) 今後の具体的改善策

住宅用火災警報器の設置率及び条例適合率を向上させるため、様々な広報媒体及びイベント等の機会を捉え、継続的な広報を実施する。

11 総合計画における総合分析

(1) 現状分析・課題認識

高度な救急救命処置のできる救急救命士や応急手当のできる市民の養成は目標を達成しているが、救命率については、対象となる心肺機能が停止した傷病者の心肺停止に至った原因や背景が要因となり、目標値を達成することができなかった。今後も様々な要因により変化する救急需要に対応するため、救急高度化の計画的な推進及び応急手当に係る講習会の拡充などを更に検討し、発展させることが課題である。

(2) 今後の具体的改善策

メディカルコントロール体制の充実強化を図るとともに、高度な救急救命処置のできる救急救命士の計画的な養成を継続し、応急手当に係る講習会は、市民ニーズに合わせるなど、柔軟な対応により受講者数を増加することで、救命率の維持向上を目指す。

住宅用火災警報器の設置率及び条例適合率を向上させるため、様々な広報媒体及びイベント等の機会を捉え、継続的な広報を実施する。

12 本施策の市の自己評価(1次評価)(Check)

【平成30年度の取組についての総合評価】

高度な救急救命処置のできる救急救命士や応急手当のできる市民の養成は目標を達成しているが、救命率については、対象となる心肺機能が停止した傷病者の心肺停止に至った原因や背景が要因となり、目標値を達成することができなかった。今後も様々な要因により変化する救急需要に対応するため、救急高度化の計画的な推進及び応急手当に係る講習会の拡充などを更に検討し、発展させることが課題である。

住宅用火災警報器については、住宅に1個以上設置されている「設置率」及び条例に基づき、設置が必要な場所すべてに設置されている「条例適合率」ともに目標値未達成(設置率:目標値100% 実績値93%、条例適合率:目標値74% 実績値73%)であることから、設置促進と合わせ、適正な維持管理の普及についても促進する。

「指標1:延焼率」は、住宅用火災警報器の普及率上昇に伴い、火災の延焼被害が軽減されたことにより、目標値を達成することができたためA評価としたが、「指標2:救命率」はH30は心肺機能が停止した傷病者の搬送件数が大きく増加したこと、高齢者の割合も増加していることから、心肺停止に至った原因や傷病者の背景から目標値を達成できなかったためB評価とした。

このことから、「延焼率」は目標値を達成できA評価としたものの、「救命率」においては目標値を達成できずB評価であることから、総合的に判断し、1次評価はBとした。

|      |
|------|
| 1次評価 |
| B    |

13 前年度の1次評価で示した改善策の取組結果(Act)

県北・県央地区メディカルコントロール協議会を開催したことで、体制の充実強化を図り、高度な救急救命処置のできる救急救命士を計画的に養成するとともに、応急手当に係る講習会を市民ニーズにあわせて拡充し、応急手当のできる市民を養成したが、救命率は目標値を達成できなかった。

14 2次評価(総合計画審議会意見)(Check)

【施策推進に対する意見及び改善点】

|      |
|------|
| 2次評価 |
|------|

- A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている
- B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要
- C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

15 【参考】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

|  |
|--|
|  |
|--|